

平成28年第1回長瀬町議会定例会会議録目次

招集告示	1
応招・不応招議員	2
3月9日(水)	
○開 会	6
○開 議	6
○議案等の説明のため出席した者の紹介	6
○諸般の報告	6
○町長挨拶	7
○議事日程の報告	8
○会議録署名議員の指名	8
○会期の決定	8
○町長の施政方針	9
○町政に対する一般質問	12
7番 関口雅敬君	12
4番 岩田務君	20
6番 野口健二君	22
5番 村田徹也君	23
2番 田村勉君	34
○発言の訂正	37
3番 野原隆男君	42
8番 大島瑠美子君	43
○町長提出議案の報告及び一括上程	48
○議案第1号の説明、質疑、討論、採決	48
・議案第1号 専決処分承認を求めることについて(長瀬町税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例)	
○議案第2号の説明、質疑、討論、採決	49
・議案第2号 長瀬町公共施設整備基金条例	
○議案第3号の説明、質疑、討論、採決	52
・議案第3号 長瀬町蓬莱島公園設置及び管理条例	
○議案第4号の説明、質疑、討論、採決	60
・議案第4号 長瀬町行政不服審査法関係手数料条例	
○議案第5号の説明、質疑、討論、採決	61
・議案第5号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例	
○議案第6号の説明、質疑、討論、採決	63
・議案第6号 地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施	

行に伴う関係条例の整備に関する条例

○議案第7号の説明、質疑、討論、採決	6 5
・議案第7号 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例	
○議案第8号の説明、質疑、討論、採決	6 6
・議案第8号 長瀬町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例	
○議案第9号の説明、質疑、討論、採決	6 8
・議案第9号 証人等の実費弁償に関する条例の一部を改正する条例	
○議案第10号の説明、質疑、討論、採決	6 9
・議案第10号 議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例	
○議案第11号の説明、質疑、討論、採決	7 1
・議案第11号 町長等の諸給与条例の一部を改正する条例	
○議案第12号の説明、質疑、討論、採決	7 2
・議案第12号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	
○議案第13号の説明、質疑、討論、採決	7 3
・議案第13号 長瀬町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例	
○議案第14号の説明、質疑、討論、採決	7 7
・議案第14号 平成27年度長瀬町一般会計補正予算（第5号）	
○会議時間の延長	8 4
○延会について	9 3
○次会日程の報告	9 3
○延 会	9 3



3月10日（木）

○開 議	9 7
○議案等の説明のため出席した者の紹介	9 7
○議事日程の報告	9 7
○議案第15号の説明、質疑、討論、採決	9 7
・議案第15号 平成27年度長瀬町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）	
○議案第16号の説明、質疑、討論、採決	1 0 0
・議案第16号 平成27年度長瀬町介護保険特別会計補正予算（第3号）	
○議案第17号の説明、質疑、討論、採決	1 0 1
・議案第17号 平成28年度長瀬町一般会計予算	
○議案第18号の説明、質疑、討論、採決	1 5 7

・議案第18号 平成28年度長瀨町国民健康保険特別会計予算	
○議案第19号の説明、質疑、討論、採決	161
・議案第19号 平成28年度長瀨町介護保険特別会計予算	
○会議時間の延長	163
○議案第20号の説明、質疑、討論、採決	165
・議案第20号 平成28年度長瀨町後期高齢者医療特別会計予算	
○議案第21号の説明、質疑、討論、採決	167
・議案第21号 埼玉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加 及び同組合の規約変更について	
○議案第22号の説明、質疑、採決	168
・議案第22号 長瀨町公平委員会委員の選任について	
○議案第23号の説明、採決	169
・議案第23号 長瀨町教育委員会教育長の任命について	
○議案第24号の説明、採決	170
・議案第24号 長瀨町教育委員会委員の任命について	
○総務教育常任委員会所管事務調査の中間報告の件	170
○総務教育常任委員会の閉会中の継続審査の件	171
○総務教育常任委員会、経済観光常任委員会及び議会運営委員会の閉会中の継続調 査の件	171
○閉会について	172
○町長挨拶	172
○閉 会	172

○ 招 集 告 示

長瀬町告示第8号

平成28年第1回長瀬町議会定例会を次のとおり招集する。

平成28年3月4日

長瀬町長 大 澤 夕 希 江

1 期 日 平成28年3月9日(水)

2 場 所 長瀬町役場議場

○ 応 招 ・ 不 応 招 議 員

応招議員（10名）

1番	井	上	悟	史	君	2番	田	村	勉	君		
3番	野	原	隆	男	君	4番	岩	田	務	君		
5番	村	田	徹	也	君	6番	野	口	健	二	君	
7番	関	口	雅	敬	君	8番	大	島	瑠	美	子	君
9番	新	井	利	朗	君	10番	染	野	光	谷	君	

不応招議員（なし）

平成28年第1回長瀬町議会定例会 第1日

平成28年3月9日（水曜日）

議事日程（第1号）

- 1、開 会
- 1、開 議
- 1、議案等の説明のため出席した者の紹介
- 1、諸般の報告
- 1、町長挨拶
- 1、議事日程の報告
- 1、会議録署名議員の指名
- 1、会期の決定
- 1、町長の施政方針
- 1、町政に対する一般質問
 - 7番 関 口 雅 敬 君
 - 4番 岩 田 務 君
 - 6番 野 口 健 二 君
 - 5番 村 田 徹 也 君
 - 2番 田 村 勉 君
 - 3番 野 原 隆 男 君
 - 8番 大 島 瑠美子 君
- 1、町長提出議案の報告及び一括上程
 - 1、議案第1号の説明、質疑、討論、採決
 - 1、議案第2号の説明、質疑、討論、採決
 - 1、議案第3号の説明、質疑、討論、採決
 - 1、議案第4号の説明、質疑、討論、採決
 - 1、議案第5号の説明、質疑、討論、採決
 - 1、議案第6号の説明、質疑、討論、採決
 - 1、議案第7号の説明、質疑、討論、採決
 - 1、議案第8号の説明、質疑、討論、採決
 - 1、議案第9号の説明、採決、討論、採決
 - 1、議案第10号の説明、質疑、討論、採決
 - 1、議案第11号の説明、質疑、討論、採決
 - 1、議案第12号の説明、質疑、討論、採決
 - 1、議案第13号の説明、質疑、討論、採決
 - 1、議案第14号の説明、質疑、討論、採決
- 1、延会について
- 1、次会日程の報告

1、延 会

午前9時開会

出席議員（10名）

1番	井	上	悟	史	君	2番	田	村	勉	君		
3番	野	原	隆	男	君	4番	岩	田	務	君		
5番	村	田	徹	也	君	6番	野	口	健	二	君	
7番	関	口	雅	敬	君	8番	大	島	瑠	美	子	君
9番	新	井	利	朗	君	10番	染	野	光	谷	君	

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

町長	大	澤	夕	キ	江	君	副町長	平	健	司	君
教育長	宮	原	利	定	君	会計	大	澤	彰	一	君
総務課長	野	原	寿	彦	君	管理	齊	藤	英	夫	君
税務課長	林		宜	子	君	企画	中	畝	健	一	君
健康福祉	福	田	光	宏	君	財政	横	山	和	弘	君
課長	坂	上	光	昭	君	長	若	林		実	君
建設課長						課					
						産業					
						観光					
						長					
						課					
						教育					
						次長					

事務局職員出席者

事務局長	福	島	基	之	書記	青	木	正	剛
------	---	---	---	---	----	---	---	---	---

◎開会の宣告

(午前 9 時)

○議長（新井利朗君） 皆さん、おはようございます。

本日は、平成28年第1回長瀬町議会定例会に当たり、何かとご多忙のところ、議員各位にはご健勝にてご出席いただきまして、まことにありがとうございます。

ただいまの出席議員は10名でございます。定足数に達しておりますので、これより平成28年第1回長瀬町議会定例会を開会いたします。



◎開議の宣告

○議長（新井利朗君） これより本日の会議を開きます。

上着の着脱は、ご自由をお願いいたします。



◎議案等の説明のため出席した者の紹介

○議長（新井利朗君） 本定例会において、本日の会議に地方自治法第121条の規定により提出議案等の説明のため出席を求め、出席された関係者は、参与席にご着席の方々でございます。



◎諸般の報告

○議長（新井利朗君） ここで、諸般の報告をいたします。

監査委員から、平成27年11月から平成28年1月に係る現金出納検査の結果報告を受けております。その写しを皆様のお手元にご配付してありますので、ご了承願います。

12月13日に、小鹿野町「赤谷温泉・小鹿荘」で「鉄砲まつり観光懇談会」が開催され、出席いたしました。

12月18日、小鹿野町役場で「第28回ちちぶ定住自立圏推進委員会」が開催され、出席いたしました。

12月25日に、横瀬町役場で「秩父地域議長会第3回定例会」が開催され、副議長野口健二君ともども出席いたしました。

1月9日に、秩父消防本部で「消防出初式」が開催され、副議長野口健二君、秩父広域市町村圏組合議会議員大島瑠美子君、岩田務君ともども出席いたしました。

1月13日に、埼玉県知事公館で「県と市議会議長会・町村議長会との新年懇談会」が開催され、出席いたしました。

2月10日に、埼玉県県民健康センターで埼玉県町村会、埼玉県町村議会議長会による「町村長・町村議会正副議長合同研修会」が開催され、副議長野口健二君ともども出席いたしました。

2月26日に、埼玉県県民健康センターで埼玉県町村議会議長会による「平成27年度定期総会」が開催され、出席いたしました。

以上で諸般の報告を終わります。



◎町長挨拶

○議長（新井利朗君） 定例会の開会に当たりまして、町長から挨拶のため発言を求められておりますので、ここで挨拶を許します。

町長。

○町長（大澤タキ江君） おはようございます。3月定例会開会に先立ちまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本日ここに、平成28年第1回長瀬町議会定例会を招集申し上げましたところ、何かとご多忙の中をご出席賜りまして厚く御礼申し上げます。

ことしの宝登山ロウバイ園は、暖冬の影響で例年より早く開花いたしました。1月18日に降った雪による大きな影響もなく、マスコミに取り上げていただいたことから大勢の観光客にお越しいただき、ロウバイの花と香りを楽しんでいただくことができました。

さて、安倍内閣総理大臣は、我が国の構造的な問題である少子高齢化に真正面から挑み、希望を生み出す強い経済、夢を紡ぐ子育て支援、安心につながる社会保障の高三本の矢の実現を目的とする一億総活躍社会を目指すと宣言をいたしました。春に取りまとめを予定している日本一億総活躍プランでは、戦後最大のGDP600兆円、希望出生率1.8、介護離職ゼロという大きな目標を掲げております。

当町においては、これらの成果による税収増により、それを財源として子育て支援や社会保障に活用できることを期待するものでございます。

ここで12月定例会以降における主な事項について、ご報告申し上げます。

最初に、総務課関係について申し上げます。12月17日に、秩父郡市では初めてとなる女性議会を開催いたしました。長瀬町内在住の団体等から推薦された高校生から70代の女性9人の方に議員としてご協力いただき、一般質問では町の発展を思う強い気持ちを強く感じ、深い感銘を受けました。町議会におかれましては、女性議会の趣旨をよくご理解いただき、運営に当たり大変なご協力をいただきましたこと、心より感謝を申し上げます。

次に、産業観光課関係について申し上げます。3月6日に、秩父路に春を告げるお祭りとして恒例になりました「長瀬火祭り」が宝登山山麓で盛大に開催されました。

次に、教育委員会関係について申し上げます。1月10日に、毎年恒例の成人式を行い、新たに78名が成人の仲間入りをいたしました。議員の皆様にはご出席いただき、ともに新成人の門出を祝っていただき、ありがとうございました。

3月5日、中央公民館で、スポーツ賞授与式を行いました。町表彰は、スポーツ優秀賞が個人6名、団体2団体、教育委員会表彰は、スポーツ奨励賞が個人15名、団体7団体が受賞されました。また、長瀬町ゴルフ協会を設立し、長年にわたり会長を務められ、スポーツの推進、発展に尽力された雨宮鹿之助さんが、スポーツ功労賞を受賞されました。

次に、小中学校の卒業式、入学式についてですが、中学校の卒業式が3月15日の火曜日、小学校は24日の木曜日、入学式は中学校が4月8日の金曜日、小学校が11日の月曜日でございます。年度がわりの何か

とお忙しい時期ではございますが、ご参列いただき、児童生徒の成長した姿をごらんいただきたいと思います。

以上、今定例会までの主な事業等の報告を終わります。

なお、町政の基本方針等は、施政方針の中で述べさせていただきますので、ご了承いただきたいと思います。

さて、本定例会でご審議いただきます案件は、新規条例案や予算案、人事案などの合わせて24議案でございます。これらの案件につきましては、各議案が上程されましたその都度ご説明申し上げますので、ご了承いただきたいと思います。

いずれも、町政進展のため重要な案件でございますので、十分にご審議いただき、ご承認、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

以上、開会に当たりましてのご挨拶といたします。本日はよろしくお願いいたします。



◎議事日程の報告

○議長（新井利朗君） 本日の議事日程をご報告いたします。

本日の議事日程は、印刷の上、既にお手元にご配付してあるとおりでございます。これに従って議事を進めてまいりますので、よろしくご了承願います。



◎会議録署名議員の指名

○議長（新井利朗君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第119条の規定により、議長からご指名申し上げます。

4番 岩田 務 君

5番 村田 徹也 君

6番 野口 健二 君

以上の3名をご指名いたします。



◎会期の決定

○議長（新井利朗君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日から11日までの3日間にいたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（新井利朗君） ご異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日から11日までの3日間に決定いたしました。



◎町長の施政方針

○議長（新井利朗君） 日程第3、町長の施政方針。

町長施政方針をお願いします。

町長。

○町長（大澤タキ江君） 平成28年第1回長瀬町議会定例会の開会に当たり、平成28年度の予算の編成方針と町政運営に関する基本的な考え方、主要施策の概要などをまとめました施政方針を述べさせていただきます。

我が国の経済は、政府が公表する月例経済報告によりますと、「景気は、このところ一部に弱さも見られるが、緩やかな回復基調が続いている」と報告され、先行きについては「雇用・所得環境の改善が続く中で、各種政策の効果もあって、緩やかな回復に向かうことが期待される」と指摘されています。

また、国は「経済・財政再生計画」で地方行財政改革として、地域の活性化と頑張る地方を支援する仕組みへの地方交付税制度等の改革、国と地方を通じた歳出効率化に取り組むとしており、さらに「まち・ひと・しごと創生基本方針」では、地方創生は将来にわたっての「人口減少問題の克服」と「成長力の確保」を図ることを目指し、その実現のためには、厳しい現状を踏まえ、国の「総合戦略」に盛り込まれた政策パッケージをより一層強化することにより「地方創生の深化」に取り組むことを掲げ、「一億総活躍社会の実現に向けて緊急に実現すべき対策」を迅速かつ着実に実行することとしています。

当町に目を向けますと、平成26年度決算において、経常収支比率や実質公債費比率は、前年度より比率が低下しましたが、将来負担比率については悪化しており、財政の硬直化が進行している状況となっており、今後も非常に厳しい対応が予測されます。

また、自主財源の柱である町税収入は、平成21年度以降減収となっており、現下の経済情勢では大幅な回復を見込むことは難しいと考えております。

さらに、一般財源として活用できる財政調整基金は、繰越金の一部を積み立てているとはいえ、町税収入や地方交付税、臨時財政対策債の決定状況によっては、相当額の取り崩しを行う必要があり、残高も減少していく見込みとなっており、安定した財政運営には不安を抱かざるを得ない状況にあります。

歳出については、高齢化の進展に伴う扶助費などの社会保障制度に関する費用や老朽化した施設の維持管理経費、町債の償還などの経常的経費が増加していることに加え、少子化対策、定住対策、災害への備えや安全で安心なまちづくり、生活基盤の整備、観光振興、教育の充実など、今後取り組むべき課題が山積しておりますので、計画最終年度を迎える第4次総合振興計画の総仕上げをしていくとともに「長瀬町まち・ひと・しごと創生総合戦略」に基づく施策を効率的かつ継続的に実施していく必要があると考えております。

さらに社会保障・税番号制度など国の施策に係る財政需要の増にも対応していく必要があります。

このような厳しい財政状況が見込まれる中、現状のままこうした事業に取り組んでいくことは極めて困難であり、引き続き限られた財源を効果的に活用するため、事務事業の見直しを強く進めるとともに、町税収納率の向上など財源確保を進める必要があります。

それでは、平成28年度の当初予算編成に当たり定めました予算編成方針の大要について述べさせていた

だきます。

まず、前提としましたのは、基本構想に掲げられた、当町が施策を実施する上で5つのまちづくりの基本理念、若い世代が定住するまちづくり、安心と安全に暮らせるまちづくり、美しい自然を生かしたまちづくり、地域の支え合いと思いやりのあるまちづくり、町民との協働と参画によるまちづくりに基づき「はつらつ長瀬」の実現を目指し、効率的かつ重点的に重要度の高い事業に集中して、まちづくりを推進することです。

次に、「長瀬町まち・ひと・しごと創生総合戦略」に掲げられた基本方針、観光産業を軸とした地域の雇用の創出、新しい人の流れをつくり出す定住・交流の活性化、「長瀬で出会い、長瀬で育てる」若年層への支援、町民の幸せな生活を支えるコミュニティの創造の4つの事項に基づき、まちづくりを推進することです。

また、多様化する町民ニーズへの対応、町民の視点に立ったより質の高いサービスを提供するため、これまでの取り組みや成果を踏まえながら、町民満足度の向上を図り、町民の参画と協働によるまちづくりの展開を図るとともに、限られた人員や予算等の中で、最少の経費で最大の効果を上げるため、事務事業の効率化を行う一方、「意識改革」と「創意工夫」を図り、現在の財政状況を少しでも改善するよう職員一人一人が身近なところからさまざまな取り組みを心がけ、経費削減に努めるよう求めました。

さらに、従来の計上方法にとらわれずに全ての事業の見直しを行い、新しい観点で判断するとともに、新規・既存事業にかかわらず、積極的な財源確保に努め、後年度負担に十分配慮するよう求めました。

このような方針に従い、予算編成を行いました結果、平成28年度の当初予算案の規模は、一般会計31億6,691万4,000円、対前年度比2.8%の減、国民健康保険特別会計10億2,810万4,000円、対前年度比4.5%の増、介護保険特別会計7億4,558万9,000円、対前年度比0.4%の減、後期高齢者医療特別会計9,529万1,000円、対前年度比7.5%の増となりまして、一般会計と特別会計を合わせ50億3,589万8,000円、対前年度比0.8%の減となりました。

続きまして、平成28年度予算案に計上した事業のうち、特に力を入れて取り組みたい事業についてご説明いたします。

初めに、定住促進対策事業ですが、少子・高齢化の進展する当町に若者世帯を呼び込むことで人口減少を抑制し、地域社会の活性化を促すため、引き続き町内に新たに住宅を取得する若者夫婦世帯等に対して補助金を交付して、若者の定住化を推進します。

次に、子育て支援では、こども医療費の支給対象を高校生世代に拡大するとともに、引き続き子育て支援金や入学祝い金の交付、学校給食費の一部公費負担など、子育てに係る保護者の経済的負担の軽減を図り、子育てに係る各種事業を実施し、子供の健全育成を図ってまいります。

次に、魅力ある観光地づくりを推進するため、観光客のニーズに対応していくために、公衆トイレやハイキングアプリなどの整備をしてまいります。

また、これまで長年の懸案事項となっておりました通称「南桜通り」の改良を引き続き進め、適正かつ安全な道路管理を図ってまいります。

ただいまご説明いたしました事業のほか、平成28年度もさまざまな事業を予定しております。総合振興計画の後期基本計画の項目に沿って、施策の概要についてご説明します。

初めに、「快適な環境と安心して暮らせるまちづくり」について、町道の整備では、南桜通りを含めた町道5路線の改良事業を初め、舗装修繕などの維持管理を進めてまいります。

交通安全対策では、危険箇所へのガードレール、カーブミラー、道路照明灯を設置するなど交通安全施設の整備を図ります。

町営住宅については、塚越団地の外壁等の改修を引き続き実施します。

防災、危機管理については、消防団資機材の充実を図るなど、消防団の円滑な運営や消防施設、防災行政無線の維持管理を図るなど、災害に備えた事業にもこれまでと同様に取り組んでまいります。

環境衛生の推進については、下水道、し尿処理、市町村整備型浄化槽、ごみ処理経費及び火葬場経費などを負担するほか、上水道については秩父広域市町村圏組合が平成28年度から事業を所管するので、その経費を負担いたします。

また、温暖化対策事業として、住宅の太陽光発電システム設置に引き続き助成してまいります。

次に、「健康で生きがいのあるまちづくり」について、社会福祉の充実においては、障害者自立支援給付費事業を初め、子育て支援事業や放課後児童クラブ事業などを進めていくほか、こども医療、ひとり親家庭等医療、重度心身障害者医療、いわゆる福祉3医療の医療扶助についても、引き続き進めてまいります。特に、こども医療費の支給対象については、高校生世代まで拡大いたします。

健康づくりでは、各種事業を実施し、早期発見、早期治療の機会を提供するとともに、健康維持や生活習慣病の予防を推進し、引き続き町民の健康増進を図るほか、国民健康保険及び後期高齢者医療保険加入者を対象とする人間ドック助成を引き続き実施いたします。

さらに、ちちぶ医療協議会により、救急医療や予防医療等の地域医療の維持、向上を図ってまいります。

国民健康保険や後期高齢者医療保険、介護保険については、医療給付費等の増加など制度の運営は厳しい状況にありますが、安心して医療や介護が受けられるよう、安定した財政運営を行う基盤づくりに努めるとともに、国や県に対して制度の見直しや充実の要望を行ってまいります。

次に、「活力のある産業を育てるまちづくり」について、農林業の振興については、地域農業の活性化と農業経営者の効率化を図るため、生産者団体及び観光農業の施設整備並びに農作物の種苗費等に対して補助金を交付するなど、農業の振興を図ってまいります。

商工業については、中小企業者が経営に必要な資金を借り入れた場合の利子補給や住宅リフォーム等、資金の助成を引き続き行ってまいります。

また、当町は埼玉県を代表する観光地ですが、観光客のニーズの多様化などに対応するため、観光情報館を中心に多彩な観光情報の提供を行うほか、観光施設の整備を実施するとともに、桜や観光施設の維持管理等を行い、さらなる観光地としての魅力アップを図ってまいります。

次に、「心豊かな人をはぐくむまちづくり」についてといたしましては、学校用コンピュータの整備を初め、学校施設・整備の充実や国際社会に対応できる子供を育てるための外国人講師による語学指導、特別支援教育学校支援員の配置など、引き続き小中学校の教育環境の充実に向けた取り組みを図ってまいります。

また、就学への援助については、保護者の経済的負担の軽減を目的とした小中学校入学祝金の支給、育英奨学金と入学準備金の貸与等を引き続き行ってまいります。

生涯学習の推進と生涯スポーツの振興については、中央公民館や総合グラウンドなど、生涯を通じて意欲的に学習やスポーツに親しめる施設の維持管理を引き続き行ってまいります。

歴史と文化の伝承については、国指定重要文化財である旧新井家住宅の改修を行うなど、引き続き文化財の保護・活用を図ってまいります。

学校給食については、安全安心な給食の充実を図るため、給食用食器の更新を行うほか、引き続き給食費の一部を公費負担し、保護者の経済的負担の軽減を図ってまいります。

最後に、「町民と行政との協働によるまちづくり」について、住民の行政への参画、コミュニティ活動の支援、長瀬地区公園の整備などについて引き続き進めていくほか、「長瀬町まち・ひと・しごと創生総合戦略」に基づく矢那瀬地区拠点づくり構想の策定を行ってまいります。

開かれた行政の確立については、マイナンバーの安全管理措置を講じるとともに、広報紙の発行やホームページの運営管理に関する事業を引き続き進めてまいります。

計画的な行財政運営の確立については、町政運営の基本的な方針となる次期総合振興計画策定を行うほか、地方公会計整備を行うのに必要な固定資産台帳の策定及び公共施設等を管理する基本的な方針を定める公共施設等総合管理計画の策定を行います。

また、公共施設整備に要する財源を確保するための基金を設置するほか、町税の適正な賦課徴収等を推進し、自主財源の確保を図ってまいります。

広域行政の推進については、新火葬場の建設や上水道の広域化など、広域的な行政課題に引き続き取り組んでいくほか、ちちぶ定住自立圏構想に基づいた各種事業を進めてまいります。

以上、平成28年度当初予算編成に当たりましての施政方針を述べさせていただきました。

今後、国や県の政策判断や経済情勢の変化に影響を受け、当町を取り巻く情勢にも変化が生じる状況もあろうかと存じます。これら諸施策の実現は、私一人で実現できるものではありません。このような行財政を取り巻く厳しい状況を私を初め職員一人一人が、十分認識した上で事業を進めることが重要だと考えています。

町民の皆様並びに議員各位におかれましては、なお一層のご理解、ご協力を賜りますよう、重ねてお願い申し上げます、平成28年度に臨む施政方針とさせていただきます。



◎町政に対する一般質問

○議長（新井利朗君） 日程第4、町政に対する一般質問を行います。

お手元にご配付してあります一般質問通告一覧の順序に従って発言を許可いたします。

なお、質問並びに答弁に当たりましては、要領よく、できるだけ簡単明瞭にご発言いただきまして、議事の進行にご協力いただきますよう特にお願ひ申し上げます。

それでは、最初に、7番、関口雅敬君の質問を許します。

7番、関口雅敬君。

○7番（関口雅敬君） それでは、通告に従って質問をさせていただきます。

初めに、女性議会について、総務課長にお伺いをいたします。昨年12月に、女性議会が開催されましたが、この議会の開催目的、参加者の選定方法、開催の住民への周知方法について伺います。

また、質問に対し、1回の答弁で終了してしまったため、議論が深められなかったと思います。なぜ再質問を受けなかったのか、運営方法をどのように決めたのか伺います。

○議長（新井利朗君） 総務課長。

○総務課長（野原寿彦君） 女性議会の開催についてのご質問にお答えします。

女性議会は、昨年12月17日に初めて開催いたしました。開催に至った背景には、町長の選挙公約であるとともに、男女共同参画社会づくりの一環として、女性の皆さんに議会の活動等をご理解いただき、町政への関心を深めていただくとともに、女性の視点のまちづくりに反映させ、女性の社会参加を推進するため開催したところでございます。

参加者の選定方法につきましては、町内で女性が活躍している団体と近隣の高校に対しまして推薦をお願いいたしました。それぞれ推薦していただいた方々に、議員としてご協力をお願いいたしました。

開催に当たっての広報でございますが、11月中旬より町ホームページに掲載いたしましたほか、開催日前日には防災行政無線でお知らせをいたしました。

また、開催結果につきましては、町ホームページに掲載するとともに、広報ながとろ2月号に掲載し、日刊紙にも掲載していただきました。

運営につきましては、町議会の会議規則に倣い、女性議員による一般質問形式で行うこととしましたが、初めての開催であり、限られた時間の中で皆さんからのご質問をいただき、それに対して答弁することになりますので、テーマを7項目に定め、テーマの中からご質問をお一人一問でお願いをいたしました。

再質問につきましては、初めて参加した女性が議員という立場になり、議場の張り詰めた空気の中で質問を行うということになっていないということを配慮させていただき、再質問はなしということにさせていただきました。

以上でございます。

○議長（新井利朗君） 7番、関口雅敬君。

○7番（関口雅敬君） まことそちら側の本当に言い分はよくわかります。多分そういうふうに言うてくるだろうなということで。では、再質問をさせていただきます。

今、議会の開催の周知方法はインターネットでやっているのが主。果たしてインターネット、ホームページを見ながらやっている家庭がこの長瀬町でどの程度いるのかを総務課長はしっかり見直したほうがいいと思います、私は。前日に放送をしたと。それでは周知方法は全然なっていない、議会の質問者の選定方法はよくわかりました。活躍する女性の団体から選んだ、それは私もいいと思います。

私も議会を傍聴する中で、本当にすばらしい意見が多く出されました。だけれども、その通告だけで、答弁で終わってしまう、議論が深まらない。本当に参加した皆さんは消化不良で帰ってしまう。今、議会の理解を深めたいということでもありますので、私が何点か拾い上げて申し上げます。

4人の子供の母親の方のご意見。子供たちが遊べる公園が欲しい。町長には特に知っていただきたいのは、公園の遊具が一つ一つなくなるのを、子供たちが公園でなくなってしまうということを見て、大変心配し悲しんでいるのです。早く公園をつくってほしいということを訴えています。これは前、議会でも私も質問をしています。この方は多分、井戸の公園のことを言っているのだと私はすぐわかりました。当時私も滑り台が老朽化してどうにかならないか。これは、もう執行部にも私はお話ししてあるのです。滑り台の一つ予算がとれない。去年の予算審議のときにとっていますかと言ったら、とってません。それが現状なのです、長瀬町の。だから、お母さんはそういうことも心配して訴えているのです。それを通告だけで終わっていたのでは、このお母さんも幻滅します。

このお母さんは、図書館が暗くて、子供たちがすぐ帰ってきてしまう、もっと明るい図書館にしてほしい、この1階のキッズスペースのような簡易な図書館でもいいから、明るいところで利用しやすい図書館をつくってほしい。それと、この方は学校の統合問題もお話ししていました。スクールバス、私はこれ公

公共交通のシステムをつくらなくてはならないということで訴えていたとおり、このお母さんも私と同じ意見、しっかり出してもらいました。

それから、高校生、今回から18歳に選挙権が引き下げられて、高校生が18歳で選挙権を持つ、その方が議員になってここでお話をさせてもらったのはすごくいい機会、いいチャンスだなと思ったのです。だけれども、その女の子は防犯灯についてお伺いをしていました。その防犯灯は、通学のときに夜暗くなって怖い場所があるからという通告文でした。答えは、町内何百何十何カ所に防犯灯、街路灯がついている、電気代が月幾らです。こんな答弁をして終わったのでは、この高校生も、やっぱり私が言ったって何にもなんないや、幻滅するだけです。18歳に引き下げ、若い人が意見を言えるという、国がいいシステムをつくっているのに、この町はそういうことで若い方を幻滅させてしまっている。やらないほうがよかったと私は思いました。

それから、もう一つの例では、今長瀬町で大きな公共工事が進んでいる中で、雇用促進住宅の問題で、コンクリートが中性化している、専門的にその中性化をどうにかならないかという質問をしていました。これは、執行部のほうでもすごく長い答弁で、私はあの答弁聞いていただけでは、あの質問者も答えわかったのだろうかと思っていました。私は傍聴席で聞いていて、何が何だかわからなかったです。もっと細かにしっかりこれ議論させなくてはだから、本人にはっきりもう一度説明をする責任が執行部にあると思います。

そういうことで、町民大会を開催してほしい、これも高校生の意見でした。近所の工場の苦情、あるいはこの工場の苦情を言っている質問者は、職員がパトロールをしてくれと、工場に大型トレーラーが出入りしていて、職員パトロールしてという訴えです。そういうのをしっかりと聞いて、先ほど町長の施政方針にもありました。女性議会でいい意見聞いた、これから予算審議が始まるから、私は予算審議のところでも聞きます。女性議会で非常にいい意見が出ている。そういうのをどうやって拾い上げて今度の予算に組み入れているのか。多分組み入れているのだと思います。私も勉強させてもらいましたので、質問しながら議論をしてみたいと思っております。

そこで、こういった本当にすばらしい意見を、先ほど言うようになれていないから1回でやめた。総務課長、この女性議会、はっきり言えば、新聞記者の方には写真を撮ってもいいですよ。今ここでどうでしょう。写真撮れますか。撮れないでしょう。そういつて通告で、1回の答弁で打ち切ってしまう、これでは聞かないほうがいい、私は思いました。一緒に傍聴している多くの皆さんが、これパフォーマンスでやったのかいねと言う方もいました。どうですか、総務課長。

○議長（新井利朗君） 総務課長。

○総務課長（野原寿彦君） 関口議員の再質問にお答えいたします。

今回の女性の参画ということが目的で、手段として女性議会というのを挙げています。それで、説明会について11月20日に説明を行いました。女性議員の皆さんに集まってお聞きいただきまして、議会のルールを説明いたしました。そのときに、そういう一問一答方式でお願いしますと。何事にもルールがございます。それで、あくまでも女性議会というのは、今回皆さんの意見を反映するのではなく、女性の参画をふやすために、どうしたら一番女性が参加してくれるための一つの行動として見ていただきたいと思っております。最初の行動は小さいかもしれませんが、その行動がだんだん広がっていくことを期待して行っているものでございます。

それで、2点目、一応アンケートとりました。自分の意見や提案を十分発言することができた、6人と、

町長や町幹部の答弁に共感できた、5人の方に答弁いただいております。それで、今後についても、意見の中では、今回も幅広い層の方を選んでいただきよかったですと思いますが、さらに広げてもらって、なるべく多くの方に参加していただけると政治に対する意識が深まるように思いますという意見もいただいております。中には、もうこういう議会には参加したくない人はゼロ人、参加したい2人、都合が合えば参加したい5人ということになっています。

それで、先ほどから意見が出ていますけれども、目的としては女性に参画、各種委員だとか、こういう議会だとか、そういうところに女性もどんどん進出していただきたいという趣旨があります。議論をそこで深めていくのは議会で行っていただければいいと思います。また、そういう施策については、各委員のときにその発言をしていただくために参加していただいて、十分議論を深めていただきたいと思います。

今回の日程の都合ということもありますが、高校生が2人おりますので、やはり一日全部休むわけにいかないのです。時間的な制約もあります。その辺で、どうしても制約は当然出てきます。それで、8人の方全員に質問をさせて説明していっていますと、議会のとおりやっていただけると、相当時間もかかります。それで、一問一答ということをお願いしております。あくまでも女性参画ということを目的としております。

記者を入れているのは、やはり皆さんこういうことをしていますよということを対外にアピールするためのものがございます。だから、事前説明会のときも、これはデモンストレーション的なものがございますと何回も言いました。質問も一回一答ということで、そういうルールでお願いしたいと。それで、皆さんの方は一応了承いただきました。また、この発言がおかしいのであれば、参加した人に一問一答聞いていただければよろしいかと思います。

私のほうからは以上です。

○議長（新井利朗君） 7番、関口雅敬君。

○7番（関口雅敬君） 総務課長の考え方は、遠回しに言わないではっきり言えば、これは議論を深めるのではなくて、形式的に女性を集めてやれば、これが女性議会成功だということだと思う。はっきり私が言ったとおりパフォーマンスでやっただけ。私は、ここに執行部が、この1時間、約2時間程度、ここに皆さんおそろいです。それだったら、女性のほうと新聞記者の写真を向こう側にして、女性が座っている写真撮ればいいではないですか。皆さん、議会で職員の数が長瀬は人口に対して多過ぎないですかとか、いろんな意見議会で出ている。そういう職員がこれだけいて、事務が煩雑化しているという話でいるのだから、では執行部なんて全員出ないで、代表者だけでいいではないですか。通告で、答弁は町長が答弁書読んで終わりなら、ほかは出なくて同じではないですか。違いますか。私はそう思いました、パフォーマンスでやったと。

次回もやりたい。この議会だったらやらないほうがいいです。人数を減らしてでも議論をするか、あるいは高校生も入れてやるのだったら、では日曜日に開催すればいいではないですか、一日かけて。皆さんだって、日曜日出てくればいいのだから。私は今の答弁でそう感じました。これは、今の総務課長の答弁聞いていけば、私が本気になって、むきにはなってませんよ。声が大きいのは生まれつき声が大きいからです。これは、興奮しているとか、そういうのではないですから。冷静に考えても、総務課長の答弁を聞けば、これ以上真剣に議論をしても何の役にも立たない。パフォーマンスで女性議会やったということで理解していいですね。

○議長（新井利朗君） 総務課長。

○総務課長（野原寿彦君） 関口議員の再々質問にお答えします。

先ほどパフォーマンスと言いましたけれども、私さっきデモンストレーションと言いました。模擬議会です。

〔「同じだよ」と言う人あり〕

○総務課長（野原寿彦君） 同じではないです。パフォーマンスを見せるのと模擬議会。模擬議会ですから、当然議員は今の議員さんと同じようなことをするのが、これ模擬議会です。同じようなことをするのがデモンストレーションで、こういうことに参加するとこういうこともあるのですよと。

言ってみたら、ただ一步踏み出したところなので、それはいろいろご意見あると思います。ただ、初めてやっていることなので、当然おしかりや、そういうことは当然出てくると思います。ただ、これを今後続けていくのが、先に進む女性の参加だと思うのです。なかなか女性が参加してもらえない一つの視点としてお願いしているわけなので、議員の皆さんにも、女性の各種委員会に参加する、こういうことをしたら女性が参加するのだろうなというご意見とか、こういうことをしたらいいのではないかというご意見がありましたら拝聴いたしますので、よろしくをお願いします。

以上でございます。

○議長（新井利朗君） 町長。

○町長（大澤タキ江君） 関口議員の女性議会のお話でございますが、私の選挙公約でもございまして、パフォーマンスというお話がございましたけれども、公約を履行させていただいたということで。

〔「よくわかりました。通告はしていないから、もういいですよ」と言う人あり〕

○町長（大澤タキ江君） よろしくお願ひいたします。

○議長（新井利朗君） 7番、関口雅敬君。

○7番（関口雅敬君） 一回深呼吸して、しっかり行きましょう。

2番目、災害時の対応について、総務課長にお伺いをいたします。災害時に多種多様な対応ができるよう万全な準備が必要だと思います。そこで、いろいろな災害時において、職員への連絡体制や役割分担、住民への伝達方法など、初動態勢について伺います。

○議長（新井利朗君） 総務課長。

○総務課長（野原寿彦君） 災害時の対応についてのご質問にお答えさせていただきます。

大規模災害が発生した場合、職員の招集につきましては地域防災計画で定めておりますが、地震の場合は震度4で担当課の職員が待機、参集、震度5以上で初動態勢として各課長以上の配備となっております。

また、台風や大雨のときは大雨警報が発令されたり、台風が接近し、被害の発生が予測されたり、直撃されると予想されるときは関係職員が待機したり、警戒に当たったりしております。なお、祝祭日や夜間に災害が予測されるときは、担当職員が役場の転送電話を持ち帰り、問い合わせ等に対応しております。さらに、災害が予測されたり起こったときは、当然町単独で対応できるわけではございませんので、消防署、消防団や警察、また県などとともな昼夜を問わず連絡をとれる体制をしております。

職員の役割分担につきましては、災害対策本部が設置された場合、本部長に町長、副本部長に副町長、教育長、本部員に各課所属長、教育次長、中央公民館長、給食センター所長、消防団長がなり、総務部、町民福祉部、環境衛生部、教育部の4部を組織することになります。総務部の部長は総務課長、副部長に企画財政課長、出納室長、議会事務局長が当たり、災害時に関する情報の収集、本部の開設・運営及び閉

鎖、各部との連絡調整などの事務を行います。町民福祉部の部長には健康福祉課長、副部長には町民課長、税務課長、給食センター所長が当たり、被災納税者の調査、罹災証明の発行、避難所の開設、運営などの事務を行います。環境衛生部の部長には建設課長、副部長に産業観光課長が当たり、道路、橋梁、河川等の応急対策、町有施設の応急復旧、応急仮設住宅の建設などの事務を行います。教育部の部長に教育委員会次長、副部長に中央公民館長が当たり、児童、生徒等の安全確保並びに保健衛生、文教施設の被害調査、学校等関係機関との連携調整などを行います。

災害発生時の広報につきましては、住民と適切な行動がとれるよう、防災行政無線、広報車、ちちぶ安心・安全メール等を使用して、正確な情報を迅速に広報できる体制を整えております。広報内容につきましては、地域の被害情報に関する情報、町における避難に関する情報、地域の応急対策活動の状況に関する情報等でございます。

以上でございます。

○議長（新井利朗君） 7番、関口雅敬君。

○7番（関口雅敬君） 計画というか役割分担、マニュアルができていて、誰がどう動くということが決められているということはよくわかりました。東日本大震災からことしで5年目を迎え、2月のときには、長瀬町が震源で震度2の地震が起きました。災害は、忘れたところにやってくる。今マニュアルが多分そういうつくって、誰がどの部署の長をやる、それはわかっているのですけれども、震度4で招集がかかるという話もありました。

役場に5年前の3月11日、私たちの期数から上だから、今ここにはもう何人もいなくなってしまったのだけれども、町長もがたがたしているところで、長瀬町は議会続行しました。すごく怖かったのを今でも思い出します。そういう地震がこの長瀬町にも起こらなければいい。だけれども、災害時に今のマニュアルどおり動けるかどうか、そこが問題なので、総務課長に伺います。

担当部署の長は決まっているけれども、その下の職員に、誰が先頭でこの役場に来て、いろんな初動体制等ができるのかどうか、私はそこを知りたいと思っています。連絡とかそういうのも含めてですけども、備蓄品の管理も、私が以前から災害の質問していると、集中管理がいいということで、この長瀬町役場に集中管理をしている。その備蓄品は、まだ配るようにここに集めてある。これからは、総務課長のこの前の答弁で、集中管理よりも分散備蓄が私はいいと思いますので、これからの公園には備蓄庫を配備したいという話でした。そこが集中管理を今現在している状況で、例えば、きょうあしたにでも大きな地震があったときには、ここから配らなくてはならない。そういうことがいろんな事故、末端の職員まで誰が先頭に来て動けるかどうか、お答えをしていただきたいと思います。

また、皆野町では埼玉司法書士会と災害時における被災者等の相談の実施に関する協定を締結し、避難所で被災者の相談にも応じる、生活環境の整備、相続、不動産、成年後見人制度などいろんな状況をこの埼玉司法書士会がやってくれるという締結、これしてあります。長瀬町は、多分まだ締結していないのか、あるのか、それはまだ私が議員になってからそれ発表していないので。今町長が首振っているのだったら、もう長瀬町はしていますよというのを町民の皆さんにもお知らせをしておかなければならない。備蓄品もちゃんと配ってもらえる。そこで総務課長、答弁をお願いします。

○議長（新井利朗君） 総務課長。

○総務課長（野原寿彦君） 関口議員の再質問にお答えします。

先ほどから、今度は職員のほうのお話が出ていました。おっしゃるとおりで、実際お話ししても、その

職員が理解とか、そういう面がございまして、一応4月から長瀬町職員初動マニュアルということで各職員に配ります。配って、さっき関口議員がおっしゃったようなことが、これを読んでいただければできるといことになりますので、これを配らせていただきたいと思います。

2点目ですが、先般の議会のときに、集中管理、私は分散とは言ってません。あくまでも食料は集中して役場のほうに置くという話をしている。中に置けないもの、水道の施設だとか、そういうものについてはその倉庫にと、そういうお話をしてございます。

それと、司法書士の件につきましては、秩父郡市内で初めて長瀬町のほうで結ばせていただきました。司法書士会のほうから、秩父郡市内で初めて長瀬と結ばせていただきたいというお話が来ておりましたので、結ばせていただきました。それと、広報等にも多分掲載しております。

それともう一点、今度は行政書士会のほうで町民の皆さんに無料相談ができるように、今連携で行政書士の無料相談会なども開催できるように行っております。

以上でございます。

○議長（新井利朗君） 7番、関口雅敬君。

○7番（関口雅敬君） 早速この4月から職員に文書で渡して周知をするという、これは一歩前進、いいことです。ただ、それが絵に描いた餅ではないですけども、冊子にして職員に配っておいた。いざ本番になったとき、あのときにもうみんなには配ってあったのだという、そういう逃げにつながらないように、そのマニュアルをしっかりと全員の職員が、全員が責任者のつもりでそれを理解して、町民の財産と生命をしっかりと守ってもらえるように、総務課長が先頭を切って本当にやってもらえば、私が一々災害の関口とまで、県庁で私が行ったときに言われるような状況にならないように、ひとつお願いをしたいと思います。

今のことが全て大体できるようになれば、町民の皆さんも安心はできると思います。私も議員になっていろいろ質問をしている中で、災害について、私も議長経験はありませんけれども、副議長で議長を補佐しているときにもそうなのだけれども、長瀬町の議員は災害時にどこでどういうふうに集まるのだというのも多分ないのだと。だから、先ほど司法書士会の話もそう、もっといろいろ広報してもらったほうがいいと思います。町民の皆さんに安心していただけるようにしっかりと体制をつくって、できれば本当に、加須市ではタイムラインで行動計画をつくり普段からやっているというのも、私これ見てこいということで行われて行きました。本当に時系列で向こうはつくってあって、大変私も参考になったので、長瀬町も今行動計画がしっかりと職員に全員行き渡れば、加須市のタイムスケジュール、タイムライン、負けないで防災ができると思いますので、しっかりとお願いしたいと思います。では、もう答弁は要りません。次に行きたいと思います。

3番目の質問、地域福祉計画策定について健康福祉課長にお伺いをいたします。地域福祉計画を策定するに当たり、住民との地域福祉懇談会を開催したと聞いております。この懇談会は、なぜ特定の人だけの参加だったのか伺います。また、この懇談会において意見交換を十分に行わず、住民の理解が深められないうちに終結したと聞いておりますが、その状況について伺います。

○議長（新井利朗君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（福田光宏君） 関口議員さんの質問にお答えをいたします。

少子高齢化や核家族化が進み、ご近所関係は希薄化してきており、介護や子育て等を地域で互いに助け合う力も弱まってきています。特に高齢化が進む中で、高齢者のひとり暮らし世帯や、ひとり暮らしでな

くても、老老介護や認認介護の状態となっている高齢者のみの世帯がふえ、生活する上で起こるさまざまな問題を自身の力だけで解決することに限界を迎えている人も少なくありません。また、就労の不安定化に起因した生活不安や貧困の連鎖や、配偶者等へのDVや高齢者、障害者、幼児、児童への虐待等、社会の問題はますます多種多様化し、複雑化する傾向もうかがえます。

こうした背景のもと、町では誰もが住みなれた地域で安心して暮らし続けることができるようにするために、住民と福祉関係の事業者やボランティア団体等と行政とが力を合わせて、地域社会への福祉の課題の解決に取り組む仕組みが地域福祉で、その仕組みを具体的な形にまとめたものが地域福祉計画及び地域福祉活動計画です。

地域福祉計画の策定に当たっては、住民や福祉団体等の意見を踏まえること、またその内容には地域福祉を推進するための基礎的な事項を含めることが求められています。したがって、本計画の策定に当たっては、町民の地域福祉に関するニーズや町内の福祉関係団体や事業者の意見等を把握し、それらを反映させた計画とするため、次のことを実施いたしました。1、地域福祉に関する意識調査、無作為抽出800名、2、福祉に関する団体へのアンケート調査74団体、3、町内での地域懇談会、4、パブリックコメント、5、長瀬町健康福祉推進委員会による計画の審議。

地域懇談会は、町民の地域福祉に関するニーズを直接聞ける方法として、各行政区へチラシを回覧し、参加者の募集を行い、12月18日に中央公民館で開催をいたしました。当日は、計画の概要説明を行った後、気軽に発言していただくよう案内し、参加された24名の方から多くのご意見や発言をいただきました。その後、皆様からいただきました意識調査の結果、アンケート調査結果、地域懇談会での意見、パブリックコメント等の意見を参考にいたしまして、長瀬町健康福祉推進委員会において審議をさせていただいているところでございます。

以上でございます。

○議長（新井利朗君） 7番、関口雅敬君。

○7番（関口雅敬君） 健康福祉課長にいろいろ答弁をしてもらいました。私がある民生委員の方から聞いた話、あるいは参加をした一般の方から聞いた話をいろいろ総合して、いろいろな方法で意見を取りまとめて聞いている状況はよくわかりました。

中央公民館の地域懇談会について、今課長が答弁の中で話していましたが、中央公民館でいろいろな意見出てきたと。その中で、私がある民生委員の方から聞いた話が、時間に追われたと。8時30分になったので、もう慌てて、9時までには片づけなくてはだからこれで終わりにするという話。ある民生委員の方が言うのは、こういった懇談会は中央公民館でやらなくても、役場でやれば、そんなに時間、そんなに10時、11時になるほどではなく、時間を、ここでばさっと発言している、さっきの議会ではありませんけれども、満足な答弁を聞きたい人が質問しているのだと私は思ったのですけれども、そういう時間規制が中央公民館はきついですよね。何時までに片づけてしまわなければだめだというのは、これは先ほど総務課長がルールは大事にしなくてはだめだと、それは私もよくわかっています。だから、そういう地域の懇談会は役場で開催して、本当にいろいろな意見、もっと、だからそういういろんなところで、いろんな形で意見を聞いているけれども、地域懇談会を中央公民館でやります。24の方が参加したという中でいろいろな意見が出て、最後の方は、時間が来たので、これで申し分ないけれどもということで終わってしまったと。それをある民生委員の方が私に言っているのであって、意見のいろいろやっているのは今発表してもらって、ここに大勢の皆さんも聞いているし、議員各位も一生懸命やっているなということはよくわかっ

たと思います。

私が、だからこれなぜ質問をやったかという、付録ではないのです。3つ目の、これも大事なのだけれども、そんなに時間長くかけなくても課長とここで議論ができるなということで出したのは、一番最後にまとめて言いたいのは、中央公民館でやる、そうではなくてそういう健康福祉課、やっぱり子供からお年寄りまでの幅広い福祉を担当する課で、地域懇談会は時間制限がない役場でやってもらいたいと、やってほしいというのがある民生委員の方なので、ぜひそこを言いたくてこの質問出しました。最後に、もう一度課長が答弁してもらって、私の質問終わりたいと思います。

○議長（新井利朗君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（福田光宏君） 関口議員さんの再質問にお答えをいたします。

おっしゃるとおり中央公民館、9時までで閉館となります。当日は役場で開催できればよかったです。計画を立てたときの日程がなかなかそのようにいなくて、当日はこのような結果になりました。

先ほどおっしゃられましたご意見を、この次の計画策定には十分考えさせていただきまして、対応させていただきたいと思います。

以上でございます。

○7番（関口雅敬君） 前座は終わりました。これから本番で皆さん頑張ってください。

○議長（新井利朗君） 次に、4番、岩田務君の質問を許します。

○4番（岩田 務君） 4番、岩田でございます。それでは、通告に従って質問させていただきます。

表彰制度について教育長に伺います。現在長瀬町には長瀬町教育委員会表彰規程、長瀬町スポーツ表彰規則、長瀬町教育委員会スポーツ表彰規則、長瀬町表彰規程があります。これらの規定や規則に基づき、競技スポーツにおいて優秀な成績をおさめた方や本町におけるスポーツの推進に寄与した方、また町の発展に寄与した方並びに優良町職員などに対して毎年数名が表彰されているようです。

そういった中、長瀬町教育委員会表彰規程では、長瀬町の教育、学術及び文化の振興、発展に貢献した個人及び団体の表彰に関し、必要な事項が定められていますが、この制度に基づく表彰は、現在のところどのような方が何人表彰されているのか伺います。

○議長（新井利朗君） 教育長。

○教育長（宮原利定君） 岩田議員の表彰制度についてのご質問にお答えいたします。

スポーツ関連の表彰につきましては、当町におけるスポーツ推進に寄与した方及び競技スポーツにおいて優秀な成績をおさめた個人または団体の表彰を毎年度実施しておりますが、今年度は、3月5日の土曜日にスポーツ表彰授与式を行いました。町長賞はスポーツ功労賞が1名、優秀賞が個人6名、団体2団体、教育委員会表彰はスポーツ奨励賞が個人15名、団体7団体を表彰いたしました。

スポーツ以外では、教育、学術及び文化の振興、発展に貢献した個人及び団体を表彰するための教育委員会表彰規程が制定されておりますが、表彰実績はありません。

以上でございます。

○議長（新井利朗君） 4番、岩田務君。

○4番（岩田 務君） ただいま答弁をいただきましたが、長瀬町のスポーツ表彰等につきましては、年間

十数名程度が表彰されているようでございますけれども、長瀬町教育委員会表彰規程に基づく表彰対象者は、こちら昭和63年にできていたようですけれども、今のところ一人もいらっしゃらないということでございますが、この理由、私が思うには、この表彰規程が長瀬町の教育、学術及び文化の振興、発展に貢献した個人及び団体に表彰するといった趣旨で、教育等の振興について特に功績が顕著である者や、教育関係職員でその業績が特に優秀である者、児童生徒で学業優秀、または特に善行があり、ほかの模範と認められる者などといった規定内容であるため、対象者の選定が難しいのかなと思います。

職員や消防団員等の表彰であれば、何年以上この職にある者や、スポーツ表彰であれば中学校の郡市大会において1位になった者など、明確でわかりやすい基準があります。ほかの自治体を調べてみますと、多くの市町村では表彰基準について、規則や規定、条例として定めております。また、この表彰とは、善行、功労、成果などを公に明らかにするとともに、功績や実績に対して褒めたたえることだそうでございます。

長瀬町では、先ほどもおっしゃっていましたが、功労賞、栄誉賞、優秀賞等があるようでございますが、これは競技の意味でも、そのほかにも功績優良家族表彰など14種類程度に類型ができるようですので、当町としても、何でもかんでも表彰すればいいというわけではないと思います。

そういった中、なぜ表彰するのかという部分で考えますと、例えば運動会で言えば、個人競技での入賞ももちろんですが、みんなで力を合わせて頑張って優勝を目指そうという団結力にもつながりますし、きずなも深まるでしょう。オリンピックなどで言えば、個人や団体としてメダルを目指して頑張ろうという目標にもなります。そして、そういったメダリストが地元から出ること、町民の希望や誇りにもなると思います。民間では永年勤続表彰、改善提案表彰、発明考案表彰などもありますが、これらはやはりすぐれた功績を認めることで周囲にも認められ、従業員のモチベーションを上げることや組織の活性化、生産性の向上のためにも行っているようです。

長瀬町でも、学術、演劇、音楽、舞踊、園芸、絵画、写真など、伝統文化、美術、芸術の分野でも表彰の対象になりそうな方もいらっしゃると思いますので、ぜひこういった分野での表彰制度も取り入れて、広く町民に知っていただくことで、地元を誇りに思っていたら、郷土愛が深まり、あわよくば地元に残っていただく方やUターンする方が少しでもふえるようになればと思います。

また、表彰するに当たって、基準をどうするかなどの問題もあると思います。これに関しましては、例えばですが、文化芸術関係の表彰の場合には、全国規模以上の大会等で最高賞またはこれと同等の成績をおさめることや、医療及び活動が全国的に高い評価を受け、その業績が傑出している者、20年以上にわたり文化芸術活動により当町の文化芸術振興に大きく貢献した者、全国規模以上の大会等で上位入賞またはこれと同等の成績をおさめ、将来にわたって全国レベルの活躍が期待される者などに授与している自治体があります。

再質問になりますが、表彰の種類や範囲、基準等の問題もあると思いますが、ぜひ新たな表彰制度を明確に規定し、町民の意識を高め、優秀な方が一人でも多く当町から輩出されること等につながり、さらには郷土愛の醸成の一助となればと思いますが、長瀬町教育委員会表彰規程の見直しと新たな表彰制度についてご意見をお聞かせいただき、質問を閉じたいと思います。

○議長（新井利朗君） 教育長。

○教育長（宮原利定君） 岩田議員の再質問にお答えします。

他の教育委員会では、議員さんご指摘のように、ピアノや作文、絵画などで優秀な成績をおさめた児童

生徒や、義務教育9年間を無欠席で通学した生徒または長年学校のボランティアとして活動していただいている方などを対象に表彰している例があります。

表彰の機会をふやすことは、安心と活気を生み出し、社会的にも意義があることでありますので、今後は当町におきましても、さまざまな分野において活躍した児童生徒及び町民の方々を表彰できるよう、当町に合った選考基準を検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（新井利朗君） 次に、6番、野口健二君の質問を許します。

○6番（野口健二君） 6番、野口です。女性議会及び子ども議会についてお伺いいたします。町長にお伺いします。

町長の公約でありました女性議会が昨年12月17日に開催され、女性ならではの目線で貴重なご意見がありました。私も参与席におきまして同席させていただき、とても参考になりました。

平成28年度、子ども議会が開催される予定とお聞きしております。そこで、今後も引き続き、町政についての理解、関心を深めるための女性議会や、教育の一環として町議会の仕組みを体験、学習してもらうための子ども議会を開催する考えがあるか、お伺いいたします。

○議長（新井利朗君） 町長。

○町長（大澤タキ江君） 野口議員の女性議会の開催についてのご質問にお答えをいたします。

女性議会は私の選挙公約であり、女性の皆さんの町政に対する声をぜひお聞きしたいとの私の強い思いから開催をさせていただきました。女性議員の皆さんから、子育て、高齢化、観光、まちづくり等について、日ごろから感じていることや、対策、要望など、それぞれの立場から活発に発言があり、議員の質問には私が答弁をいたしました。女性議員の皆さんの町の発展を思う強い気持ちを強く感じ、深い感銘を受けました。頂戴した数々の貴重なご意見やご提案は、今後の町政運営の参考にさせていただきたいと考えております。

また、今後の運営の参考にさせていただくために、参加いただいた皆さんにアンケートをお願いいたしました。参加しての感想につきましては、皆さんの多くが、自分の意見や提案を発言することができた、町長の答弁に共感できたという回答をいただいております。このようなご意見や今回の経験を平成28年度には子ども議会の開催を予定しておりますし、また女性議会につきましても引き続き前向きに検討していきたいと思っております。

なお、先ほど、関口議員のご質問の中に、予算編成に組み入れているかとのお話がありましたが、本予算には無理ではあっても、今後できることから進めてまいりたいと思っておりますので、ぜひご理解、ご協力を賜りたいと思っております。よろしくお伺いいたします。

○議長（新井利朗君） 6番、野口健二君。

○6番（野口健二君） 今後とも女性議会を続けていただきますことをご祈念しまして、簡単ですが、これで終わりにします。

○議長（新井利朗君） 暫時休憩いたします。

休憩 午前10時29分

再開 午前10時45分

○議長（新井利朗君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○議長（新井利朗君） 次に、5番、村田徹也君の質問を許します。

5番、村田徹也君。

○5番（村田徹也君） 5番、村田です。町政執行の基盤となる資料について、町長にお伺いします。

町ホームページの町長メッセージの中で、互いの顔の見える地域社会の力を生かし、共助の精神をもって行政と住民との協働によるまちづくりを進めておりますと述べられています。

そこで、町政執行において、町の現状把握を行っていると思いますが、どのような基礎資料をもとに重点計画を策定し、その執行に生かしているのでしょうか。また、基礎資料となるデータはどのように住民に公開し、住民の理解を得ておられるのでしょうか。

この2点についてお伺いします。

○議長（新井利朗君） 町長。

○町長（大澤タキ江君） 村田議員のご質問にお答えいたします。

まず、1点目でございますが、町政執行においてどのような基礎資料をもとに重点計画を策定し、執行に生かしているのかとのご質問でございますが、町政を執行していく上で一番重要な計画は、長瀬町総合振興計画でございます。この総合振興計画の目標に向け、さまざまな事業を実施しております。最上位の総合振興計画を実現するために各種の計画が策定されております。計画の策定段階では、アンケート調査を行ったり、いろいろな基礎データをもとにさまざまな計画を策定しております。これらの計画も総合振興計画の目的を達成するために策定されたもので、各種事業はこの計画等により進めております。これらの計画などをもとに重点施策を定め、優先順位を決め、事業を実施しているところでございます。

2点目の基礎資料となるデータはどのように住民に公開して、住民の理解を得ているのかとのご質問でございますが、これらの計画を策定する段階で委員会等を設置し、住民の方にも委員となっただき、その会議で基礎データ等をもとに意見を伺い、またパブリックコメントを実施し、委員以外の方からのご意見も伺いながら計画を策定しております。策定しました計画につきましては、ホームページ等で公開しております。公開しています各種計画にも基礎データは入っております。また、議会でご承認いただきました計画や事業につきましては、町ホームページでの公開や町広報紙等でその都度公開しているところでございます。

以上でございます。

○議長（新井利朗君） 5番、村田徹也君。

○5番（村田徹也君） それでは、再質問をさせていただきます。

以前の議会において、私町長に長期計画を立ててランドデザインを立てた町の行政を行っていけばどうかというふうなことを質問した際に、町長はそんな先のことはなかなか時代が変わるから無理だと、5

年計画に従ってやっていくというふうな答弁であったと思います。しかし、今まち・ひと・しごとという
ことで、人口ビジョンを各自自治体で策定せよというふうなことが出たと。そうしてみると、この人口ビジ
ョンには、20年、30年後の長瀬町の人口推計というのが出ています。やはりこの長期展望に立った町政、
例えば今ここで効果をあらわさなくても、20年、30年先を見通した施策を展開していかなければならない
のではないかと、私は思います。

そして、例えば基礎資料ということですが、いろいろあります。まず、高齢者世帯であるとか、高齢者
の単身世帯であるとか、そのような基礎データを町として持っているのかどうか。当然高齢化率とかいう
のは、今現在34.34%です。これは、1年3カ月前には32.95%でした。1年3カ月で約1.5%くらい高齢
化率は上がっていると。それで、やがては45%になる。これはわかっています。ことしのゼロ歳児という
のは、長瀬町は今のところ34人です。この1年間で34人出生しています。これを見ると、高齢化は進むと。
それから少子化は進むと。けれどこの市町村でも当たり前のことです。でも、これは将来的に子供の数が
減ってくるということは見通せるわけです。ですから、その基礎資料をしっかりと分析すれば、長瀬町で行
うべきことは少子化対策なのではないかと私は思います。25年、30年後には5,000人を切ると推計をされ
ていると。それをまち・ひと・しごとでは、今現在1.02の出生率ですよね。それを1.40に上げると。それ
から、やがては1.80に。しかし、現状を保つには2.02の出生率が必要なのです。

ちょっと本題とそれますが、岡山県の奈義町というところがあります。これは、美作というところの近
くです。ここでは、今現在の出生率が2.89です。これは、子育て支援に非常に力を入れているということ
なのです。これホームページ等で見ていただければわかると思うのですが、例えば今現在6,160人の奈義
町というところで、ことし1年に生まれた子供が60人いるのです。長瀬町は7,484人です。それで34人し
か生まれていないのです。そのためにどうしているかということなのですが、たくさん施策があります。
例えば子育て支援、第2子には20万円とか、第3子が生まれたら40万円とか、とにかく子育て応援宣言と
いうのをして行って、とにかく少子化にブレーキをかけるのだと。ただ、これでもここ10年ですか、800人
くらい人口が減っているという状況のようです。そのほかにも高校に通学する世帯には1人頭5万4,000円
だったかな、の補助金をくれるというふうなこともあります。長瀬町では、観光で潤う町というふうなこ
とを、地方創生でもそれが第一だというふうなことになっていますが、少子化は非常に大きな問題だと思
います。

また、話が飛びますが、まち・ひと・しごと、これでも確かに少子化対策とうたってあります。うたっ
ていますが、本当に幅広く薄い施策では子供の数はふえないと思います。また、先ほど言いましたが、高
齢化について。では、長瀬町は高齢化対策として何をやるかというふうな点で、まず高齢者のひとり暮ら
し、また高齢者だけの世帯、このようなものを把握してその施策を行っていくのか、そのようなことにつ
いて、この基礎資料の使い方というのですか、見方について再度質問したいと思います。よろしくお願
いします。

○議長（新井利朗君） 町長。

○町長（大澤タキ江君） 村田議員の再質問にお答えさせていただきます。

ランドデザインの話をご過去議会の中でいただきました。なかなか20年、30年後というのが難しいところ
でございまして、私が一番危惧するところであるのは、過去、30年、40年昔でしたでしょうか、人口が
ふえるだろうということで下水道設備をしたり、あちらこちらの土地をお借りしていろんな施策を講じて
きたという、それが今大変長瀬町に負担になっているという状況がある中で、やはり20年、30年、40年後

というのは無理だなというのが、私の実感として今あるところでございます。そのような中で、また人口をふやすということ、これは当然今やるべきことでございまして、今人口ビジョンをお示しをしているところでございますが、これにつきましては20年後、30年後、40年後をしっかりと見据えたビジョンを立てていかなければならないと思っております。

そのような中で、ただいま奈義町のお話をいただきました。こちらにつきましては、私のほうでも調べさせていただきましたが、奈義町は実は自衛隊があるのです。議員もご承知だと思います。そういった施設がございまして、国からくるお金も全く違うのです。ですので、よく私も冗談でそういう話をするのですが、そのようなものを長瀬町に持ってくれば、長瀬町も潤えるよという話はいたします。しかしながら、そのような状況ではないわけございまして、やはりただ上辺だけ同じような人口で、同じようなことをやっているとということで、比較をいたしましたときに、その裏が見えないというのが、非常にこれは難しいところでございます。そのような中で、自衛隊があるということで、国からのおりてくる交付金も大変多い町でございまして、ですので今のような子育て支援ができるのだと思っております。

そのほかお金につきましては、奈義町が20万、30万、40万というお金を出しているようではございますけれども、これにつきましては、そのような状況の中で奈義町は出しているけれども、ほかの施策は長瀬町とは何ら変わっておりません。いろいろ調べてみましたが、同じようなことを奈義町もやっているようでございます。その中で、長瀬町が今後どう勝ち抜いていくかというのが問題になるわけございまして、そこをしっかりと進めさせていただくために、人口ビジョンというのをこれから今お示しをしているところでございますので、ここのところをご理解いただきたいと思います。

それからまた、高齢者世帯ですとか、ひとり暮らしですとかのお話がございました。当然町のほうではこちらのデータは持っております。しかしながら、これは町民にお示しすることではございませんので、お示しはしておりません。

それから、これは今の質問にはございませんでしたけれども、長瀬町は認知症になるお年寄りが非常に少ないということで、埼玉県で1位だか2位でした。2位ですか。2位ということで、何か表彰をいただくというお話を過日いただきました。これもお話を伺いましたらば、認知症対策としていろいろな施策を講じている、この効果が出ているということで県のほうから認めていただいたということでございますので、長瀬町といたしましてもいろいろな施策を講じつつ、高齢者問題ですとか子育て支援問題ですとかしっかりとやってまいりつもりでおりますので、ご理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（新井利朗君） 5番、村田徹也君。

○5番（村田徹也君） 今の町長の答弁で、ひとり暮らしや高齢者だけの世帯については、町民に知らせるべきことではないというふうな答弁だったのですが、私には意味がよくわかりません。長瀬町には、ひとり暮らしの人がこれだけいるのだと、高齢者だけの世帯がこれだけあるのだということ、これは必要なこと、町民が認識することが必要なのではないかと。例えば地区でいいますと、自分の住んでいる居住地区に高齢者だけの世帯が何軒あるのだろうと、または高齢者単身世帯が何人いらっしゃるのだろうと、これはコミュニティという考えからも必要なことではないかなと思うのです。示せないということは、ちょっと理解が私にはできません。

なお、ちょっと話が飛びますがけれども、住民への周知方法と。これ確かにパブリックコメント、このところよくやっていますよね。パブリックコメントについては、多くの方が参加されてコメントを出されて

いるということも、以前よりもこういう住民の意識も上がってはいるのかなと思いますが、例えばまち・ひと・しごとというふうなことについて、これ確定したらば、やはりこういうことで長瀬町はやるのだよというふうなことで、住民にホームページだけではなくて知らせる必要があるのではないかなと。55歳以上の長瀬町人口が、ほぼ55歳以上で50%なのです。ということは、我々世代がぎりぎりインターネットにかかわれる年代だと。パソコンがないという老人も、高齢者もいらっしやるでしょうし、何でもホームページ、ホームページ。これを見られない人もたくさんいるわけです。

ちなみに、これも以前言いましたが、これは皆野町です。町への予算書ということで、本年度長瀬町でも似通ったものを出していただきましたよね。そうすると見やすいと。それから、これは小鹿野町です。町民の生命を守り、安全・安心なまちづくり、これ全戸に配られています。そうすると、こういうものについて、この数字が見やすくなっているのです。例えば何とか千円ではなくて、何万円とか、何百何十何万円とかいうことで、ぱっと見るとこの数字がわかると。何にどのくらいお金をかけているというのが、ある意味一目瞭然というのですか、こういうものを町民が見たときに、なるほどな、この広報に出される予算書、決算書でなくて、こういうことにこれだけお金が使われているのかということがよくわかると思います。そういう住民への周知ということも必要なのではないのでしょうか。

ちなみに、ちょっとあらを言うようで申しわけありませんが、まち・ひと・しごとの中で、17ページにあるのですが、こういう言葉があるのです。臨床心理士、保健師など、各専門分野が定期的にカンファレンスを行い、広範囲な部門で情報を共有することで町全体での子育て支援体制を構築しますと、こういう言葉が載っているのですよ。意味はわかるのですけれども、ここにカンファレンスという言葉が載せてあると。これは業者サイドの言葉のような気がするのですよ、これをつくった。言っては悪いのですけれども、町民の中でカンファレンス、何ですかこれ、わからない人がたくさんいると思うのです。だから、こういう言葉をこの中に。わからないですよ。

「わかんない」と言う人あり

○5番（村田徹也君） 協議するとか検討会を開くと、これがカンファレンスということなのです。そんなのわかるわけではないのですか。ですから、こういう資料にしても、ここに業者委託したのかも、何百万もかかるわけです。ちょっと今金額わかりませんが。そのときやはりこれは、私もこれを見たときに、この言葉はまずいのではないかと言えばよかったのですけれども、ここに載ってくるということは、住民のサイドに立っていないと言わざるを得ないということがあると思います。

もう一度、再々質問ということで、この住民への知らせるということ。ある意味、財政面でもそうです。非常に、4つの財政力を調べる財政力指数だとか、経常収支比率だとか、そんなふうなものを出されてもわからないのです。私なんか何回勉強してもわからないです。

例えばこれを秩父郡、市を除いた4町で比較して見ると、ちょっとグラフつくってみたのです。そうすると、財政力指数は0.42と。これ年度によって資料にずれがあるかもしれません。経常収支比率92.0、実質公債費比率11.3、将来負担比率130.5、ラスバイレス指数は除くと。そうすると、将来負担比率と実質公債費比率、これについてはこの5つの町の中で最下位にあるわけです。経常収支比率は4番目だったかな。財政力指数は3番目というふうな状況だと思うのです。3番目って、悪いほうから3番目というふうなところなのですが。こんなふうなものをそのまま出すと、町は大丈夫なのかとかいうことあると思いますが、こういうものについてもある程度住民に周知して、では予算がこういう予算なのだけれどもと。これは、住民がどう考え、判断するかということとは必要だと思いますので、この基礎資料についてもう一度

お伺いします。

○議長（新井利朗君） 町長。

○町長（大澤タキ江君） 村田議員の再々質問にお答えさせていただきます。

ちょっと私の言葉が足りなかったかなと思うのですけれども、先ほどの老人世帯ですとか、そちらは別に秘密しているわけではございませんで、ただ紙ベースで出すべきものでもないというのが町の方針でございます。挨拶等ですとか、そういうときには使わせていただいておりますので、全く公表していないわけではありません。

それから、今の実質公債費比率ですとかいろいろありましたけれども、これは毎年広報に掲載をさせていただいていると思います。

それから、先ほどのカンファレンスですか、これにつきまして、過日全員協議会があったわけございまして、そのときにお示しをした中の資料でございましたので、ぜひそのときにご指摘いただけたらありがたかったなと思っております。またこれから本文ができるわけでございますので、こちらのほうはこれから検討させていただき、よりわかりやすいような文言に直していきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（新井利朗君） 5番、村田徹也君。2番に進んでください。

○5番（村田徹也君） 進むから大丈夫です。

1番の質問に対して、これは再々々質問ではありませんので、町長への要望ですが、子育て支援というふうなことについて、奈義町では15の企業を誘致したというふうなこともあります。長瀬町もそういうことを、自衛隊誘致しろと言うのではありませんが、子育てにもっと長瀬町としての支援方法を、独特のをぜひお願いしたいと。

続きまして、降雪災害の対応について建設課長にお伺いします。今回の降雪災害では、一昨年の大雪災害の教訓をいかに生かした除雪等が行われたのでしょうか。また、除雪対応等は前回の災害からどのように改善して実施し、住民への広報はいかに行ったのでしょうか。さらに、前回の大雪災害の際、まちでは区長会議等を通じて、自助、共助の重要性をお願いしていくと議会で答弁しております。今回これが実施されたのか、今後の展開をどのように考えているのかお伺いします。

○議長（新井利朗君） 建設課長。

○建設課長（坂上光昭君） では、村田議員の質問にお答えいたします。

平成26年2月の想定外の大雪の後、区長会で現在行われている除雪の路線の見直しについて、調査要望の取りまとめを依頼し、作成した路線図を提出していただきました。これらをもとに検討し、見直しをしました路線の除雪を行いました。除雪を委託した業者の中でも作業の早い遅いがありました。除雪を少しでも早く進めるため、割り振り路線が終わりました業者に、おくらしている路線への協力依頼をお願いし、除雪作業を行いました。

改善としては、新たに民間協力の一環として、大雪による道路等の除雪が必要になった場合、除雪等の作業を実施する協定を町内の4事業者と結んでおり、委託契約業者の除雪が間に合わない場合や緊急に除雪が必要なときに除雪を行うことになっており、今回も出勤していただきました。広報についてでございますが、区長会におきまして除雪路線の図面を各区長へお渡ししてあります。

自助、共助が実施されたかとのことですが、防災の基本は自助です。自分のことは自分で守る、何とかするというのが自助になります。共助とは隣近所や隣組、行政区等の地域コミュニティで助け合うこと

だと考えます。除雪路線の見直しを行いましたときの区長会で、除雪路線以外については今までどおり行政区または住民の皆様のご協力でご除雪していただきたいたいのお願いをしております。今回の除雪に伴い、除雪を多くの場所で、隣近所で協力をし除雪を行っていただきました。今後も町で委託した路線以外の道路の除雪につきましては、皆様のご協力によりお願いしていただきたいたいと思います。

以上でございます。

○議長（新井利朗君） 5番、村田徹也君。

○5番（村田徹也君） 5番。今の課長の答弁ですが、まず自助努力でやるのだと。それから、共助というお話がありましたが、公助が出てこないではないですか。公助は、当然のことですよと、とっていいわけですね。

降雪災害で、担当課にはたくさんの苦情があったと思います。その対応に苦慮されたということは推測されます。除雪は、地区ごとに指定業者を委託して行ったのだと思いますが、一部業者によっては乱雑であったという意見も聞こえてきます。家の進入路や道の分岐路に除雪した雪を積み上げられたという苦情も聞かれました。これは雪の捨て場が確保していないというふうなことだと思います。さらには、野上駅から、昔松竹という菓子屋さんあったのですけれども、そこまでは通学路になっているのですが、そこを前区長さんが申請したというお話は聞いております。だから、今回も除雪がされるのかなと思ったのですが、あそこは除雪をされなかったと。私も歩いて駅まで行ったのですが、雪の捨てる場がないと。家が密集しているということだったのですが、うちの駐車場に入れてもらっていいのだけでも、そういう話は全然来てないよという話もありました。ですから、その除雪の路線変更、場所の変更とか申請しましたね、区長さんが。それについてどうなったかというのが住民のほうに全く来ていないわけです。

これから幾つか、担当業者を集めて除雪方法を周知したことがあるのか、お願いだけではなくて。それから、指定業者だけでなく除雪依頼したかと。今4業者というふうなことがありましたから、これはいいです。除雪地域の見直しをしたか、改善された地域と改善されなかった地域がある。だから、この住民への周知というのは、そのときの区長さんに、もし雪が降ったら住民の皆様にご地域コミュニティでこういうふうになりましたよと知らせてくださいとか、そういうものがあつたのかどうか。

それから、自助、共助のお願いはどのようになされたのか。例えばかなり古い話になりますが、言い継ぎというのがありました。20年前ぐらいまでありました。これは、雪が降りました、8時になりましたら、住民の皆さん、みんなで出て雪かきをしますというふうなことがうちの地区ではあつたのです。しかし、うちの地区では、今それもなくなったということで、ばらばらです。特に高齢者が多くなりましたので、高齢者世帯、高齢者80歳でひとりで住まわれていると。それを雪かきをしろというのは、無理な話なのです。そういう地区もあると。ですから、そういうところについて、やはりこの自助、共助ということについて、もう少ししっかり大雪が降った場合にはこうしていかなければいけないとか、くださいとか、区長会等を通じてとか、それがあつてしかるべきだと思いますが、そのことについて。

もう一点、これは課が違うかと思いますが、夜半に防災無線で大雪警報というのを放送されました。私何かなと思って外へ飛び出して聞いたら、大雪警報が出たというふうなことがありました。朝もう一度放送があるかなと、私聞き逃したのではないと思うのですが、このような大雪で、住民の皆様協力して雪かきをしてくださいとか、これ防災無線ですから、このくらいできたのではないかなと。ちょっと建設課長の答えることではないかもしれませんが、もう一点は、見守りが必要な人への優先除雪というのはある程度行ったのかどうか、この点について、わかる範囲でお願いします。

○議長（新井利朗君） 建設課長。

○建設課長（坂上光昭君） では、村田議員の再質問にお答えいたします。

まず最初に、大雪のときの区長さんから、野上駅から松竹のところの路線の要望が下宿から出ているというふうに言われたのですが、うちのほうに残っている資料によりますと、その部分の新規の要望は上がっておりませんでした。

〔「上中宿で出しております。」と言う人あり〕

○建設課長（坂上光昭君） 上中宿は、その先になると思いますので、その部分についてはちょっと検討しまして、道が狭いということで、今回からは外させていただいたようになっておりました。

では、続きまして、委託業者について指導を行ったかということです。これは、契約を結ぶ前に一度全業者を集めまして、今年度この路線をこの業者にやっていただくということのときに、いろいろな取り決めというか、決め事をしました。今回、今年度1業者減りまして、去年までは8業者で町内除雪を行っていましたが、1業者減りまして、今年度は7業者で行っていただきました。そのため路線等の再配分もして、1業者当たりの路線の延長も長くなっております。

あと、見直しの通知をしたかということですが、先ほどもお答えしましたが、区長会の際にこのように決まりましたということで路線図を渡してございます。

自助、共助ですか、それについてですが、自助、共助、先ほども言いましたが、隣近所でやるということ、協力してやっていただくということになると思います。それについて、町で一斉にお願いしますというのなかなか難しい面があると思いますので、その点は区長さんとか班長さん、そういった方たちに協力していただいて、やっていただくようお願いしていきたいと思います。今後区長会を通しまして、こういった場合には、大雪等があった場合には、皆さんで協力してお願いしますということを話していきたいと思っております。

あと、見守りの重点ということでしたが、こちらについては、今回のときには、1件ありまして、そちらのほうは、健康福祉のほうで対応していただきまして、社会福祉協議会の見守り隊というところをお願いをして、とりあえず人が通れるだけの除雪を行っていただいた箇所があります。

防災無線の関係は、済みません、あれはJアラートとかと思うのですが、それでなってしまうと思うのですが、私のほうではちょっとその点についてはお答えできないので、申しわけないです。

以上です。

○議長（新井利朗君） 総務課長。

○総務課長（野原寿彦君） 村田議員のご質問にお答えします。

大変、夜して、朝の防災無線、そのときに不要不急の外出等、多分いいことだと思うので、不要不急の場合外出しないということも含めまして検討してまいりたいと思いますので、よろしくをお願いします。

○議長（新井利朗君） 5番、村田徹也君。

○5番（村田徹也君） 担当課長の答弁ですが、自助、共助、公助、これでもって町は協働のまちづくりをしようと言っているのですよ。よろしいですか。同じ屋根の下に仕事をされているわけです。ですから、やはりもう少し、大雪はこれからも起こり得ることです。そのとき例えば区長さん方に、それをもっと徹底して、町はこういうまちづくりを進めているのだと。そのために住民の皆さんも、こういう場合にはというふうなことがあってしかるべきではないのかなと。特にうちのよう、1年で区長が変わってしまうと

かいう、1年に1回しか区の会議がないというところについては、全然そういうのが伝わらないわけです。ですから、これを区長会のときに言ったのだと言っても、届いていなければ言わないにせりと、そういうことありますよね。ですから、そういう地区もあるのです。そういう地区もあるということを含めての自助、共助、公助の協働のまちづくりを町が全体としてやっていこうということを、もっと区長さんなりに説明していただいて、それが地区の住民に伝わるような方法をぜひお願いしたいと思います。

あと、下宿から申請がなかったというふうなお話ですが、これは上中宿から申請はあって、狭いからということかと思えます。ただ、その道は下宿からなくても、下宿に通じて駅に行く道ですよ。この半べたは申請がなかったと。この道は1本なのです、駅まで。通学、通勤には重要な道です。

もう少し言いたいことがあるのですが、ぜひ。あと1点だけ伺います。この大雪について、除雪作業、それから薬剤、かなり経費がかかったと思えます。概略どのくらいかかったのか知らせていただきたいと思えます。

○議長（新井利朗君） 建設課長。

○建設課長（坂上光昭君） では、村田議員の再々質問にお答えいたします。

自助、共助、公助、この3つで一回りする。これを中心に町でやっていくということを言われましたので、うちのほうでも少し足りなかったかもしれませんが、区長会等で大雪等の災害があった場合には、こういったものをお願いしますということを、またお伝えしていきたいと思っております。

それと、あと1点、どのくらい一応経費がかかったかということなのですが、除雪の作業のほうで約410万、薬剤のほうで約120万くらいかかっております。一応前年のやつストックしてあったのも全部出てしまっておりますので、その後補充はしてありますので、大丈夫だと思います。

以上でございます。

○議長（新井利朗君） 5番、村田徹也君。

○5番（村田徹也君） 次に、町の将来を見据えた施策について町長にお伺いをします。

町では、将来あるべき姿を模索し、総合振興計画などをもとに町政執行を行っていると思えます。まちづくりは、将来を展望した計画と民意を反映した計画を策定し、実行していくことが大切だと思います。

そこで、長年の懸案である特産品の開発、大規模公園整備と各地区の公園整備、観光客に楽しい思い出をつくってもらえるまちづくり整備、人口減による税収対策などを勘案し、まちの将来像を町民に示し、町民と一体となってまちづくりを進める必要がありますが、次の総合振興計画等のまちづくりの全体計画はいつどのように立案し、いかにして町民と共有していくのか、お伺いします。

○議長（新井利朗君） 町長。

○町長（大澤タキ江君） 村田議員のご質問にお答えさせていただきます。

町全体の計画につきましては、第4次長瀬町総合振興計画が平成28年度で終了となりますので、平成28年度に第5次総合振興計画を策定する予定で進めております。計画を策定するに当たりましては、長瀬町総合振興計画審議会条例に基づき委員を選定し、審議会を設置し、審議をしていただくことになると思えます。これから策定スケジュール等を作成し、来年度に委員会等を立ち上げ、各種計画を策定するために実施しましたアンケート調査の結果や、福祉計画や人口ビジョン、まち・ひと・しごと創生総合戦略など、各種の計画を勘案した計画の策定になると思えます。今後審議会で委員の皆様のご意見も伺いながら、素案の策定を行い、パブリックコメントを実施し、町民の皆様からのご意見もいただき、策定することになるかと思っております。その計画により、町全体の進むべき方向性が出てくるものと考えております。

以上です。

○議長（新井利朗君） 5番、村田徹也君。

○5番（村田徹也君） 先ほど来から申しておりますが、1番の質問と類似している面がありますが、この総合振興計画審議会を開き、パブリックコメントをというようなことがあるわけですが、まず審議会委員なのですが、私を知る限り、同じような人たちが審議会委員になっているというふうなことがありますので、ぜひそのことは考慮して委員さんを選んでいただきたいと。

それから、まず振興計画をつくる前に、例えば業者委託しているかもしれませんが、そのものが出てきて、これについてどうでしょうかの前に、まず1回目に審議会を開いて、そこで意見を出していただいて、これこれこういうふうなことをやったらいいのではないかとということで、その総合振興計画を業者委託するなり、そういうことが私は必要だと思います。どのようにやられているか、一般的にはそういう委員会に出ますと、ある意味業者委託したものが出てくると。ですから、言葉とかそういうものについて、当町にふさわしくないようなものがちょっと出ていたりすると。だから、それ以前に町民の生の声を知りたい。委員の生の声をまず上げてということをやらなければならないかなと思います。

ちょっと一つ具体的に言いますと、これ町の何かに書いてあったのですが、農林業振興についてと。これ非常に難しいことですが、平成元年から平成17年に比べると作付面積は22.2%に減少した。新たな経営方策を推進し、特産品となる農作物の確立など、農業経営体の強化が急務であると町のほうでは示しています。しかし、もう特産品は何年一体出しているのでしょうか。これ無理なのではないかと私は思います。いや、無理ではなくて、これから本当にやるのかどうか。やるのなら本当に真剣にやらなければ、言葉だけ並べてもしようがないような気がします。特産品は諦めると。この町では特産品は無理だと。農業従事者がいないから無理だというふうなことならそれでもいいのではないかなと。これは、質問ということではありません。

いずれにしても、こういう計画ですが、非常に幅広いと。町政をやる上には仕方ないけれども、これもあれも、これもあれもと、これもやらなければいけない。確かにそういうことはある。だから、かなり多くのことが、羅列という言葉はよくないが、されています。

だけれども、もっと本当に重点なのはこれだというふうなことが必要なのではないかなと。あれもやります、これもやります。ですから、農業の特産品なんかも当然出てくるのだと思います。

なお、町のほうで出しているのは、商店街の整備をするということも出ているのです。商工業で、商店街の整備をしますと。商店街どこにあるのですか。どこかにありますか。今個人商店はほとんど衰退で、やっていないというのが現状ですよね。それを商店街を整備してというふうな文言が計画に載っているのです。だから、やはりそういうところも、もう今度は商店の補助ができるかどうかわかりませんが、買い物難民も出てきそうなので、そんなふうな具体的な、町に密着したものを立てていただきたいと思います。

よく言いますよね。PDCAですか。何かこのPDCAという言葉もなかなか横文字にならないと難しいですけども、本当にこのPDCAというのですか、これを生かすためにこれは切る、全然やらないというのではないと思いますが、そういうメイン施策というのをしっかり上げていかないと、どうも20年、30年後の町がどうなるのだろうという危惧を持ってしまうことがあります。ですから、現町長が町長であるときに、20年、30年先を見越してそういうものを出してこれれば、なるほどな、過去において先見の明があったなと。場当たりの施策でなく、先を見た施策を行ってくれたのだなというふうなことが知れる

と思います。

1点、大規模公園と地区公園ということなのですが、これ町全体の配備計画というのはできているのでしょうか。多分大規模公園というのは蓬莱島公園と、これから長瀬地区につくる公園なのではないのかなと思います。それで、地区公園といいますと、井戸に整備するそうです。岩田にブランコと滑り台があるところがあります。神社なんかに滑り台なんかもあるところがあるのですが、あれ町で整備したのかちょっとよくわかりませんが、本野上には何か今度雇用促進住宅跡に小さい公園をつくるというようなお話がありますが、ほかにも杉郷あたりとか、滝の上にもとか、そういう計画があるのかどうか知らせてほしいと思います。

以上です。

○議長（新井利朗君） 町長。

○町長（大澤タキ江君） 村田議員のご質問にお答えさせていただきます。

審議会委員のお話が出ました。いつも同じような方が出てきているというようなお話でございましたけれども、一応長瀬町では長瀬町総合振興計画審議会条例というのがございまして、この中で委員さんを17名組織するわけでございます。この中で、農林業ですとか商工業、観光、社会福祉、保健、教育という文言がございまして。この方たちに入ってください。そして、最後に、前各号のほか町長が必要と認める者というのがございまして。これが5名以内になっておりますが、ここに一般の方も入っていただけるわけですが、議員に入ってくださいことも可能でございますので、もし審議委員さんを募集するときには、村田議員さんにも手を挙げていただけたらありがたいなと思っておりますので、よろしく願いいたします。

いつも同じような方という話ですけれども、やはり選ぶ時点で、その団体にお願いしますと同じような方が出てきてしまうという、過去にもそういう事例があるわけですが、今回女性議会の場合にはそうではなくて、その会の中から余り出て来ないような人をお願いしますということで、今回は皆さんが余りいつも見た顔ぶれではなかったのではないかなと私は思っているところでございますので、そのような形で今回の審議委員会の委員さんをお願いをさせていただこうと思っておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

それから、最初に審議委員さんに意見を出していただいたというお話がございました。先ほど私が第1の質問の中で回答させていただきましたけれども、アンケート調査をしたり、福祉計画、そして人口ビジョン、まち・ひと・しごと創生総合整備計画、その中の意見も取り入れながら、やはりある程度のものを委員さんにお示ししないとということもあるわけでございまして、全て盛り込むわけではございませんが、そのようなものを、基本的なものをもとにということにはなろうかと思っております。当然委員さんのご意見をいただくのが一番でございますので、それを勘案しながら、しっかりしたものをつくらせていただきたいと思っております。

それから、特産品についてですけれども、議員おっしゃるとおり本当に何十年もこれにはかかわっているわけでございます。私も過去30年ぐらい経つでしょうか。いろいろなものに携わってまいりました。芋切り干しですとか、それから洋ナシですとか、リンゴですとか、もういろいろなものにかかわってまいりましたが、なかなかこれといったものが長瀬町には出てきません。やはり農業が衰退しているということが一番の原因かなという思いはいたしております。しかしながら、やはり長瀬町はこれだということをしっかりと出すべきだと町としては思っているわけでございまして、今回強い決意のもとに出しております。これで、駄目なら駄目かなというような、ちょっと弱気も出てまいっているところでございますが、

しっかり今回やらせていただきたいと思います。

それから、確かに議員がおっしゃるとおり、財源が少ない中であれもこれも、よく関口議員がおっしゃいますけれども、総花的という話がございませぬけれども、あれもこれもやるのではなくて、ここだけはしっかりとやりますよというものをこれは掲げるべきだと私も思っておりますけれども、やはり基礎的なやらなければならないものというのがありますので、その中から、ことしはこれをやろうということを出し合い、やって進めさせていただいているところでございます。場当たりの話でございませぬけれども、場当たりの話ではなくて、しっかりした計画のもとに、例えば子育て支援をやるのだということになりましたならば、その子育てに関するものに、場当たりではなくて、子育て支援についていろいろこういふことをやりたい、ああいうことをやりたいというものについてやらせていただくというような形を取らせていただければと思っております。

それから、公園の話が出ました。皆さんにご協力いただき、おかげさまで蓬莱島公園も3月末には完成をいたします。長瀬町民、ひいては町外の方たちにもご利用いただけたらありがたいと思っております。これからしっかりと長瀬町の対岸、井戸にこういういい公園ができたということを町民にもしっかり知らしめていきたいと思っております。その中で、町全体に地区公園ができるのかというお話でございませぬが、町としては、この次はどこ、その次はどこというような形で計画は立てております。まだ、数字ですとか、そのようなところは入っておりませぬが、順次進めていければなと思っております。

それとまた、道光寺ですとか、あとはあちらこちらにちょこちょこブランコですとか、滑り台ですとかあるわけですが、これはこの後、野原議員の質問の中に出てまいりますので、細かい説明はそのときにさせていただきますと思っております。これは、当然町のほうではなくて、社協のほうでやっているものもございませぬので、それは野原議員のときにご回答させていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（新井利朗君） 5番、村田徹也君。

○5番（村田徹也君） 1つだけ答えていただかなかったのですが、やはり20年、30年先を見越して、そのためにというものを新たにでもいいから、やはりしっかりと立てていってほしいと思っておりますので、またきょうでなくて結構ですから、やはりそれはぜひ必要なことだと思っておりますので、そのようにご尽力いただければと思っております。

時間がないそうですので、1点。小さな公園、随時ではなくて、ある程度やるのだったら、こういう地区にこういう公園を、小さいのをつくるのですよ、余りお金かけないでやりますよ、つくっても無駄にならないような、もし無駄になるのなら無駄な経費と。だから、それを違うところに回したほうがいいのではないかなと思っております。

うちの地区で、丹生様のところにも、あれは社協でやったのかなと思っておりますが、ほとんど子供は遊んでいません。そういうのを新たにどうかなというのがありますので、よく若い子育て世帯の方から聞いていただいと。

もう一点だけ。無理、無駄を省くという町長のお言葉があります。例えば職員定員管理の面なのですが、1,000人当たり職員数、これ以前にも出したことあるのですが、職員数を77人で掲載した資料があったのです。それで見たら、1,000人当たり長瀬町では9.99人という数字が出ていました。これは、埼玉県の中で多いほうから3番目だったのです。ということで、これちょっとやはり職員定員管理面でも今後を見通して人口も減っていくと。新たに来年度採用という人もいるのかもしれませんが、

これをやはり埼玉県でも1,000人当たり上から3番目という数字は、町の財政からして高過ぎるのではないかな。そのことについて無理、無駄を省くというふうな財政の健全化という観点でお答え願います。

○議長（新井利朗君） 町長。

○町長（大澤タキ江君） 村田議員のご質問の中で、20年、30年を見越してというお話がございました。当然将来に負担をかけないような将来像というのですか、そういうことはしっかりと進めさせていただきたいと思っております。

先ほどちょっと申し上げましたけれども、今長瀬町で、本当に私といたしまして困っているなというのが、過去、人口がふえるだろうということで、あちらこちらの土地をお借りしていろいろな施策を推進してきた中で、多分議員もその計算はしているだろうと思いますが、土地借り上げ料、これが1,700万ぐらいあるのです。これが今どうにもならない状況になっております。なるべく早くお返ししたいなと思っておりますけれども、まだまだ年数が来てませんので、ただお金をお支払いしなければならないという状況、これはやはりそのときに施策を誤ったかなという思いがいたしております。

それからまた、下水道に関しましても、やはりあの時点では人口がふえるということを想定してやっていただいたわけですが、今となっては本当にこれが一番長瀬町にとりましてお荷物になっているわけがございまして、ここが一番私としても難しいところだなと思っております。そのような中で、やはりこれから未来の皆さんに余り財政負担をかけないようなことはしっかりとやらせていただきたいという思いであります。

それからまた、無理、無駄を省くという観点から、職員数が多いのではないかとのお話でございます。これから3年、4年たちますと、今ここに座っている課長さんたちが全部入れかえになります。総入れかえになるのですけれども。そういう中で、ちょっと8年ぐらい職員を採らなかった時期があるのです。そこが空洞化しておりまして、28年度はちょっと余分に採っておいて、少しずつ減らす。今は、ふえているけれども、段々順次減らしていくような形をとらせていただかないと回っていかないのではないかなという思いがいたしております。そのような中で1年、2年はちょっと我慢していただいて、その後少しずつ減らしていくような形がとれればと思っておりますのでございます。

以上です。

○議長（新井利朗君） 次に、2番、田村勉君の質問を許します。

○2番（田村 勉君） 2番、田村勉です。質問いたします。

国保税の引き下げについてであります。政府は、平成30年度から国民健康保険の財政運営の責任主体を都道府県とすることを決定するとともに、公費拡充等による財政基盤安定の強化を目的に、平成27年度低所得者対策として、保険者支援制度を拡充するために1,700億円、平成29年度以降、財政調整機能の強化、自治体の責めによらない要因による医療費増負担への対応、医療費適正化に向けた取り組み等に対する支援などを目的に毎年1,700億円を投入するとしています。国民健康保険加入者は、低所得者、高齢者が多いと言われており、国保税の負担感が非常に強いと思われまます。

長瀬町の国保加入者のうち、今年度の低所得者の課税状況、対前年比でどのようになっているのかお伺いします。また、町単独で国保税を1世帯1万円引き下げる考えがあるかどうかをお伺いします。

○議長（新井利朗君） 町長。

○町長（大澤タキ江君） 田村議員の国保税の引き下げについてのご質問にお答えいたします。

国民健康保険は、被保険者の皆さんが必要なときに必要な医療を安心して受けていただくことを目的に町が運営する制度で、その事業運営を国保税と国庫支出金等で賄い、独立採算制が原則であり、事業を安定して運営していくためには、被保険者の皆さんにも応分の負担をお願いせざるを得ないものと考えております。

まず、長瀬町の国保加入者のうち、低所得者の方に対する国保税の軽減状況でございますが、平成26年度は47.5%の世帯の方が軽減を受けておりましたが、平成27年度は51.2%と3.7%軽減を受けている世帯が増加しているところでございます。なお、平成28年度におきましては、5割、2割軽減対象者の軽減判定所得の引き上げを予定しております。

次に、国保税の引き下げについてでございますが、医療費は被保険者の高齢化や医療の高度化により今後も増大していくことが予想されております。国保税を確保し、国民皆保険を支える国民健康保険の安定化を図ることは重要です。一般会計からの繰入金を増額し、国保税を引き下げるとは、長瀬町全体の財政のバランス、国民健康保険に加入していない方との負担の公平性を鑑みると難しいものと考えております。また、平成30年度から国民健康保険の広域化が行われますので、これに向けて、国保税額につきましては慎重に検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

○議長（新井利朗君） 2番、田村勉君。

○2番（田村 勉君） 今町長に答弁をもらいました。確かに国保税はなかなか大変ということで、一般会計から繰り入れが、どこの自治体でも、ほとんどの自治体で行われているというのが実態だと思います。

今回、国は都道府県に移管するに当たって、全国知事会とか、要するに地方六団体から意見をいろいろ聞いて、そして先ほど私が述べたような1,700億の支援をするというふうなことを決定したわけですが、この議論の中で、厚労省は被保険者1人当たり約5,000円の財政改善効果だと、こういうふうに明言しているわけです。つまり国からの支援、そのお金が一般会計の穴埋めに使われるのではなくて、もちろんそういうふうにも使うこともありますけれども、やっぱり低所得者のところに軽減策として使うということがこの趣旨なのではないかというふうに思います。

私も調べてみたのですが、国保税が高過ぎて払えないと。つまり滞納になっている世帯が長瀬町の場合には、2015年というところと所得が100万円未満の人が55人滞納しているのです。200万の人が33人、300万未満の人が9名、300万以上も9名ということで、やっぱり所得が低い人が滞納世帯が多いと。100万円以下の人が全体の51%、200万円以下というところと31%、両方合わせると82%、低所得者層の方の滞納がこういう状況なわけです。こういうのが長瀬町だけではなくて、ほかの自治体でも起きているわけです。明確にやっぱり高過ぎる。これが言えると思うのです。ぜひ長瀬町で、国から来た1,700億円のうち、12月に聞いたらまだわからないという話だったですけども、もうはっきり大体わかってきたという話なので、それが幾らなのか、そしてそれを全部一般会計の繰り入れの穴埋めに使うのか、それとも町長として、町の行政の計画事業ありますよね、それとのバランスの関係で、そういう人たちにも光を当てて、収納率も上がるわけですからね、そこのところを援助すれば。そういうふうなことを考えているかどうか。その辺のところをちょっと伺いたいと思います。

○議長（新井利朗君） 町長。

○町長（大澤タキ江君） 田村議員のご質問にお答えさせていただきます。

細かいことは、これは担当課長でないとわかりませんので、私的な主観を述べさせていただきます。1,700億、国のほうからというお話でございますけれども、実際町にどのぐらい来るか、まだ私のほうには伺っておりません。その中で、一般財源にというお話がありましたけれども、当然国のほうから国保税として来るものですから、一般財源には使えないと思います。当然そちらのほうに穴埋めとして使うことは不可能だと思います。それとまた、低所得者の軽減をしっかりと町でもしているわけでございまして、どうしても支払えない方のご相談もしっかりと受けておりますので、そういう方たちには町のほうに相談をしていただくのが一番よろしいかと思っております。

細かいお話は課長のほうにお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（新井利朗君） 町民課長。

○町民課長（中畝健一君） それでは、田村議員のご質問にお答えいたします。

国民健康保険の財政支援の拡充につきましては、持続可能な医療制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律が平成27年5月27日に成立しているところであります。これによりまして、国保への財政支援の拡充により財政基盤化が図られ、平成27年度から低所得者対策の強化のため、保険料の軽減対象となる低所得者数に応じた自治体への財政支援が図られまして、これが1,700億円、これに加えて30年度からは財政調整機能の強化などを目的に毎年1,700億円が投入される予定です。

議員ご指摘のとおり、町民1人当たりになると5,000円というご指摘ありますけれども、この試算につきましては、全国の国民健康保険の被保険者の数が約3,500万人だったと思います、これを今お話ししました3,400億円を割り振りますと、1人当たり1万円で、今年度については1,700億円ですから、1人当たり5,000円が割り振られるというふうな案内がされているというふう考えております。

この財政支援の受け入れ先、額につきましては、保険税軽減対象者の一般被保険者の数に応じて平均保険税の一定割合を公費で補填し、低所得者の多い保険者を支援するというような目的で、国保特別会計に法で定めました繰出金の特定財源として受け入れていきますことから、一般会計に入ることとなっております。受け入れる額につきましては、算定基礎表というものができておりまして、これで求めた額の2分の1が国の負担ということになっております。

具体的な額をお話ししますと、これから補正予算の説明がありますので、そのときに表示されておりますけれども、今年度予算額で425万7,000円を予定しておりますけれども、今年度基礎表によりまして算出した額は1,061万7,000円となり、636万円を増額する予定となっております。多少、先ほどお話ししました1人5,000円という額に比較しまして誤差はあるのですけれども、計算式によりまして出した数字となりますので、その辺はご了解いただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（新井利朗君） 2番、田村勉君。

○2番（田村 勉君） 額がちょっとはつきりよくわからなかったのですけれども、いずれにしろそのほかに、例えば2015年3月の段階での保険給付費残高とありますよね。これは、その額として3,200万以上あるわけでしょう。そして、さらに国から来るわけですから、大体その1世帯当たり1万円の引き下げというのは一体幾らぐらいの予算になるのか、予算として。いわゆる1世帯1万円引き下げると幾らになるのか。それと国の援助といわゆる2015年の残高、これの関係でもってどうなるのか、この辺のところをわかったら教えてもらいたいのですけど。

○議長（新井利朗君） 町民課長。

○町民課長（中畝健一君） それでは、田村議員のご質問にお答えいたします。

質問の初めの26年の国民健康保険税の特別会計の残高が3,000万強あるというふうなお話をいただきました。これについては、27年度の繰り越しの費用として、もう歳入部分を見込んでおりますので、それが単純に余ったということでもありませんので、その部分を税を引き下げる財源にしますと、国保会計のほうにその分が穴が開くということなので、歳入に入りますということなのでご理解をいただきたいと思っております。

それと、1万円を軽減した場合の経費についてのご質問になろうかと思っております。27年度で把握します被保険者世帯は1,322世帯となっておりますので、単純に1万円を掛けると1,322万円ということになろうかと思っております。

以上です。

○議長（新井利朗君） 暫時休憩いたします。

休憩 午後零時03分

再開 午後1時00分

○議長（新井利朗君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。



◎発言の訂正

○議長（新井利朗君） なお、最初に、先ほど5番、村田議員の質問に対し、建設課長のお答えの中で一部誤りがありますので、ここで訂正の申し出がありましたので、訂正を許可いたします。

建設課長。

○建設課長（坂上光昭君） 午前中、村田議員の質問の中でお答えしました融雪剤の塩カルルの購入費でございますが、120万とお答えしたのですが、再度調べた結果、60万円の間違いでしたので、ここで訂正させていただきます。

○議長（新井利朗君） それでは、次に、2番、田村勉君の第2質問から再開いたします。

2番、田村勉君。

○2番（田村 勉君） 議長、さっきの問題で、確認だけいいでしょうか。

○議長（新井利朗君） はい。

○2番（田村 勉君） 要するに町長の答弁は、一般会計に繰り入れて、要するに保険料の引き下げには使わない、こういうことを明言したということですね。

○議長（新井利朗君） ちょっと町長、補足で回答してください。

○町長（大澤タキ江君） 田村議員のご質問にお答えさせていただきます。

国のほうから来たお金が一般財源に一応入るのです。入るのだけれども、これは一般財源として使うのではなくて、国保のほうに使うので、要するにトンネルですね。一応そちらに、一般財源に入るけれども、そちらのほうに移るといって、一般財源としては使えないということです。わかりましたでしょうか。国保のほうに使うということです、要するに。

○2番（田村 勉君） それをさっき私が申し上げたように、低所得者のほうのいわゆる税を引き下げるほうに使うのかどうか、そこのところですか。

○町長（大澤タキ江君） それは、要するに先ほど課長が申し上げましたけれども、それは使いません。要するに、多分、田村議員、ちょっと勘違いされているのかなと思うのですけれども、予算の中では、ある程度ざっくりした予算を、全てそうですけれども、国民健康保険もざっくりした予算を立てますよね。その中で使用しなかった部分は国のほうから来たお金ですと、それはお返しするのです。国のほうのお金、財源ですとか、そういうものは使わなかった部分はお返ししなくてはならないので、残金として上がってはきても、最終的にはお返しするので、残っている財源ではないわけです。それなので、さっきも課長がそれをお返しすると、そこのあれを、町のほうの今度は持ち出しになってしまうわけですから、例えば1軒1万ずつ皆さんにくれますよということになると、この部分は町のほうの持ち出しの、一般財源からの持ち出しのお金になってしまうということなのです、要するに。そこのところは、ちょっとご理解をいただいているのかなと思うのですけれども。課長のほうがわかりやすいでしょうから。済みません。

○議長（新井利朗君） 次に、2番、田村勉君、第2質問お願いいたします。

○2番（田村 勉君） 何か消化不良だね。

〔「しょうがねえよ」と言う人あり〕

○2番（田村 勉君） それでは、第2の質問のほうに移ります。

子ども医療費の無料化の拡充と、窓口負担の撤廃についてということで、少子高齢化が進む中で、子育て支援の立場から、近隣の町でも高校卒業までの医療費の無料化を進める傾向は高まっていますが、長瀬町でも無料化を実施する計画があるか伺います。また、子ども医療費を償還払いから現物支給に切りかえてほしいという声がありますが、切りかえの予定があるか伺います。

以上です。

○議長（新井利朗君） 町長。

○町長（大澤タキ江君） 田村議員の子ども医療費の無料化の拡充と窓口負担の撤廃についてのご質問にお答えをいたします。

町では、子ども医療費支給に関する条例を設けて、子ども医療の助成制度を実施しています。この制度は、子供さんが必要とする医療を容易に受けられるように、保護者の経済的負担の軽減、保健の向上、福祉の増進などを図ろうとするもので、平成22年度から中学校3年生のお子さんまでを対象として、その充実に努めてまいりました。平成27年9月議会において、4番の岩田議員から子ども医療費についてのご質問をいただき、町民課長から財政支出の増加や近隣市町の状況などの理由により、対象年齢の拡大は予定していないとの答弁をさせていただきました。しかしながら、昨今の子供の数の減少を見ますと、福祉医療のさらなる充実を図り、子育て支援の強化をすることが喫緊の課題であり、何よりも優先させるべきと考えました。

このため、平成28年度中には、子ども医療支給制度の対象年齢を18歳になった年度の3月31日までに拡大する予定であり、新年度予算には拡大分を含めて計上をさせていただいたところでございます。新年度

予算提案の際は、ぜひともお認めいただきたく存じます。

また、現物給付は、平成25年度から秩父郡市医師会や秩父郡市内の医療機関のご協力を得まして実施し、秩父郡市以外の医療機関では、一度医療機関でお支払いをいただき、後日一部負担分を町に申請し、窓口支払いする方法となっており、ご不便をおかけしているところでございます。現物給付を進めるには、医師会などの関係機関の協力を得ることが重要であり、下準備として町に隣接している深谷市、大里郡医師会や大里郡市歯科医師会の意向確認をさせていただいた結果では、現物給付のエリア拡大は可能と考えさせていただいております。このため、現物給付のエリア拡大についても、対象年齢拡大とあわせて、平成28年度中に利用可能となるよう準備を進めてまいる所存でございます。

以上です。

○議長（新井利朗君） 2番、田村勉君。

○2番（田村 勉君） 高校まで無料化、本当にこれ私歓迎したいと思います。それから現物支給も、本当にすぐその場で払わなくても済むわけなので、本当に子育てのお母さん方も喜ぶと思います。

その中で、医療圏というのはこの近くにありますが、秩父医療圏と、それから北部医療圏と、あと川越比企ですね。今の町長のご答弁だと。北部のほうは入っているのですが、川越比企のほうはちょっと含まれていなかったように思うのですが、そっちのほうにも、恐らく小川とか東秩父とか、そっちのほうにかかっている長瀬の町民もいると思うのですが、わかれば、その人たちがどのくらいかかっているのか。できれば、北部と同じように、そちらのほうもあわせて現物支給の方向でもってやってもらえるように取り組んでいただきたいと思いますけれども、その辺のところの考えをお伺いいたします。

○議長（新井利朗君） 町長。

○町長（大澤タキ江君） 詳しいそちらのお話につきましては、担当課でないとわかりませんので、課長のほうに答弁させていただきます。

○議長（新井利朗君） 町民課長。

○町民課長（中畝健一君） それでは、比企地区に現物給付の利用が可能なエリアを拡大できないかというご要望なのですが、下準備の段階で、比企地区にはまだやりとりは行っていないような状況ですので、その辺はちょっと今後の検討ということでお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（新井利朗君） 2番、田村勉君。

○2番（田村 勉君） 引き続きそれは聞いていただいて、あと人数も確認していただいて、子供たちが安心して病院にかかれるようにしていただきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（新井利朗君） 次、引き続きいいのかな。3回目の答え。町民課長。

○2番（田村 勉君） 済みません、ちょっと勘違いしていました。3番目に移るんです。

○議長（新井利朗君） では、3番目の質問に進んでください。

○2番（田村 勉君） 町民の皆さんの中から、降雪による桜の木の枝折れの実態を、どうなっているのだというふうなお問い合わせもありました。私も車で走って見たのですが、やっぱり降雪で折れてしまったところを切っただけと感じがしたのです。やっぱりこうしておく、長持ちしないのではないかと、この切った後なんかの手入れだとか、そういう観光資源でもあるわけですからね。この桜の木の手入れなどについてはどんなふう考えているのか。これは産業観光課長かな、お願いしま

す。

○議長（新井利朗君） 産業観光課長。

○産業観光課長（横山和弘君） それでは、田村議員の桜の手入れについてのご質問にお答えいたします。

1月の降雪により、桜の枝の実態につきましては、当日は観光協会と町の観光担当の職員が枝折れ等の状況を確認し、通行に支障がある枝折れにつきましては早急に対応いたしました。また、大きな枝の処置につきましては後日観光協会が切断いたしましたが、細菌や雨水が入り枯死しないように、切り口には葉を塗っております。

現在、町が管理している桜は、南北の桜並木、宝登山の参道、野土山、通り抜けの桜及び蓬莱島公園前の桜並木でございます。これらの管理は長瀬町観光協会に委託し、除草、消毒、枝切り等の手入れや緊急時の枝折れの除去及び処分等の対応を行っております。そのほかに、NPO法人長瀬町桜と松等を守る会も観光協会と合同で桜の保存にご尽力いただき、観光資源の保全に努めております。

以上でございます。

○議長（新井利朗君） 2番、田村勉君。

○2番（田村 勉君） 今お伺いしましたけれども、青森県の弘前城公園などでは、雪や何かで折れた桜の木を資源活用していると。どんなふうに資源活用しているかということ、それで箸をつくったり、それから人形みたいな置物をつくったり、名刺入れをつくったりして、それを観光品として売り出していると。残った残骸などは全部粉にして、それをこの桜の木の根にまくと養生になるというふうなことがあるのです。なかなか縦割りになると難しいと思うのですけれども、観光資源、あるいはその残骸、切ったやつなんかも活用できるような方向もぜひひとつ考えて、観光のために資してもらったらいかなというふうに思いました。以上です。

今度4つ目。

○議長（新井利朗君） 2番、田村勉君。

○2番（田村 勉君） これも町の人から来たのですけれども、太陽光発電があっちこちにありますよね、パネルが。

○議長（新井利朗君） 通告文を読み上げてください。

○2番（田村 勉君） そうですね。町を回ってみると、太陽光発電設備がふえているようです。自然エネルギーという観点からは望ましいと考えますが、現在の設備の設置数や耐用年数、安全基準、設置基準、こういうことは町としてどれだけ安全面や景観面で考えているかを伺いたいと思います。

○議長（新井利朗君） 町民課長。

○町民課長（中畝健一君） それでは、田村議員の太陽光発電施設についてのご質問にお答えいたします。

太陽光発電施設は、3.11東日本大震災時の電力不足の経験や固定買い取り制度の導入をきっかけに、町内でも数多くの太陽光発電施設を設置する家庭や企業が見受けられるようになったことは承知しております。設置数につきましては、地上に自立して設置される太陽光発電システムは、町民課が所管する県立自然公園許可事務における特別地域内での許可件数は平成24年度からは7件となっております。なお、普通地域内では届け出が不要の案件となっているため、設置基数は把握できておりません。また、一般家庭の住宅用太陽光発電システムは、平成21年度から長瀬町住宅用太陽光発電システム設置費補助金交付要綱を設けており、平成21年度からの助成件数は138件となっております。

設置基準などのお尋ねですけれども、地上に自立している太陽光発電システムは、電気事業法において

電気工作物として取り扱われ、技術基準の適合義務、基準不適合の場合の基準適合命令等の規制を受けることとされています。住宅用太陽光発電システムで助成事業を活用される場合は、長瀬町住宅用太陽光発電システム設置費補助金交付要綱の規定に、補助金の補助対象者が発電システムを設置する建築物の敷地及び建築物等に建築基準法等の法令違反がないことが明記され、法令順守が求められているところです。

景観面におきましては、県内にあるすぐれた自然の風景地を保護するとともに、利活用を図ることを目的として埼玉県自然公園条例が設けられており、長瀬町は町内全域が自然公園に指定されていることはご承知のことと思います。このため、県条例に基づいた事務を適切に執行することが肝要と考え、町単独の規制等を設けることは考えておりません。

規制の状況は、国立国定公園の特別地域における太陽光発電施設の設置に関する自然公園法上の許可基準を新設するため、自然公園法施行規則の改正省令が平成27年6月1日から施行されており、埼玉県でも自然公園条例を改正する予定と聞いております。これによりまして、平成28年6月からは普通地域内での届け出要件を1,000平方メートルを超える太陽光発電システムを設置する場合には届け出を提出することになり、今まで以上に自然環境との調和が図られると考えております。

以上です。

○議長（新井利朗君） 2番、田村勉君。

○2番（田村 勉君） ちょっと心配なのは、地震が、結構ここは地盤が強いらしいのですけれども、台風などで吹き飛ばされるというようなことを心配しているのです。それから、あとは子供ですよ。子供がいたずらというか、中に入ったり、それからあと小動物が線をかじるとかというようなことでもって、事故が全国的にはあるみたいな感じですけども、この辺の対策というのはどんなふうにお考えでしょうか。

○議長（新井利朗君） 町民課長。

○町民課長（中畝健一君） それでは、田村議員のご質問にお答えいたします。

太陽光発電システムの安全基準につきましては、特に町民課で所管しているということはないのですけれども、先ほどちょっと触れさせていただきましたけれども、地上に設置されている太陽光発電システムの場合は、電気事業法の工作物としての基準を遵守するということになっておりまして、例えば太陽光発電施設設けられておりますけれども、人が立ち入らないように太陽光の周りをフェンスで囲むとか、その前に安全表示がされているとか、そういう基準が決められておりますので、設置される方はその基準を遵守されているというふうに考えております。

以上です。

○議長（新井利朗君） 2番、田村勉君。

○2番（田村 勉君） いわゆるこの辺だと心配なのは小動物、いわゆる線をかじったりなんかするよな、そういうのが夜中に出たりなんか、そういう被害のことは考えていないのですか、全然。

○議長（新井利朗君） 町民課長。

○町民課長（中畝健一君） 電気工作物として設置する場合には、フェンスを囲ったりするということになっておりますので、町内で設置されている太陽光をちょっと見てみますと、必ず周りにフェンスがしっかりと囲われていて、出入りもできないようになっているというふうに考えているのです。小動物というところまでというのも、範囲ちょっとわからないのですけれども、一応そういう設備は整えられているというふうに考えています。

○議長（新井利朗君） 次に、3番、野原隆男君の質問を許します。

3番、野原隆男君。

○3番（野原隆男君） 質問させていただきます。公共施設の遊具の安全対策について、町長さんにお伺いいたします。

全国的に見ると、学校や公園で遊具の不具合に起因する事故が散見されます。長瀬町の公共施設の遊具の維持管理、老朽化対策について、どのように考えているかお伺いいたします。よろしく申し上げます。

○議長（新井利朗君） 町長。

○町長（大澤タキ江君） 野原議員のご質問にお答えいたします。

遊具の安全性が全国的に関心を集めることになったのは、平成13年12月に箱ブランコ裁判についてテレビや新聞で報道されてからで、その後、国土交通省が平成14年3月に都市公園における遊具の安全確保に関する指針を出し、その指針を受け、多くの遊具メーカーが会員の社団法人日本公園施設業協会が遊具の安全に関する基準、J P F A—S：2008を出すとともに、文部科学省より平成14年11月に「学校に設置している遊具の安全確保について」を作成しました。その後、国土交通省において、平成26年6月に遊具指針が改定され、社団法人日本公園施設業協会も遊具の安全に関する基準、J P F A—S P—S：2014と基準が変更されてきました。

現在、長瀬町内の遊具については、地元公会堂や学校に設置されているものしかありません。地元公会堂等に設置されている遊具については、町社会福祉協議会で管理しており、民生委員、児童委員に依頼して確認、報告を受けており、状況により専門業者に依頼し、確認、修理しております。

また、学校に設置されている遊具については、教育委員会で平成26年度に専門業者による点検を行い、今年度から平成29年度までの3カ年で改修等の対応をしているところです。今後も利用される方の安全を最優先事項として、国等で示している指針を踏まえながら点検、改修に努めてまいります。

○議長（新井利朗君） 3番、野原隆男君。

○3番（野原隆男君） どうもよくわかりました。いろいろとあれですが、耐用年数とかそういうのは、遊具で鉄製のものは15年とか、木製のものは10年とかいろいろとありますが、点検は何年に1度、3年に1度、今あれですが、点検実施者のいろいろと責任事項、責任問題とか、いろいろとあると思いますが、いろいろともしわかりましたら、ひとつお願いしたいと思います。

○議長（新井利朗君） 町長。

○町長（大澤タキ江君） 野原議員の再質問にお答えさせていただきます。

耐用年数は、その遊具によってまちまちだと思います。しかしながら、毎年町のほうでも点検を行わせていただき、順次補修ですとかを行っておりますので、安全確認はしっかりとやらせていただいているところです。

また、先ほど遊具についてのお話もありましたけれども、長瀬町の場合には、社会福祉協議会が重立ったものは管理しております。後でこれ野原議員に、あれですかね、上長瀬区、長瀬上区、大木小路区、五区、下山区、上宿中宿区、根岸石原区、下宿区、原区、上袋区、下袋区、中野上区、杉郷区、辻区、宮沢区、滝の上区、小坂区、矢那瀬上郷区、矢那瀬下郷区、岩田区、井戸中郷区、井戸上郷区とか、1つずつですとかいろいろなのですけども、あちらこちらにあるのは、ほとんどが社会福祉協議会が、赤い羽

根募金かな、そちらのほうのお金でやっている事業です。

ですので、先ほどご回答申し上げましたとおり、町としてのものは余りございません。実際使われていないところもございます。特に私の住んでます井戸上郷区あたりですと、フェンスが張りめぐらされてしまっているのも、中が普段は使えないというような場所もありまして、そういうところは見直しをして1つにまとめたほうがいいのかというようなお話も今出ているところです。実際利用されている方がいらっしゃるところですと、それはできませんけれども、それらも調べさせていただいて、利用されていないところは利用されているところに設置をしたほうがよろしいのではないかと、今現在そのようなお話が進行中です。

以上です。

○議長（新井利朗君） 次に、8番、大島瑠美子君の質問を許します。

8番、大島瑠美子君。

○8番（大島瑠美子君） 1、育英奨学資金貸与事業について、教育長にお伺いします。

子供の貧困で差別があってはならないと、各方面で対策を講じていますが、最も大切なのは教育支援です。進学したくても金銭的に困難ということで断念する人も多いと聞いております。当町で実施している育英奨学資金貸与事業ですが、平成27年度は408万円が計上してありましたが、この範囲内で申請者全員が貸与を受けられたのでしょうか、伺います。

また、平成28年度入学者の申請状況及び問い合わせ状況について伺います。

○議長（新井利朗君） 教育長。

○教育長（宮原利定君） 大島議員のご質問にお答えしたいと思います。

平成27年度の奨学資金貸与事業の408万円の内訳でございますが、新規分の入学準備金を例年のとおり3人分予定して120万円、育英奨学資金の新規分も3人分を予定して90万円、継続分の貸与が7人で198万円の合計408万円を計上しております。実際の貸与事業は、育英奨学資金の新規分が1人でしたので30万円、継続分が7人で198万円の合計で228万円の貸与となっております。

また、平成28年度入学者の入学準備金の申し込みを現在受け付けておりますが、問い合わせ等は来ておりません。育英奨学資金については、申し込み用紙を1件配布している状況となっております。

以上でございます。

○議長（新井利朗君） 8番、大島瑠美子君。

○8番（大島瑠美子君） 育英奨学資金貸与事業ですけれども、長瀬町で聞きましたら、全部で228万円ということですよ。そうしますと、違うところだともっといっぱい、日本育英奨学資金だとかいろいろ、ローンで借りて少し利息がつくけれどもというのに、ついているのがあるのですけれども、多分これはすごく長瀬町の金額が少ないから貸与の申し出が少ないのではないかなと思うのですけれども、違うところなんか見るとこの分ではなくて、年間3人分で90万円とかとなってきましたよね、申し込みではなくて。そうしますと、それだけだとやっていけないということなので、もしこの408万円、また今回もあってあるようでしたら、育英奨学資金貸与条例でも少し変えてもらって、金額を多くしたらもう少し申し込みが来るのではないかと思いますので、そのような考えがあるかどうかを伺います。

○議長（新井利朗君） 教育長。

○教育長（宮原利定君） 再質問にお答えさせていただきます。

一応この近隣を見ますと、大体同じような金額で何か賄っているようなのですが、大島議員の今ご指摘ありましたので、これから検討させていただければというふうに思います。

以上でございます。

○議長（新井利朗君） 8番、大島瑠美子君。

○8番（大島瑠美子君） 予算をとりました。そして、28年度は、まだ入学の問い合わせとか何かがないということですので、多分それは長瀬町のを借りても金額が少ないからねというので来ないというのもあるかと思います。皆さんに聞きますと、うちなんか奨学金借りて出ているのだよという人もあるのですが、長瀬町という言葉は余り聞きませんので、ぜひそのところをご検討いただいて、その予算がとつてあるのですから、その分はたとえ一人でも、人数少なくしても貸し出しをして、そして借りたい人というのには貸し付けてほしいなと、そう思いますので、ぜひそのように希望します。ぜひよろしく願いいたします。

次に、2番に行きます。税込確保と差し押さえについて、税務課長にお聞きします。歳入における町税は最も重要な自主財源です。年度末に当たり、1年間を通して税の徴収に取り組んできた状況を伺います。また、平成27年度の差し押さえ件数、金額について伺います。

○議長（新井利朗君） 税務課長。

○税務課長（林 宜子君） 大島議員のご質問にお答えいたします。

平成27年度における町税の徴収取り組み状況と差し押さえ件数及び金額についてのご質問でございますが、平成27年度の主な徴収取り組みにつきましては、納税コールセンターからの納付の早期呼びかけを初め、県と町による共同の納税相談や共同催告を実施するとともに、滞納者との連絡を密にし、個々の実情に応じた納付により滞納額の圧縮に努めました。また、給与所得者に係る個人町民税の徴収方法を各事業所にご協力いただき、特別徴収に移行したことによりまして徴収率の向上を図りました。善良な納税者に不公平感や納税意識の低下を招くことのないよう、法律に基づく滞納処分の実施により公平、公正な徴収に取り組んでまいりました。

次に、平成27年度に実施いたしました差し押さえ件数は預貯金を5件、不動産を2件でございます。差し押さえ税額は437万7,000円でございます。また、過去に差し押さえしておりました生命保険を今年度2件解約いたしまして、74万5,000円を町税に充てております。なお、現在所得税と町県民税の申告相談の受け付けをしております。所得税の還付者の中に滞納者がいる場合には、還付金の差し押さえを実施いたします。毎年15件程度差し押さえを行っている状況でございます。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長（新井利朗君） 8番、大島瑠美子君。

○8番（大島瑠美子君） 年々差し押さえ件数が少なくなってきていて、また金額についても何だか少なくなっているような、そういった横ばいかもかもしれませんけれども、そこへなっているのに、それはよろしいかと思います。何しろいつでも私が、ここに1年に1回は必ずというふうに、税込確保はどうなっているのかと言うのですが、自治体が自前で賄えるお金なのです。それで必要なお金は賄えるということになると、税込しかないわけなのです。ですから、一番の基本ですので、これはいつでも年に1回は聞くようにしているのですが、税務課職員、それから税務課、それから役場

の職員も一緒ではあるとは思いますが、財政力指数が1になるということがありますけれども、それを頑張って一生懸命やっているということは評価したいと思っています。

これからの差し押さえ件数、それから金額、なるべく判こをどんどん押してもらって、どんどんしないと、公平感がなくなると納めるのが嫌になってしまうよということはずごく聞きます。何度も何度も言うのですけれども、カップラーメンをすすったって税金だけは納めなくてはだよね。私も、そうよね、そうのほうがいいよ、そうすればきっといいことがあるからね、いつでもきっといいことがあるからねということを書いてあるのですけれども、これに税務課が、その皆さんの期待に応えるような、プロフェッショナルという言葉、みんなの期待を裏切らないということですので、ぜひこれからも引き続いて、その差し押さえだとかなんとかという法にのっとった手続はとっていただくよう希望いたします。本当にこんなところで言うてはなんですけれども、これからも長瀬町がすごくよくなるように、ぜひ見守っていてほしいなと、そういうふうに思います。

次に、3番に行きます。長瀬地区公園整備について町長にお伺いします。子供たちの明るく元気にぎやかな声と、お年寄りが集い、憩い、ゆったり遊べる場所は誰もが希望しているところです。そこで、現在計画中の長瀬地区公園を整備するに当たり、時代の変化に的確に対応し、魅力ある公園にしていかなければならないと考えますが、どのような取り組みを行うのか伺います。

○議長（新井利朗君） 町長。

○町長（大澤タキ江君） 長瀬地区公園整備についてのご質問にお答えいたします。

公園に対する町民の皆様ニーズは時とともに変化し、町はこれに応えていかなければならないことはお話しのとおりでございます。近年の少子高齢化社会の一層の進行も含め、利用者、環境の変化に応じた子供の遊び場や町民の憩いの場として、今後は多様な世代が楽しめる公園づくりを行っていきべきと考えております。また、長瀬地区公園などのあり方も含め、集い、憩い、楽しむアイデアを考えるワークショップや、公園の利活用体制づくりや仕組みを構築していくことが必要であると考えております。

こうしたことを踏まえ、公園は町民の貴重な財産との考えのもと、公園の多様な使い方を町民の皆様と知恵を出し合っていく必要があると考えておりますので、今後、町民の皆様からのご意見を伺いながら進めさせていただきたいと考えております。

以上です。

○議長（新井利朗君） 8番、大島瑠美子君。

○8番（大島瑠美子君） 今の答弁聞きまして、こういうふうには言え、これからでは考えていきます、こういうふうには言え、これから考えていきますって、きっと町長の答弁はそういう返事が返ってくると思います。

それで、私たちはあそこの公園をただつくるというには、ワークショップとか何かというのもありました。要するに雨が降ったときに、ガラス戸が中に入るといことと、それからあとは少しぐらいはとられてもいいや、汚されてもいいやというので、希望をする人たちの芸術とか手芸だとか、いろんなことがありますけれども、それからこういう写真を飾りたいとかという、できるような部屋も、大きな公園ですから、少しちっちゃな場所ですか、そういうのもつくってもらえればいいかなということと、それから何しろ立ち上げたりとかなんとかということ、皆様のご意見を聞きますと言うのですけれども、いつでも名前見ると、先ほども言いましたけれども、同じような名前で、同じような凝り固まったような、70代以上の人なんてすごく多いのです。そういう方が言っているのと、それからあと30代、30代、40代になる

と、仕事の中堅どころで、会社でもすごく重要視されているから、なかなか来られないのだよというようなこともあるかとも思いますけれども、そういう方がどう思っているか。それから、お母さんたちがどう思っているか、それからそこにやっていて、そこに連れてこられる時間帯が、時間があるかとかということもよく考えて、そうだったら違うほうの考え方もあるかとも思いますので、それを踏まえていろんな研究なり、それから話し合いなり、討議なりする考えがとおりかどうか、お聞きしたいと思います。

○議長（新井利朗君） 町長。

○町長（大澤タキ江君） 大島議員のご質問にお答えさせていただきます。

今町のほうで考えておりますのは、子供も楽しめ、お年寄りも健康保持ができるような公園を考えております。結構大きな公園ですので、外周は散歩ができるとか、途中途中に何か足踏みですとか、そういうことができるとか、いろいろそういうことも勘案しながら、これから進めさせていただこうと思っておりますけれども、それには子育て中のお母さん、例えば子育てサロンですとか、そういうところにお話を打ちかけて、どんな公園がよいかとかご意見をいただき、また老人会連合会ですとか、そのようなところにもお伺いを立てながら、町民全体が潤えるような公園をつくっていきたくて今思っているところでございます。

これは、私ごとになりますけれども、なかなか遊具も非常に難しいものでして、実は2週間ほどたつのですけれども、うちの小学校2年生の孫が、上からすうっと下りる遊具から落ちて、二の腕を折ってしまいまして、大手術をしました。やはりそういうこともありますので、これは遊具の選択も難しいものだなと、つくづく今私自身が感じているところでございます。その中で、皆さん方から遊具につきましてもどのようなものが安全で遊べるかという、安心安全、これを一番やはり重視しなければならないことだなという思いがしておりますので、お母さんたち、そしてまたお年寄りからもご意見を伺いながら進めさせていただきたいという予定でおります。

以上です。

○議長（新井利朗君） 8番、大島瑠美子君。

○8番（大島瑠美子君） これからのことですので、よく。

それから、少子化で、小学校の今度、来年の入学の児童というのが、二小だとすごく12人とか何かって人数が少なくて、年々子供たちがちっちゃくて、人数が少なくなるということも踏まえて、いろいろ考えて。昔でしたらアスレチックとか、ハックルベリーのとムソーヤの冒険ぐらいいのことで、あそこらあたりジャングルでもつくってやったらいいのではないかといても、それだけのする、今こんなことやって、こんなことやっているのが多いから。わかるよね、そういうの。ですから、無理かとも思いますので、ぜひみんなの意見を聞いて、これから5年後、10年後つくって、ああよかったね、やっぱりあのときつくっておいてよかったなというような公園をつくるように、みんなで協力して、努力して、いい鼻高々になれるような公園つくるように頑張りましょう。

次に、4の唐沢地区の道路改良について建設課長にお伺いします。唐沢地区の県道の南側、本中30号線の先に、1度では曲がれず、他人の土地を利用して回らなければならない状況の道路があります。このような道路については、安全のためにも改良が必要と思われませんが、考えを伺います。

○議長（新井利朗君） 建設課長。

○建設課長（坂上光昭君） それでは、大島議員の質問にお答えいたします。

本中30号線と本中28号線の丁字路交差点部につきましては鋭角に交差して、すぐに橋の欄干があるため、

本中30号線から本中28号線へ右折するときには切り返し等が必要になると思います。不安な場合は、安全を期するため一旦左折をし、私有地で回ってから県道前橋長瀬線方面へ出て行っている状況と思われます。

これを解消するには、本中30号線を山側に振り、交差点部の接続を90度に近づけ、隅切りをすれば安全に曲がることができますが、交差点改良を実施するには線形の決定、測量調査、用地買収等が必要になりますので、早期の改良は難しいと考えます。

以上です。

○議長（新井利朗君） 8番、大島瑠美子君。

○8番（大島瑠美子君） 今聞きまして、ああそうですか、すぐにはできないのですかと感じました。私もあそこ3回も4回も行ったけれども、1回では絶対できないのだ。それで、向こうガードレールで、こっちが金網なのです。それから、あの道路をつくるときに、左側に回るような道路のつくり方ではなくて、直線に行くところの道路のつくり方になっております。

そうしますと、さっきもおっしゃいますように、左側に出て、それであそこのところ曲がって、それですうっと出るというふうなのを、建設課長はよくわかっているとは思うのですが、そうなっているので、あそこ見ましたら、切り込みがあるでしょう。ガードレールのこっち側、手前のところ。チェーンソーか何かでだあと切って。それから、金網がありますよね、金網を少しまたちょこって切って、それを少しこっちにこう寄せればあそこできるかなと思って、案外とできて、4月ぐらいにはできるのではないかなという考えでやったのですが、そういうことは不可能なのでしょうか、やっぱり手続をとらなくてはということで、お聞きします。

○議長（新井利朗君） 建設課長。

○建設課長（坂上光昭君） 大島議員の質問にお答えいたします。

本中30号のほうから来て、28号線上にある橋の欄干を幾らか切断したりとか、諏訪沢の脇にある金網とかフェンスを切ったりしたらどうかというお話なのですが、諏訪沢にかかっているフェンスの分については、これは砂防施設地で整備されたものですから、県のほうで整備したものになると思います。砂防の施設になりますので、それを切ったりするとなると許可が必要になったり、また申請する場合もその安全策とか、そういったものが出てきますので、先ほどもお答えしましたが、早急な改良というのはちょっと難しいかと考えております。

以上でございます。

○議長（新井利朗君） 8番、大島瑠美子君。

○8番（大島瑠美子君） では、仕方ないですから、民有地のところをいつでも借りて、当分の間、まだまだ回るしかないのですよね。

それで、つけ加えてこんなことを言いますけれども、梶野建材の資源置き場からずっと下に降りてきて、そしてそこいら辺にある、何か数軒のうちの並んでますよね。そこに用事があって、そして帰ろうとして、先ほど言いましたように28号から30号線のほうに出ようとすると、そっちは道が悪いから、ルミちゃん、すぐその金澤平蔵さんのうちの庭があるから、そこで回ればいいのだよというけれども、それではまた庭が、人のうちだから回れないから、そっちをこう行くようにしかならないやねということがあるので、できるだけ早急に民地で切り返しをしたりとか、それからそちらの人のうちのところでしないように、なるべく早くしていただくことを要求して、この質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（新井利朗君） 以上で、通告のあった一般質問は全部終了いたしました。

これをもって町政に対する一般質問を終結いたします。



◎町長提出議案の報告及び一括上程

○議長（新井利朗君） 日程第5、町長提出議案の報告及び一括上程を行います。

今期定例議会に町長から提出された議案は、議案第1号から議案第24号までの24件でございます。

議案はお手元にご配付してあるとおりでございます。個々の議案内容の報告は、省略させていただきます。各議案に対する提案理由、その他内容の説明等は個々の議案が議題に供された際に求めることにいたしますので、ご承知おきいただきたいと思います。

それでは、これより日程に従って議事に入ります。



◎議案第1号の説明、質疑、討論、採決

○議長（新井利朗君） 日程第6、議案第1号 専決処分の承認を求めることについて（長瀬町税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例）を議題といたします。

提案理由の説明を町長に求めます。

町長。

○町長（大澤タキ江君） 議案第1号 専決処分の承認を求めることについて（長瀬町税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例）の提案理由を申し上げます。

地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴い、緊急に改正を行う必要が生じ、平成27年12月28日付で長瀬町税条例等の一部を改正する条例の一部を改正したので、地方自治法第179条第3項の規定によりこの案を提出するものでございます。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（新井利朗君） 議案の内容等について、税務課長の説明を求めます。

税務課長。

○税務課長（林 宜子君） 議案第1号 専決処分の承認を求めることについて（長瀬町税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例）につきまして、ご説明申し上げます。

町長の提案理由の説明にありましてとおり、地方税法施行規則の一部を改正する省令等の一部を改正する省令が平成27年12月25日に公布、施行されました。これに伴い、緊急に長瀬町税条例を改正する必要が生じましたが、議会にお諮りするいとまがございましたので、長瀬町税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例を平成27年12月28日に専決処分させていただき、同日長瀬町条例第1号として公布し、施行しているものでございます。

それでは、専決処分いたしました長瀬町税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例につきまして、ご説明申し上げます。今回の改正内容でございますが、個人番号の利用の取り扱いの見直しに伴い、町民税等の減免申請手続に提出する書類に納税義務者等の個人番号を記載しないこととする改正でございます。

恐縮でございますが、お手元にご配付してございます参考資料、議案第1号につきまして、長瀬町税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例新旧対照表によりご説明させていただきます。

新旧対照表の1ページをごらんいただきたいと存じます。第51条第2項第1号でございますが、町民税の減免申請を行う場合、また第139条の3第2項第1号では特別土地保有税の減免申請を行う場合の申請書類等に納税義務者の個人番号を記載しないことに改めるものでございます。

議案にお戻りいただきまして、附則でございますが、この条例は公布の日から施行するものでございます。

以上で、議案第1号の説明とさせていただきます。

○議長（新井利朗君） これより本案に対する質疑に入ります。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（新井利朗君） これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案は討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（新井利朗君） ご異議なしと認めます。

よって、討論を省略し、これより議案第1号 専決処分承認を求めることについて（長瀬町税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例）を採決いたします。

本案を原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（新井利朗君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第1号は原案のとおり承認することに決定いたしました。



◎議案第2号の説明、質疑、討論、採決

○議長（新井利朗君） 日程第7、議案第2号 長瀬町公共施設整備基金条例を議題といたします。

提案理由の説明を町長に求めます。

町長。

○町長（大澤タキ江君） 議案第2号 長瀬町公共施設整備基金条例の提案理由を申し上げます。

公共施設の整備基金に充てるため、長瀬町公共施設整備基金を設置するとともに、土地開発基金条例について廃止する条例を制定したいので、この案を提出するものでございます。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（新井利朗君） 議案の内容等について、企画財政課長の説明を求めます。

企画財政課長。

○企画財政課長（齊藤英夫君） それでは、議案第2号 長瀬町公共施設整備基金条例の制定につきましてご説明申し上げます。

公共施設の整備には多額の費用が必要であり、長期的視野に立った財政運営を行うため、その財源となる資金の積み立てを行い、整備資金に充てるため、長瀬町公共施設整備基金を設置するための条例を制定

するものでございます。

それでは、議案第2号 長瀬町公共施設整備基金条例をごらんください。

第1条の設置でございますが、基金の設置を定めるものでございます。

第2条、積み立てでございますが、一般会計の予算で定めた額とするものでございます。

第3条、管理でございますが、預金、その他、有利な方法で管理することを定めたものでございます。

第4条、運用益金の処理でございますが、前条の管理で生じた収益につきましては基金に繰り入れるものでございます。

第5条、繰りかえ運用でございますが、財政上必要があると認めたときは、歳計現金に繰りかえて運用することができる条項でございます。

第6条、処分でございますが、公共施設の整備資金に充てる場合は、処分をすることができるものでございます。

第7条、委任でございますが、必要な事項は町長が別に定めることとなっております。

附則でございますが、第1項施行日でございますが、平成28年4月1日から施行するものでございます。

第2項でございますが、長瀬町土地開発基金条例につきましては廃止するものでございます。

次の裏面になりますが、第3項の経過措置でございますが、土地開発基金を廃止することによりまして、土地開発基金の現金につきましては、公共施設整備基金に属する現金とするものでございます。

以上で、議案第2号の説明とさせていただきます。

○議長（新井利朗君） これより本案に対する質疑に入ります。

質疑はございませんか。

2番、田村勉君。

○2番（田村 勉君） ちょっとお伺いしたいのですけれども、長瀬町公共施設整備基金ということなのですけれども、具体的に何か想定している建物か何かがあるのでしょうか。これが第1点です。

それから、たしかこれは議運か何かで、この一番下の廃止する基金が平成16年から27年まで3,705万円ぐらいあるということですが、これをこのままこういう形でもってさらに温存するというか、持っていくということなのか、具体的な建物のあれが、イメージが何かないとちょっとよくわからないので、だとすればこれは一般会計のほうに入れてしまって考えたほうがいいのか、具体的な施設の名前がないんでしたら。ということなのですけれども、その辺お伺いします。

○議長（新井利朗君） 企画財政課長。

○企画財政課長（齊藤英夫君） それでは、田村議員のご質問にお答えいたします。

先ほど目的というか、一番初めにもお話ししたと思うのですけれども、これからかかる公共施設、もうかなり古い公共施設もかなりあります。そういうところに今後改修とか、多額のお金がかかることが予想されますので、そのための積立金でございます。ですから、どこの建物ということではなく、これから改修が必要であろうという、例えば中央公民館、保健センターとか、そういう古い建物について、今後大きな改修が必要となりますので、その改修をその年に予算化したのではとても予算が組めませんので、そういうことのためにこの基金を積み立てて、修繕とか、改修とか、そういうときに充てるための貯金でございます。

それと、今現在土地開発基金約3,705万円ありますが、その基金もこの公共施設整備基金のほうに積み立てまして、今後予想されるであろう改修費に充てるということでございます。ですから、これを一般会

計のほうに繰り戻してしまいますと、またその修繕、大きな修繕があったときにその予算が組めない場合がございしますので、そのための貯金ということで、ここに載せさせていただいております。

以上でございます。

○議長（新井利朗君） 2番、田村勉君。

○2番（田村 勉君） そうすると、具体的なこの施設がまだはっきりしていないと。いわゆる修理するの
が。しかし、この第6条で、町長は公共施設の整備資金を充てる場合に限り、その全部または一部を処分
することができる。この項目でいくと、議会を通さなくても、この町長の判断でもってどんどんできて
しまうということになるのではないのでしょうか。だとすれば、やっぱり議会をちゃんとかけるのだったら、
一般会計の中でやったほうがいいのではないかということなのですか、その辺どうなのでしょう。

○議長（新井利朗君） 企画財政課長。

○企画財政課長（齊藤英夫君） それでは、田村議員のご質問にお答えいたします。

この6条の関係で、町長が処分できるということですが、これはあくまでも予算に計上いたします基金
からの繰出金ということで、一般会計のほうに予算を立てて整備を行いますので、議会の承認は必要にな
ります。町長が独断で、これをそのまま議会にかけずに使うということとはございません。

以上でございます。

○議長（新井利朗君） ほかに質疑はございませんか。

10番、染野光谷君。

○10番（染野光谷君） 今ちょっと聞いていると、公共事業のこの基金と言うけれども、新規なものはやら
ないのですか。新しくこういう基金が積んであると、また国とか県からの何かこういう要望あれば、財源
が厳しい、厳しいとっていて、また何か新しい物つくってしまって、ない予算からまたこの基金が足り
ないぐらいの仕事でも押しつけられたときに、どうしようもなくなってしまうのだなと思って、ちょっと
お伺いしたのです。

○議長（新井利朗君） 企画財政課長。

○企画財政課長（齊藤英夫君） それでは、染野議員のご質問にお答えします。

初めの説明ちょっと足りなかったのですが、改修だけではなく、これは新規の事業にも使える基金でご
ざいますので、もし新しい建物等をつくって、補助金で足りないというような場合でもこちらの基金を使
えることになっております。

以上でございます。

○議長（新井利朗君） 10番、染野光谷君。

○10番（染野光谷君） だから、心配するのです。だから、新しく施設をつくるのに、国が押しつけますよ。
その行政、地域に。長瀬なら県が。これで足りなくなってしまうと、これだけ財源が厳しいだこうだと言
っているところに、また新しく施設をつくったときのことを今心配するだけ。建物のある、例えば中央公
民館、あるいは柔道のところの施設を直して、こうだつていうなら納得もいくけれども、そこは注意して
もらわないと困るのです。

基金がある、例えばこの庁舎をつくるときには、俺だけれども、議員になったとき、2億あったのだ。
基金というので。庁舎積立金。その後、黒澤さんのとき2億で、瀧上になって3億か。これで、そういう
基金を、その当時の年収はある程度あったかもしれないけれども、そういうものをつくるときに心配をす
るわけ。それだけは頭に置いてください。

- 議長（新井利朗君） ほかに質疑はございませんか。
〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（新井利朗君） これをもって質疑を終結いたします。
お諮りいたします。本案は討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。
〔「異議なし」と言う人あり〕
- 議長（新井利朗君） ご異議なしと認めます。
よって、討論を省略し、これより議案第2号 長瀬町公共施設整備基金条例を採決いたします。
本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。
〔「異議あり」と言う人あり〕
- 議長（新井利朗君） 2番、田村勉君。
- 2番（田村 勉君） 具体的な施設は決まっていないのに、特別にこういうふうを持つのは、財政全体が厳しいと言っている中で、ちょっとおかしいのではないかというので、私はこれは一般会計に入れるべきだというふうに思います。その立場から反対をいたします。
- 議長（新井利朗君） ただいま反対討論がありましたので、次に賛成討論を許します。
10番、染野光谷君。
- 10番（染野光谷君） 先ほども申したとおり、そんなわけで先ほどの言葉を入れてもらえればいい。それで、執行部がしっかりしてもらえれば賛成です。
- 議長（新井利朗君） ほかに討論はございませんか。
〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（新井利朗君） これをもって討論を終結いたします。
これより議案第2号 長瀬町公共施設整備基金条例を採決いたします。
本案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。
〔起立多数〕
- 議長（新井利朗君） 起立多数。
よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。



◎議案第3号の説明、質疑、討論、採決

- 議長（新井利朗君） 日程第8、議案第3号 長瀬町蓬莱島公園設置及び管理条例を議題といたします。
提案理由の説明を町長に求めます。
町長。
- 町長（大澤タキ江君） 議案第3号 長瀬町蓬莱島公園設置及び管理条例の提案理由を申し上げます。
大字井戸地内の蓬莱島及び周辺を整備し、公園として利用及び管理を行う必要があるため、この案を提出するものでございます。
よろしくご審議のほどお願いいたします。
- 議長（新井利朗君） 議案の内容等について、産業観光課長の説明を求めます。
産業観光課長。

○産業観光課長（横山和弘君） それでは、議案第3号 長瀬町蓬莱島公園設置及び管理条例につきましてご説明申し上げます。

町長の提案理由にもありましたとおり、大字井戸地内の蓬莱島及び周辺の整備が終了するため、公園として使用及び管理を行う必要があるため、条例を新たに設けさせていただきたく、この案を提出するものでございます。

条例案をごらんいただきたいと存じます。

まず、第1条でございますが、条例の趣旨でございます。優れた自然の景観地を保護するとともに、人々に憩いの場を提供して利用の増進を図り、観光による活性化を推進するため、蓬莱島公園の設置及び管理に関し、必要な事項を定めるものでございます。

第2条でございますが、公園の名称と位置を定めるものでございます。名称は長瀬町蓬莱島公園、位置は長瀬町大字井戸772番地10ほかでございます。

第3条でございますが、行為の制限を規定しているもので、第1項は各号のいずれかの行為をしようとするものは町長の許可を受けなければならないと規定するものでございます。

また、第2項は第1項の許可が公園の使用及び管理に支障を及ぼさないと認める場合に限り、許可を与えるものとする規定でございます。

第3項でございますが、第1項の許可に管理上必要な条件を付することができるものとする規定でございます。

第4条でございますが、使用権譲渡等の禁止規定でございます。第3条第1項の許可を受けた者は、許可を受けた使用権はその権利を他人に譲渡または転貸してはならないとするものでございます。

第5条でございますが、許可の取り消し等の規定でございます。使用権利者が各号のいずれかに該当するときは、許可の取り消しをすることができる規定でございます。

2ページをごらんください。第2項は、第1項の規定により、使用許可の取り消しまたは使用を中止させた場合において、使用権利者に損害が生じても町は賠償責任を負わないとするものでございます。

第6条でございますが、公園内の行為の禁止規定でございます。第1号から11号まで定めております。

第7条でございますが、使用の禁止または制限を規定しているもので、第1項は各号に該当するときは使用を拒み、または退去を命じることができる規定でございます。

3ページをごらんください。第2項でございますが、気象警報等が発令されたときまたは危険が予測されるとき、その他管理上必要があるときは立ち入り禁止または制限できるとするものでございます。

第8条でございますが、損害賠償規定でございます。故意、過失により公園の施設を損傷したときは損害賠償をしなければならないとするものでございます。

第9条でございますが、この条例の施行に関し、必要な事項は規則で定めるものでございます。

附則でございますが、この条例は平成28年4月1日から施行するものでございます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

以上です。

○議長（新井利朗君） これより本案に対する質疑に入ります。

8番、大島瑠美子君。

○8番（大島瑠美子君） 質問します。管理条例の第3条、公園において次の各号のいずれかの行為をしようとするものは、規則で定めるところに町長の許可を受けなければならないと書いてあります。そして、

(1) 営利を目的として写真または映画を撮影すること。これは削ったほうが良いと思います。なぜなら、絵はがきをつくって、それをでは1枚50円で売ろうかというのを許可を受けなくてはならない。それから、NHKだって受信料取っています。民放が撮影に来て、民放の映像、コマーシャル料のお金を全部、そうすると営利を目的としてということを考えますと、一応全部を町長に許可を取らなくてはならないのかということになります。

この蓬莱島公園ができましたので、要するにくまモンとか、それからふっちゃんだとかというようなので、全国的に有名になるのについて、蓬莱島公園、有名だとか、皆さんによく、多くを知ってもらったためだったら、おおらかな気持ちで一応やってみて、そして、2年後、3年後に、これではうまくないなとかといったら、そこのところに第1条、(1)を入れるようにしたほうが、私はこの蓬莱島公園設置及び管理条例、これからまだ長瀬の公園についてもだし、こういうことをつくるの、つくらないのということもありますので、このところには山紫水明のこのよき長瀬で、昔からの大正13年指定の名勝天然記念物長瀬のところで、皆さんいっぱい写真撮ったり、いろんなところがもう来ています。蓬莱島だけを町長の許可がなくてはいけなとかんとかということはないで、同じ空気が流れているところですので、ぜひ

(1)、営利を目的として写真または映画を撮影することという欄は削除しておいて、そしてどうしても目に余るような行為が続出てきたら、この附則のところまで直して、そしてやったらいかかなと思いますので、そのようにしたほうが。

新しいものについては、物すごくいろんな規則が、何かを緩めなければで、それがもうずっと昔から蓬莱島ってあるものですので、そんなにこんないろいろ町長に許可を、許可を。町長さん、そんなに偉いのかってこういうふう言うから、私も偉いのだ、一番上だものな、町長だからなということを行っていますので、このところの(1) 営利を目的として写真または映画を撮影することって。

これからも、だからまた長瀬町でこの蓬莱島ができたから、では長瀬もう一度、今絵はがきがすごく売れていないのです。皆さんがつくろうと思っても、なかなかつくらないということで、この蓬莱島きれいになったから、ではそっちも川渡って行ってもらうのだから、蓬莱島でも宣伝するかなというときに、営利を目的としてという。大抵が営利を目的として人間って動くのです。たとえ何でも無償で、無償でということ余りないので、有名にしたかったら、おおらかな気持ちで、何でもかんでもというのが良いと思いますので、これについては(1)は削除したほうが、私はそちらのほうにしてほしいなと思います。

○議長(新井利朗君) 産業観光課長。

○産業観光課長(横山和弘君) それでは、大島議員のご質問にお答えいたします。

蓬莱島、基本的には自由使用ということで、入場料も取ることも考えておりません。ただ、営利を目的としての写真や映画撮影となりますと大がかりとなりまして、スタッフ、係員などが大人数となる。それで島のほうに入ってきますと、一般の方の利用に支障が生じるようなことも考えられます。町でこれを知らなかったということでは管理上好ましくありませんので、特に許可と言っても使用料を取るわけでもありませんので、許可申請書を出していただければと考えております。

以上でございます。

○議長(新井利朗君) 8番、大島瑠美子君。

○8番(大島瑠美子君) そうしますと、多くのスタッフが長時間、長期間もそれをするときにということ、ちょこっと二、三時間で絵はがきをつくろうなんて思って行って、ちょこっと二、三人でということについても許可を取らなくてはいけないということになりますか。何十人以上、何カ月とってしまうからと

いうことは許可が必要ですが、二、三時間でも一応営利を目的として絵はがきをつくりたいというときには一応これをしなくてはならないってことですか。

よく考えてください。長瀬町が水と清流と、それからあとは緑のいいところ、観光の町なのです。観光の町なのに、蓬莱島をそんなに許可を取れ、許可を取れなんて言っている観光地がそんなあるのでしょうか。あったら幾つか、10個ぐらい観光地の名前を教えてください。

○議長（新井利朗君） 産業観光課長。

○産業観光課長（横山和弘君） 大島議員の再質問にお答えいたします。

ご指摘にありましたように、二、三人でやるのとか、私のほうでお答えした大人数と。確かにその辺で区分、では二、三人だからいいよというような規定をしているわけではございませんので、営利をやはり目的、記念撮影とかそういうものは当然、一般の方で、自由使用ですので問題ないのですけれども、やはり町のほうでそういう方がいらしている場合は把握をしておきたいので、許可を事前に申請していただければと考えておりますので、よろしくお願いたします。

以上です。

○議長（新井利朗君） 8番、大島瑠美子君。

○8番（大島瑠美子君） それでは、そうしたときには町で罰則はするのですか、それを。

○議長（新井利朗君） 産業観光課長。

○産業観光課長（横山和弘君） 大島議員の再々質問にお答えいたします。

この条例の中では、先ほど言われましたように罰則規定は設けておりません。ですから、その辺で申請者が実際に行為を行っていたからといって、それに対して罰則を設けていることはありません。ただ、実際そういうような場合が発覚した場合は、行って注意をさせていただくというような形になるかと思えます。

以上です。

○議長（新井利朗君） ほかに質疑はございませんか。

5番、村田徹也君。

○5番（村田徹也君） それでは、第1条なのですけれども、優れた自然の景観地を保護するとともにとあるのですが、自然に優れた、優れないってあるのですか。この言葉の文言。優れた自然。これちょっと言葉が不自然だと思います、条例の条文にね。

あと、今大島議員が質問したところについては、この条例を制定して、それを要するにどこかわかる場所に掲載するということをやりますよね。と思うのですが、一応そのこと。ただ、この条例があると全然知らないで来た人は全くわからないから、そのような看板は当然出すということではないのかなと思っておりますが、その点について。

あと、もう一点なのですけれども、6条にあるのですけれども、立ち入り禁止区域に立ち入ることというものはあるのですが、今工事中で入ってはいけないのだそうですが、しばし見させていただいてるのであるけれども、どこが立ち入り禁止なのかなと。要するにネットを張り巡らしてあるのですけれども、そこから外へ出てはいけないというようなことなのかな。事故があったときに、これをやっておけば町の責任はないよということではないかと思うのですけれども、その立ち入り禁止区域、特に長瀬方面の景色がいいところについては、大分柵と、下が岩で、岩盤になっていますので、簡単に下をくぐり抜けられると。ですから、ああいうところに余り看板立てるのは好ましくないと思うのですけれども、立ち入り禁止。

柵があれば、そこから行ったらだめだというのは当たり前だと思うのですが、地続きですので、そういう処置をするのかどうか。その2点、3点についてお伺いします。

○議長（新井利朗君） 産業観光課長。

○産業観光課長（横山和弘君） 村田議員のご質問にお答えいたします。

1条の趣旨の優れた自然ということなのですが、一応町のほうで考えたのですが、自然の中でも蓬莱島の自然は特に優れているのではないかという形で、趣旨に設けさせていただきました。非常に景観がよいところですので、あえて優れた自然ということで掲載させていただいております。

それから、2の掲載看板ですけれども、禁止事項とかそういうものが一応看板は、大きな看板を駐車場のところに設けまして、この条例にうたってある禁止事項等を掲載する予定でございます。

それから、3番目の6条の立ち入り禁止区域なのですが、村田議員言われたとおりフェンスが囲ってありますが、基本的にはそのフェンスの外には出てはいけないという形で立ち入り禁止区域ということで表現させていただいております。

確かに、岩場等がありまして、フェンスが本来なら基礎を地中に埋める予定だったのですが、岩が出ていまして、その基礎が下に埋められなくて、ちょっと立ち上がりが外に露出して、フェンスの下をくぐってしまうというような形で隙間があいているところもあるのですが、一応、町としてはそのフェンスの外には出ないでくださいと。崩れてしまうので出ないでくださいということで、この6条のことを設けさせていただいております。

以上です。

○議長（新井利朗君） 5番、村田徹也君。

○5番（村田徹也君） 固執するようですが、この優れた自然、優れたという言葉はちょっとうなずけない。もう一度本気で自然について調べて、この優れたという言葉は適正かどうかを諮りたいと思うのですが、何かほかの言葉が私にはいいのではないかなと思います。ある意味どうでもいいことだと考えられるかもしれませんが、自然について優劣をつけるような言葉はちょっと。

あと申しわけないのですが、あれが、柵があるところはいいのです、立ち入り禁止区域。例えば、金石の水管橋のところのほうに降りる道というふうなことでいきますと、あのまま木道ではないけれども、両サイドを木で囲ったと。下へ降りていくところがあるのですよね。金石の記念碑があります。あそこは当然柵がないところですから、あれから下へ、キャンプ場のほうへ行けると、当然キャンプ場からも来れると。

もう一点は、白鳥荘があったところですね。白鳥荘があったところは、蓬莱島へ入らないで、旧テニスコートの下あたりからずつと行くと、当然河原にも出られるのだけれども、途中までしか道がないのです。あれ途切れてしまっていると。だから、そこから行ったのは、立ち入り禁止区域の裏からは当然行けるとい構造になっているのです、あそこ。だから、どうこうというのではないのだけれども、残念というか、そこから先は、多分そういうものを建てられないで、あそこで尻切れトンボになっているのではないかなと私は推測したのですが、そうではなくて予算の関係で道があそこまでなのか、ちょっとそういうところも、できればこの条例等は関係なくなるかもしれませんが、知りたいなと思います。固執するのは、この優れたという言葉です。

○議長（新井利朗君） 産業観光課長。

○産業観光課長（横山和弘君） 村田議員のご質問にお答えいたします。

1 問目の金石の渡しのほうの、水管橋のほうのあちらにはフェンスが設けていないということなのですが、そちらのほうは一応木道が行きついて、フェンスがめぐらしてあるわけですが、そちらのほうには確かにフェンスがなくて、自由に行き来ができてしまう状態になっております。

これからちょっとキャンプ場とも今後打ち合わせをさせていただく予定ですので、その辺の管理につきましては、ちょっとこれからフェンスないし何かを設けるとか、そういうような形で打ち合わせをしていきたいと考えております。

それから、2つ目の道が途切れている、旧白鳥荘のほうからの進入ですが、駐車場に設ける全体案内図の中にも、そちらのほうには記載されておられません。そちらが村田議員の質問にありましたように道が途切れてしまって、町の土地ではないところを通るという形になってしまいますので、そちらのほうは整備を行いませんでした。蓬莱島の下流のほうから進んでいって、行き当たりのところが道路があるので、そこの整備、できるところまで整備して、ちょっと突き当たって終わりというような形の整備の仕方のあるところなのですが、その辺はご了解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（新井利朗君） ほかに質疑はございませんか。

5 番、村田徹也君。

○5 番（村田徹也君） 優れたというところにお答えがないのだけれども、今すぐというのは難しいと思うのですが、私は、例えば風光明媚な景勝地をとか、そんなような言葉のほうが、自然に対して優れるという言葉を使うのはいかがかなと思いますので、風光明媚でもちょっと一般的な言葉になりますけれども、再考慮していただけたらと思います。今ここですぐというのは難しいでしょうけれども。

以上です。

○議長（新井利朗君） ほかに質疑はございませんか。

7 番、関口雅敬君。

○7 番（関口雅敬君） 質問をさせていただきます。

ここにいろいろ先ほどから議論をされている文言がありますけれども、私がまずこの蓬莱島で危惧するのは、あそこに公衆トイレをつくっているということで、あの公衆トイレを蓬莱島、あるいは周辺に来た方が利用するのは、私は全然何の問題もなく、掃除も町がきちんと管理をするということでもありますので問題ないのですが、キャンプ場がすぐ、もう本当に沢を挟んでキャンプ場、きれいなトイレをあそこにつくって、先ほどから写真がどうたれこうたれということがありますけれども、そのトイレの問題、はっきりしておいておかないと、長瀬地区にある公衆トイレは、私もよくいろんな話を聞くのだけれども、観光客がホースを持ってきて車を洗っているとか、あるいは夏場はシャワーがわりに浴びているとかいろんなことがあるので、写真撮ったり何だりは本当にいいのだけれども、そういう問題をしっかりと煮詰めてもらわないと、これからいろんな問題が出てくると思うのです。

先ほど、課長が5 番議員の答弁の中で、今後キャンプ場と相談をして、金石の記念碑のところを、フェンスをどうかこうとかと言っていますけれども、キャンプ場をこれから相談してではなくて、金石の記念碑から、あるいは甌穴まで行くのには、キャンプ場の土地を通らなくても、きちんと行けるのだから、しっかり町道の確認をして、甌穴まではしっかり町道を使って行けるようになっていると思うので、5 番議員に言ったフェンスの問題、これはそんなに難しくなくできると思うので、しっかりやってみてください。この地方創生のパブリックコメントの中にも蓬莱島の話が、意見が結構出ていました。蓬莱島から甌

穴の観光ルートをしっかりとつくったほうがいいという話が出ている中で、蓬莱島のところにフェンスで仕切ってしまったら、今度は本当に甌穴のほうへ歩いて行けないです。

先ほどから看板うんぬんという話が出ているのだけれども、我々はその地域に住んでいて、かなり足かせがあって、うちも個人商店をやっていますから、看板を立てたい。そうすると、自然公園法、あるいはいろいろな法があって、これはだめです、この色はだめです、ここはだめです。それでましてあの蓬莱島のあそこに看板をこれから立てていくのは、相当ハードルが高いのではないですか。もしそういうのができるのであれば、うちなんかであっても本当に建物の色は、白はだめ、赤はだめ、ピンクはだめ、水色はだめ、そういう建物を我々が足かせをくらっているのに、蓬莱島はこれから看板立てるのだということを言っていますけれども、大丈夫なのでしょうか、お聞きします。

○議長（新井利朗君） 産業観光課長。

○産業観光課長（横山和弘君） 関口議員のご質問にお答えいたします。

トイレ等の水道が自由に使われてしまうのではないかとという1点目の危惧なのですが、水道は栓をちゃんと設けて、取っ手で自由に使用ができないようにするなど、そういう形で設けておりますので、その心配はないかと思われまます。

それから、キャンプ場とのフェンスということで5番議員のほうにお答えした中では、こちらから回答しなかったのですが、甌穴との進入路に関しても、このフェンスのこととあわせて甌穴のほうもこの機会に話をしようということで考えておりましたので、よろしく願いいたします。

それから、看板が設置できるのかということなのですが、自然公園事業の中の町が行う公園事業として看板設置も既にもう、当初のときから事業の中に入れておまして、許可をいただいております。費用も工事費の中に入れておりますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○議長（新井利朗君） 7番、関口雅敬君。

○7番（関口雅敬君） ちょっと理解、看板は許可がとれて、公共の看板はどんなのでも許可出て、民間には許可が出ない。よくわかりました。

それから、甌穴に行くのは、蓬莱島から甌穴までの、本当にそういうジオパーク絡まりのあの蓬莱島周辺は、横臥褶曲を初め、いろいろな地質の岩が本当にある地域で、甌穴までしっかりとやるという話、よくわかりました。これ実行してください。私は以前、甌穴に行く看板があるのに甌穴に行けない、もう何回もこの議会で、ことし中には絶対に進入口に張ってあるロープ取ります、看板もしっかりもとの位置に戻しますという話でありましたけれども、今まで実行されたことがなかったので、ぜひ蓬莱島から甌穴に行く、金石の記念碑のところを通って甌穴に堂々と皆さんが歩いていけるように、しっかりお願いをしたいと思う。

それから、一番私今わからないで、質問は水道の話で、蛇口が使えないようになっているから大丈夫ですという話でしたけれども、ではトイレを使用する人が水道は使わなくても、使い方がわからない、取っ手がわからないけれども使えるのでしょうか。もう一度お答えをお願いします。

○議長（新井利朗君） 産業観光課長。

○産業観光課長（横山和弘君） 関口議員のご質問にお答えいたします。

最初の看板ということで、どんなものでもオーケーというわけではございません。自然公園法の規定による色の範囲内で許可をいただいているものでございます。それから、その看板には、先ほどおっしゃら

れた横臥褶曲の位置や撮った写真を看板に掲載して設置する予定でございます。

それから、私もちょっと勘違いしたのですが、水道が一般の人は使えないということで、それは屋外水洗のことを私は申し上げてあったのですが、トイレの中の洗面所の水洗は自動水洗ですので、その辺はご理解をいただきたいと思います。

以上です。

○議長（新井利朗君） ほかに質疑はございませんか。

10番、染野光谷君。

○10番（染野光谷君） 確かに見たのです、この間、夜。そうしたら、一生懸命トイレつくっていた、夜中に。突貫でやったのでしょね。それで、いいけれども、トイレもつくるもいい、確かに。何か岩田にも便所ができた。それで、またシルバーが掃除かい、それともシルバーにやらせて、そういう関係者の方に、そういうトイレの掃除いろいろこうだというのを、幾らか、何度も町がシルバー頼んでやっているというのではなく、関係の方にも話をして、トイレもシルバー行って掃除、こうだ。そういうのではなく、やっぱりそういう地域の方にもよく相談をして、トイレの掃除当番だよと。例えば長瀬の観光地、全部トイレもシルバー、だから地域の方に、トイレができるたびに思うのだ。当番で、きょうはどこの地域が掃除だよというぐらいの考えも少し頭に残してください。何でもこうだよあだよ、観光地長瀬。何が観光地長瀬だ。実際に観光地長瀬ではないだから、雪も降ったときもあのとおり。予算に、予想外の予算をつけないければやっていけないのだから。よく頭に置いて、いろいろな施設をつくるのもいいのだ。めったに言いたくない。俺は、無口の染野って言うのだから。だから、そこを頭に置いてやってください、ひとつ。いいけれども、本当そうだよ。長く議員をやっていると、そのぐらいわかる。済みません。

○議長（新井利朗君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（新井利朗君） これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案は討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（新井利朗君） ご異議なしと認めます。

よって、討論を省略し、これより議案第3号 長瀬町蓬莱島公園設置及び管理条例を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（新井利朗君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

休憩 午後2時50分

再開 午後3時05分

○議長（新井利朗君） 休憩前に引き続き会議を開きます。



◎議案第4号の説明、質疑、討論、採決

○議長（新井利朗君） 日程第9、議案第4号 長瀨町行政不服審査法関係手数料条例を議題といたします。
提案理由の説明を町長に求めます。

町長。

○町長（大澤タキ江君） 議案第4号 長瀨町行政不服審査法関係手数料条例の提案理由を申し上げます。
行政不服審査法の全部改正に伴い、手数料条例を制定する必要性が生じたので、この案を提出するもの
でございます。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（新井利朗君） 議案の内容等について、総務課長の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（野原寿彦君） それでは、議案第4号 長瀨町行政不服審査法関係手数料条例の制定につきまして
ご説明申し上げます。

議案書の1ページをごらんいただきたいと存じます。提案理由につきましては、先ほど町長が申し上げ
ましたとおりでございます。国において、行政不服審査制度の抜本の見直しが行われ、平成26年6月13日
に行政不服審査法を初めとする関連法が改正されました。この法改正による行政不服審査制度は、平成28年
4月1日から施行されることから、本町においても制定の必要性が生じたので制定するものでございます。

初めに、第1条でございますが、本条例の趣旨を規定するものでございます。

次に、第2条の手数料の納付でございますが、提出書類の交付を受ける者に対し、手数料の納付義務を
定めるものでございます。

次に、第3条については、第1項について手数料の減免を定めるものでございます。第2項については、
審理員による審理手続によらない場合の読みかえを定めるものでございます。

次に、第4条でございますが、第1項は再審査請求にも手数料減免を準用し、読みかえを定めるもので
ございます。第2項は、提出書類の交付を受ける者に対して手数料の減免を準用し、読みかえを定めるも
のでございます。

次に、第5条、手数料の還付でございますが、原則手数料の還付をしないことを定めるものでございま
す。

次に、第6条、過料でございますが、不正行為等による過料を定めるものでございます。

次に、第7条、委任でございますが、規則への委任を定めるものでございます。

次に、別表、第2条関係でございますが、手数料の額を定めるものでございます。その他の方法により、
複写または出力したものの交付については、CD等の磁気媒体を想定して定めるものでございます。

最後に、施行日でございますが、平成28年4月1日から施行するものでございます。

以上で、議案第4号の説明とさせていただきます。

○議長（新井利朗君） これより本案に対する質疑に入ります。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（新井利朗君） これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案は討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔異議なし〕という人あり〕

○議長（新井利朗君） ご異議なしと認めます。

よって、討論を省略し、これより議案第4号 長瀬町行政不服審査法関係手数料条例を採決いたします。
本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔異議なし〕という人あり〕

○議長（新井利朗君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。



◎議案第5号の説明、質疑、討論、採決

○議長（新井利朗君） 日程第10、議案第5号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を議題といたします。

提案理由の説明を町長に求めます。

町長。

○町長（大澤タキ江君） 議案第5号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の提案理由を申し上げます。

行政不服審査法の全部改正に伴い、所要の改正を行う必要が生じたので、この案を提出するものでございます。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（新井利朗君） 議案の内容等について、総務課長の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（野原寿彦君） それでは、議案第5号 長瀬町行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例につきましてご説明申し上げます。

提案理由につきましては、先ほど町長が申し上げましたとおりでございます。まず初めに、行政不服審査法の全部改正の主な改正点でございますが、異議申し立て及び不服申し立てが審査請求に一元化され、この審査請求は処分庁ではなく、処分等に関与していない審査庁に対して行われ、審査庁は新たに審理員を指名して審理を行わせることになりました。

また、審査庁は、審理員の意見書等を第三者機関である行政不服審査会に諮問し、判断の妥当性についてチェックを受けることとなります。本案では、これらの異議申し立て及び不服申し立てが審査請求に一元化されたことと、法の全部改正により改正が必要となった7条例について一部改正を行うものでございます。

なお、説明につきましては、お手元にご配付しています参考資料、議案第5号新旧対照表により説明させていただきますので、新旧対照表の1ページをごらんください。改正条例の第1条関係は、長瀬町情報公開条例の一部改正でございます。行政不服審査法の改正により行政処分に対する審査請求への裁決については、審理員による審理や長瀬町行政不服審査会による諮問答申を含めた新たな手続となります。

しかしながら、改正後の行政不服審査法の第9条第1項ただし書きにおいては、条例に基づく処分につ

いて、条例に特別の定めがある場合はこの限りでないと規定されております。

本案は、長瀬町情報公開審査会及び長瀬町個人情報保護審査会において、これまでも情報の開示や不開示の決定に対する異議申し立てについて審理を行っておりますことから、審理の内容や専門性を考慮し、従来どおり両審査会において審理を継続するほうが、情報公開や個人情報保護の制度も円滑に運営できると判断したため、条例に行政不服審査法の適用を除外する旨の規定を設けるほか、所要の改正を行うものでございます。

初めに、第16条第3項でございますが、現行条例第21条と第22条を統合したことにより、「第21条及び」を削るものでございます。

次に、第21条でございますが、開示決定等の審査請求に対して、審理員による審理手続から除外する規定を追加するものでございます。

次に、2ページをごらんください。第22条でございますが、現行条例第21条と22条を統合した規定とするものでございます。

次に、第23条でございますが、審査請求の一般化に伴い、不服申し立てを審査請求に、裁決または決定を裁決に改めるものでございます。

次に、4ページをごらんください。第2条関係は、長瀬町個人情報保護条例の一部改正でございます。目次についてでございますが、審査請求の一般化に伴い、第6章の名称中、不服申し立てを審査請求に改めるものでございます。第6章においても、同様に審査請求に改めるものでございます。

次に、第31条でございますが、開示決定等の審査請求について、審理員による審理手続から除外する規定を追加するものでございます。

次に、4ページから5ページをごらんください。第32条でございますが、現行条例第31条と32条を統合した規定とするものでございます。

次に、6ページをごらんください。第33条でございますが、審査請求の一本化に伴い、不服申し立てを審査請求に、決定を裁決に改めるものでございます。

次に、7ページをごらんください。第3条関係は、長瀬町情報公開・個人情報保護審査会条例でございます。初めに、題名を長瀬町情報公開・個人情報保護行政不服審査会条例に改めるものでございます。

次に、第1条でございますが、審査会の名称を長瀬町情報公開・個人情報保護行政不服審査会に改めるものでございます。

次に、第3条でございますが、長瀬町情報公開条例第21条と第22条及び長瀬町個人情報保護条例第31条と32条を統合した規定としたことや、審査請求の一本化に伴い、不服申し立てを審査請求に改めるとともに、審査会に行政不服審査法に基づく事務を行うことを追加するものでございます。

次に、第4条でございますが、委員の要件について、行政不服審査法の規定と合わせるために改めるものでございます。

次に、第8条でございますが、7ページから8ページにかけてごらんください。審査請求の一本化に伴い、不服申し立てを審査請求に、不服申立人を審査請求人に改めるものでございます。

次に、第9条、第10条でございますが、審査請求の一本化に伴い、不服申立人を審査請求人に改めるものでございます。

次に、9ページをごらんください。第11条でございますが、提出された意見書等の写しの送付について、情報公開・個人情報保護審査会設置法第13条の規定と合わせるため改めるものでございます。

次に、10ページをごらんください。第13条でございますが、審査請求の一本化に伴い、不服申立人を審査請求人に改めるものでございます。

次に、第4条関係、長瀬町行政手続条例でございますが、第19条について、聴聞の主権について、行政手続法第19条第2項第4号の規定と合わせるため削るものでございます。

次に、第5条関係、長瀬町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例でございますが、審査請求の一本化に伴い、不服申し立てを審査請求に改めるものでございます。

次に、11ページをごらんください。第6条関係、町長等の諸給与条例でございますが、行政不服審査法の全部改正に伴う法律番号及び引用条文を改めるものでございます。

次に、第7条関係、職員の給与に関する条例でございますが、第6条と同様の改正でございます。

最後に、附則でございますが、議案書の5ページをごらんください。第1項は施行期日でございますが、28年4月1日から施行するものでございます。第2項は経過措置について定めたものでございますが、施行前に申請された申請の取り扱いで、行政庁の不作为、この附則に特別に定めがある場合を除き、従前の例とするものでございます。

第3項につきましては、第5条2号の規定は、平成28年度分以降の業務の報告について適用し、平成27年度分における業務の報告については従前の例によるものとするものでございます。

以上で、議案第5号の説明とさせていただきます。

○議長（新井利朗君） これより本案に対する質疑に入ります。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（新井利朗君） これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案は討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（新井利朗君） ご異議なしと認めます。

よって、討論を省略し、これより議案第5号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（新井利朗君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。



◎議案第6号の説明、質疑、討論、採決

○議長（新井利朗君） 日程第11、議案第6号 地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を議題といたします。

提案理由の説明を町長に求めます。

町長。

○町長（大澤タキ江君） 議案第6号 地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行

に伴う関係条例の整備に関する条例の提案理由を申し上げます。

地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部改正に伴い、所要の改正を行う必要が生じたので、この案を提出するものでございます。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（新井利朗君） 議案の内容等について、総務課長の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（野原寿彦君） それでは、議案第6号 地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例につきましてご説明申し上げます。

提案理由につきましては、先ほど町長が申し上げましたとおりでございます。平成27年9月2日に地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令が公布され、平成28年4月1日から施行されることとなり、所要の改正を行う必要が生じたので改正するものでございます。

なお、説明につきましては、お手元にご配付してございます参考資料、議案第6号新旧対照表により説明させていただきますので、新旧対照表の1ページをごらんください。

第1条関係でございますが、長瀬町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正の第3条でございますが、改正法により地方公務員法第58条の1項に規定する人事行政の運営等の状況の公表事業について、人事評価及び退職管理が追加され、勤務評定が削除されるものでございます。

次に、2ページをごらんください。第2条関係でございますが、職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正でございます。第1条でございますが、地方公務員法の改正に伴い、引用条文の整理を行うものでございます。

次に、第8条の3でございますが、学校教育法等の一部を改正する法律により、小学校から中学校までの義務教育を一貫して行う義務教育学校が新たな学校の種類として規定されたため、所要の改正を行うものでございます。

次に、3ページをごらんください。第3条関係でございますが、職員の給与に関する条例の一部改正でございます。第3条、給料表の規定を、近隣の町に倣って改正するものでございます。

第1項でございますが、職員の職務は6級に分類するものでございます。

次に、第2項でございますが、給料表を附則別表第1のとおりとするものでございます。

次に、第3条の2でございますが、職員の職務を給料表の各等級に分類する具体的な基準となる等級別基準職務表を給与条例で定めるものでございます。

最後に附則でございますが、議案書の2ページをごらんください。第1項は施行期日を定めたもので、平成28年4月1日から施行するものでございます。

第2項から第5項までは、経過措置について定めたものでございます。第2項は育児休暇・介護休暇について経過措置、第3項から第5項については給与の運用上の措置でございます。第6項は、この条例の施行に必要な事項は規則で定めるものでございます。

以上で、議案第6号の説明とさせていただきます。

○議長（新井利朗君） これより本案に対する質疑に入ります。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（新井利朗君） これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案は討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（新井利朗君） ご異議なしと認めます。

よって、討論を省略し、これより議案第6号 地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（新井利朗君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。



◎議案第7号の説明、質疑、討論、採決

○議長（新井利朗君） 日程第12、議案第7号 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を町長に求めます。

町長。

○町長（大澤タキ江君） 議案第7号 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例の提案理由を申し上げます。

地方公務員災害補償法施行令の一部を改正する法律の施行に伴い、所要の改正を行う必要が生じたので、この案を提出するものでございます。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（新井利朗君） 議案の内容等について、総務課長の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（野原寿彦君） それでは、議案第7号 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害の補償等に関する条例の一部を改正する条例についてご説明させていただきます。

提案理由につきましては、先ほど町長が申し上げましたとおりでございます。地方公務員災害補償法施行令を改正する法律が平成28年1月に公布され、4月1日からの施行に伴い、所要の改正を行う必要が生じたので改正するものでございます。

なお、説明につきましては、お手元にご配付してございます参考資料、議案第7号新旧対照表により説明させていただきますので、新旧対照表の1ページをごらんください。附則第5条第1項表中、傷病補償年金と障害厚生年金等が支給される場合の調整率を、現行の0.86から0.88に改正するものでございます。

次に、2ページをごらんください。附則第5条第2項表中についても、第1項表中と同様に調整率を改正するものでございます。

最後に附則でありますが、議案書をごらんください。第1項は施行期日で、平成28年4月1日からの施行でございます。

次に、第2項につきましては、経過措置といたしまして、改正令の施行日以後に支給される傷病保障年金及び休業補償については、改正後の調整率を用いることとし、改正令の施行日前に支給される傷病補償

年金及び休業補償については、なお、従前の例とするものでございます。

以上で、議案第7号の説明とさせていただきます。

○議長（新井利朗君） これより本案に対する質疑に入ります。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（新井利朗君） これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案は討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（新井利朗君） ご異議なしと認めます。

よって、討論を省略し、これより議案第7号 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（新井利朗君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第7号は原案のとおり可決されました。



◎議案第8号の説明、質疑、討論、採決

○議長（新井利朗君） 日程第13、議案第8号 長瀬町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を町長に求めます。

町長。

○町長（大澤タキ江君） 議案第8号 長瀬町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の提案理由を申し上げます。

行政不服審査法の全部改正に伴い所要の改正を行う必要が生じたので、この案を提出するものでございます。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（新井利朗君） 議案の内容等について、税務課長の説明を求めます。

税務課長。

○税務課長（林 宜子君） 議案第8号 長瀬町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例につきましてご説明申し上げます。

町長の提案理由の説明にありましてとおり、行政不服審査法の全部改正に伴い、長瀬町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する必要が生じたので、この案を提出するものでございます。

それでは、長瀬町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例につきましてご説明申し上げます。恐縮でございますが、お手元にご配付してございます参考資料、議案第8号長瀬町固定資産評価審査委員会条例新旧対照表によりご説明させていただきます。なお、説明に当たりましては、根拠法令の改正等による条項のずれ等で条例の内容に影響のないものにつきましては説明を省略させていただく場合がございます。

ますので、あらかじめご了承賜りますようお願い申し上げます。

初めに、新旧対照表の1ページをごらんください。第4条第2項でございますが、審査申出書の記載事項を規定してございます。第2号で審査申し出に係る処分内容の記載を新たに規定し整理するものでございます。

次に、第3項は、審査申し出人が法人等または代理人によって審査申し出をするときの記載事項、代表者等または代理人の資格を証明する書面の添付を規定してございます。行政不服審査法が全部改正されたことから、引用条文を改めるものでございます。

次に、第6項は代表者等または代理人がその資格喪失の届け出を新たに規定するものでございます。

1ページ下段から2ページをごらんください。第6条は書面審理を規定してございます。第2項でオンライン提出に係る規定を新たに規定するものでございます。

次に、第5項は審査申し出人から反論書の提出があったときは、これを町長に送付しなければならないことを新たに規定するものでございます。

2ページ中段から3ページをごらんください。第10条は、行政不服審査法の改正により、審査申し出に際し、提出した証拠書類及び弁明書に添付された書類等の写しの交付を求めることができることとするものでございます。

その写しの交付に際し、手数料の額を白黒の複写は1枚につき10円、カラーの複写は20円と、新たに規定するものでございます。

3ページ下段をごらんください。第11条は、手数料の減免を新たに規定するものでございます。

4ページ中段をごらんください。第13条は、行政不服審査法を準用し、決定書に記載する事項等を条例で新たに規定するものでございます。

議案にお戻りいただきまして、3ページ下段をごらんください。附則でございますが、第1条におきまして、条例の施行期日を行政不服審査法等の施行日と同日となる平成28年4月1日と定めるものでございます。

附則第2条の適用区分でございますが、平成27年度までの固定資産課税台帳に登録された価格に係る審査申し出につきましては、従前の例とするものでございます。

以上で、議案第8号の説明とさせていただきます。

○議長（新井利朗君） これより本案に対する質疑に入ります。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（新井利朗君） これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案は討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（新井利朗君） ご異議なしと認めます。

よって、討論を省略し、これより議案第8号 長瀬町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（新井利朗君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第8号は原案のとおり可決されました。



◎議案第9号の説明、質疑、討論、採決

○議長（新井利朗君） 日程第14、議案第9号 証人等の実費弁償に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を町長に求めます。

町長。

○町長（大澤タキ江君） 議案第9号 証人等の実費弁償に関する条例の一部を改正する条例の提案理由を申し上げます。

農業委員会等に関する法律の一部改正に伴い、所要の改正を行う必要が生じたので、この案を提出するものでございます。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（新井利朗君） 議案の内容等について、総務課長の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（野原寿彦君） それでは、議案第9号 証人等の実費弁償に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

提案理由につきましては、先ほど町長が申し上げましたとおりでございます。農業委員会等に関する法律の一部改正に伴いまして、農業委員会委員の公選制が廃止され、議会の同意を得て任命される選任制に移行することから、証人等の実費弁償に関する条例において所要の改正を行うものでございます。

なお、説明につきましては、お手元にご配付してございます参考資料、議案第9号新旧対照表により説明させていただきますので、新旧対照表の1ページをごらんください。

第1条は、承認等の実費弁償に関する条例の一部を改正するものでございます。まず、第1条7号中、農業委員会等に関する法律の第29条を第35条に改め、耕作者その他の関係人を農業者その他の関係者に改めるものでございます。

最後に議案にお戻りいただきまして、附則でございますが、この条例の施行日を平成28年4月1日とするものでございます。

以上で、議案第9号の説明とさせていただきます。

○議長（新井利朗君） これより本案に対する質疑に入ります。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（新井利朗君） これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案は討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（新井利朗君） ご異議なしと認めます。

よって、討論を省略し、これより議案第9号 証人等の実費弁償に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔異議なし〕という人あり〕

○議長（新井利朗君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第9号は原案のとおり可決されました。



◎議案第10号の説明、質疑、討論、採決

○議長（新井利朗君） 日程第15、議案第10号 議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を町長に求めます。

町長。

○町長（大澤タキ江君） 議案第10号 議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の提案理由を申し上げます。

国の特別職や他団体の議会議員の期末手当の引き上げ、職員の勤勉手当の引き上げに合わせて、議会議員の期末手当についても改定を行いたいため、この案を提出するものでございます。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（新井利朗君） 議案の内容等について、総務課長の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（野原寿彦君） それでは、議案第10号 議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

提案理由につきましては、先ほど町長が申し上げましたとおりでございます。国の特別職や他団体の議会議員の期末手当の引き上げ、職員の勤勉手当の引き上げに合わせ、議会議員の期末手当についても改訂を行う必要が生じたので改正するものでございます。

なお、説明につきましては、お手元にご配付してございます参考資料、議案第10号新旧対照表により説明させていただきますので、新旧対照表の1ページをごらんください。

第1条関係でございますが、第5条、12月から支給する期末手当の率を100分の162.5から172.5にと引き上げるものでございます。

次に、2ページをごらんください。第2条関係でございますが、第5条につきましては、6月に支給する期末手当を100分の147.5から100分の152.5に引き上げ、12月につきましては100分の172.5から100分の167.5に引き下げるものでございます。

最後に附則でございますが、議案書をごらんください。附則第1項は施行期日でございますが、この条例は公布の日から施行し、第2条の規定は平成28年4月1日から施行するものでございます。

次に、附則第2項でございますが、第1条の規定は平成27年12月1日から適用するものでございます。

次に、附則の第3項につきましては、改正前に基づいて支払われた期末手当は、改正後の規定により期末手当の内払いとみなすものでございます。

以上で、議案第10号の説明とさせていただきます。

○議長（新井利朗君） これより本案に対する質疑に入ります。

質疑はございませんか。

5番、村田徹也君。

○5番（村田徹也君） では、お願いします。こちらの条例ありますよね。2条のところであるわけなのですが、172.5を100分の167.5に改めるといふ条文があって、こちら1ページと2ページがあるわけなのですが、その読みかえがどうもうまくいかないの、もう少し詳しく説明をお願いしたいと思うのですけど。

○議長（新井利朗君） 総務課長。

○総務課長（野原寿彦君） 第1条につきましては、先ほど平成27年12月1日と申し上げましたけれども、これについて172.5と引き上げて、次の年の28年4月1日から、第2条につきましては28年度の4月1日から1年間のトータルとして5%を6月に上げるかわりに、4月、今回上げてしまいましたので5%下げるといふ条例改正になっております。

以上でございます。

○議長（新井利朗君） ほかに質疑は……まだあるのですか。

○5番（村田徹也君） いや、待って、内容を聞いたので。

○議長（新井利朗君） 5番、村田徹也君。

○5番（村田徹也君） ということは、引き上げとかいうのではなくて、同じだと考えてよろしいわけですよね。

〔「そうですね、だから……」という人あり〕

○5番（村田徹也君） いや、いい悪いではなくて、わからないことで質問します。

○議長（新井利朗君） 総務課長。

○総務課長（野原寿彦君） 現在、6月については147.5で昨年は支給されておると思うのですが、28年4月1日から6月支給分については152.5、12月分につきましては、先ほど申し上げましたけど167.5から172.5に改正になって、一応この5%が引き上げになるということで、27年度以降も、28年度からその5%分が期末手当に加算されるということなので、その5%分だけ引き上げになっているということになります。

○議長（新井利朗君） ほかに質疑はございませんか。

2番、田村勉君。

○2番（田村 勉君） 私もよくわからなかったのですが、要するに、これは期末手当が5%ずつ引き上がるということでしょうか。

〔何事か言う人あり〕

○2番（田村 勉君） それでよろしい……。

○議長（新井利朗君） 総務課長。

○総務課長（野原寿彦君） 期末手当のほうが引き上がるということです。

以上でございます。

○議長（新井利朗君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（新井利朗君） これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案は討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

〔異議なし〕という人あり〕

○議長（新井利朗君） ご異議なしと認めます。

よって、討論を省略し、これより議案第10号 議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔異議なし〕という人あり〕

○議長（新井利朗君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第10号は原案のとおり可決されました。



◎議案第11号の説明、質疑、討論、採決

○議長（新井利朗君） 日程第16、議案第11号 町長等の諸給与条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を町長に求めます。

町長。

○町長（大澤タキ江君） 議案第11号 町長等の諸給与条例の一部を改正する条例の提案理由を申し上げます。

国や他団体の特別職の期末手当の引き上げ、職員の勤勉手当の引き上げに合わせて、町長、副町長及び教育長の期末手当についても改定を行うため、この案を提出するものでございます。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（新井利朗君） 議案の内容等について総務課長の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（野原寿彦君） それでは、議案第11号 町長等の諸給与条例の一部を改正する条例につきましてご説明申し上げます。

提案理由につきましては、先ほど町長が申し上げましたとおりでございます。国や他団体の特別職の期末手当の引き上げ、職員の勤勉手当の引き上げに合わせて、町長、副町長及び教育長の期末手当についても、改定を行う必要が生じたので改正するものでございます。

なお、説明につきましては、お手元にご配付してございます参考資料、議案第11号新旧対照表により説明させていただきますので、新旧対照表の1ページをごらんください。第1条関係でございますが、第5条、12月から支給する期末手当の率を100分の162.5から172.5と引き上げるものでございます。

次に、2ページをごらんください。第2条関係でございますが、第5条につきましては、6月に支給する期末手当を100分の147.5から100分の152.5に引き上げ、12月につきましては100分の172.5から100分の167.5に引き下げるものでございます。

最後に、附則でございますが、議案書をごらんください。附則第1項は施行期日でございますが、この条例は公布の日から施行し、第2条の規定は平成28年4月1日から施行するものでございます。

次に、附則の第2項につきましては、第1条の規定は平成27年12月1日から適用するものでございます。

次に、附則の第3項につきましては、改正前に基づいて支払われた期末手当は、改正後の規定により期

末手当の内払いとみなすものでございます。

以上で、議案第11号の説明とさせていただきます。

○議長（新井利朗君） これより本案に対する質疑に入ります。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（新井利朗君） お諮りいたします。本案は討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（新井利朗君） ご異議なしと認めます。

よって、討論を省略し、これより議案第11号 町長等の諸給与条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（新井利朗君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第11号は原案のとおり可決されました。



◎議案第12号の説明、質疑、討論、採決

○議長（新井利朗君） 日程第17、議案第12号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を町長に求めます。

町長。

○町長（大澤タキ江君） 議案第12号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の提案理由を申し上げます。

国家公務員及び他団体の職員との給与の均衡を図るため、給料月額の見直し、勤勉手当の引き上げ等を実施したいため、この案を提出するものでございます。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（新井利朗君） 議案の内容について総務課長の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（野原寿彦君） それでは、議案第12号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例につきましてご説明申し上げます。

提案理由につきましては、先ほど町長が申し上げましたとおりでございます。国家公務員及び他団体の職員との給与の均衡を図るため、給与月額を見直し、勤勉手当の引き上げ等を実施したいため改定を行う必要が生じたので、改正するものでございます。

なお、説明につきましては、お手元にご配付してございます参考資料、議案第12号新旧対照表により説明させていただきますので、新旧対照表の1ページをごらんください。

第1条関係でございますが、第14条の7第2項第1号につきましては勤勉手当でございますが、12月か

ら支給する期末手当の率を100分の75から100分の85とするものでございます。第2号につきましては、再任用職員については、12月に支給する場合について100分の35から100分の40とするものでございます。

次に、2ページをごらんください。第2条関係でございますが、第14条の7の第2項第1号でございますが、100分の80とするものでございます。第2号につきましては、再任用職員でございますが、100分の37.5とするものでございます。

次に、第3条関係でございますが、第7条、単身赴任手当の特例でございますが、平成28年3月31日と改めるものでございます。

最後に、附則でございますが、議案書にお戻りください、9ページをごらんください。第1条、この条例は公布の日から施行し、第2条の規定は平成28年4月1日から施行するものでございます。

次に、第2項につきましては、第1条の規定は平成27年4月1日から適用するものでございます。第2条につきましては、改正前に基づいて支払われた給与条例の規定による給与は、改正後の給与条例による給与の内払いとみなすものでございます。

以上で、議案第12号の説明とさせていただきます。

○議長（新井利朗君） これより本案に対する質疑に入ります。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（新井利朗君） これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案は討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（新井利朗君） ご異議なしと認めます。

よって、討論を省略し、これより議案第12号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（新井利朗君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第12号は原案のとおり可決されました。



◎議案第13号の説明、質疑、討論、採決

○議長（新井利朗君） 日程第18、議案第13号 長瀬町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を町長に求めます。

町長。

○町長（大澤タキ江君） 議案第13号 長瀬町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例の提案理由を申し上げます。

介護保険法令の改正等に伴い、所要の改正を行う必要が生じたので、この案を提出するものでございます。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（新井利朗君） 議案の内容等について健康福祉課長の説明を求めます。

健康福祉課長。

○健康福祉課長（福田光宏君） 議案第13号 長瀬町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例について説明をいたします。

提案理由につきましては、先ほど町長が申し上げましたとおりでございます。この条例案では、長瀬町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例など4条例の改正をすることとしております。

これらの条例は、介護保険法に基づく各種サービスの人員、基準等を規定しているものであり、今般これらの条例の基準となる厚生労働省令が改正されたこと等に伴い改正するもので、互いの条例の関連性が高いことから、4条例の改正を1つの条例案として提案するものであります。

なお、説明資料として、参考資料、新旧対照表をご配付してありますが、ページ数で約100ページほどとなっており、改正内容も多岐にわたっておりますので、新旧対照表を利用しての説明ではなく、主要な改正部分についての説明に努めたいと思います。あらかじめご了承くださいませようお願いをいたします。

それでは、説明をさせていただきます。条例1ページの第1条では、長瀬町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部の改正を行うものでございます。

条例31ページの第2条では、長瀬町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正を行うものでございます。

続きまして、条例35ページの中段になります。第3条では、長瀬町指定介護予防支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正を行うものでございます。

続きまして、条例38ページの中段でございます。第4条では、長瀬町包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部改正を行うものでございます。

各条ごとにおける主な改正内容等は次のとおりとなります。

1 ページ、第1条関係では、平成18年4月に創設された地域密着型サービスに係る人員等の基準については、従来厚生労働省令に規定されていましたが、第1次地方分権一括法により、同省令を基準として各市町村の条例により規定することとされたため、長瀬町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例を平成25年3月12日に公布、平成25年4月1日に施行いたしました。その基準としている省令が平成27年1月及び平成28年2月に改正されたことに伴い、条例を改正するものでございます。

具体的には、1、地域密着型通所介護の創設に伴い、その基準の規定を新設するものでございます。

2、複合型サービスの名称を看護小規模多機能型居宅介護に改正するものでございます。

3、共用型指定認知症対応型通所介護事業所等の利用定員の改正でございます。

4、小規模多機能居宅介護事業所における看護職員が、他の施設において職務従事できる場合の規定を追加するものでございます。

5、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者等のサービスの評価方法の改正でございます。

6、認知症対応型共同生活介護事業所の共同住居の数について、地域の実情により3カ所までとするこ

とができる規定を追加するものでございます。

7、サテライト型居住施設である地域密着型介護老人福祉施設と設備及び人員を共用できる本体施設に、サテライト型居住施設でない地域密着型介護老人福祉施設を追加するものでございます。

8、認知症対応型通所介護事業所等が夜間及び深夜に事業以外のサービスを提供する場合の届け出等の規定を追加等の改正を行っているものでございます。

なお、基本的には厚生省令と同様の規定としていますが、地域密着型通所介護、療養通所介護、認知症対応型通所介護の各事業所において、夜間及び深夜に事業以外のサービスを提供する場合の届け出等について、県条例に倣い省令と異なる規定を設けているものでございます。

続きまして、31ページの第2条関係でございます。平成18年4月に創設された地域密着型介護予防サービスに係る人員等の基準については、従来厚生労働省令に規定されていましたが、第1次地方分権一括法により、同省令を基準として各市町村の条例により規定することとされたため、長瀬町指定密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例を平成25年3月12日に公布、平成25年4月1日に施行いたしました。その基準といたしています省令が平成27年1月及び平成28年2月に改正されたことに伴い、条例を改正するものでございます。

具体的には、1、介護予防認知症対応型通所介護事業所が夜間及び深夜に事業以外のサービスを提供する場合の届け出等の規定を追加するものでございます。

2、共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所等の利用定員の改正をするものでございます。

3、共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の設備を利用した夜間サービスを提供する場合に、事故が発生した際に講じなければならない措置を規定するものでございます。

4、指定介護予防認知症対応型通所介護事業者に、運営推進会議の設置及び運営推進会議の報告等の記録作成及び公表を義務づける規定を追加するものでございます。

5、介護予防小規模多機能型居宅介護事業所における看護職員が他施設において職務従事できる場合の規定を追加するものでございます。

6、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者等のサービスの評価方法の改正をするものでございます。

7、介護予防認知症対応型共同生活介護事業所の共同住居の数について、地域の実情によりまして3カ所までとすることができる規定を追加するものでございます。

なお、基本的には省令と同様の規定としておりますが、介護予防認知症対応型通所介護事業所において夜間及び深夜に事業以外のサービスを提供する場合の届け出等について、県条例に倣い省令と異なる規定を設けているものでございます。

続きまして、条例35ページ、第3条関係でございますが、平成18年4月に創設された介護予防支援に係る人員等の基準については、従来厚生省令に規定されていたが、第3次地方分権一括法により同省令を基準として各市町村の条例により規定することとされたため、長瀬町指定介護予防支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例を平成26年3月14日に公布、平成26年4月1日に施行しました。この基準としている省令が平成27年1月に改正されたことに伴い、条例を改正するものでございます。

具体的には、1、介護予防支援計画に位置づけた介護予防サービス計画書の提出を各事業所に求める規定を追加するものでございます。

2、法第115条の48第1項に規定する地域ケア会議から協力の求めがあった場合には、協力するよう努めることとする規定を追加するものでございます。

なお、同条例第2章において、介護保険法第115条の22第2項第1号の条例で定めているものを法人とする規定がありますが、この規定については、長瀬町指定地域密着型サービス事業者等の指定に関する基準を定める条例にも規定されており、規定が重なることから、この条例から削ることとし、題名の改正、目次の改正、第2章を削る改正及び条を繰り上げる改正を行うものでございます。

続きまして、条例38ページ、第4条関係でございますが、平成18年4月に創設された包括的支援事業の実施に係る基準については、従来厚生省令に規定されていましたが、第3次地方分権一括法により、同省令を基準として各市町村の条例により規定することとされたため、長瀬町包括的支援事業の実施に係る基準を定める条例を平成26年3月14日に公布、平成26年4月1日に施行いたしました。法制執務上改正したほうが好ましい箇所があったため改正するものでございます。

具体的には、1、第3条中「次条第1項」を「次条」に改正するものでございます。

2、地域包括支援センター運営協議会の位置づけを明確化するため、定義規定を追加するものでございます。

条例38ページ、附則につきましては、第1条施行期日を平成28年4月1日とするものでございます。第2条、第3条、知事の指定を受けている定員18人以下の通所介護事業者が、平成28年3月31日までに申し出を行って事業所を廃止し、平成28年4月1日にサテライト型小規模多機能居宅介護事業所を開始する場合は、平成30年3月31日までの間は宿泊室を設けないことができる経過措置の規定を置くものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくお願いをいたします。

○議長（新井利朗君） これより本案に対する質疑に入ります。

5番、村田徹也君。

○5番（村田徹也君） 5番です。

大変とうとうと説明していただいたのですけれども、非常にわかりにくいので、これを追っていったとかいうのでは、どこを1、2、3、4とか言われているのですけれども、この中にそれが書いてないわけなので、要は厚生労働省令が変わったということで、長瀬町のこの条例も変えたということだと思っておりますけれども、その内容が変わったところについて、例えば、地域包括支援センターができたり、サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所というふうな名称も出てくるわけなのですが、特には宿泊室を設けないことができるのかという文言があるわけなのですが、これによってわからないまま、わからないというのは、私だけわからないのかもしれないけれども、はい賛成ですということで、こういう業者さんが不利を受けるとか、そういうことはないのか、そこをお聞きしたいと思います。

○議長（新井利朗君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（福田光宏君） 村田議員の質問にお答えをいたします。

介護保険法の改正で、今回大幅な改正がございました。今までは厚生省令で決めていたものが、各市町村で条例として規定しているものを、厚生省令の改正に伴いまして町の条例も合わせたものでございます。それからあと、業者の規定、それは埼玉県の条例等の改正等もありまして、県に合わせて改正をしている

ものであります。

以上でございます。

○議長（新井利朗君） 5番、村田徹也君。

○5番（村田徹也君） ということは、この条例が変わったから、今まで入所できていた人が、この施設はこれに該当しないからだめですよとか、そういうことが出てくるとか、そういうのがあるかどうかということなのですけども、それはないということで、お答えできればしていただきたいと思うのですけれども。

○議長（新井利朗君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（福田光宏君） 村田議員の質問にお答えをいたします。

先ほどおっしゃられました、そのようなことはございません。

以上でございます。

○議長（新井利朗君） ほかに質疑はございませんか。

10番、染野光谷君。

○10番（染野光谷君） 今介護は大変だなとか、いろいろマスコミなんかでやるが、幾らか介護する人に、介護士とか、そういうあれには有利になるのか、どういうものですか。有利とか不利とか、幾らか条件がよくなるのか、悪くなるのか、どっちか。

○議長（新井利朗君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（福田光宏君） 染野議員の質問にお答えをいたします。

介護に従事されている方は、報道等でも、なかなか恵まれた環境にはないという報道等があります。国のほうにおきましては、各事業所におきまして処遇改善をした場合には、お金の上乘せをするような措置をとっておりますので、不利になるというようなことはないと思います。

以上でございます。

○議長（新井利朗君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（新井利朗君） これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案は討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（新井利朗君） ご異議なしと認めます。

よって、討論を省略し、これより議案第13号 長瀬町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（新井利朗君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第13号は原案のとおり可決されました。



◎議案第14号の説明、質疑、討論、採決

○議長（新井利朗君） 日程第19、議案第14号 平成27年度長瀬町一般会計補正予算（第5号）を議題といたします。

提案理由の説明を町長に求めます。

町長。

○町長（大澤タキ江君） 議案第14号 平成27年度長瀬町一般会計補正予算（第5号）の提案理由を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,648万9,000円を追加いたしまして、歳入歳出の総額を34億695万4,000円にしようとするものでございます。

また、繰越明許費や地方債の補正を行う必要が生じたので、この案を提出するものでございます。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（新井利朗君） 議案の内容等について企画財政課長の説明を求めます。

企画財政課長。

○企画財政課長（齊藤英夫君） それでは、議案第14号 平成27年度長瀬町一般会計補正予算（第5号）につきましてご説明いたします。

まず、予算書の1ページをお開きください。第1条、歳入歳出予算の補正でございますが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,648万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を34億695万4,000円とするものでございます。

第2条、繰越明許費、第3条、地方債の補正につきましては、8、9ページをごらんください。第2表、繰越明許費でございますが、第2款総務費の情報系システム事業につきましては、国の補正予算による情報セキュリティ強化に伴います事業で、平成27年度に完了することができないため繰り越しをさせていただくものでございます。

2つ目の地方創生事業でございますが、国の補正予算による地方創生加速化交付金事業で長瀬町総合戦略の事業推進のため、矢那瀬地区小さな拠点づくり事業と長瀬町をPRするためのタウンプロモーション事業を実施するための委託料で、年度内に事業が完了することができないため繰り越しをさせていただくものでございます。

なお、この事業につきましては、現在国に申請中ございまして、まだ事業が採択されるか未定でございますが、交付金申請の条件としまして、3月補正予算に計上することになっておりますので、今回計上させていただいております。もし補助事業として採択されなかった場合は、予算計上はいたしますが、事業の執行はしない予定でございます。

次に、第3款民生費、臨時福祉給付金等給付事業、国の補正予算による低所得の高齢者等を対象に年金生活者等支援臨時給付金を支給するもので、年度内に事業を完了することができないため、一部を除き繰り越しをさせていただくものでございます。

次に、下の第3表、地方債補正でございますが、8ページが補正前、9ページが補正後となっております。庁用自動車整備事業につきましては、事業の確定に伴い、借入限度額290万円を、左のページですが、90万円減額し200万円に、情報セキュリティ強化対策事業は、国の補助事業による新規事業としまして560万円の増額、道路新設改良事業は、事業の確定に伴い4,080万円から2,250万円とし、1,830万円の減額をするものでございます。

その結果、合計欄でございますが、補正前の限度額2億8,222万9,000円が、右のページになりますが、

補正後は2億6,862万9,000円となり、1,360万円の減額となるものでございます。

続きまして、補正予算の主な内容につきましてご説明いたします。14、15ページをごらんください。まず、歳入でございますが、第1款町税、第1項町民税、補正額400万円の増額で、第1目個人町民税は、普通徴収、年金特別徴収の現年度分の減額がございしますが、特別徴収の増額により160万円の増額、また、滞納繰越分の増額が50万円となっております。

第2目法人町民税は現年課税分が180万円の増額となり、第1項町民税としましては400万円の増額となっております。

第2項固定資産税は、補正額200万円で、現年課税分は400万円の増額となりますが、滞納繰越分が200万円の減額となり、第2項固定資産税の総額では200万円の増額となっております。

第3項軽自動車税は100万円の減額、第4項たばこ税は100万円の増額となり、第1款町税全体では600万円の増額となっております。

第10款地方交付税は、普通交付税221万9,000円が交付決定に伴い追加交付されるものでございます。

第14款国庫支出金、第1項国庫負担金、第1目民生費国庫負担金、補正額1,066万9,000円の増額で、それぞれの節とも交付決定に伴うものでございます。

第2項国庫補助金、第1目民生費国庫補助金、補正額4,322万9,000円の増額のうち、第1節社会福祉総務費国庫補助金3,804万3,000円は、臨時福祉給付金等給付事業の実施に伴う国庫補助金の増額でございます。

第2節国庫補助金、次のページにかけてでございますが、それぞれ交付決定に伴うものでございます。

第3目土木費国庫補助金、補正額5,095万4,000円の減額、第4目教育費国庫補助金、補正額18万円の増額とも、それぞれ交付決定に伴うものでございます。

第5目総務費国庫補助金、補正額4,588万1,000円の増額分のうち、第1節企画総務費国庫補助金4,460万円は、地方創生に伴う加速化交付金事業として国の補正予算の前倒し事業としての交付金で、現在国に申請中のものでございます。地方公共団体情報セキュリティ強化対策費補助金は、情報連携のセキュリティ強化の確保を図るための事業に対する補助金でございます。両事業とも翌年度へ繰り越し事業となります。

第3節個人番号制度事務国庫補助金は事業費決定によるものでございます。

第15款県支出金、第1項県負担金、第2目民生費県負担金、補正額597万円で、それぞれの節とも交付決定に伴うものでございます。

第2項県補助金、補正額1,436万7,000円の減額は、それぞれの事業とも交付決定によるものでございます。

第3項県委託金、補正額112万5,000円の減額は、次のページでございますが、県知事選挙が終了したことにより減額でございます。

第16款財産収入、第1項財産運用収入、補正額2万8,000円は財政調整基金等の運用収益でございます。

第17款寄附金、第1項寄附金、第2目総務費寄附金、補正額88万9,000円は、ふるさと長瀬応援基金で、町外にお住まいの方36名の方からご寄附をいただいたものでございます。

次に、第20款町債、第1項町債、補正額1,360万円の減額は、先ほど第3条関係、地方債の補正でご説明したとおりでございますが、各節とも事業の確定によるものでございます。

第21款繰入金、第1項基金繰入金、補正額1,853万円の減額は、今回の補正では歳入が歳出を上回っているため、財政調整基金へ853万円、減債基金へ1,000万円繰り入れを戻すものでございます。

以上が、歳入の主な補正内容でございます。

次に、歳出の補正内容につきましてご説明いたします。20、21ページをごらんください。第1款議会費、補正額85万円の減額は、各節とも経費の確定による減額でございます。

第2款総務費、第1項総務管理費、第1目一般管理費、補正額2,601万6,000円の減額は、主なものとして、職員の人事異動等に伴う給与等の減額でございます。

第4目財政調整基金費につきましては、基金利子が入ったため財源の組み替えを行うものでございます。

第6目財産管理費、補正額486万7,000円の減額は、役場庁舎太陽光発電施設の工事完了や庁舎修繕工事が終了したための減額でございます。

第11目減債基金費につきましても財政調整基金と同様で、基金利子が入ったため財源の組み替えを行うものでございます。

第12目ふるさと長瀬応援基金、補正額88万9,000円につきましては、ふるさと納税に係る27年度分の寄附金を基金に積み立てるものでございます。

第2項企画費、第1目企画総務費、補正額4,099万2,000円の増額で、国の補正事業で実施いたします地方創生加速化交付金事業として、第13節委託料は総合戦略の推進を図るため、タウンプロモーション推進ビジョンの策定業務委託と矢那瀬地区小さな拠点づくり構想策定業務委託を行うための経費で、両事業とも28年度へ繰り越しをする事業でございます。

総合振興計画策定業務委託料の減額は、アンケート調査を地方創生総合戦略とあわせ実施したことによる減額でございます。

次の公共施設等総合管理計画策定業務委託料577万5,000円の減額は、本年度計画策定を予定しておりましたが、固定資産台帳整備事業もあわせて行うことになりまして、それを一緒に行うことによって経費の節減が図れることから、本年度は事業を実施せず、平成28年度に2つの事業を合わせた事業として行うため減額するものでございます。

第18節備品購入費1,139万4,000円は、地方公共団体情報セキュリティ強化対策事業で、国の補助事業として情報セキュリティの機器の購入等を行い、セキュリティ対策の強化を図るものでございます。28年度に繰り越しをする事業でございます。

次のページをごらんください。第3項徴税费、第2目賦課徴收費、補正額70万円は電算委託料の増額によるものでございます。

第4項戸籍住民基本台帳費、第1目戸籍住民台帳費、補正額128万1,000円は、マイナンバーに伴う通知カード、個人番号カードの関連委託料で、国の補助10分の10により行う事業で、事業確定によるものでございます。

第5項選挙費、第1目選挙管理委員会費、補正額8万3,000円は選挙制度見直しに伴うシステム改修で、2分の1県補助事業で行うものでございます。

第2目県知事選挙費、第4目町議会議員選挙費につきましては、選挙が終了したことによります減額でございます。

次のページをごらんください。第3款民生費、第1項社会福祉費、第1目社会福祉総務費、補正額3,746万2,000円は、主に臨時福祉給付金等給付事業として低所得の高齢者向けに給付を行うための事業で、国庫補助事業10分の10の交付により行うものでございます。一部28年度に繰り越しをさせていただく事業でございます。

第3目社会保険費、補正額1,048万9,000円は、国民健康保険特別会計への繰出金の金額の決定に伴うものでございます。

第5目介護保険費、補正額372万1,000円の減額は、介護保険特別会計の繰出金の金額の決定に伴う減額でございます。

第2項児童福祉費、第1目児童福祉費、補正額1,477万7,000円は、事業確定による増減となっております。

第13節委託料、保育所運営委託料1,500万円は、低年齢の中途入所者が多かったための増額によるものでございます。

第4款衛生費、第1項保健衛生費、次のページをごらんください。第2目環境衛生費、補正額105万円の減額のうち第19節負担金、補助及び交付金60万円の減額は、それぞれの事業とも当初見込みより申請件数が少なかったため減額するものでございます。

第2項清掃費、第2目し尿処理費、補正額103万2,000円の減額は、第13節委託料、第19節負担金、補助及び交付金とも事業の確定による減額でございます。

第3項上水道費、第1目上水道費、補正額515万7,000円の減額は、事業の確定に伴い負担金を減額するものでございます。

第4項公衆衛生費、第1目予防費、補正額626万円の減額は、主にかん検診や予防接種などの受診者が当初の見込みより少なかったものが多く、実績によるものでございます。

第6款農林水産業費、第1項農業費、次のページをごらんください。第3目農業振興費、補正額95万5,000円の減額は、農道整備工事の完了による減額でございます。

第7款商工費につきましては、財源の組み替えを行うものでございます。

第8款土木費、第1項道路橋梁費、補正額1,951万円の減額は、道路改良事業等事業完了による減額でございます。

第3項住宅費、第1目住宅管理費、補正額184万2,000円の減額は、町営塚越団地外壁等の改修工事の完了によることによる減額で、第4項都市再生整備計画事業費につきましては、幹線1号線南桜通り改修工事の補償金が確定したことに伴う減額でございます。

第9款消防費、第1項消防費、第4目防災対策費、補正額25万円の減額は、自主防災組織への補助金額が確定したことによる減額でございます。

次のページをごらんください。第10款教育費、第1項教育総務費、第2目事務局費、補正額750万円の減額は、職員の人事異動等に伴う職員給料の減額でございます。

第3目育英費、補正額60万円の減額は、育英奨学金の貸し付けが確定したことによる減額でございます。

第3項第二小学校費及び第4項中学校費の減額は、事業の確定による減額でございます。

第5項幼稚園費、補正額92万円の減額は、私立幼稚園就園奨励費の補助金が確定したことによる減額でございます。

第6項社会教育費、第3目文化財費、補正額223万5,000円の減額は、旧新井家住宅の麦わら屋根の改修工事を町単独事業で行う予定でしたが、平成28年度に国庫補助金を活用することになり、本年度工事を取りやめたための減額でございます。

第7項保健体育費、第3目学校給食費、補正額68万円の減額は、臨時職員賃金の額が確定したための減額でございます。

第12款公債費、補正額85万7,000円の減額で、第1目元金、補正額14万3,000円の増額、第2目利子は100万円の減額で、元利均等償還の利子分が減額となり、元金分が増額となったものでございます。

以上で、議案第14号の説明とさせていただきます。

○議長（新井利朗君） これより本案に対する質疑に入ります。

7番、関口雅敬君。

○7番（関口雅敬君） ちょっとお聞きをしますが、今回この補正で通っていないと国の予算がとれないという事業で矢那瀬の拠点づくりというのがあるのですけれども、どんな構想を持っているのか。それから、その上のやつ、長瀬タウンプロモーション、これもどんな構想を持っているのか、ちょっとお聞きをしたいと思います。

○議長（新井利朗君） 企画財政課長。

○企画財政課長（齊藤英夫君） それでは、関口議員のご質問にお答えいたします。

まず、地方創生の加速化交付金の事業につきまして、2事業、矢那瀬の小さな拠点づくり事業とタウンプロモーション事業ということで、内容でございますが、まず矢那瀬地区の小さな拠点づくりにつきましては基本構想の策定に伴う金額でございますが、これから来年度に向けて矢那瀬地区にあります活性化検討委員会等といろいろ話し合いを持ちながら、今後矢那瀬地区をどういうふうにするかという構想を立てていきます。そのための策定費用の委託料になっております。

そこでどういう事業ができるか、どういう事業をやりたいかということが決まりましたら、その後いろいろな施策を組んでいくこととなります。ですので、矢那瀬地区でどういうふうな意見が出るかによって事業内容が変わってくるものと考えております。

また、もう一つのタウンプロモーション事業につきましては、長瀬町をPRするための事業でございます。今回この加速化交付金、1市町村4,000万円までの事業ということでなっておりますが、そのために長瀬町全てを全体をPRするためのプロモーションのまずビジョンを決めて、何をやるか、それから一緒に合わせて観光ルート、観光に伴います、そういう総合戦略に載っていますいろいろな事業を合わせて総合的にやっていくと。また、その中には若者定住より移住、定住、そういう全てのものを含んだタウンプロモーション、長瀬町をPRをしていく、そういう事業を実施していく考えでございます。

2つの事業とも、加速化交付金につきましては官だけではだめですよということでありますので、いろいろな方を交えて協議会等を設置して、官だけの意見ではなく民も入れての計画策定になると思います。

以上でございます。

○議長（新井利朗君） 7番、関口雅敬君。

○7番（関口雅敬君） 言っていることはわかるのですけれども、この策定業務委託料で3,500万、それから矢那瀬の拠点づくりで400万、しかも矢那瀬の活性化対策委員会を巻き込んでやるという話だけれども、これ今現在PRという大きな話で、個々どんなことをするのかというのはまだ全然想定はしていないのでしょうか。受かったら真剣に取り組む。矢那瀬の活性化対策委員会って、もうかなり前からそういう話が出ているのだけれども、実際にどの辺まで来ているのだから。矢那瀬、矢那瀬ってよく最近出てくるのだけれども、どうにしたいのか。全然塗り絵状態で、ぼうっと何かが見えてきて、これから色をつけて、こういう矢那瀬地区にしたいとかというのが我々に全然見えてこない。ただ矢那瀬、矢那瀬。しかも、聞けば矢那瀬の活性化対策委員会が今審議中だから、それを決定するまで待て、待て。これ国から出るお金といっても、国は勝手にお金をぼんぼん生んでくるわけではなくて、結局もとを返せば、私たちの税金で国も

やっているのだから、日本全国どこでも4,000万ずつハードルクリアできればもらえるのだから、もらった方がいいというのではなく、真剣にしっかりとこの長瀬をどうにしたいか、矢那瀬地区をどうにしたいかというビジョンだのプロセスをはっきり我々に教えてもらいたい。矢那瀬の活性化対策委員会は、現在今どうになっているのか、ちょっともう一度、済みませんが教えてください。

○議長（新井利朗君） 企画財政課長。

○企画財政課長（齊藤英夫君） それでは、関口議員のご質問にお答えします。

まだ、矢那瀬地区、どういうものをやるかというのが知らされていないということでございますが、この事業自体が何をやるか、例えば矢那瀬地区は何が欲しい、どういうふうにやっていただきたい、矢那瀬地区の人は何ができるかと、そういうのを今回のビジョンの中で組んでいくものでございます。例えば町としましては矢那瀬地区、入口、出口とも急な崖になっているので、何かあったときに孤立してしまうおそれがあると。そういうことも矢那瀬地区の活性化の検討委員会の方には話はしてあります。町としては、そういうふうな面からもそういう整備を図っていきたいというようなことは、町のほうの考えとしては話はしてあります。ただそれがまだ町長のほうに最終というか、決定がまだ来ていないので、まだ矢那瀬がどういうふうなことをやりたいかというのが見えていない状況でございますが、今回のこの加速化交付金をもらうことによりまして、今度は町も積極的にその活性化検討委員会を中心に話ができると思います。そういうために今回その計画を策定するための1年間、どういうことを矢那瀬地区をやれば活性化できるかということを検討していく1年になるかと思えます。

そこで先ほども申しましたように、矢那瀬地区ではどういうことが必要である、どういうことが矢那瀬地区住民としてできるかというようなことを検討をしていく、その結果どういうふうに進んでいくかという、そういう構想を練っていくという1年になると思えます。それ以降については、またこの加速化交付金以外にもいろいろな補助金等がありますので、それを活用しながら事業を進めていくということになっておりますので、まだ矢那瀬地区、例えば町でこれをやるというふうな提案をしても、矢那瀬地区で要らないということになればできるものではないですし、そういうのを矢那瀬地区と町で検討しながら計画を立てていくということでございます。

以上でございます。

○議長（新井利朗君） 7番、関口雅敬君。

○7番（関口雅敬君） 課長が言っていることは、私十二分に理解はできているのです。何回も言いますけれども、矢那瀬という言葉が出てきて、矢那瀬の活性化対策委員会という言葉が出てきてから、もう結構たつのです。例えば国でこういう予算が、ハードルをクリアできれば4,000万もらえるのだよというのであれば、長瀬町は観光立町にしようということで、いろんなもっと考え方あるのだと思うのです。地域指定で来るのだったら、それは矢那瀬が地域指定で、こういうことを計画すればもらえるのだよというのであればしようがない。例えば風布の僻地対策費ではないけれども、そういう指定があるのならしようがないけれども、まだ矢那瀬、矢那瀬、さっきもちょっと外部のほうから出ているけれども、誰が会長だと言ったときに、から話が始まっているらしいけれども、結構たつけれども、全然どんな構想があるのだというのも出てこない。長瀬町は観光立町にするといったら、この4,000万かけて、例えばどこかの散歩コース、川が見える散歩コースをつくるために、ちょっと川の両側の木を切れるところは切って、観光客が川を見ながら散策ができる、そういうことにもっと風呂敷広く広げてやった方がいいんじゃないですか。矢那瀬の活性化対策委員会を本気でやっていて、しっかりと議論重ねてこのハードルクリアしたら、しっかりと

やろうというのであれば、私も別に反対する気はありません。応援をしたいと思います。だけれども、我々議会にどんなことをしたいのかが全然見えてこないで、例えば活性化対策委員会というのは町長結構前から言っているけれども、町長と矢那瀬の人だけで話しているだけで、我々のところには全然出てこない。私は私の意見で、この国の予算がもらえなくなったら困ります。つくって……

〔「場合によってはわかんねえよ。場合によってはもらえなくなるかもしれんって」と言う人あり〕

○7番（関口雅敬君） そうだよ。ちょっと黙ってくださいね。まとめますよ。

矢那瀬の活性化対策委員会というので企画財政課長が矢を撃つのだったら、しっかりどんなことをやりたいか我々にも示してください。もらえたら、受かればこれは事業をする、だめだったらまた減額補正をしますよという説明も、私はやり方わかりました。決してストップをかけようとかそんなのではなく、しっかりやろうと、この長瀬町をよくするためにこれをやろうといったら我慢します。矢那瀬がよくなるのだったら、井戸は、長瀬は、辻はとか、そういうのではなく、そこをもう一度、全然わかっていないのなら、まだ全然わかっていませんでいいです。しっかり、済みませんが、やっていただくように答弁お願いします。



◎会議時間の延長

○議長（新井利朗君） ここで会議時間を延長いたします。

○議長（新井利朗君） 町長。

○町長（大澤タキ江君） 矢那瀬地区の活性化、これはどうしても長瀬町の玄関でございますので、やりたいというのが私たちの思いでございます。その中で、その思いが通じまして、矢那瀬活性化対策委員会を立ち上げていただいたわけでございますが、その後なかなか会長が腰を上げないということで、どうなっているのだという話を矢那瀬地区の方からたびたびその声が出てまいっております。

その中で、加速化交付金を今400万申請をいたしましたけれども、それが通らなかった場合のことも考える中で、今回本年度の予算に計上してございます。今の3,900万加速化交付金を申請しているわけですが、3,500万はプロモーションのほうですね。400万が矢那瀬のほうでございまして、3,900万でまるまる通らなかった場合には3,500万のほうはそのまま消滅してしまうわけですが、矢那瀬地区の場合は本年度の予算にも入っておりますので、その400万をお認めいただければ400万を矢那瀬地区の今後の活性化に使わせていただきたいと思いますと思っているところです。

結局、予算も何も立てられなくて何もできないというような部分もございまして、今回本年度の予算に入れさせていただき、それをお認めいただきましたときには、矢那瀬地区の活性化委員会のほうにしっかりお話をし、その予算を使った中でこれからしっかりと計画を立てさせていただくという所存でございまして。

以上です。

○議長（新井利朗君） ほかに質疑はございませんか。

10番、染野光谷君。

○10番（染野光谷君） 私も関口君が矢那瀬こうだと言っているから、何かなと思った。そうしたら、今度予算が出てくるということだよ。それで、これはいつごろ始まった話なのですか。それをちょっとまじり伺って、それでどうなのかなと思って。私も4年間留守にしたから。それで、昨年返り咲いて、この話も議員になって初めて耳にしたのです。それで、俺も住所矢那瀬なのだ、一応は。古く住んでいるので。なかなかおもしろいもので、議員なんて落ちればただのもので、役に立たない議員だったから。だけれども、前回どのくらい前にこの話が持ち上がって、こうだなのというのを、そのいきさつをちょっと聞いてみたいのです。そのいきさつを聞いて、それから何をしようと、どんなメンバーがいるのかちょっと聞いて、とりあえずいつごろ始まった話が聞いてみたい。失礼ですがね。

○議長（新井利朗君） 企画財政課長。

○企画財政課長（齊藤英夫君） 矢那瀬の活性化検討委員会が正式にできた日というのは、ちょっと私のほうでは確認できないのですが、役場と一番初めに話をしたのは、26年度の後半ごろだと思います。

〔「26年の後半」と言う人あり〕

○企画財政課長（齊藤英夫君） はい。私と町長で現地に呼ばれまして、そこで話をしたと。2回ですかね。現地を見たのと、あと集まりがあって、そこで話をしたというのがあります。それが多分26年度になると思います。

それとあと、先ほどのお金の問題もあったのですが、今回のこの加速化交付金につきましては、ハード事業ができない、なかなかできない事業でございます。あくまでもソフト事業が主ということで、矢那瀬の小さな拠点づくりにつきましては、国の事業の中にも事業名がありまして、小さな拠点づくり整備事業というその事業であれば、この交付金の対象にもなりますよということがありますので、町としてはその事業に当てはめて矢那瀬地区をこの小さな拠点整備ということ入れさせていただいております。

以上でございます。

〔「メンバーが抜けている」と言う人あり〕

○企画財政課長（齊藤英夫君） メンバーは、野原、前の議員さんが会長で。

〔「武夫というのか」と言う人あり〕

○企画財政課長（齊藤英夫君） はい。それとあとは大澤……

〔「うん、知っている」と言う人あり〕

○企画財政課長（齊藤英夫君） 名前言ってしまってもいいのですかね。

〔「名前言っていいんだよ」と言う人あり〕

○企画財政課長（齊藤英夫君） いいのですか。

〔「そうだよ。はっきりしてくれよ」と言う人あり〕

○企画財政課長（齊藤英夫君） 私もよく名前がわからないのですけれども、大澤秀夫さんと、あと横山敬司さんですかね。ただ、15人ぐらいはいたのですよね。

○10番（染野光谷君） だから、それを発表して、それで武夫に敬ちゃんか、野球の。それで、だってメンバーがわかっていて、26年と言うのだから、町長になってから。だから、これではっきり言ってもらわないと困りますよ、俺も。メンバーと、26年、大澤タキ江町長になってからそういう話が出たのなら、それを話ししてくださいよ。はっきりと。

「どこで何をやるんだかぐらいわかるんだから」と言う人あり]

○議長（新井利朗君） 回答終わりました。

「議長、ちゃんと仕切ってよ」と言う人あり]

○議長（新井利朗君） 回答が終わっていない。

「議長、しっかりやってください」「回答が終わっていないのだから、こっちの一般席に……」と言う人あり]

○議長（新井利朗君） 続いて、染野議員、第2質問ありますか。

○10番（染野光谷君） 第2でも第3でもあれだ。これは、本会議の3回交代ではないから、ちょっと一応切っているのだから。

○議長（新井利朗君） 10番、染野光谷君。

○10番（染野光谷君） どうも関口君も矢那瀬、こうだ、ああたと言っているから、大分気合が入っているようなこと言っているから、俺も住所は矢那瀬だから一応聞いたら、今大澤タキ江町長になって、前矢那瀬の大体武夫に敬ちゃんか、それでメンバーを一応言って、何をつくろうかな、何をやろうかなというぐらいは言わしてもらわないと、町長、一応困りますから。町民に訴える、こういう気持ちも、僕らのほうの気持ちわかってください。

○議長（新井利朗君） 町長。

○町長（大澤タキ江君） 矢那瀬活性化検討委員会ができたということで、ぜひ来ていただきたいというお話をいただきまして、最初は現地を見させていただきました。その中では、矢那瀬の幾人かでございましたけれども、舟下りを矢那瀬まで持ってきたという。舟下りを持ってきて、その船の上がる場所の拠点を整備してほしいというお話をいただきました。しかしながら、これはちょっと急坂ですし、あちらこちらで見させていただきましたが、ちょっとこれは急坂で、無理ではないかという私は思いがしたところでございます。その後、そばをつくろうとか、ミカンがいいのではないかと、いろいろな検討をいたしましたけれども、まだ結論には至らないという状況でございます。

それからまた、私になってからというお話をいただいたけれども、以前、前町長も矢那瀬を何とかしたいということで、そのような青写真をつくったというようなこともあったようでございます。そのようなお話もちょっと伺いましたけれども、そのときもやはり計画をただで、最後は頓挫したというのですかね、してしまったというようなことでございますけれども、今地方創生の中で、長瀬町を考えたときに、矢那瀬地区の活性化は必要ではないかなと今思っているところでございます。そういうことで、予算をつけさせていただければ、これからそのようなことで進めさせていただきたいという思いであります。

以上です。

○議長（新井利朗君） 10番、染野光谷君。

○10番（染野光谷君） 大体わかった。確かにそう。矢那瀬、例えば舟下りが来ればこうだなということはわかります。わかりますけれども、予算がある程度はつくとなかなかは大違いで、それでメンバーどっちであろうと、一応は悪くはない考えだとは思いますが。だけれども、はっきりとメンバーも言えない、今の課長がわからない、こうだというないしょ事をみたいなことで始めたことで、どういって、ばかに急いでやってこうだというのはいかがなものかと思うけれども、一応ある程度の舟下りという、舟が下ってきて、あそこで上がるのも確かにおもしろい話だ。岩盤が樋口のこうだって、川底がとれればおもしろい

ところだ。あそこへ上がって、あそこは川面というところで、広いところだ。それで、ダムのは縁は道路でもつくって、それこそ人口が少なくなったのだから、人口をふやすためには若い人が住むようないい考えなのです。だから、それはいい考えだ。悪くはない。俺もそう思ったことはある。でも、予算を早くどういこうだというのも難しいところで、寝て起きれば変わるかもしれないけれども、だけれども今の状態では、ちょっとはっきりと目的もわからないで、何もしないで、何も図面も引かれていないでこうだよと言って、あそこでテニスコートでもつくってこうだって、例えばテニスコートの地主は選挙管理委員長のうちの地所が、おいなのだから、だから余り文句も言えないけれども。

そんなわけで、大体わかりました。あと役員の名前もわからないのだけれども、一応いいです。俺はこれで。

○議長（新井利朗君） 町長。

○町長（大澤タキ江君） 染野議員がただいま舟下りのお話を、いいところだからというお話でしたけれども、舟下りをしたいということで、船着場をつくりたいということでお話をいただき、現地を見させていただきましたけれども、それはちょっと不可能だということで、私のほうは切りました。

一番気になっているところは、実は消防小屋なのです、本当のこと言いますと。矢那瀬の消防詰所、あそこが沢が流れている。沢の上に建っているのです、あの建物が。とにかく140を通ってみていただくとわかりますけれども、非常に粗末な小屋でございます。それを何とかしたいという思いの中で、それを拠点にして消防小屋とコミュニティの集会所みたいなものを合体させたようなものを1つつくって、そこからだんだんと拠点整備みたいなことをしたいというのが私たちの思いの中で、それをつくるにはやはりこれから設計図を、図面を引いたりとか、そういうことが起きてきますので、それに必要なお金を計上したいというのが私たちの思いでございます。

今課長のほうからも話ししましたけれども、小さな拠点というのはそういうことなのです。要するに小さな拠点、これをはっきり最初から話したほうが私もよかったと思うのですけれども、小さな拠点ということだけで漠然と saying いたものですから、多分皆さんにはちょっと納得がいかなかったと思いますけれども、そういうことで今小さな拠点づくりを進めてということなのです。そういうことでお話を、最初にこれ本当皆さんに説明をすれば一番よかったかなと思いますけれども、そのようなことで、当初は舟下りの船着場という話でいただきましたが、これは全て無理ですということでお答えはさせていただいておりますので、これはもうなくなりましたので、よろしく願いいたします。

○議長（新井利朗君） ほかに質疑はございませんか。

5番、村田徹也君。

○5番（村田徹也君） それでは、私も同じ長瀬町のタウンプロモーション推進と、それから矢那瀬地区の小さな拠点というふうなことで質問させていただきます。

まず、矢那瀬地区の小さな拠点。なぜ矢那瀬なのだろうと。長瀬町は、いろんな地区がありますよね。そこで矢那瀬というのがなぜ。疑問に思うのは、例えばユズだとかミカンをやるとか、そんなふうな話も出たと。何か町長は個人的にあそこへ橋をかけたいとか、そんな話もしたことあります。駅をつくりたいなんて言った人もいます。何を考えているのかなと。最終的に今何か、小さな拠点は消防小屋だと。消防小屋なんかはもう町の予算でとつづくにできること。

〔何事か言う人あり〕

○5番（村田徹也君） いやいや。と私は思うのです。

実際に矢那瀬地区の協議会ですか、活性化委員会というのを立ち上げたって、多分26年ではなくて、それより前ですよ。と聞いています。よくはわかりません。今何やっているのと言ったら、矢那瀬の人が何もやっていないのではないのということです。実際問題としては何も検討していないという話。いや、それはわかりません。全然知らないという人が何人か、そういうふうにつくって話し合いしたみたいだけれども、今何もしていないみたいですよという話を聞きました。例えば400万円というのは、これ業務委託だから、まさかその矢那瀬の活性化検討委員会に400万円というのではなくて、そこで検討して、それではこういうものと、その委託料が400万円ということかどうかということです。

ちょっと今消防小屋を拠点にというお話で、そういうものが小さな拠点づくりとなるのかなと思いましたけれど、例えば矢那瀬の方々が船着場をと、これは発想的にはいいと思うのですが、今、大東を考えていただければどうでしょうか。あそこも大分トラブっていますよね。舟が、今車が上で待ってなければいけないとか、バスはあそこしか入れないのですけれども、待っていてどうのこうのとかいうので、非常にライン下りが狭いところを通って迷惑だというのがあの近隣の住民の方々ですよ。矢那瀬にあれを例えばやったら、何というところだっけ、あの辺は。

〔「川面さん」と言う人あり〕

○5番（村田徹也君） 川面さんですか。道によっては、こんなものが出入りして、危なくってしょうがないとかいうことで、発展にはつながらないような感じがします。

何を言いたいかという、この小さな拠点づくり、実際問題として活性化委員会というのをつくったということで頓挫している。なぜ矢那瀬なのかなと。先ほど町長が言いましたので、そういうものだというのは頭の中ではわかりますけれども、それで小さな拠点で、では矢那瀬に、それから附帯のお金がかかってくるわけですよ。また来年度、再来年度とか、当然そういうことになりますね。これ400万ははした金で、ちょっとということでしょう。400万では何もできない。できないことないけれども、発想とかそういうものにお金かけたらいいと思います。

あと、このタウンプロモーション推進ビジョン策定、これほかの議員さんも言いましたけれども、3,500万円、これソフトでなければだめだからということらしいのですけれども、これにはだから空き家バンク、空き家がどれだけあるとか、そういうことも含めて長瀬のPRに、長瀬町のインターネットで周知したりとか、もしそういう人が来たときの受け入れをどうするとか、そういうものができていて3,500万円ということなのでしょうね。そうではなくて、歩く道がどうのとか、宝と宝。長瀬町は宝がいっぱいあるからと、宝登山と多宝寺しか知らないのです。

〔「宝くじ売り場」と言う人あり〕

○5番（村田徹也君） 変なことは言わないでもらって。

あと、宝がある地名、探せばあるのかもしれないですけども、そういうルートをつくるといっても、そういうものみんな含めてのお金なのかなと。実際それが活用されて、今では長瀬アルプス結構人が来ています。あれは一個定着しているなど。では、山を越えて寄居の風布と、こういうふうという道をやったとか、そういうものを含めてのお金なのか、余りにも高額過ぎてタウンプロモーション、業者にお金を投げるお金にしては多過ぎると思いますので、よろしくお答えをお願いします。どなたでも。

○議長（新井利朗君） 企画財政課長。

○企画財政課長（齊藤英夫君） それでは、村田議員のご質問にお答えいたします。

まず、矢那瀬拠点整備の400万円でございますが、これは矢那瀬地区の活性化検討委員会に出すお金で

はなくて、そこで計画を、基本構想を策定するための業者への委託でございます。

それと、タウンプロモーション事業につきましては、先ほどちょっとご説明しましたが、長瀨町を総合的に売り出すためのプロモーションということで、例えば定住、移住については専用のホームページを立ち上げたり、あとは総合戦略の中にもありますように、新たな観光ルートの開発、それとか新たな観光資源の開発とか、そういうのを複合的に、この戦略の中にあるものを複合的にして長瀨町をPRしていこうという事業でございます。当初は4,000万まではとりあえずは町として申請ができますよという事業ですので、それに合わせたような事業をその中に入れております。戦略の中にもありますように、長瀨地区周辺のライトアップとかプロジェクションマッピングとか、そういうのできるような計画ができればというようなことで入れさせていただいております。ただ、まだこれもまた同じように委員会等設置して最終的には決定をいたしますので、その中でできたものについてはやっていくというようなことで、今後検討しながらやっていけたらと考えております。

以上でございます。

○議長（新井利朗君） ほかに。

5番、村田徹也君。

○5番（村田徹也君） では、もう一度だけ。しつこく言ってもなので、では先ほど町長が消防小屋をというふうなことであれば、これ委託料出さなくても、お金だけもらって、それをどうにかしてできますよね、設計図ぐらいは。これ国にもらって、税金だから無駄に使わないで返した方がいいのではないですか。これはひとり言です。

タウンプロモーションについては、新たな観光ルートをと言いますが、これ本当に定着するようなものであれば、また例えば空き家があって、空き家に人が来ると。新規移住者が来ると。あとは新規農業者が来るというようなことも想定されると思うのですが、そうしたらそれを受け入れられるような体制というのですか、そういうのが必要だと思うのです。それがなくて、はい来ました、私は若い人が農業やりたい、農業では長瀨は食べていけないでしょうけれども、そういうふうに来たと。では農業ではなくて、林業もだめだから、何かそういうのをやりたいと。したら来てやりたいと言ったってできないから、そういうものを受け入れる人材とか、そういうものを整備するということがなければ、ちょっとその先進んでいかないのではないかなと。ただ、観光ルートなんかについては、あっちだよ、こっちだよとか、道をひよいひよいとつくったとか、そういうことであればできるのだけれども、人口もふやさなければいけないとか、そういうこともあるということであれば、移住してくる人たちが、これ利点があると。では、生活が成り立たなければ絶対来ないですからね。だから、生活できるような援助というか、前も言ったけれども、では炭焼きをやろうと、やりたい人来てくれと、いっぱい余っているのだから、来ないですよ。教えられる人がいるとか、そういうものができればと、そういうところも含めてのタウンプロモーションのお金なんかどうか。それだったら、もう3,500万円ですか、かかっても仕方ないなと思うのですが、これから委員会を開いて、どうなっていくかわからない3,500万円というと、ちょっとそういうものがあるのかどうか。そこだけお願いします。

○議長（新井利朗君） 企画財政課長。

○企画財政課長（齊藤英夫君） まず、1点目の矢那瀬地区の拠点づくりですが、町長、消防詰所ということをおっしゃいましたが、これはその中の一つとしてでございます。だから、一つで、ただ詰所だけをつくるのであれば、別にこの小さな拠点という名前はつけられないし、補助金の該当項目にもなりません。やは

り総合的に矢那瀬地区をどういうふうにするかということを考えていかななくてはなりませんので、先ほどちょっと町長からもありましたように、ミカンの栽培とかそういう農業、六次産業とか、あとは貸し農園とかそういうのをやっていながら、できるかなというのを今後検討していくわけでございます。矢那瀬地区でどういう要望があるか。町ではこういうふうなこともやったほうがいいのではないかという提案をさせていただきますが、その辺も加味しながら来年1年で計画を立てていくということですので、まだ先ほども申しましたように、どういう計画になるかわからない。それを計画するための委託料になります。

それと、タウンプロモーションでございますが、先ほどもご説明しましたとおり、長瀬町の紹介をするために行う事業でございますが、先ほどの空き家が来る場合に、どういうふうにするかということも、この総合戦略のほうの中でも空き家の調査とか空き家バンクの登録数をふやすとか、そういうのもございます。また、起業支援というのもございます。そういうのも加味しながらどういうふうにやっていくか。そこで、KPIでもその事業により移住世帯10世帯というのも目標にしておりますので、10世帯が来るような流れをつくっていければと考えております。ですので、全体的なことを考えながら、移住、定住のプロモーションも合わせてやっていきたいと考えております。

また、観光ルートにつきましては、今後いろいろな協議をする中でそういうルートをつくって、交流人口の増加も図っていくということで考えております。

以上でございます。

○議長（新井利朗君） ほかに質疑はございませんか。

8番、大島瑠美子君。

○8番（大島瑠美子君） 済みません、1つだけ。

さっきの村田さんとか、それから関口さんが言ったこれなのですけれども、ここに長瀬町タウンプロモーション推進ビジョン策定業務委託料3,500万、これはこれでということなのですけれども、ここに前の町長がそばの町、そばの町なんて言っていました。だけれども、そばもできませんでした。見ても、そばなんかつくっているところありません。それにひきかえソーラーがいっぱいなのです。だから、そばではなくてソーラーで、これから四、五年たつてごらんなさい。空き地がソーラーが全部建ってしまうから。だから、ここはそばの町ではなくて、今度はソーラーの町にでもして、それを東京電力なりなんなり、そっちのほうにやったほうが、まだこれから先見の明があったと言われるかもしれませんので、それは私はそういうふうにタウンプロモーションビジョン策定業務委託料のところにも、そちらのほうで、空き家がどうたって、この間井上さんがやったって、空き家だなんていって3軒で、あれからどのくらいふえているかわからないのですけれども、そういうのもありますのだけれども、一番今これから考えて、これ見渡すと、何しろソーラーがすごいのです、勢いが。

〔「ソーラーって電気のあれ」と言う人あり〕

○8番（大島瑠美子君） そうそう。

〔「生きているときもそれだけ言っただろう。そんなことはねえって」と言う人あり〕

○8番（大島瑠美子君） でも、どんどんできていきますので、そのようにソーラーのことも頭に入れて業者に委託料するのでしたら、そういうこともどうでしょうねということをよく頭に置いて、そしてそばの町ではなくてソーラーの町のほうがすごくいいと思います。それ言うだけでして、返事は要りません。

○議長（新井利朗君） ほかに質疑はございませんか。

2番、田村勉君。

○2番（田村 勉君） マイナンバーの関係なのですからけれども、セキュリティーと強化の問題だとか、あるいはその個人カード、通知カードなど今進めていますけれども、今ご承知のようにこの制度を導入することによって犯罪が起きたり、あるいはちょっと……

○議長（新井利朗君） この補正予算書のどこにありますか、そのことは。補正予算書のどこにですか。

○2番（田村 勉君） 19ページのところにセキュリティーの問題出ています。それから、23ページに通知カードや番号カードの問題が出ています。質問してはだめなんですか。

〔「いいです」と言う人あり〕

○2番（田村 勉君） それで、訴訟も起きているというのもあるのです。そういう点で、私前たしか12月のときに聞いたと思うのですけれども、このマイナンバーを導入するに当たって、どのくらいこの町の予算が使われているのか、あるいは国からどのくらい来ているのか。それから問題は、要するにマイナンバーが長瀬の町民の中にどのくらい届いたのか。何%くらい。それから、今先ほど言ったように、この通知カードを申し込んだ人がどのくらいいるのか、この辺のところをちょっと教えていただきたいと思います。

○議長（新井利朗君） 企画財政課長。

○企画財政課長（齊藤英夫君） 田村議員からのご質問で、情報セキュリティーの強化対策事業、これマイナンバーというふうな説明だったのですが、これはマイナンバーではございません。役場全体のセキュリティー強化ということで、LGWANという総合ネットワークとインターネットの接続のネットワークを分断するものでございます。ですので、インターネットからの情報が漏れないというためのもので、直接マイナンバーということでもらっている事業ではございません。

それと、あとマイナンバー関連の経費でございしますが、まだ27年度は確定しておりませんので、28年度の予算で申し上げますと、全体で1,053万円の予算となっております。

うちのほうから、以上でございます。

○議長（新井利朗君） 田村議員に申し上げます。マイナンバーの費用とか何かにつきましては、27年度補正予算に今直接関係ない部分かと思っておりますので、ほかのことで質問がありましたらしてください。これに関連することで。

○2番（田村 勉君） 今、私いいですか。

○議長（新井利朗君） はい。

○2番（田村 勉君） 長瀬町のマイナンバーがどのくらいの、何%くらい届いたのかという問題と、それからカードですね、カードが大体どのくらい申し込みがあったのかということについてはまだ答えてもらってないのです。

○議長（新井利朗君） それは、補正予算と関係ないことと認めますので、回答を保留します。

ほかに質問、質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（新井利朗君） これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案は討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

〔「異議あり」と言う人あり〕

○議長（新井利朗君） 異議がありますので、これより討論を行います。

まず、本案に対する反対討論を許します。

2番、田村勉君。

○2番（田村 勉君） 金がない、金がないという話も多いのですけれども、やっぱりこういう問題について、補正予算の中でも関連して、セキュリティーの問題もカードの問題も全く無関係ではないわけでしょう。そういう中で、ちょっと中途半端だと思うのです。もう少しきちっとやってもらうことが大事なのかなと。実際問題相当のお金も使っているわけですから、そういう点で、もう少しさっき私が言ったようなカードがどのくらいやられているのかという問題と、それからマイナンバーがどのくらい届いているのかという問題なんかもぜひ答えてもらいたいと思います。

○議長（新井利朗君） 次に、賛成討論を許します。ほかに討論はございませんか。

10番、染野光谷君。

○10番（染野光谷君） 賛成でいいのだから悪いのだからちょっとわからないのですけれども、賛成のほうが。この矢那瀬のこの予算のこれを抜いていたら賛成します。

〔「それじゃ違うよ。それじゃ反対」と言う人あり〕

○10番（染野光谷君） それではだめなのか。これは困ったものだな。この矢那瀬の件のを抜いていたら賛成だけれども、抜かないのでは。

〔「28年度だからいいじゃない」と言う人あり〕

○10番（染野光谷君） 28年。27年では……。

〔「認められたらやるということ」と言う人あり〕

○10番（染野光谷君） では、認められないということだからな。

○議長（新井利朗君） ほかに討論はございませんか。

7番、関口雅敬君。

○7番（関口雅敬君） 私はこの補正予算の審議、いろいろ皆さんから出ました。そして、先ほど出た矢那瀬の問題、それから長瀬タウンの問題、いろいろ議員の皆さんから意見が出ました。もし国のハードルがクリアできていただけたときには、しっかりとビジョン、プロセスを皆さんにお示しをしながら、いいまちづくりに使っていただきたいということで賛成討論といたします。

○議長（新井利朗君） ほかに討論はございませんか。

5番、村田徹也君。

○5番（村田徹也君） 私は反対討論をします。なぜかという、タウンプロモーションの推進ビジョンの策定業務委託料、それから矢那瀬地区の小さな拠点づくりについて明確なものを持っていないと判断されるから、そういうものについては賛成できないと、やはりもう少し課長の答弁にしても、タウンプロモーションにしても、新たな観光が具体的に全然わからないというところがありますので、こういうところについては賛成しかねると。

以上です。

○議長（新井利朗君） 次に、賛成討論を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（新井利朗君） これをもって討論を終結いたします。

これより議案第14号 平成27年度長瀬町一般会計補正予算（第5号）を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

- 議長（新井利朗君） 起立多数。
よって、議案第14号は原案のとおり可決されました。



◎延会について

- 議長（新井利朗君） お諮りいたします。
本日の会議はこれで延会いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。
〔「異議なし」と言う人あり〕
- 議長（新井利朗君） ご異議なしと認めます。
よって、本日はこれで延会とすることに可決されました。



◎次会日程の報告

- 議長（新井利朗君） 次の日程をご報告いたします。
明日10日は、午前9時から本会議を開きますので、定刻までに会議場へご参集くださいますようお願い申し上げます。
なお、議事日程は開議時刻までに印刷してご配付いたしますので、ご了承願います。



◎延会の宣告

- 議長（新井利朗君） 以上をもちまして、本日の会議は終了いたしました。
本日は、これをもって延会いたします。
大変ご苦労さまでございました。
延会 午後5時30分

平成28年第1回長瀬町議会定例会 第2日

平成28年3月10日（木曜日）

議事日程（第2号）

1、開 議

1、議案等の説明のため出席した者の紹介

1、議事日程の報告

1、議案第15号の説明、質疑、討論、採決

1、議案第16号の説明、質疑、討論、採決

1、議案第17号の説明、質疑、討論、採決

1、議案第18号の説明、質疑、討論、採決

1、議案第19号の説明、質疑、討論、採決

1、議案第20号の説明、質疑、討論、採決

1、議案第21号の説明、質疑、討論、採決

1、議案第22号の説明、質疑、採決

1、議案第23号の説明、採決

1、議案第24号の説明、採決

1、総務教育常任委員会所管事務調査の中間報告の件

1、総務教育常任委員会の閉会中の継続審査の件

1、総務教育常任委員会、経済観光常任委員会及び議会運営委員会の閉会中の継続調査の件

1、閉会について

1、町長挨拶

1、閉 会

午前9時開議

出席議員（10名）

1番	井	上	悟	史	君	2番	田	村	勉	君	
3番	野	原	隆	男	君	4番	岩	田	務	君	
5番	村	田	徹	也	君	6番	野	口	健	二	君
7番	関	口	雅	敬	君	8番	大	島	瑠美子	君	
9番	新	井	利	朗	君	10番	染	野	光	谷	君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

町長	大	澤	夕	キ	江	君	副町長	平	健	司	君
教育長	宮	原	利	定	君	会 管 理 者	大	澤	彰	一	君
総務課長	野	原	寿	彦	君	企 画 財 政 課 長	齊	藤	英	夫	君
税務課長	林		宜	子	君	町 民 課 長	中	畝	健	一	君
健康福祉 課長	福	田	光	宏	君	産 業 観 光 課 長	横	山	和	弘	君
建設課長	坂	上	光	昭	君	教 育 次 長	若	林		実	君

事務局職員出席者

事務局長	福	島	基	之	書記	青	木	正	剛
------	---	---	---	---	----	---	---	---	---

◎開議の宣告

(午前 9 時)

○議長(新井利朗君) 皆さん、おはようございます。

前日に引き続きましてご出席をいただき、まことにありがとうございます。

ただいまの出席議員は10名でございます。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。



◎議案等の説明のため出席した者の紹介

○議長(新井利朗君) 本日の会議に地方自治法第121条の規定により提出議案等の説明のため出席を求め、出席された関係者は、参与席にご着席の方々でございます。



◎議事日程の報告

○議長(新井利朗君) 本日の議事日程をご報告いたします。

本日の議事日程は、印刷の上、既にお手元にご配付してあるとおりでございます。これに従って議事を進めてまいりますので、ご了承いただくとともに、ご協力いただきますようお願い申し上げます。

上着の着脱は、ご自由をお願いいたします。

それでは、日程に従って議事に入ります。



◎議案第15号の説明、質疑、討論、採決

○議長(新井利朗君) 日程第1、議案第15号 平成27年度長瀬町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)を議題といたします。

提案理由の説明を町長に求めます。

町長。

○町長(大澤タキ江君) 議案第15号 平成27年度長瀬町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)の提案理由を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,243万2,000円を追加いたしまして、歳入歳出の総額を10億7,198万5,000円にしたいため、この案を提出するものでございます。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長(新井利朗君) 議案の内容等について、町民課長の説明を求めます。

町民課長。

○町民課長(中畝健一君) それでは、議案第15号 平成27年度長瀬町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)についてご説明いたします。

補正予算書の1ページをごらんください。

第1条、歳入歳出予算の補正でございますが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,243万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10億7,198万5,000円とするものでございます。

補正予算の内容につきましては、予算書によりご説明申し上げます。

6、7ページをごらんください。最初に、歳入でございますが、第1款第1項国民健康保険税、第1目一般被保険者国民健康保険税は、補正後の額を1億4,286万2,000円としようとするもので、決算見込み額が出ましたので、それぞれの節につきまして減額するものでございます。

次に、第5款国庫支出金、第1項国庫負担金は、補正後の額を1億4,902万9,000円とするもので、療養給付費介護納付金、後期高齢者医療費支援金、高額医療費共同事業の負担金額の決定に伴い、それぞれの節のとおりで減額するものでございます。

下の欄の第1項国庫補助金は、補正後の額を5,015万8,000円としようとするもので、普通調整交付金の決定に伴い増額するものでございます。

次に、第7款の前期高齢者交付金でございますが、補正後の額を2億7,270万8,000円としようとするもので、これは65歳から74歳までの前期高齢者の保険給付費にかかわる交付金で、社会保険診療報酬支払基金から交付されるもので、増額の理由は、前々年度における保険給付費等の実績が大きかったため、その精算に伴う交付額が増加となったものでございます。

次に、第8款第1項県負担金は、補正後の額を325万4,000円としようとするもので、高額医療費共同事業に充てるため県から交付されるもので、実績に基づき、節のとおり減額するものでございます。

次に、1枚めくっていただき、8、9ページをごらんください。第9款第1項共同事業交付金は、補正後の額を2億579万7,000円としようとするものです。高額医療費共同事業、保険財政共同安定化事業に係る交付金として、国民健康保険団体連合会から交付されるもので、交付額の決定に伴い、節のとおりそれぞれ減額するものでございます。

次に、第11款繰入金、第1項第1目一般会計繰入金は、補正後の額を6,165万3,000円としようとするもので、繰り入れ額の決定に伴い、増額するものでございます。

このうち、自治体への財政支援分につきましては、第2節の保険基盤安定繰入金（保険者支援分）を繰り入れるものでございます。繰り出しの特定財源として受け入れられているような説明もさせていただきました。

一般会計の補正予算の14ページ、15ページをごらんいただきたいと思います。繰り出すための特定財源として、14ページ、15ページの第14款国庫支出金、第1項国庫負担金、第1目民生費国庫負担金のうち、第2節に保険基盤安定国庫負担金にお示ししてあるとおり、318万円の増額を見込んでおります。

これを特定財源としまして、同じ一般会計補正予算書の24、25ページをごらんいただきたいと思います。第3款民生費のうち、第3項社会保険費の第28節繰出金の中に保険財政安定繰出金保険者支援分として636万円を繰り出しをしております。国庫負担分はこのうちの2分の1を国が負担するということになっておりますので、ご承知おきいただきたいと思います。

続きまして、歳出に移らせていただきたいと思います。国民健康保険特別会計補正予算書にお戻りいただきまして、10、11ページをごらんいただきたいと思います。

第2款保険給付費、第1項療養諸費は、補正後の額を5億7,400万9,000円にしようとするもので、一般被保険者、退職被保険者の疾病、負傷に対する保険者負担分として医療機関などに支払うもので、給付費の額が増額が見込まれるため、節のとおりそれぞれ増額をするものでございます。

次に、下の欄の第2項第1目一般被保険者高額療養費は、補正後の額を7,368万2,000円にしようとするもので、一般被保険者分の高額療養費の増加が見込まれるため増額するものでございます。

次に、第3款第1項第1目後期高齢者支援金及び第6款第1項第1目介護納付金につきましては、予算額の増減はありませんが、療養給付費負担金の交付額決定により、財源内訳のとおり財源の組み替えを行うものでございます。

次に、第7款第1項共同事業拠出金、第1目高額医療費拠出金は、補正後の額を940万9,000円に、第3目保険財政共同安定化事業拠出金は、補正後の額を1億7,480万6,000円にしようとするもので、国民健康保険団体連合会へ拠出する額の決定に伴い、それぞれ減額するものでございます。

以上で議案第15号の説明とさせていただきます。

○議長（新井利朗君） これより本案に対する質疑に入ります。

質疑はございませんか。

2番、田村勉君。

○2番（田村 勉君） 2番の田村です。要するに今の説明の中で、まだちょっと私はよく理解できないのですけれども、国からの例の1,700億、これがどこに該当するのか、ちょっと説明をお願いしたいと思うのですが。

○議長（新井利朗君） 町民課長。

○町民課長（中畝健一君） それでは、田村議員のご質問にお答えいたします。

自治体への財政支援分については、町が国保特別会計に繰り出すための特定財源として入ってくるために、先ほどもお話ししましたとおり一般会計の補正予算の国庫支出金の中に、国民健康保険基盤安定国庫補助金として318万円が……。

〔「どこですか」と言う人あり〕

○町民課長（中畝健一君） 一般会計補正予算書の14ページ、15ページの第14款の国庫支出金の第1項民生費国庫負担金、このうちの第2節の保険基盤安定国庫負担金の説明の中に、国民健康保険基盤安定国庫負担金として318万円を増額させていただき予定になっておりますので、この分が財政支援分となっております。

○2番（田村 勉君） では、ちょっとその額だけ言ってくれますか。

○町民課長（中畝健一君） 318万円の増額を予定しております。

○2番（田村 勉君） わかりました。済みません、どうも。

○議長（新井利朗君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（新井利朗君） これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案は討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（新井利朗君） ご異議なしと認めます。

よって、討論を省略し、これより議案第15号 平成27年度長瀬町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

- 議長（新井利朗君） ご異議なしと認めます。
よって、議案第15号は原案のとおり可決されました。



◎議案第16号の説明、質疑、討論、採決

- 議長（新井利朗君） 日程第2、議案第16号 平成27年度長瀬町介護保険特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

提案理由の説明を町長に求めます。

町長。

- 町長（大澤タキ江君） 議案第16号 平成27年度長瀬町介護保険特別会計補正予算（第3号）の提案理由を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2,562万4,000円を減額いたしまして、歳入歳出の総額を7億3,344万9,000円にしたいため、この案を提出するものでございます。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

- 議長（新井利朗君） 議案の内容等について、健康福祉課長の説明を求めます。

健康福祉課長。

- 健康福祉課長（福田光宏君） 議案第16号 平成27年度長瀬町介護保険特別会計補正予算（第3号）についてご説明いたします。

補正予算書の1ページをごらんください。

第1条にありますように、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2,562万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7億3,344万9,000円とするものでございます。

内容につきましては、補正予算書、6、7ページをごらんください。

歳入でございますが、第3款国庫支出金、補正後の額が1億6,030万6,000円、第4款支払基金交付金、補正後の額が1億9,002万2,000円、第5款県支出金、補正後の額が1億494万1,000円で、それぞれ減額になりますが、国、県、社会保険診療報酬支払基金からの負担金、交付金などの交付決定に伴い、それぞれの金額を調整するものでございます。

次に、第7款繰入金、第1項一般会計繰入金ですが、補正後の額が9,892万3,000円となり、介護給付費に係る町負担分等について、それぞれ繰り入れ額を調整するものでございます。

ページをめくっていただきまして、8、9ページをごらんください。

続きまして、歳出についてご説明をいたします。

第1款総務費、第1項総務管理費、第1目一般管理費の補正後の額は373万3,000円で、減額理由は介護保険制度改正に伴うシステム改修委託業務に係る費用について執行残が見込まれるためでございます。

第2款保険給付費につきましては、補正後の額は6億7,876万2,000円となり、保険給付費の目欄に示されているそれぞれのサービスの見込み額がほぼ確定してまいりましたので、それに合わせて調整をするものでございます。

次に、10ページ、11ページをごらんください。第4款地域支援事業費につきましては、補正後の額2,132万1,000円となり、目欄に示されているそれぞれの事業の見込み額がほぼ確定してまいりましたので、それ

に合わせて調整するものでございます。

第5款基金積立金、第1目介護保険給付費支払基金積立金は、補正後の額34万2,000円でございますが、保険給付費等の減額により生じた保険料の余剰分を基金に積み立てるため、増額するものでございます。

以上で議案第16号の説明とさせていただきます。

○議長（新井利朗君） これより本案に対する質疑に入ります。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（新井利朗君） これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案は討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（新井利朗君） ご異議なしと認めます。

よって、討論を省略し、これより議案第16号 平成27年度長瀬町介護保険特別会計補正予算（第3号）を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（新井利朗君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第16号は原案のとおり可決されました。



◎議案第17号の説明、質疑、討論、採決

○議長（新井利朗君） 日程第3、議案第17号 平成28年度長瀬町一般会計予算を議題といたします。

提案理由の説明を町長に求めます。

町長。

○町長（大澤タキ江君） 議案第17号 平成28年度長瀬町一般会計予算「歳入歳出予算」「債務負担行為」「地方債」「一時借入金」を調製し、地方自治法第211条第1項の規定により、議会に提出するものでございます。

総額は、歳入歳出予算それぞれ31億6,691万4,000円となり、前年度予算と比較し8,964万4,000円、2.8%の減となっております。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（新井利朗君） 議案の内容等について、各課長、教育次長の説明を求めます。

初めに、企画財政課長をお願いいたします。

企画財政課長。

○企画財政課長（齊藤英夫君） それでは、議案第17号 平成28年度長瀬町一般会計予算につきましてご説明いたします。

まず最初に、こちらの白い一般会計予算書のほうをごらんください。まず、1ページをごらんいただきたいと思っております。

第1条、歳入歳出の予算でございますが、歳入歳出それぞれ31億6,691万4,000円とするものでございま

す。

第2条の債務負担行為、第3条の地方債の説明の前に、第4条の一時借入金でございますが、借入れの最高限度額を定めるもので、1億5,000万円とさせていただくものでございます。

第2条の債務負担行為、第3条の地方債でございますが、6、7ページをごらんください。6ページの第2表、債務負担行為につきましては、農業近代化資金利子補助は、平成28年度融資分を平成29年度から平成43年度までの限度額80万円、また中小企業経営対策資金利子補助は、平成27年度融資分を平成29年度から平成37年度まで限度額273万3,000円について設定するものでございます。

第3表の地方債につきましては、表の左側の記載の項目ごとに、それぞれ限度額の欄の金額を借り入れるものでございます。まず、定住促進事業は長瀬地区公園整備に370万円、観光施設整備事業は観光トイレ設置に660万円、道路新設改良事業に4,040万円、社会資本整備総合事業は幹線1号線（南桜通り）の整備に2,700万円、河川改良工事については450万円、社会教育施設整備事業は旧新井家住宅麦わら屋根工事に330万円、防災施設整備事業は県防災行政無線再整備負担金に1,190万円、それと実質的な地方交付税の代替財源であります臨時財政対策債1億4,000万円の借り入れを合わせて、合計2億3,740万円を予定しております。

次に、飛びまして、130ページをごらんください。地方債に関する調書でございますが、表の一番下の合計欄をごらんください。まず左から、平成26年度末現在高31億6,888万2,000円で、平成27年度現在高見込み額が31億5,667万6,000円となっております。平成28年度中の起債見込み額が2億3,740万円で、28年度中に元金償還見込み額が3億319万2,000円となります。その結果、平成28年度末現在見込み額は30億9,088万4,000円となり、平成27年度と比べ6,579万2,000円の減となる見込みでございます。

なお、3の減税補填債、4の臨時税収補填債、5の臨時財政対策債につきましては、普通交付税の基準需要額にその元利償還金が全額算入される地方債でございます。

それでは、次に、もう1枚お配りしておりますこちらの当初予算の概要書をごらんいただきたいと思います。印刷してあるものです。手刷りで印刷してあります28年度当初予算の概要というところです。よろしいでしょうか。

それでは、1ページをごらんいただきたいと思います。1の予算規模でございますが、一般会計は平成27年度と比べまして8,964万4,000円の減額で、2.8%の減少となっております。国民健康保険、介護保険、後期高齢者医療の各特別会計を合わせました4会計の合計が50億3,589万8,000円で、平成27年度と比べ4,146万1,000円の減額で、0.8%の減少となっております。

次に、2ページをごらんください。一般会計の歳入につきましてご説明を申し上げます。

まず、1の町税でございますが、平成28年度は8億4,899万4,000円で、町民法人税等の減額はあるものの、個人町民税や固定資産税が増額となり、前年比1,862万9,000円の増額で、2.2%の増となっております。

2番目の地方譲与税から11番目の交通安全対策特別交付金までは、平成27年度の実績見込みや平成28年度の事業規模などから見込まれる額を計上したものでございます。

12番目の分担金及び負担金は5,579万3,000円で、保育園保護者負担金の減額等により、前年比465万1,000円の減額で、7.7%の減少となっております。

13番目の使用料及び手数料は2,618万6,000円で、町営住宅使用料や社会教育施設の使用料、戸籍住民基本台帳手数料などで、前年比159万円の減額、5.7%の減少となっております。

14番目の国庫支出金につきましては、2億5,161万8,000円で、障害者自立支援給付費国庫負担金や保育所運営費国庫負担金、児童手当事業国庫交付金等の増額はありますが、社会資本整備総合交付金等の減額により、前年比4,613万8,000円の減額、15.5%の減少となっております。

15番目の県支出金につきましては、1億6,969万4,000円で、障害者自立支援給付費県補助金、負担金等の増額はありますが、庁舎太陽光発電施設の工事完了等により、前年比2,791万3,000円の減額、14.1%の減少となっております。

少し飛びまして、20番目の町債でございますが、2億3,740万円で、長瀬地区公園整備事業や道路新設改良事業、社会資本整備総合事業などに充てる起債と実質的な地方交付税の代替財源であります臨時財政対策債の借入れを合わせ、3,430万円の減額、12.6%の減少となっております。

21番目の繰入金でございますが、2億6,528万8,000円で、歳出額との不足額に充てるための財政調整基金等を繰り入れるもので、前年比5,040万8,000円の減額、16%の減少となっております。

以上が歳入の概要でございます。

次に、4、5ページをお開きください。歳出の概要についてご説明申し上げます。

まず、最初に4ページ、目的別の歳出でございますが、1番目の議会費でございますが4,337万2,000円で、人件費等の減額により、平成27年度に比べ340万6,000円の減額、7.3%の減少となっております。

2番目の総務費につきましては、7億7,772万2,000円で、人件費の減額や役場庁舎への太陽光発電システム工事の完了、長瀬地区公園用地購入が完了したことにより、前年比5,372万6,000円の減額で、6.5%の減少となっております。

3番目の民生費につきましては、8億2,501万9,000円で、障害者自立支援給付事業や子ども医療費給付事業等の増額により、前年比454万1,000円の増額で、0.6%の増加となっております。

4番目の衛生費でございますが、4億7,852万2,000円で、下水処理事業等の減額はあるものの、秩父広域市町村圏組合の火葬場建設の負担金や上水道事業の補助金等の増額により、前年比900万5,000円の増額、1.9%の増加となっております。

6番目の農林水産業費につきましては1,944万5,000円で、農道整備事業の完了による減額や農業委員会事務局職員の給与関係を総務費に計上したことなどにより、前年比1,618万2,000円の減額、45.4%の減少となっております。

7番目の商工費につきましては5,464万4,000円で、魅力ある観光地づくり推進事業の増額はあるものの、蓬萊島公園整備事業の完了等による減額により、前年比3,689万1,000円の減額、40.3%の減少となっております。

8番目の土木費につきましては1億7,445万1,000円で、幹線1号線（南桜通り）の改良工事や橋梁点検、道路新設改良工事は実施するものの、南桜通り整備事業補償金等の減額により、前年比965万2,000円の減額で、5.2%の減少となっております。

9番目の消防費につきましては、1億7,803万6,000円で、秩父広域市町村圏組合の常備消防事業の増額や県防災行政無線再整備負担金等の増額により、前年比2,056万9,000円の増額、13.1%の増加となっております。

10番目の教育費でございますが、2億7,841万円で、職員の給与の減額などにより前年比424万8,000円の減額で、1.5%の減少となっております。

12番目の公債費は3億3,203万6,000円で、前年比38万円の増額で、0.1%の増加となっております。

次に、5ページの性質別歳出の表をごらんいただきたいと思います。こちらにも主なものにつきまして概要をご説明いたします。

1番目の人件費につきましては7億634万1,000円で、職員給与費や退職手当負担金の減額などにより、前年比3,044万5,000円の減額で、4.1%の減少となっております。

2番目の物件費につきましては、4億2,652万7,000円で、防災計画策定業務等の減額がありますが、固定資産台帳整備や公共施設総合管理計画策定や固定資産の鑑定評価がえ事業等の増額によりまして、前年比1,300万2,000円の増額で、3.1%の増加となっております。

3番目の維持補修費につきましては3,619万7,000円で、旧新井家住宅改修工事等の増額により、前年比465万1,000円の増額、14.7%の増加となっております。

4番目の扶助費につきましては4億3,589万2,000円で、障害者自立支援給付事業や子ども医療費支給事業等の増額により、前年比905万4,000円の増額、2.1%の増加となっております。

5番目の補助費等につきましては8億3,364万9,000円で、秩父広域市町村圏組合の常備消防事業や上水道事業の負担金等の増額により、前年比3,595万8,000円の増額、4.5%の増加となっております。

6番目の普通建設事業費につきましては1億5,898万円で、蓬莱島公園整備事業や長瀬地区公園用地購入、役場庁舎太陽光発電施設の設置等、大きな事業が終了したことにより、前年比1億4,387万8,000円の減額、47.5%の減少となっております。

8番目の公債費につきましては3億3,203万6,000円で、借入金の元金利子の償還で、前年比38万1,000円の増額で、0.1%の増加となっております。

9番目の積立金につきましては1,050万2,000円で、公共施設整備基金への積立金の増額で、前年比1,000万円の増額、1,992%の増加となっております。

11番目の貸付金は360万円で、育英奨学金の貸付金で、前年比48万円の減額、11.8%の減少となっております。

12番目の繰出金につきましては2億1,818万6,000円で、特別会計繰出金などの増額により、前年比1,211万3,000円の増額、5.9%の増加となっております。

以上が一般会計予算の概要でございます。

次に、各担当課からの主要事業、主なものにつきまして、こちらの予算書に基づきましてご説明をいたします。また、こちらの白い予算書のほうに戻っていただきたいと思います。初めに、私から企画財政課で所管しています主なものにつきましてご説明をいたします。

まず、38、39ページをごらんください。下のほうですが、第2款総務費、第2目広報広聴費266万1,000円につきましては、広報ながとろの発行に係る費用でございます。

次のページをお開きください。一番上ですが、第4目財政調整基金費50万円は、条例の規定に基づきまして積み立てをするものでございます。

1つ飛びまして、第6目財産管理費2,748万7,000円は、庁舎の維持管理、物品の管理などの経費で、庁舎太陽光発電施設の整備工事が終了したことによりまして、前年に比べ2,416万7,000円の減額となっております。

主なものでございますが、第13節委託料872万2,000円のうち、説明欄の一番下になりますが、新規事業としまして庁舎清掃業務委託料120万円でございますが、平成25年度に障害者優先調達推進法というのが制定されまして、障害者就労施設等で就労する障害者の経済面の自立を進めるため、物品の購入やサービ

スを優先的に調達することが決められました。平成28年度から、庁舎等のトイレや周辺の清掃業務を障害者就労施設に委託するものでございます。

次に、44、45ページをごらんください。中央やや下でございまして、第13目公共施設整備基金費1,000万円につきましては、新たに設置されました基金への積立金でございます。

続きまして、第2項企画費、第1目企画総務費8,818万7,000円は、住民、税務、財務の基幹系システムの管理を行う費用やL G W A Nなど内部情報系システムの管理費用のほか、企画業務で行う上での事務経費を計上してございます。

具体的には、第1節報酬39万1,000円につきましては、平成28年度に策定します第5次長瀬町総合振興計画の審議委員会の委員報酬でございます。

次のページをごらんください。第13節委託料につきまして、新規事業といたしまして番号制度の施行に伴いますシステム改修業務の委託でございます。

また、矢那瀬地区小さな拠点整備事業につきましては、補正予算でもご説明いたしましたが、国の補正予算の申請が通らなかった場合を考え、事業を縮小し、計上させていただいております。国の補正予算で事業が採択された場合につきましては、新年度予算は執行せず、減額補正をさせていただく予定でございます。

次に、固定資産台帳整備及び公共施設等総合整備計画策定業務委託料は、平成27年度に公共施設整備計画のみ策定を計画しておりましたが、固定資産台帳整備も必要となり、両方合わせて行ったほうが経費の節減になりますので、平成28年度に改めて2事業を合わせた計画をさせていただくものでございます。

少し飛びまして、52、53ページをお開きください。第6款統計調査費60万2,000円でございますが、平成28年度の主な調査は、通常の調査事務のほかに、第3目経済統計調査を実施するための経費としまして58万1,000円を計上させていただいております。全額県委託金で実施するものでございます。

また、少し飛びまして、118、119ページをお開きください。第12款公債費、第1項公債費3億3,203万6,000円でございますが、説明欄にありますとおり、町債の元金及び利息の償還の費用でございます。

以上が平成28年度の予算の概要と企画財政課の主な事業予算の内容でございます。

○議長（新井利朗君） 次に、総務課長をお願いいたします。

総務課長。

○総務課長（野原寿彦君） それでは、総務課で所管している主なものにつきまして説明いたします。予算書の36、37ページをごらんください。

第2款総務費、第1項総務管理費、第1目一般管理費は、28年度予算額5億6,823万6,000円でございます。主な内容でございますが、町長、副町長の給与と教育委員会17名、特別会計4名で支弁する職員を除き、農業委員会の職員については、法令の改正により一般職に加えておりますので、職員65名の給与として第2節の給料、第3節の職員手当、第4節の共済費、公用車の管理経費や購入経費として第11節需用費の燃料費や修繕費、第12節役務費の車の点検、車検費用の手数料や自動車の保険料。

次ページになりますが、38、39ページをごらんください。第13節の委託料は経常的な委託業務のほか、新規事業としてマイナンバー制度研修会業務委託料、マイナンバー支援業務委託料がありますが、特定個人情報の適正な取り扱いに関するガイドライン（行政機関等・地方公共団体等編）が求める安全管理措置が求められる要求事項で、特定個人情報に関する安全管理措置の求めるドキュメント分の整備の状況及び基本方針取扱規定等の作成の支援及び安全管理措置のための職員研修などがございます。

第18節備品購入費のうち自動車購入費でございますが、買いかえで軽貨物車1台分の費用でございます。

第19節負担金、補助及び交付金は、特別職、一般職の退職手当負担金、秩父広域市町村圏組合の一般管理分の負担金などのほか、行政事務を執行する上での諸々の経費でございます。

なお、議会議員や一般会計分の特別職、一般職の給与等につきましては、給与費明細書として、法令、地方自治法施行令規則第15条の2に基づいた様式として、予算書の122ページから128ページにかけて記載してございます。国民健康保険特別会計、介護保険特別会計につきましても、各予算書の説明書の後に記載してございます。

それでは、42、43ページをごらんください。第8目交通安全対策費は163万1,000円で、交通指導員の活動経費として報酬や費用弁償、第1節需用費と第18節備品購入費の被服費は、交通指導員へ貸与いたします活動服などの購入費用で、そのほか交通安全啓発活動に要する費用や交通関係団体に対する補助金などでございます。

第9目自治振興対策費は28年度1,127万4,000円で、第11節の需用費の光熱水費は防犯灯897基の電気料、第12節の手数料と第15節の防犯灯設置工事は、防犯灯の新設、移設希望に対応するための新設、移設経費、設置が6基、ポール工事が1基分、LED交換を4カ所の経費を計上しております。

第13節の委託料は長瀬地区公園整備測量設計管理委託料、第19節負担金、補助及び交付金はコミュニティ協議会の補助金や行政区への地域振興対策事業に対する補助金を計上してございます。

次に、44、45ページをごらんください。第10目諸費は774万1,000円で、区長会事業として、各行政区の正副区長への報酬や第12節役務費の回覧配布手数料のほか、第13節委託料につきましては、町民を対象とした無料法律相談の弁護士への法律相談委託料でございます。

第19節負担金、補助及び交付金でございますが、各種構成団体協議会への負担金などの費用でございます。

次に、50、51ページをごらんください。第5項選挙費、第1目選挙管理委員会費は66万9,000円で、通常の選挙管理委員会の管理経費で、選挙管理委員報酬や選挙関係の図書、法規追録代、選挙人名簿管理のための電算処理委託料や選挙システムソフトレンタル料などがございます。

第7目参議院選挙費は869万9,000円で、平成28年7月25日任期満了の参議院議員選挙の執行に係る経費でございます。

次に、52、53ページをごらんください。県知事選挙費、県議会選挙費、町議会議員選挙費については、廃目整理をしております。

次に、92、93ページをごらんください。第9款消防費、第1項消防費、第1目常備消防費1億3,698万4,000円でございますが、第19節負担金、補助及び交付金で、秩父広域市町村圏組合の常備消防への負担金と秩父消防署北分署の土地に係る皆野町への負担金でございます。

次に、第2目非常備消防費1,539万9,000円でございますが、消防団の円滑な運営を図るための費用で、第11節は消防団員への報酬、第8節は退職団員への報奨金や消防特別点検時の記念品代、第9節は消防防災活動等に対する消防団員への費用弁償、第11節は団員への支給、貸与する消耗品や消防防災活動で使用する消耗品、消防車の燃料代、消防車やポンプの修理代など、第12節は消防車両の点検、車検代や保険料、第13節の委託料でございますが、平成28年8月7日に開催予定の秩父支部操法大会の幹事が長瀬町が幹事であるため、秩父市の影森グラウンドを借用するため、グラウンドの草刈り業務委託料を計上しております。

第18節の備品購入費は、消防資機材の団員への制服の費用で、第19節の負担金、補助及び交付金は退職団員への報奨金支払いのための負担金、構成団体への負担金のほか、消防団運営のための交付金でございます。

次に、第3目消防施設費は771万2,000円で、次ページの94ページから95ページをごらんください。消防詰所、消防コミュニティセンターや防火水槽など消防施設の維持管理を行うもので、第11節の需用費は施設の光熱水費や修繕費で、第15節工事請負費は防火水槽2基の解体工事でございます。これにつきましては、国道140号線の歩道工事の国道支障物件で、秩父県土事務所から依頼されたものでございます。場所につきましては、五区の丸米商店のほうから秩父方面に向かって、信号機までの2基でございます。

第19節の負担金、補助及び交付金は、消火栓187基の維持管理費用としての負担金でございます。

次に、第4目防災対策費は1,794万1,000円でございます。主な内容でございますが、第11節の需用費は飲料水や食料、その他必要な災害備蓄品を購入するための費用、災害時対応用の活動服、LPガスボンベ、第12節役務費の通信運搬費は、防災行政無線などの通信費でございます。

第13節の委託料は、町の防災行政無線設備保守点検委託料でございます。

第14節使用料及び賃借料でございますが、電波使用料、土地の借り上げ料などがございます。

第19節負担金、補助及び交付金は、自主防災組織への活動や資機材整備に対する補助金、被災者生活再建支援法に補完するための制度でございます。埼玉県市町村被害者安心支援制度の負担金、新たに衛星系防災行政無線施設再整備事業負担金で、これは平成28年度事業費2,380万円の2分の1の金額の1,190万円の負担額でございます。

以上が平成28年度当初予算の総務課の主なものについてでございます。よろしく申し上げます。

○議長（新井利朗君） 次に、税務課長をお願いいたします。

税務課長。

○税務課長（林 宜子君） 続きまして、税務課関係につきましてご説明申し上げます。

初めに、歳入の町税についてご説明申し上げます。当初予算書の12、13ページをごらんいただきたいと存じます。第1款町税、第1項町民税、第1目個人町民税でございますが、3億3,564万9,000円で、前年度と比較いたしまして605万1,000円、1.8%の増額となっております。個人町民税の平成27年中の給与所得の増加が見込まれますことから、増額で見込ませていただきました。

次に、第2目の法人町民税でございますが、3,267万7,000円で、前年度と比較いたしまして258万6,000円、7.3%の減額となっております。法人町民税につきましては、平成26年度の税制改正におきまして、法人税割の税率が引き下げられましたことに伴い、減額で見込ませていただきました。

次に、第2項固定資産税、第1目固定資産税でございますが、4億1,759万2,000円で、前年度と比較いたしまして1,299万8,000円、3.2%の増額となっております。平成28年度は評価がえの第2年度でございまして、土地につきましては依然として地価が下落傾向にありますことから、1.0%の減額を見込ませていただきました。家屋につきましては、新築家屋の建築棟数が多いことから、2.5%の増額を見込ませていただきました。償却資産につきましては、太陽光発電設備などの大規模な設備投資の増加がありましたことから、21.5%の増額を見込ませていただきました。

次に、第2目国有資産等所在市町村交付金でございますが、190万1,000円で、前年度と比較いたしまして83万7,000円、78.7%の増額となっております。県営長瀬射撃場、メガソーラー貸付地に係る交付金の増額が見込まれるものでございます。

次に、第3項軽自動車税、第1目軽自動車税でございますが、2,017万4,000円で、前年度と比較いたしまして32万9,000円、1.7%の増額を見込ませていただきました。平成26年度の税制改正に伴う税率の引き上げや軽乗用車の需要が伸びておりますことを考慮いたしまして、増額を見込ませていただきました。

次に、14、15ページをごらんいただきたいと存じます。第4項たばこ税、第1目たばこ税でございますが、4,100万円で、前年度と比較いたしまして100万円、2.5%の増額を見込ませていただきました。平成27年度税制改正によります税率の引き上げに伴い、増額で見込ませていただきました。

第5項第1目鉱産税でございますが、1,000円の予算存置でございます。

恐縮でございますが、12、13ページにお戻りいただきまして、一番上の欄をごらんいただきたいと存じます。町税の合計でございますが、8億4,899万4,000円で、前年度と比較いたしまして1,862万9,000円、2.2%の増額を見込ませていただきました。

次に、歳出関係の主なものにつきましてご説明申し上げます。46、47ページの下段をごらんいただきたいと存じます。

第3項町税費、第1目税務総務費122万7,000円でございますが、税務事務の管理的業務のほか、固定資産評価審査委員会の設置に伴う報酬、各種協議会への負担金等の税務総務事業の経費でございます。

次に、第2目賦課徴収費3,462万1,000円でございますが、町税の適正、公平な課税と徴収を行い、自主財源の確保を図るための賦課徴収事業の経費でございます。

次のページ、48、49ページをごらんいただきたいと存じます。第11節需用費は参考図書代などの消耗品、第12節役務費は口座振替手数料、コンビニ収納取扱手数料でございます。

第13節委託料は電算業務委託料、平成30年の固定資産評価がえに向けて、画地認定と計測等を行い、地番図や家屋図修正を行うための固定資産税データ更新業務委託料、また評価がえにおいて活用するための標準値の不動産鑑定評価実施に係る固定資産税標準宅地鑑定評価業務委託料、納税推進コールセンター設置事業委託料でございます。

第14節使用料及び賃借料は、納税環境の充実を図るためのコンビニ収納事業にかかりますコンビニ収納ソフトウェア利用料、国税連携の地方税電子申告関係サービス利用料等でございます。

第18節備品購入費は、公図資料情報システム用のパソコン購入費でございます。

以上で税務課関係の説明を終わらせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（新井利朗君） 次に、町民課長をお願いいたします。

町民課長。

○町民課長（中畝健一君） 続きまして、町民課関係の所管事業のうち、主なものにつきまして平成28年度予算説明書に基づき説明を申し上げます。

初めに、予算説明書の48、49ページをごらんください。第2款総務費、第4項の戸籍住民基本台帳費の第1目の戸籍住民基本台帳費の本年度予算額をごらんいただけますでしょうか。改めますけれども、第1目戸籍住民基本台帳費の本年度予算額は1,208万8,000円でございます。この費目の事業は、戸籍法、住民基本台帳法に基づく記載処理や居住管理、印鑑登録などを含む諸証明書発行及びマイナンバーカード発行などの業務のほか、これらの業務を行うための必要なOA機器の保守委託や借り上げ料、ソフトウェアの使用料などに要する費用となっております。

具体的な内容では、第7節の賃金は、窓口業務の煩雑期におけるマイナンバーカード、通知カード発行を臨時職員により対応する費用として、ページを1ページめくっていただきまして、上段の第13節委託料

は、各システムの保守委託料のほか、新規事業としまして地方公共団体情報システム機構に個人番号カードなどの作成業務を委託する費用を、第14節使用料及び賃借料は、お示ししてあるとおり、各システムの機器借り上げソフトウェア使用料となっております。

次に、60、61ページをごらんください。第3款民生費、第1項社会福祉費、第3目社会保険費の本年度予算額は1億1,104万6,000円でございます。この費目の事業は、重度に障害のある方に対して医療費の一部負担金分を助成する重度心身障害者医療費支給事業、ひとり親家庭の生活の安定と自立支援を目的に医療費の一部負担金分を助成するひとり親家庭等医療費支給事業、国民健康保険事業の円滑な運営を図る目的に必要な経費を国保特別会計に繰り出しを行う国民健康保険事業となっております。

具体的な内容は、第20節扶助費では、重度心身障害者、ひとり親家庭等における医療給付費の一部負担金として、第28節繰出金は国民健康保険特別会計へお示ししてあるとおりの繰り出しを行うものです。

次に、下の欄の第4目老人保健費の本年度予算額は1億333万9,000円で、この費目の事業は、75歳以上の高齢者を対象とした後期高齢者医療制度の一般会計分の経費を支出するもので、具体的な内容としましては、第13節委託料は被保険者の健康診査に係る経費、第19節負担金、補助及び交付金では埼玉県後期高齢者医療広域連合への共通経費や医療費の法定分の負担金となっております。

1枚めくっていただきまして、62、63ページの上段をごらんください。第28節繰出金は、事務費分や法令に基づき基盤安定負担金として後期高齢者医療特別会計に繰り出しを行うものでございます。

次に、64、65ページをごらんください。第3款民生費、第2項児童福祉費、第2目児童扶助費の本年度予算額は1,968万8,000円で、この費目の事業は、乳幼児及び児童生徒さんの保健の向上と経済的負担の軽減を図る目的に医療費の一部負担金分を支給することも医療費支給事業で、具体的な内容は第20節の扶助費で、医療費の一部負担金分となっております。

28年度におきましては、若い世代が安心して子供を産み、育てることができるよう、切れ目のない一貫した支援を充実させるため、支給対象を現行の15歳から18歳になった年度の3月31日、高校生世代までに拡大する予定で、拡大分を含め増額をさせていただいております。

次に、66、67ページをごらんください。第4款衛生費、第1項保健衛生費、第1目衛生総務費の本年度予算額は273万円で、この費目の主な事業は、狂犬病予防注射や空き家対策に係る衛生一般事業、ごみの減量化、リサイクルの推進や不法投棄対策を進める廃棄物一般事業でございます。

具体的な内容は、第1節の報酬は空き家対策推進協議会委員の報酬で、法令に基づき空き家対策の実施に関する協議を行うため、協議会を組織するものでございます。

第13節委託料の長瀬町環境美化業務委託は、河川や道路沿いの清掃、不法投棄廃棄物の撤去、春、秋のごみゼロ運動で回収されたごみの処分などの業務を委託するための費用となっております。

次に、下の欄の第2目環境衛生費の本年度予算額は2,378万9,000円でございます。この費目の主な事業は、地球温暖化抑制に取り組んでいる温暖化対策事業、首都圏歩道の維持管理を行う首都圏自然歩道管理事業、秩父広域で共同処理している火葬場業務等に関する広域処理（清掃費）事業などとなっております。

具体的な内容は、第13節委託料は平成27年3月に役場前駐車場に設置しました急速充電施設の保守点検と首都圏自然歩道の管理委託料で、第19節負担金、補助及び交付金では太陽光発電システム20基、ページをおめくりいただきまして、一番上の欄になりますが、高効率給湯器10基分に対して補助金を交付するとともに、秩父広域市町村圏組合斎場費負担金では火葬事業等に係る費用及び28年10月に完成予定の新葬祭場の建設費を負担するものでございます。

一番下の欄ですが、第4款衛生費、第2項清掃費、第1目じんかい処理費の本年度予算額は4,543万6,000円で、秩父広域市町村圏組合のごみの収集運搬処理業務に対する負担金となっております。

その下の欄の第2目し尿処理費の本年度予算額は3億2,084万1,000円で、皆野・長瀬上下水道組合が共同処理を行っております下水道し尿浄化槽事業に係る経費で、具体的には第19節負担金、補助及び交付金でお示ししてあるとおり、下水道し尿処理の運営に係る負担金、浄化槽市町村型は公共下水道計画区域外に組合が浄化槽を設置、維持管理する事業の負担金でございます。合併処理浄化槽設置整備事業補助金は、従来の個人設置型の浄化槽を設置する場合に助成する費用となっております。

第23節償還金、利子及び割引料の循環型浄化槽整備事業国庫補助金償還金は、合併処理浄化槽設置整備事業で国の補助金を活用してまいりましたが、最終年の27年度において、設置基数の確定により不足額が生じたため返還するものでございます。

次に、第4款衛生費、第3項上下水道費、第1目上下水道費の本年度予算額は3,644万5,000円でございます。水道事業に係る経費で、秩父地域水道事業統合に関する覚書に示された経費の負担や地方公営企業繰り出し基準に基づく地方公営企業職員に係る児童手当に要する経費を計上させていただいております。

以上で町民課関係の主要事業の説明を終わらせていただきます。

○議長（新井利朗君） 次に、健康福祉課長をお願いいたします。

健康福祉課長。

○健康福祉課長（福田光宏君） 続きまして、健康福祉課関係の主要事業のうち、主なものにつきまして予算説明書に基づき説明をさせていただきます。

予算説明書の56、57ページをごらんください。

第3款民生費、第1目社会福祉総務費は、本年度予算額1億9,344万7,000円を計上させていただきました。

主な事業といたしましては、社会福祉全般に関する社会福祉総務事業、在宅で生活している心身障害者と家族の身体的、経済的な負担の軽減並びに社会復帰の促進や社会活動への参加の促進を援助する心身障害者等補助事業や、障害者及び障害児がその有する能力や適性に応じ、自立した日常生活や社会生活を営むことができるように必要な障害福祉サービスに係る給付や支援を行う障害者自立支援給付事業、通称ひのくち館の維持管理や事業実施のための世代間交流支援センター施設運営事業、高齢者と障害者との自立した社会生活を推進するための高齢者障がい者いきいきセンターの運営管理事業、生活弱者が日常生活を安心して暮らせるようにサポートする元気と安心お助け隊補助事業や社会福祉協議会やシルバー人材センター、民生委員協議会への補助事業などでございます。

次に、58、59ページをごらんください。第2目老人福祉費は、本年度予算額1,567万2,000円を計上させていただきました。

主な事業としましては、在宅高齢者に対する緊急通報システムや老人クラブ活動を支援する在宅福祉事業、在宅で療養している寝たきり老人等や介護者に対する扶助費を支給する寝たきり老人等手当支給事業、特別養護老人ホームながとろ苑の敷地借り上げ料、高齢者を老人福祉施設へ入所措置する老人保護措置事業、一時的に生活が困難となった高齢者を支援する在宅支援事業などの経費となっております。

次に、62、63ページをごらんください。第5目介護保険費は、本年度予算額1億664万6,000円を計上させていただきました。介護保険事業に要する町の法定負担分や事務費分を介護保険特別会計に繰り出す介護保険事業が主なものとなっております。

次に、第2項第1目児童福祉費は、本年度予算額2億7,491万7,000円を計上させていただきました。

主な事業としましては、安心して保育ができるよう、民間保育所への保育委託や延長保育、一時保育、障害児保育事業等への助成を行う児童保育事業、公設や民間の放課後児童クラブ運営事業、少子化対策として子育て支援員、コンシェルジュを配置するなどの子育て支援事業、児童虐待を未然に防止するための児童虐待防止推進事業や子育て不安や子供の発達のみずきなどに対応するための臨床福祉士などによる子育て相談事業、児童手当事業などが主な事業となっております。

次に、64、65ページをごらんください。第19節負担金、補助及び交付金は、就労形態の多様化に伴い、やむを得ない理由により、通常の利用日、利用時間以外の日や時間において児童を預けられる環境を整備する延長保育事業や、保育事業に係る事業費補助金や少子化の改善を図るため、保育所等に入所する第3子以降の児童の保育料を助成する多子世帯保育料軽減事業でございます。

次に、少し飛びまして、68、69ページをごらんください。第4款衛生費、第3目保健費は、本年度予算額1,855万1,000円を計上させていただきました。

主なものとしましては、保健関係の総合的な事業を実施する保健総務事業、保健事業の拠点となっている保健センターの維持管理などを行う保健センター施設管理事業、救急医療に関する事業を秩父広域市町村圏組合に委託する広域処理事業、秩父郡市1市4町で組織し、地域医療体制を充実する秩父医療協議会事業が主なものとなっております。

次に、70、71ページをごらんください。中段の第4項第1目予防費は、本年度予算額3,073万円を計上させていただきました。

主な事業としまして、健康保持増進を目的とする各種がん検診、健康教育や自殺対策などの事業を行う成人健康推進事業、子供の育てやすい環境を構築するための妊婦健診、両親学級、乳幼児健診、未熟児療育医療、不妊治療等の支援事業などを行う母子保健事業、予防接種法に基づく予防接種事業を実施する予定でございます。

次に、72、73ページをごらんください。第19節負担金、補助及び交付金につきましては、今までのがん検診クーポン券方式を改め、受診率向上を図るために、集団検診に加えて個別検診を充実させるため、医療機関で各種のがん検診を個別に受診した者に対して検診費の一部を補助するがん検診補助事業です。また、日本骨髄バンクで実施する骨髄バンク移植事業において、骨髄等を提供した者に対して、骨髄移植ドナー助成金の費用を交付するドナー助成事業となっております。

以上で健康福祉課関係の主要事業の説明を終わらせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（新井利朗君） 暫時休憩いたします。

休憩 午前10時28分

再開 午前10時45分

○議長（新井利朗君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、産業観光課長をお願いいたします。

産業観光課長。

○産業観光課長（横山和弘君） それでは、産業観光課関係の当初予算、主なものにつきましてご説明申し

上げます。

平成28年度当初予算書の74、75ページをごらんください。第5款労働費、第1項労働諸費、第1目労働諸費18万1,000円でございますが、労働者の雇用の安定や拡大を図るための事業を行おうとするもので、関係機関や団体への負担金や補助金を計上いたしました。

次の76、77ページをごらんください。第6款農林水産業費、第1項農業費、第1目農業委員会費395万1,000円でございますが、農業委員会の全般的な運営事業や農業者年金の加入促進、受託事務、ふるさと農園等の管理を行うものでございます。

次に、第2目農業総務費83万3,000円でございますが、山村都市交流事業や関係団体への助成を行うものでございます。

次の78、79ページをごらんください。第3目農業振興費423万3,000円でございますが、具体的には有害鳥獣駆除関連や生産団体、種苗購入、農業施設整備などへの助成、遊休農地解消対策事業、農業振興地域整備促進協議会経費、集落農業センターの維持管理など、総合的な農業振興に関する経費でございます。

主なものにつきましては、第13節委託料40万円でございますが、有害鳥獣捕獲業務を長瀬町狩猟クラブに委託するものでございます。

第19節負担金、補助及び交付金につきましては、説明欄にあるとおり、関係機関や団体への負担金、補助金となっております。新規事業としまして、一番下の欄にある新規就農者等支援事業補助金100万円につきましては、新規就農者や規模拡大を図る認定農業者を対象に資材の一部を補助するものでございます。

第4目みどりの村管理費827万2,000円でございますが、緑の村関係施設等の維持管理や土地の借り上げ料、花の里づくり実行委員会への補助金となっております。

次の80、81ページをごらんください。第2項林業費、第1目林業総務費66万8,000円でございますが、森林緑化事業や宝登山四季の丘公園整備を行うもので、主なものといたしましては、第14節使用料及び賃借料は現地四季の丘の共有地借り上げ料、第19節負担金、補助及び交付金は関係機関や各種団体等への会費等でございます。

次に、第2目林業振興費53万8,000円でございますが、松林の維持や景観の保護のため、例年行っております松くい虫の予防薬剤の注入等を実施するものでございます。

第3目林業費94万9,000円でございますが、町が管理する林道の維持管理や修繕を行うものでございます。

次の82、83ページをごらんください。第7款商工費、第1項商工費、第1目商工総務費996万円でございますが、小規模事業指導への助成や事業者への利子補給を実施することで、商工業の振興や消費者の生活の向上を図ろうとするものでございます。

主なものにつきましては、第19節負担金、補助及び交付金966万6,000円のうち、町商工会が行う小規模事業指導に対する補助金、中小企業融資制度資金の借り入れに対する利子補給金、雪害対策利子補給金、住宅リフォーム資金助成事業補助金を計上しております。

続きまして、第2目観光費4,468万4,000円でございますが、観光公衆トイレの管理、観光情報館指定管理委託、観光振興を行う各種団体への助成に係る経費でございます。主なものといたしまして、第11節需用費540万6,000円でございますが、花いっぱい運動を推進するための消耗品や花の苗木代で、光熱水費310万円は観光トイレや情報館などで使用します電気、上下水道料となっております。

第13節委託料1,774万6,000円でございますが、観光用公衆トイレ清掃業務委託料266万6,000円、観光情

報館指定管理委託料362万円、桜管理業務委託料100万円、新規事業といたしまして、蓬莱島公園管理委託料117万円、また県のふるさと創造資金を活用し、実施するものとして、中野上地区の長瀬アルプス入口に観光トイレを設置したいため、設計業務委託料121万6,000円、管理業務委託料に66万7,000円、また長瀬の主要なハイキングコースに、場所の解説や位置情報がわかるアプリを整備したいので、事務委託料として648万円を計上させていただいております。

第14節使用料及び賃借料48万6,000円は、観光情報館や観光案内塔3基の敷地借り上げ料となっております。

第15節工事請負費1,296万円につきましては、長瀬アルプス入口の観光トイレ建築工事費でございます。

第19節負担金、補助及び交付金766万8,000円につきましては、84、85ページをごらんください。町観光協会、船玉まつり実行委員会を初め、各種観光関係団体等への負担金、補助金として計上させていただいております。

以上で産業観光課関連の説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（新井利朗君） 次に、建設課長をお願いいたします。

建設課長。

○建設課長（坂上光昭君） それでは、続きまして建設課関係の当初予算についてご説明いたします。

平成28年度当初予算の86、87ページをごらんください。

第8款土木費、第1項道路橋梁費、第1目道路橋梁総務費527万2,000円でございますが、設計の積算システム等の補修業務や道路照明等の維持管理、電気代、各種期成同盟会への経費を計上いたしました。

次に、第2目道路維持費3,384万2,000円でございますが、道路維持修繕、町道補修工事、交通安全施設整備工事や行政区への原材料支給など、町道を維持していくために必要な経費を計上いたしました。

主なものは、第13節委託料2,312万1,000円は、町道の除雪作業、道路台帳補正業務、橋梁点検業務、道路愛護保全管理業務等の委託料でございます。

次に、88、89ページをごらんください。第15節道路工事費600万円のうち町道補修工事400万円につきましては、道路の老朽化が進み、舗装の傷みが激しい路線が多く、新設改良事業で対応し切れない箇所は補修工事や舗装の打ちかえを実施していくものでございます。交通安全施設整備工事費200万円につきましては、危険箇所へのガードレール、カーブミラー、グリーンベルト等の交通安全施設の設置工事でございます。

次に、第3目新設改良費5,650万円でございますが、町道の新設改良等の工事を行うために必要な経費を計上いたしました。工事箇所につきましては、事前に配付させていただいております平成28年度建設課主要事業箇所をごらんいただきたいと思います。この地図にお示ししてありますのは、赤文字が道路改良工事箇所、緑文字が魅力あるまちづくり総合整備計画、オレンジ色の文字が町営住宅の工事箇所、青文字が水路整備工事箇所でございます。

赤文字の道路改良工事の説明をいたします。まず、図面右上の矢那瀬24号線道路改良、延長36メートルの改良工事を予定しております。継続事業となっております。次に、その下の矢那瀬44号線道路改良、延長98メートルの道路改良と延長229メートルの道路舗装工事でございます。継続事業となっております。次に、左上の滝の上地内幹線8号線道路改良、延長75メートルの改良工事です。継続事業となっております。

続きまして、予算書の88、89ページに戻っていただき、第4目まちづくり推進費214万7,000円につつま

しては、建築確認進達業務、都市計画基礎調査準備、道路後退に基づく測量及び用地買収を行うために必要な経費を計上いたしました。

次に、第2項河川費、第1目河川総務費529万2,000円でございますが、河川の維持管理、水路整備、修繕を行うために必要な経費を計上いたしました。

先ほどの28年度建設課主要事業箇所をごらんいただきたいと思います。青文字の水路整備工事を説明いたします。小坂地内の野上下郷水路整備工事、延長50メートルの測量設計用地調査業務委託及び水路工事を予定しております。新規事業でございます。

次の90、91ページをごらんください。第3項住宅費、第1目住宅管理費2,139万8,000円につきましては、町が管理しております4カ所の町営住宅の維持管理を行うために必要な経費を計上いたしました。

第11節需用費441万2,000円のうち、施設修繕費370万円につきましては、主に入居者が退去した空き部屋等の修繕費でございます。

第15節工事請負費900万8,000円は、塚越団地外壁等改修工事で、経年劣化によりまして外壁等の改修工事を4棟8戸行うものでございます。継続事業でございます。新規事業といたしまして、平成18年度に町営住宅全戸に設置いたしました住宅用火災警報器の交換期限の10年になりますので、交換するものでございます。

次に、第4項都市再生整備計画事業、第1目道路整備費5,000万円でございますが、魅力あるまちづくり総合整備計画により、国の交付金を活用し実施するもので、幹線1号線（南桜通り）の改良工事を行うための必要な経費を計上いたしました。工事箇所は、荒川丁字路から自然史博物館の入口付近までの延長285メートルの道路改良を行うものでございます。継続事業でございます。

以上で建設課関係の説明を終わります。よろしく願いいたします。

○議長（新井利朗君） 最後に、教育次長をお願いいたします。

教育次長。

○教育次長（若林 実君） 続きまして、教育委員会関係についてご説明申し上げます。

平成28年度当初予算書の96、97ページをごらんいただきたいと思います。第10款教育費でございますが、全体で2億7,841万円を計上いたしました。前年度と比べまして424万8,000円の減となっております。

まず、第1項教育総務費の第1目教育委員会費でございますが、教育委員の報酬や旅費と負担金などで74万7,000円を計上いたしました。

第2目の事務局費は、教育委員会事務局の運営と学校教育の円滑な推進、学校施設の維持管理のために必要な経費で、第1節の報酬は就学支援委員会といじめ問題対策連絡協議会及びいじめ問題専門委員会の委員報酬で、第2節の給料から第4節の共済費までと第9節の旅費については、教育長及び事務局職員の給与と旅費関係でございます。

第7節の賃金719万8,000円は、中学校へ配置しておりますさわやか相談員1名と問題を抱える児童生徒のきめ細かい指導ができる体制を図るため、各学校へ配置しております特別支援教育支援員6名分の賃金でございます。

98、99ページをお開きください。第14節の使用料及び賃借料は、児童生徒の情報活用能力を育てる学習に資するため、小中学校のコンピューターを整備しているもので、継続して活用しているパソコンやソフトのリース料が主な内容でございます。

次に、第15節の工事請負費でございますが、小学校施設の改修等を行い、教育環境の改善を図るもので、

ごらんの5つの工事を実施するものでございます。

次の第19節の負担金、補助及び交付金につきましては、加盟団体への負担金と、100、101ページの上の段でございますが、小中学校修学旅行補助金48万6,000円や町内3園への国際理解教育費補助金24万円を計上するものでございます。

次の第20節の扶助費は、要保護・準要保護児童生徒援助費として、給食費や学用品費などを支給する援助費246万8,000円と、特別支援学級に就学する児童生徒の保護者に対して援助する特別支援教育就園奨励費を40万円、小中学校入学祝金、小学生1万円を53人、中学生3万円を65人の合計で248万円を計上いたしました。

次の第3目の育英費でございますが、経済的な理由により就学が困難な方に学資を貸与する育英奨学金と、大学等の入学準備金の調達が困難な方に対して貸し付けを行うもので、育英奨学金は私立大学の場合月額2万5,000円で、年間30万円の貸与でございます。継続分が5名で150万円、新規分を3名見込んで90万円、合計で240万円を計上いたしました。入学準備金は入学時における一時金で、私立大学入学者へは40万円を貸与しておりますが、3名分の120万円を計上しております。

次に、第2項第一小学校費と第3項第二小学校費及び第4項中学校費につきましては、それぞれの学校の運営や維持管理のために必要な消耗品や光熱水費を初め、施設管理の業務委託や備品の購入、各種加盟団体への負担金等を計上したものでございます。

第2項の第一小学校費は1,112万4,000円を計上いたしました。次の、102、103ページ、第3項の第二小学校費は769万8,000円を計上しております。次の104、105ページ、第4項の中学校費は1,718万4,000円を計上しております。

次に、106、107ページをお開きください。第5項の幼稚園費でございますが、私立幼稚園に通園するお子さんの保育料等を援助する私立幼稚園就園奨励費補助事業を国庫補助を受け実施するもので、526万7,000円を計上しております。

次の第6項社会教育費の第1目社会教育総務費は、社会教育委員への報酬や人権教育、成人式祝賀会、家庭教育学級の実施に伴う報償費や需用費などと、第19節にありますように文化団体連合会や人権教育推進協議会への補助金などを計上しております。

次の第2目の公民館費でございますが、中央公民館、勤労青少年ホーム、コミュニティセンター、それぞれの運営や施設の維持管理に必要な需用費、委託料などで、1,315万7,000円を計上しております。

次に、108ページ、109ページの第3目文化財費でございますが、文化財保護審議会委員の報酬を初め、文化財保存事業や旧新井家住宅及び郷土資料館の維持管理のための経費と遺跡発掘調査などに必要な経費で、110、111ページの第13節委託料の旧新井家住宅麦わら屋根ふきかえ工事設計監理委託113万8,000円と第15節工事請負費の旧新井家住宅麦わら屋根ふきかえ工事631万8,000円は、2分の1の国庫補助を受け、実施するものでございます。また、郷土資料館屋根修理工事は雨漏り箇所の修理でございます。

次の第4目青少年健全育成費は、青少年育成推進員4名への謝金と長瀬町民会議及び青少年育成会への補助金を計上いたしました。

次に、第7項保健体育費、第1目の保健体育総務費は、スポーツ推進委員の報酬やスポーツ事業の開催に必要な経費と、112、113ページでございますが、第19節体育協会へ130万円、スポーツ少年団へ25万5,000円の補助金などを計上しております。

次の第2目の体育施設費は、岩田の総合グラウンドと滝の上の塚越グラウンドの維持管理を行うための

経費で、126万9,000円を計上しております。

次に、第3項の学校給食費でございますが、学校給食センターの臨時調理員の社会保険料や賃金、施設の維持管理のための需用費や委託料など5,229万1,000円を計上いたしました。

また、第11節の需用費にあります賄い材料費2,927万9,000円でございますが、これは給食費を財源とするものですが、このうち平成28年度におきましても、子育て支援として保護者の負担を軽減するよう小学生4,100円の給食費に対して1,200円分、中学生4,800円に対して1,500円分の総額734万円を公費で負担することにしております。

次の、114、115ページの第18節備品購入費158万8,000円は、給食用の食器を更新し、安心・安全な学校給食の供給を図るものでございます。

次の第4目の町民プール管理費につきましては、保健センター隣接の町民プール管理棟部分の土地借上げ料で、10万4,000円を計上しております。

以上で教育委員会関係の説明を終わります。

○議長（新井利朗君） これで、各課長、教育次長の説明が終了いたしました。

これより、本案に対する質疑に入ります。

7番、関口雅敬君。

○7番（関口雅敬君） それでは、順次質問をさせていただきます。

初めに、各課に行きたいと思えます。

総務課関係、長瀬地区公園整備事業が予算にのっておりますが、この土地もあっちからこっちからということで変わってきました。決定をしたのだと思えますが、きのうの一般質問の中でも町長から、子供からお年寄りまでということいろいろありました。これ災害も含めてという公園、中途半端にならないかどうか、説明をお願いいたします。

続いて企画財政課、総合振興計画策定事業、これはどんなことをするのか、説明を一通りお願いしたいと思えます。

それから、定住促進対策事業、この事業対効果の見込みをちょっと企画財政で練っている以上、先のこととも読んでいると思えますので、お願いをいたします。

それから、地方創生事業で、先日全員協議会の席上、公共交通が入っていない、これは入れた方がいいのではないかという話をしたところ、町長は、これは必要で入っていない。パブリックコメントにもこれだけ載っているのだからのせると発言をしました。その変わった部分の説明をお願いしたいと思えます。

それから、矢那瀬地区の話がきのうからも出ていますけれども、矢那瀬の拠点、国のほうの予算が通ればそっちで使う。もしそれが通らなかつたら、違うこっちの予算ということなのだろうけれども、果たしてこういうことで大丈夫かどうか、矢那瀬の説明をお願いいたします。

パブリックコメントで、本当にまちづくりのいい点があったので、矢那瀬だけではなく、もう一つ長瀬をPRするというのも含めて、企画財政は先を見通した意見を、説明をお願いしたいと思えます。

続いて、健康福祉課、いきいきセンター管理事業でかなり費用が予算にのっておりますけれども、この補助金を入れて、効果がどのぐらいあるのか、ちょっと発表をしてもらいたいと思えます。

あと、お助け隊の予算がのっております。本当に今健康福祉課はいろんな意見の中から、お年寄りが車が運転が大変だ、認知症になってもまだ車を使わないと買い物行けないとかという、そういう事業で、本当にこの予算で大丈夫か。予算組んだときに、この予算で組んだのだから大丈夫なのだと思いますけれど

も、利用者のために説明しっかりお願いしたいと思います。

それから、これも公園の遊具の話なのだけれども、公園をつくるときに、きのう出たのは井戸の公園の話なのだけれども、もう以前滑り台を撤去してから数年たっています。子供たちが利用しているのは、今結構井戸の公園は多いと。これ私が言ったから、どうしてもしつこく言うわけではなく、果たして健康福祉課は滑り台を撤去した後、子供たちのそういう配慮をなされていないのではないのかなと思っている。とったばかりの予算だったら、間に合わなかったという理由もあるでしょう。もう年数はたっています。このぐらいの補助金、簡単にとれるだろうぐらいな最初は話だったので、なぜそういうのが入ってこないのか、お伺いをします。

それから、保健センターのはかなり老朽化しているのだと思うのです。きのうも財産の基金を、もうずっと平成16年から使っていないからということで動き始めました。だから、この健康福祉課は多分保健センターを拠点にいろいろこれからのまちづくり、人口減少あるいは年寄りの高齢化が進む、そういう中で保健センターって大事な拠点になると思うので、その維持管理も私はこれではちっとも進んでないと思うので、その関係をお聞きをしたいと思います。

それから、続いてシルバー、これは毎年私言っているのですけれども、シルバーに加入しても仕事が全然回ってこない人、もうかなり当たります。行けば毎日あるよと言う人もいます。結構この予算書を見ると、委託、委託、みんなシルバーですよ。観光協会だって、桜のを受けておいて、そのままどこがやるのだったら、シルバー、シルバー。掃除もシルバー。そういうことで、結構仕事の内容は長瀬町から出ている割には公平に行き渡らない。

前の日に言いましたけれども、このシルバー人材センターをつくるときに、本当にお小遣いを稼がしてあげられるような、そういう優しい気持ちで予算をお認めくださいとって始まったシルバー人材センターです。今国がいろいろハードルを高くして、本当に技術持っている人の仕事が多くなっているのかと思いますけれども、そうではない人にもできるがあるので、このシルバー人材センターの動き方、課長にこの前聞いてありますよね。私は前回もこれ、決算のときも聞きました。直っているかどうかをお願いいたします。

続いて、産業観光課に行きます。緑の村管理事業は結構なお金がかかっていて、内訳を見ると、ごもつとものような内容になっているのだと思いますけれども、前回にも言いましたけれども、あのプール、あのまま野放しで、本当に観光地長瀬にふさわしい場所ではないので、あそこ一番きれいな場所だから、何か策をとってくださいよと言っているけれども、まだ全然進まない。早く進めたほうがいいと思います。あそこだって散歩すればすぐく下から上がって行って、いい場所なので、この緑の村管理事業の予算について伺います。どんな整備をするのか、対策案を聞きたいと思います。

それから、観光施設管理事業、これ細かく一つ一つやっていくのよりも、先ほどのこの予算書の中で観光協会にかなりお金が出ていっています。いろいろなことをやる。桜の枝管理だとか、桜の管理だとか、いろんな管理があるのでしょうかけれども、この観光に対しての費用対効果、どのぐらい税収、税収ではなくてもいいです。町が観光立町になるために観光協会が非常に、努力だけではだめです。努力だけではなくて、効果をどのぐらい生んでいるのか。我々の税金かなりの額になりますよ、総額やってみれば。それなりの効果があるのかどうか。もし効果がある事業、ない事業もしっかりと仕分けをしていかななくてはいけないのだけれども、今回そういうことで効果を説明をしてください。

それから、長瀬駅を降りて、まず最初に目が行くと、あそこに大きなスクリーンがありますよね、モニ

コメント。あれは壊れていると。何とかしてほしい、観光協会の人が言っているのです。あれを修理すると修理代が相当な額がかかってしまうから、何とかしてほしい。その何とかしてほしいは、撤去を望んでいるように思われます。見た目、本当にあれでは観光地長瀬……観光地長瀬ならまあいいけれども、観光立町にするために、長瀬駅を降りてきて最初に目にするのが壊れているのでは、ちょっと観光の税金をかなり投入している割にはイメージが悪過ぎます。イメージアップだとかなんとか書いてあるけれども、イメージを悪くしているのから来るのです。そういうことで、観光の効果をお願いします。本当は、統計でもって示していただければ一番ありがたい、そういうことです。

それから、観光情報館の、これも指定管理でしようがないけれども、先ほど光熱費もという話だったけれども、光熱費ぐらゐは、あそこ指定管理でやっても出ているのだと思ったのだけれども、観光情報館の光熱費ってさっき説明したけれども、そういうのはしっかりとっているのだらうと思いますけれども、観光情報館の指定管理をお願いする以上、その効果をお示しをいただきたいと思います。

特にきのうちょっと笑われたのだけれども……笑われたのではなくて、私もちょっとやじで、宝のところで宝くじというやじを飛ばしました。それは、前町長があゝの観光情報館をつくるとき、宝くじ売り場にできるように、もう窓をそういう設計施工しているのだというお話をこの議会でもしました。だから、私はきのう、5番議員が宝と宝を結ぶルートという話の中で、宝くじではないのというのを出したのだけれども、そこはどうしてしまったのか、それも含めて観光情報館はお願いしたいと思います。

それから、続いて建設課、道路新設改良事業とか河川改良事業、いろいろ大変でしょう。私は、以前から言っているのは、町民は何を望んでいるかといったら、まず自分たちの地域を心配しているのです。救急車や消防車が入れるようにしてほしい、側溝にふたをかけてほしい、道路が傷んでいるから直してほしい。そういうサービスに今回の予算向いていないようにしか思えない。南桜通り整備事業、結構なお金がかかってきますよね。そういうのは、地域住民の人が俺たちは欲しいと言っていないのに町がつくるのだよねと言っているところは、ぼんぼん予算がついて進んでいく。一方私たちの地域守ってほしいと言っている住民が直してほしいところは後回し。ちょっと私はこれ納得いきません。

そこで、南桜通りを一生懸命直しているけれども、私は南桜通りの関係で、踏み切りの交渉にも行ってきました。この中でも、その踏み切り問題知っている人は数が少なくなってきました。そこで、私は以前から言っているように長瀬の踏み切りは、もう長瀬町役場のほうから多額な予算がかかるから踏み切りは広げられませんと言っているから、もうそれは納得します。上長瀬については、南桜通りに入ってくるあんないい道路が応急道路。あんな応急道路つくってもらうのだったら、もっと今言うように町民サービスのほうへ回してほしい。あの踏み切りが広がらないのは何が原因なのか、執行部でわかっている方がありましたら答弁をお願いしたいと思います。

それから、道路を直したりするのに、以前消防車や救急車が入れないところを、緊急度を順位をつけてほしいということで、優先順位を発表しますよと言ってくれましたが、そういう発表をした後、今どこまでその順位が進んできているのか、お聞きをしたいと思います。

それから、町民課、資格証明書を今回何枚発行しているか。ゼロが一番いいので、資格証明書をもらって、本当に困っていて資格証明書をもらっている方がいるのであれば、そういう人が何とかしなくてはなので、資格証明書を発行している枚数、多分ゼロだと思いますけれども、これ期待も入ってゼロだと思うので、お答えをお願いいたします。

それから、町長の5大ニュースだか4大ニュースだかの中に、ここの駐車場に電気自動車の充電器の設

備しました。それには、もうああいうのが新しく建っただけで、もう保守の委託料がこんなにかかっている、これ毎年かかってくるのだと思うので、その説明をお願いをしたいと思います。

それから、教育委員会にちょっとこれはお聞きをするというのも、ここではなくてもいいのだけれども、いろんな方が言っているんで、ちょっとここでお聞きをしますけれども、新井家の問題で、資料館も含めてなのだけれども、改修したのが何か教育委員会の職員がしたのではないのかというわきが随分飛んでいるので、そういうことはないでしょうねということがあるので、なければいけないではっきりしてもらえば、私もそれお伝えができるので、ここの説明をお願いいたします。

それと、公民館管理事業で、中央公民館、どんちょう取ってしまいましたよね。あそこもかなりの老朽化で、先ほどの保健センターと同じで、中央公民館も随分老朽化が進んで、どんちょうがなくなりました。あれ蓮池薫さんが来たとき、蓮池さんはたまげてはいなかったですか。大丈夫だったですか。どんちょうが下りない。ある幼稚園は、あそこどんちょうが下りないから、幼稚園行事ができないので、皆野の文化センターで発表会をやったということも私聞きました。そこで、中央公民館の管理等もどんどん推し進めていかないと、悪くなってからだと余計お金がかかっていくので、そのビジョンを少しお話をしておいてください。

以上です。

○議長（新井利朗君） 7番議員に対する回答をお願いいたします。

総務課長。

○総務課長（野原寿彦君） 関口議員のご質問にお答えいたします。

長瀬地区公園の決定と説明をしてほしいとのことですが、長瀬地区公園につきましては、町長の答弁も行っていますように町民の方や子育て、子供から大人まで楽しめる公園を計画しております。ただ、総務課で全部行うのは大変難しい面がございますので、これについては教育委員会、健康福祉課だとか、また町民課、町として挙げてこの公園をしていくために、各層の意見等を取り入れて、設計に生かしていきたいと思っております。また、災害につきましては、一時避難場所としましての機能を付加したものを整備する予定でございます。

以上でございます。

○議長（新井利朗君） 企画財政課長。

○企画財政課長（齊藤英夫君） それでは、関口議員のご質問にお答えいたします。

4点ばかりあったかと思いますが、まず初めに総合振興計画、どういふことをするのかということでございますが、総合振興計画につきましては10年間、平成29年から平成38年までの10年間の計画期間とする基本構想、それと5年間の計画期間とする基本計画から成ります。今回は、基本構想が終了の期間となりますので、基本構想を含めた前期基本計画まで策定をする予定でございます。

内容的には、前回作成した総合振興計画ももとにしまして、今総合戦略や各種福祉計画等、いろいろ計画ができています。その計画もその中に盛り込むような形で、総合的な将来町のビジョンとしての計画を立てていく予定でございます。

2点目が定住、これは補助金の関係でよろしいのでしょうか、定住関係は。

○7番（関口雅敬君） 効果を聞いているのです。

○企画財政課長（齊藤英夫君） 住宅取得の奨励補助金でございますが、現在までの数字を報告させていただきます。平成27年度につきましては、認定件数が含まれて、まだ完了しているところが含まれておりま

すが、平成25年から平成27年度まで、現在では56件の申し込みがございまして、170の方が転居なり長瀨町に住んでいただいております。そのうち大人の方が107人、お子さんが63人でございます。そのうち町外からの転入者でございますが、56件中35件、世帯人数にしまして85名、大人の方が64名で子供の方が21名という実績になっております。

大体年間平均でも17から20件ぐらいの件数が毎年長瀨町に住んでいただいているということでございます。もし例えばこの補助制度がなければ、全員とは言いませんが、この補助金を受けて越してくる方もいらっしゃると思いますので、転出とか転入がもっと少なくなるのではないかと思います。結構この事業につきましては、効果があるものと考えております。

3点目の地方創生事業の中で、地方総合戦略、公共交通をのせるということで全員協議会で説明をしたということですが、皆さんのところに総合戦略の、その中で全員協議会で話したとおり、町長のほうからも交通機関、公共交通は必要だということで、総合戦略の中で新たに盛り込みをさせていただきました。盛り込んで推進会議でご了承をいただきまして、地域コミュニティの活性化というところで、公共交通の活性化に向けた検討ということで入っております。

もしあるようでしたら、22ページをごらんいただきたいと思います。22ページの4の3、地域コミュニティの活性化というところで、その具体的な取り組みのところの一番下のところに、今回いろいろパブリックコメント等でもご意見がいっぱいありましたように、これを追加させていただいております。

今回は調査及び検討ということで、まずこの公共交通をどういうふうにするかという計画を立てまして、調査ということで、実証実験も含めまして実施できればということで考えておりまして、この中に入れさせていただきます。まだいつからやるかということは決まっておりますが、とりあえず要望も多いことから、この項目を追加させていただいております。

最後になりますが、地方創生の関係で矢那瀬地区の小さな拠点、それとプロモーション事業の関係でございますが、今回もご説明しましたとおり、補正予算で通らなければ、新年度で矢那瀬地区についてはやりたいということで当初予算に盛り込ませていただいております。この小さな拠点づくりにつきましては、きのうもちょっとご説明いたしました、どんなことをやりたいか、どんなふうなことを矢那瀬地区は望んでいるかという調査を、基本的なものを来年度策定する予定で考えております。

また、プロモーション事業につきましては、これも総合戦略の中にも入っている事業ですので、総合戦略に基づきまして実施していくということでございます。まだ内容的にも詳しく固まったところはないわけでございますが、これから事業につきましてはしっかり進めていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（新井利朗君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（福田光宏君） 関口議員の質問にお答えをいたします。

5点あったかと思いますが、まず最初に、いきいきセンター管理事業の効果はどうかということでございますが、いきいきセンターも2年目を迎えて、もう年度末ということで、軌道に乗ってきたという印象が受けられます。

1月末の利用者ですが、高齢者福祉施設につきましては2,708名、障害者福祉施設につきましては5,181名の利用がございまして、中でも障害者福祉施設ということで、障害者の雇用という部分につきまして、お弁当をつくったり、パンを売ったりと、役場のほうにも毎週販売に来ていただいております。即完売というような状況でございますので、非常にその辺につきましては、いいことだなと考えているところでござい

ます。

続きまして、お助け隊の利用者の状況につきましては、元気と安心お助け隊につきましては商工会のほうで実施している事業で、当初は埼玉県のほうからの勧めがありまして、3年間は補助事業ということでお金をいただきまして、高齢者と障害者、子育て中の日常生活の支援という形で事業を実施してまいりまして、3年の事業が終了いたしました4年目から財政的に負担が大変だということで、町のほうで補助をしている事業でございます。平成26年度の結果でございますが、利用券の販売枚数は788枚、利用店舗可能数は53軒、協力委員登録者数は68名、利用会員登録者数は123名、利用件数は186件と毎年増加している傾向にあります。

ただ、商工会のお助け事業だけではなく、最近では民間のいわゆる買い物難民等が出て、いろいろ報道等でもされておりますが、聞くところによりますと、民間、矢尾のほうで、とくし丸という事業を最近着手して、庭先まで行って販売をするというような事業を行っていると聞いております。利用者にとりましても、そういったような事業や商工会の事業等をいろいろ選んでいただきまして、いろんな問題が解決されればいいと考えているところでございます。

続きまして、公園の遊具の撤去でございますが、井戸公園の現在の状況ですが、井戸農村センターは2連ブランコが1台、ベンチが1台という状況になっております。この辺の管理等につきましては、現在社会福祉協議会のほうでお願いをしてやっているところでございます。

続きまして、保健センターの老朽化ということでございますが、保健センターや保健事業の中核となる施設で保健センターを利用しているわけでございますが、30年をも超えた施設となっておりますので、そろそろ建てかえがという話はちらほら聞こえているところでございます。年々修繕費等もかさんできておりますので、内部のほうではそろそろできたらいいなという考えがあるところでございます。

最後に、シルバー人材センターの加入者に仕事が回ってこないということにつきましては、シルバーの局長が毎月とか、たまには福祉課のほうにやってきますので、その都度いろいろ話を伺っております。担当者の話によりますと、適材適所というか、その人に合った部分についての仕事の配分をしているという話を伺っているところでございます。仕事の配分につきましては、なるべく平均に回るように、これからもお話をさせていただきたいと思っているところでございます。

以上でございます。

○議長（新井利朗君） 産業観光課長。

○産業観光課長（横山和弘君） それでは、関口議員からご質問がありました5点ほどの内容について説明させていただきます。

まず、緑の村管理費、プールということで、現在利用がされていないということなのですが、そちらのプールに関しましては事業展開も考えました。しかし、補助金等の関係から壊すことができないということで、現施設を利用しての対策はなかなか難しいと考えております。このため、耐用年数が終了いたします平成30年度以降に、壊した後の対策を今後検討していきたいと考えております。

それから、2点目の観光施設、観光協会には多額の補助金、委託金が出ているけれども、効果がどれぐらい生んでいるのかとのご質問でございますけれども、費用対効果というのは、税収をどれくらい入ってきているということが比較できれば一番わかりやすいのですけれども、個人情報等の関係もありまして、産業観光課で調べられることができません。

ただ、去年は入り込み観光客が、速報値ですけれども、過去最高というか、260万人ほどになったとい

うことの速報値が出ております。長瀬町の観光事業に対して、観光客がたくさん来ていただいて増加しているということがわかると思います。

それから、駅前にあるモニュメントでございますけれども、やはりこちらも地域創生の1億円を活用いたしましてモニュメントを作成、建築いたしました。これらモニュメントの電光掲示板ですけれども、業者に見積もりをとりましたところ、映像を直すとなると3,000万から4,000万円と費用がかかるということのようでございます。これらもプールと同じように補助金ということで、なかなかすぐ壊すということもできません。映像部分を今後どのように使っていくか、モニュメントとして残して利用していくか、これらも今後検討していきたいと考えております。

それと、観光情報館の光熱水費、町のほうで支出しているのかということですが、28年度の当初予算書の歳入の31ページ、雑入の欄なのですが、上から8行目に観光情報館電気使用料ということで、観光協会からの受け入れ、24万円を受け入れております。一度町で支払っておりますけれども、最終的には観光協会から受け入れているということになります。

それから、宝くじにつきまして、観光情報館で販売所設備を設けた、現在やっていないのではないかとご質問ですけれども、宝くじを販売するに当たって補償金というものが必要と。多額の金額を協会のほうに預ける必要があって、現時点では宝くじの販売をすることが難しいという判断で、現在は販売しておりません。

以上、5点だったと思いますけれども、よろしく願いいたします。

○議長（新井利朗君） 建設課長。

○建設課長（坂上光昭君） では、関口議員の質問にお答えいたします。

まず、上長瀬駅の先の踏切の改良ができないのはなぜかということでございました。そこについては、県道の上長瀬停車場線に指定されておりますので、県と地権者の方との交渉が長い年月がかかっておりますが、なかなか進んでいない状態で、現在工事等ができない状態になっているということです。何回もこの質問にもお答えはしておりますが、なかなか地権者と県のほうで折り合いがつかず、用地交渉ができていないという話は聞いております。

それと、これに関連してなのですけれども、26年、夏だったと思うのですが、地元の方がやっぱりどうしてもそこを何とかしてほしいということで、その地権者の方のところへ行ったり、ほかの関係者と協力いたしまして要望書を作成しました。その地権者の方も、今回はその要望書に署名、捺印をいただきましたので、町が経由いたしまして、県土整備事務所のほうにその要望書を届けてあります。

それと、2点目の道路改良についてでございますが、前にもこれも議会で答弁させていただきましたが、要望書を出されたからすぐに改良というのなかなかできない状態でございます。まして近年人件費やら材料費等も高騰していきまして、どうしても工事する延長が短くなってきている状態でございます。町のほうの課題としては、一つの路線がある程度目安がついたら次の路線にということは今現在考えておる状態です。

以上でございます。

○議長（新井利朗君） 町民課長。

○町民課長（中畝健一君） それでは、町民課関係では2点ばかりのご質問があったかと思っております。

初めに、資格証明書の発行枚数でございますけれども、これについては多分国民健康保険証にかわるものだと思います。現在の発行枚数はゼロ枚でございます。

続いて、急速充電施設の保守点検についてのご質問にお答えいたします。急速充電施設の保守点検料は、施設を正常に維持管理するためにはどうしても必要であろうかと思えます。委託する期間については、施設を設けている間は委託する必要があるというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（新井利朗君） 教育次長。

○教育次長（若林 実君） それでは、教育委員会関係のご質問にお答えをいたします。

まず、旧新井家住宅郷土資料館の関係でございますが、修繕工事等につきましては、もちろんこれはそれぞれの専門業者に発注をしております。職員については、庭の清掃ですとか、竹林の手入れや草刈りなど、一般的な管理業務を行っているというところでございます。

次に、中央公民館のどんちょうの関係でございますけれども、これは上げ下げする機械が壊れまして、古いものでしたので、取りかえる部品もないということで撤去をいたしましたけれども、新規に設置をするということになりますと、どんちょうだけではなくて機械からの一式となりますので、高額になるわけでございます。そこで、使用頻度を見させていただいたところ、年に数回というような状況でございましたので、そういったことも勘案して状況を見させていただいているというところでございます。ただし、要望等が当然多くあれば、設置のほうは検討していきたいと考えております。

また、中央公民館全体的なビジョンはということでございますが、建てかえ等の予定は現在のところありませんので、利用者が利用しやすいように維持管理に努めていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（新井利朗君） 暫時休憩いたします。

休憩 午前 11時56分

再開 午後 1時00分

○議長（新井利朗君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

7番、関口雅敬君の再質問から始めます。

7番、関口雅敬君。

○7番（関口雅敬君） それでは、納得がいったものについてはそのまま、もう一度というものを質問させていただきます。

長瀬地区公園の整備事業が、ここにもう予算書にも測量委託料というのがあって、公園の事業をやるのに避難場所になるというお話が返ってきました。本当にこういう地区の公園をつくるのであったら、町の財政が大変だ大変だと言っている現在、いろんなものを手広くやるのではなくて、本当に避難が目的であるのなら、ドラえもん公園で大丈夫なような気がするのです、私は。分散備蓄、備蓄品の集中管理という話になれば、食べ物は役場で集中管理をして、大きな何か備品はそういう地区の公園に整備をするという話ですけれども、そうなればそんなには大きな備蓄庫は要らないと。皆野あたりにある備蓄庫を想定して、お金も約200万程度の備蓄庫を想定しているのだらうと私は思います。あの大きなものだったら、水道の水をきれいに変える浄水器、あるいは毛布、そういうのも食べ物も全部置いておける備蓄庫なのだから、そういうのは集中管理ではなくて、そういうふうにしたほうがいいと。そういう避難の場で使う。先ほど

総務課長は、いろんな課がこれと一緒にあってつくっているという話だったのだけれども、以前から言っているように、長瀬を4分割に分けて、そういう備蓄庫なんて4つあれば、この小さな町、これから人口減少が進んでいくのに、そんなに。公園のつくり方も少し考えたほうがいいと思いますよ。

先ほども話があったように、補助金でつくれば、補助金の期限はそれに使わなくてはどういうことがあるので、そんなに補助金を重視していかなくたって、長瀬地区公園整備事業は、私はこういう財政が厳しい中、町長の公約を実現させてあげるためにも、少しでも財政の健全化をさらに進めてあげなければいけない、私はそう思うのです。執行部が大風呂敷広げて、議会で私が町長の味方して、財政健全化を進めるようにとやっていて、あいつは反対ばかりしているとされるけれども、私は町民の立場になったり、町長の立場になってお話をすれば、地区の公園整備も、あっちにもこっちにもつくる必要なし。先ほども緑の村開発だって、あそこだって公園になるではないですか、大きな。あそこそ駐車場も何もかもあるのだから、新井家にもトイレもあるし、あそこをどうにかして、川本にある農林公園のような大きな公園をつくってあげれば、そこに皆さんが集まるのです。地区のこういう公園は、避難場所重要だと思います。それは、ドラえもののドラマに出てくる、そういう公園で大丈夫なのです。ただ広場だけで。そこをお伺いいたします。

それから、企画財政課、矢那瀬の問題。計画ははっきりしていなくて、こういうのこそ、例えば今度の補正予算通して国に出せば、自民党で4,000万ですか。それ当たるか当たらないか待っている状況で、どうして矢那瀬にだけこういうふうにならざるのか。だったら、いろんな事業も保険掛けの予算組んでもらいたいと思いますよ、本当に。矢那瀬には本当に今回、私矢那瀬憎くないです。町の玄関と云って、あれは表玄関か裏玄関かといっても、どちらもそうなのだから。矢那瀬、無計画な状況でありながら、予算取りには二重の保険をかけての予算取りをしているようにしか思えない。そうすると、それに従っていくと、私が言っている本当に救急車や消防車が入れないところを何とかしてくれというところは後回しになっているので、もう一回これは考えて、答弁をお願いしたいと思います。

それから、地方創生事業、公共交通、乗せていただきました。本当に大事なことをテーブルに乗せた。課長からの答弁は、委員会の皆さんも了承をしたというお話ですけれども、これだけのメンバーをそろえた委員会を立ち上げて、それでこんな大事なことが入らないような委員会では、ただ既成事実つくただけで、私は本当に辛口で物を言うけれども、この委員会、どこを見てこれから人口減少が進んでいく、高齢化が進んでいくこの長瀬町を守るために、各団体から選ばれてきた優秀な人物が、ちょっと焦点が違っているように思えたので、地方創生事業、ぜひとも公共交通は長瀬のこれからの一丁目一番地ですから、トップでこれを仕上げていくように。そうすれば、先ほどお助け隊の話にもつながっていくので、本当に大事な事業ですから、これをしっかりやるのだということで、お答えをいただきたいと思います。

それから、健康福祉課長にお聞きをしますけれども、井戸の公園と云って、私が住んでいる井戸の上郷の公民館の話ではないのです。私は自分の地域だけのことを言っているのではなくて、井戸の中郷にある公園で相談を受けたのが、子供が滑り台で、ちょっと溶接が剥げてきていて、ちょっとすりむいたと。それを言ってくれということで、間に入って役場へ言ったら、即撤去。撤去したのだったら、何とかくれませんかねと言ったら、こんなぐらいなのでは補助金すぐとれる。だけれども、とれなかった。そうしたら、次の予算で出てくるのかなと思って去年も聞いたら、出していませんという答弁をはっきりいただきました。そうすると、長瀬町に、きのうも出ていたけれども、岩田の公園、遊具が置いてあるけれども、遊んでいるのを見たことがないという議員もおりました。私は、ずっと見ているわけではないから、それ

ははっきり言いません。井戸の中郷の公園は、結構遊んでいるのです、みんなが。ちっちゃい子が。川を渡った向こうに保育園があって、その保育園が散歩がてら来て、あそこで遊んで帰るのです。

そうすると、果たして課長は統計をとっているのか。例えば井戸に子供がどのぐらい今いて、これから先、何年こういう小さい子がいるかどうか。そういうのをやれば、こんな……。地域の近くの人が言うのです。あんた、この滑り台撤去して、すぐできると言ったではないか。それができないのは、おまえがいいかげんという議員だな、そこまで言われているのです、私は。私は仲介をただけだから、これを言えば、言った言わないの話になるから、結局私が悪くなるので、それでも結構です。だけれども、今あそこの公園を利用する子供たちが多し。しかも保育園から、子連れ狼ではないけれども、ああいう乳母車に乗せて子供が遊びに来る。そういう公園だからこそ何とか予算をつけて、あそこへ遊具をつくってやってください。

井戸の公園は、先送りになりましたよね、あの長瀬総合計画の。先送りでもいいのです。後からできるよというのでは、もう間に合わないのです。子供は、どんどん大きくなってしまふのだから。その下がどんどんいけばいいですよ。今は少子化で、子供がいるところは、本当にそういう宝、すぐでかくなってしまうから。だから、私は言っているのです、この公園の遊具は上郷の農村センターにある遊具ではなくて、中郷にある公園の遊具。社協で危ないから撤去、そういう理由はあると思います。今運動会で、組体操でけがをすれば、組体操は中止だという流れになっている。だから、そうならないように、ぜひこれも女性議会の4人の子供を持つお母さんが町長さんに見てもらいたいのは、子供たちがあの公園から遊具が一つ一つ撤去されるのを悲しんでいるということも出てきているから、ちょっと何とかならないかと思って発言しているのです、この予算入っていないのだから、どうにか早くしてくれる方法を考えていただきたい、この希望もあります。要望ではないですよ。期待あります。どうにか考えてやりくりをしてもらえば。だから、公園は農村センターの公園ではないですからね。あれは、本当に余っていた遊具をそのまま置いただけだから。私が区長で、あれ竣工式やったのだから。そこは、課長ちょっと間違えているので、中郷の公園ね。答弁ひとつ何とかください。

それから、シルバー人材センターの話も、もう何回も私しているのだけれども、本当に会員になって仕事がない、そういう人いるのです。私前回のときに総務教育常任委員会でシルバーへ行ったのです。そのときに、委員会でいったとき、全員の委員の人がそうだよねと言っている。だから、私だけではないなと思ったので、今も私のところへそういう言いに来る人がいます。会員になって、年会費を収めて、仕事がちっとも来なくて、総会だとかそういうのには呼んでいただく。そうすると、それに出ると、またその総会に懇親会がついているから、これは赤字になってしまうのだよねという言う人がいる。だから、シルバーのこの働き方、役場から結構出しているでしょう。何やってもシルバー、シルバーにみんな仕事流して、ある一部の人が仕事をして給料をもらう。だから、私がシルバーの局長に前にもちよっと言っただけでも、国民年金あたりで本当に苦しい人にだけ仕事を率先してくれて、そうではない高学年金もらっている人なんかは働かなくてもいいし、シルバーで。何とかそういう力を貸してあげてください。これが私のシルバーの質問ですから、もう一度、済みませんが、お答えをお願いしたいと思います。

それから、産業観光課長、緑の村管理事業、よくわかりました。これは、プールが運用がなくなってから、ずっとこの騒ぎを、同じことを何もしていただけてはいないからね。プールを運用しているときはあそこへ、私も子供が小さかったから何回も連れていきました。あれがなくなってから、こういう予算が毎年毎年かかったら、補助金もらってつくったというよりも、もっと大きなお金がそこへ投げ出されているだ

けで、何の足しにもなっていないような感じがするのです。だから、もう一度、プールの計上は何もできなくたって、あそこを釣り堀にする、あそこをカヌーの練習場にする、何か有効利用してください。私は、カヌーのある人からそれ言われました。カヌーで仮に借りたいのだと。でも、安全とか、いろんな設備のことがあるからと言っていただけけれども、そういうふうにする人もいます。川で練習は怖いと。ああいうところで練習なら怖くない。起き上がる練習は、ああいうプールがいいのだと言う人がいるから、何かちょっと考えてください。もう一度、緑の村管理事業についてお答えをいただきたいと思います。

それから、観光協会の事業対効果、費用対効果。これ課長は、入り込み客数260万という数字、ぽっと出しましたよね。これ根拠は何があるのですか、260万人という根拠。この前全員協議会で、私は企画財政課長に、これに載っている入り込み客数が200万ですか。この根拠はどうですかと言ったら、これは県で発表している数字だと。これから先5年後に県がまた発表して、それよりも県が発表するのが、これに上乗せになっていれば伸びているという、しっかりした答えでした。

だけれども、今課長が言うのは今度数字が違って、これに載っているのが200万人だと思います、私数字見てね。さっき答弁が260万。伸びていることは、私はいいことだと思います。見ても、結構駐車場もいっぱいだし、歩いている人もいっぱい。伸びているのはいいのです。その効果がどのぐらい、どうだというのを示してほしいと。我々というか、私も税金払っているのだけれども、税金払っている人が、観光協会にあれだけお金が行って、我々に何か利益があるのかいなと言う人がいるから、はっきり課長がそれ答えてあげてください。

観光協会の観光情報館、そういうのはいいけれども、統計がとれればと言ったけれども、課長がとれなくたって、ほかの課でとれるなら、とってもらってください。課長の言い方だと、私の課ではとれない。では、ほかの課でとれるのだったら統計として、実際にこうだと見せてもらえれば一番、ここにいる議員だって、いろんな方にそういうふうに言われていると思います。あんなにお金使って、観光協会いいのかねというのを聞いていると思います、多分。私だけかもわかりませんけれども。

そういうことで、統計はとっても、例えば納税の統計は、先ほど課長は守秘義務があるからと言ったけれども、守秘義務だけではなくて、私が聞いているには、今まで何回も聞いているのは、とれないと言われているのです。だから、もう一度聞いて、ことしあたりはかなり観光にお客さんが来ているから、何か動きがあるのかなと思って聞いているので、統計をとって。この観光協会すごいですよね。本当にこれだけテレビへ出たりなんなりして、この宣伝効果はもう満点です。川越なんかには負けないぐらいだと思います。それはいいことです。だから、税金をこれだけ観光協会にやっても、観光協会これだけこういうふうにもうかっているのだ。独立するときの議事録見てください。3年間という話で始まったのだから。それで、そのときに当時の観光協会長が、日本一の観光協会にするからと言って、我々議会もお認めをして、今までずっと観光協会の背中を押しながら、頑張れよ、頑張れよとやっているわけです。別に観光協会の裾を踏んづけて、前へ進ませないのではないのだから。どんどん前に行ってもらっていいのだから。日本一の観光協会をつくって、日本一の観光地をつくって、この長瀬町、観光立町にしましょうよ、町長が言うように。もう一度、観光協会のその統計やら、入り込み客数やら、課長が答弁してください。

建設課長に申し上げます。道路の話もよくわかりました。今南桜通りの整備事業の話から、私は上長瀬の踏切の話をしました。その1人のトラブルになっている地権者が、間違っただけで伝わっているのでは困るのですよ、はっきり言うと。私が行ってきたときには、あの踏切のところの土地を持っている人は、オーケーを出してくれたと。それで、当時長瀬町の建設課は動いているのです。担当者は吉澤。この方が行って、

ある隣接地の土地を持っている人の代替地がここだから、お宅から木が出ているから切らしてください、そのトラブルで終わってしまっているのだと思うのです、私は。だから、南桜通り、これから広げていって、上長瀬の踏切が広がって、あそこよくなれば、大型バスも博物館までどンドン出入りができれば安全な道になっていくのです。そこで質問をしているので、坂上課長のわかる程度でいいです。もしわからなかったら、それでもいいですよ。しょうがない。私がこれで言うておくのをこの会議録に載せておいてもらえば、その人が読んでもわかるのだから。私は、実際に行っているのだからね。では、建設課は、桜道整備事業で、桜の木、上長瀬のところも切ってしまったし、こういうのを南桜通りというのかねと言う人も出てきているぐらいだから、その関連の踏切と、その南桜通りの道路の改良方法、桜の木を後から植えるのですよとか、そういう話も出しておいてもらえば、私も回数もなくなってしまっていますから、答えておいてください。

それから、救急車や消防車が入れない優先順位のところは、要望が出ていても大変だというのが私よくわかりました。だけれども、そういう要望がある以上、何とか地域住民に助けを、手を差し伸べてあげるのは、もう役場でやってもらう以外できないのだから、そういうところをどンドンつくってってください。これから人口減少が進んでいくと言われて、そういう大型工事ばかりやったら、この先人口がどンドンふえていったり、子供が本当にぽんぽん生まれて、子供王国になるぐらいだったら、そういういい道つくったりなんなりしておいていいでしょう。だから、本当にこの長瀬町は、私さっき言ったように、矢那瀬の拠点の話のときも言ったのだけれども、川を挟んだ両サイドの木を、川が見えるように何とか整備をしながら歩くコースをつくれれば、本当に観光立町にふさわしい風光明媚な場所いっぱいあるのだから、それを仕上げられるように、優先順位をつけたりしながら事業を進めてください。

教育委員会については、よくわかりました。新井家の件もさすがという答弁でした。公民館については、まだ要望があれば、つけるかもしれないというのは私よくわかりましたので、今後、中央公民館、町民の拠点ですから、使いやすい明るい中央公民館にしてもらえればと思います。

それで、町民課の課長、資格証明書というの、国民健康保険以外この資格証明書というのはいないでしょう、どこを探しても。我々、行政でもそうだけれども、資格証明書といたら国保のを払ってなくて、保険証を取り上げられてしまった人に資格証明書なのでしょう。多分ほかにも資格証明書というのがあるのなら、国保のことですかと課長から聞かれたので、あれと思ったのですよ。だから、資格証明書を発行しているのがゼロということは、私本当に、今隣で評価すると言ったけれども、本当に大評価をします、私は。隣は評価と言ったけれども、私は大評価をしたいと思います。

充電器について、ちょっとがっかりですね。あれ、もらえると。寄付してもらえるからつけた。我々は議会で認めたのは、寄付してもらえるのだったらいいや。しかも大体5年先どうするのだろうかと思っていたけれども、もらえるのだったらいいやでもらったら、もうここからこんなにお金がかかってくるのでは、これから先5年後かけたら、お金……あれそんなに利用しているのですか。町から維持管理費かかるのですよというのは、よくわかります。我々の税金ですから。まだ電気自動車なんて、そんなブームになっていないでしょう。そこで、この委託するお金が、もう答えないと思うけれども、一応答えておいてください。

では、一応。落ちがないと思いますので、あとは、落ちたら次の人がまたやりますから、もう一度、済みません、お願いします。

○議長（新井利朗君） 総務課長。

○総務課長（野原寿彦君） 関口議員の再質問にお答えします。

長瀬地区公園の件ですが、昨年の4月から総務課のほうで長瀬地区公園を実施しようと言われました。そのときに、都市再生整備計画に基づく事業の一環と町民の皆様のアンケート結果で一番高い、公園をつくってほしいという要望があったという話を聞いております。ただ、公園の多寡につきましては、私も一課長でございますので、政策的判断はできかねますので、その辺についてはお答えできません。

それと、先ほど、公園がありますけれども、利用者とともに公園をつくるということで、一旦公園をつくっても、その後利用して、その後もどんどんこういうほうがいい、当然要望が出てくると思いますので、そういうことも利活用を含めた公園にしていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（新井利朗君） 企画財政課長。

○企画財政課長（齊藤英夫君） それでは、関口議員のご質問にお答えいたします。

2点あったかと思いますが、まず矢那瀬地区の小さな拠点づくりの計画ですが、なぜ矢那瀬にするのかということでございますが、矢那瀬地区につきましては人口減少、それと高齢化が町の中でも非常に高いところでございます。また、先ほどもちょっとご説明いたしましたが、入り口、出口のところが急傾斜地ということで、相当危険で孤立するという可能性もありますので、ここでこの矢那瀬地区を活性化するために、矢那瀬地区を計画をさせていただいております。

2点目の公共交通につきましては、当初役場の中にあります創生本部会議の中でも検討はさせていただきました。ただ、資料を集めたところ、かなり費用面がかかるということで、創生本部としては提案しなかったと。ただし、その後の提案やパブリックコメント等、かなりの数がこの公共交通ありましたので、今回新たに入れさせていただいたものでございます。ですので、初めから検討していないということではなく、費用面も考え、町の創生本部としては提案をしなかったということでございます。

以上でございます。

○議長（新井利朗君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（福田光宏君） 関口議員の再質問にお答えをいたします。

井戸の中郷の公園の遊具の件でございますが、現在井戸の中郷、井戸風布いこいの広場と呼ばれている公園でよろしいですね。現在二連式ブランコが1台、それにベンチが6カ所ついている状況でございます。この辺の管理につきましては、先ほども言いましたが、社会福祉協議会のほうで設置、修繕等をしている部分がありますので、子供さんがそういう寂しい思いをしているというご意見もお聞きいたしましたので、社協のほうにまた話をさせていただきたいと思っております。

また、町のほうとしても、いい補助金とか、そういったお金があれば、その辺もちょっと検討というか、調査してみたいと思っております。

続きまして、シルバー人材センターの仕事が特定の人にしか回っていかないというようなお話ですが、シルバーの27年度の1月末現在の状況なのですが、シルバーの基本的に、公共の仕事、民間の事業所、一般家庭の仕事で3分類に分かれていまして、1月末で売り上げが5,278万円という報告をいただいております。

ただ、仕事の分配に関しましては、事務局のほうに公平に回るようにというお話は何回もさせていただいておりますので、また引き続きそのようなお話をさせていただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（新井利朗君） 産業観光課長。

○産業観光課長（横山和弘君） それでは、関口議員のご質問にお答えいたします。

緑の村管理事業につきましては、プールの営業を停止した理由なのですけれども。

○7番（関口雅敬君） 理由はいい。

○産業観光課長（横山和弘君） はい。流水プールのモーターが1基当たり約2,000万。あそこには4基ほどついていましたので、その老朽化等になりまして、交換を要する必要が生じたものでございます。そのために、逆に費用対効果等を考え、入場料収入等も勘案し、休止したというものでございます。

利用方法につきまして何か考えてほしいということですが、具体的にカヌーというお話がございましたけれども、以前カヌー業者とも話し合いをしたことがございます。もともとプールですので、営業として利用するとなかなか難しいということで、話がまとまらなかったと聞いております。先ほどもお話をしましたように、耐用年数が到来します30年度までに、返還等も含めて利用状況をまとめていきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

それと、2点目の入り込み観光客数なのですけれども、企画財政課で現状で示した数字は、平成25年の231万人という数字でございます。先ほど私が申し上げましたのは27年の速報値ということで、260万人を超えたということで、その差が2カ年ございますので、その2年の間に数字が上がったということになります。

どのような算出方法かということなのですけれども、船下りやロープウエー、長瀬駅の乗降人数などにより算出しております。これが全く正確な数字かと言われると、正確とは言い切れませんが、一人一人カウントするというのがなかなかできません。人数をダブルカウントしているということも考えられます。そういうことから、全く正しい数字かということ、その辺は正しいですということが言えないのですけれども、従来からの実数、それぞれ施設の入場者数とか乗降客等を勘案いたしまして、算出しているものでございます。

先ほど、川越市のお話も出ましたけれども、先日の新聞に川越市がやはり観光客が過去最高を更新したと。その川越市の入り込み観光客数は664万人という数字も新聞報道がなされております。

それから、費用対効果ということで、税収ですけれども、税務課に確認いたしまして、税務課でもそれは算出できないと聞いております。また、商店街等もなかなか聞き取りもできませんですし、例えば車でいらっしゃるガソリンスタンドに観光客が乗り入れてガソリンを入れてもらったとか、コンビニに寄ってお弁当を買っていただいたとか、そういうような形でも費用対効果はあるかと思っておりますので、なかなか数字として積算して費用対効果として算出するのは難しいものではないかと考えておりますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○議長（新井利朗君） 建設課長。

○建設課長（坂上光昭君） では、関口議員の質問にお答えいたします。

上長瀬の停車場線の踏切の関係ですが、一応記録等を見ますと、地権者の方に1度というか、何回かある程度のところまでいい状況まで行って、それで県のほうで用地交渉に行くと、またそこでいろいろなトラブルが起きてしまって、そのまま用地交渉ができない状況になっているという記録が残っております。町の職員がかかわっていたということもその記録の中には書かれておりましたので、一応そういう状態です。現在も、先ほども言いましたけれども要望書が、一応26年の夏だったと思っておりますけれども、そのとき

にもう一度上げてあります。

それと、南桜通りの改良方法ということですが、今年度、27年度にやっているところが、車道幅員が6メートルで、両側歩道の整備を行っております。あと、桜の木は、現在、今まであったものがもう古くなって、一応造園業者の方に見ていただきましたところ、もうもたないということでしたので切らせていただき、新たに新しいものを植える予定でいます。

あと、今年度のところ、28年度に工事する予定の箇所については、車道幅員6メートルの片側1.5メートルの歩道をつける計画になっております。この部分については、桜が余りないですけれども、あるようなところは、もしかかるようでしたら切って、新しいものを植えるような形にしていく予定でございます。

それと、ほかの道路改良についてでございますが、先ほどもお話ししましたが、なかなか遅々として進まない状況でございますが、少しずつ進めていきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

○議長（新井利朗君） 町民課長。

○町民課長（中畝健一君） それでは、関口議員の再質問にお答えいたします。

急速充電器の委託に関しての再質問になろうかと思えます。私のほうで委託が必要かどうかということでお答えさせていただいたのですけれども、お答え足りないところがありましたので、追加してお話しさせていただきますと思います。急速充電施設の維持管理につきましては、8年間、充電インフラ普及プロジェクト事務局から電気代保守点検分について助成されていることとなっております。今回予定させていただいた保守点検部分も助成がされていることとなります。

8年後どうなるかということになりますけれども、8年後は施設の償却期間が終わるということで、その後は町が判断していいということになっておりまして、その時点で中止、もしくは継続を検討できるということになっております。

以上でございます。

○議長（新井利朗君） 7番、関口雅敬君。

○7番（関口雅敬君） 皆さんいろいろご答弁をいただきました。ちょっと消化不良な点もありますけれども、こういったことをしっかり念頭に置いて、大事な税金を使って行ってほしいと。そういうことで、私は1点だけ言わせてもらいます。

総務課長の答弁で、私は一課長だから、言われてもできない、こういう答弁はちょっとおかしくありませんか。総務課長というのは、この執行部の課長の中のトップではないですか。それにこう質問をぶつけると、私は一課長だからって、では課長なんて要らないから、町長と2人だけで議会やって、ほかは必要ないと私は感じたのだけれども、どうでしょうか。

○議長（新井利朗君） 総務課長。

○総務課長（野原寿彦君） 関口議員の再々質問にお答えします。

私が言ったのは、公園を小さくしたり大きくしたりというのは一課長ではできないということで、それは政策で行うべきもので、一課長が今の公園を、もう予定決まっていますよね。それを小さくしたり、必要ないということは、私のほうでは言えないというお話でございます。

以上でございます。

○7番（関口雅敬君） 測量設計だから言っているのだ。

○総務課長（野原寿彦君） 測量設計のほうでしたら、測量のほうでのお答えはしてあると思っておりますけれども、こういうことで、利活用……

○7番（関口雅敬君） まあ、いいや。はい。議長、もう一回だけいいかい。

○議長（新井利朗君） ほかに質疑はございませんか。

2番、田村勉君。

○2番（田村 勉君） 2番の田村です。

幾つか質問したいと思いますが、1つはマイナンバー制の問題について、いろいろとセキュリティーだとか、あるいは、研修会だとかいろいろ出ていますけれども、このマイナンバーというのは、前にもちょっと申し上げたのですけれども、非常に欠陥が多くて、定着するかどうかかわからないというふうな状況があるわけなので、もちろん自治体のほうとしては、国のこういう制度に対して全く対応しないというわけにはいかないでしょうからやるのですけれども、最低限に抑えるということも大事だと思うのです。

そういう点で伺いたいのは、国からの補助、それから自治体として、長瀬としての持ち出し、独自持ち出し分がどのくらいあるのか。この問題について、ひとつお答え願いたいということです。

それから、私もよくわからないのでお伺いするのですが、45ページの節のところの負担金、補助及び交付金の中で、上から3番目の秩父郡市同和対策推進協議会負担金というのがあるのですけれども、たしか私の記憶では、同和問題はもう既に解決したというか、これについていわゆる補助金を出したりなんかするということは、これはおかしいのではないかというふうに思っているのですけれども、この辺について。それと、3万円ですか、これはどんなふうに使われるのかということについてお伺いしたい。

それから、46ページでしょうか。これは税務関係でしょうか。賦課徴収費というのですか。46ページの一番下のこの項のところですか。これは、かなりの額が出ていますけれども、これはどんなふうに使われるのか。その使われ方がちょっとわからないので、ひとつ説明をお願いしたいと。

最後になりますけれども、これは112ページ。これは教育関係です。前年度より来年度のほうが125万ぐらい少なくなっているのですけれども、こういうお金を活用しながら、私もう何回も質問していますけれども、給食費の無償化のほうに充てるような、そういうふうな方向、考え方、一遍で全部ということではなくても、そういうふうな考え方がないかどうか、ちょっとお伺いしたいと思います。

以上です。

○議長（新井利朗君） 町民課長。

○町民課長（中畝健一君） それでは、田村議員のご質問にお答えいたします。

町民課関係でマイナンバーの担当をしておりますのは、通知カードの発行と個人番号カードの発行業務になろうかと思えます。両カードについては、地方公共団体情報システム機構に作成の委託をする必要がありますので、28年度の予算としましては、先ほどお話ししました地方公共団体情報システム機構にカードの作成の業務を委託する費用としましては69万6,000円を予定しております。よろしいでしょうか。それと、この委託料につきましては交付金で10分の10全額交付される予定になっております。

以上です。

○議長（新井利朗君） 税務課長。

○税務課長（林 宜子君） 田村議員のご質問にお答えいたします。

賦課徴収事業の増加についてのご質問でございますが、賦課徴収事業が前年度に比較いたしまして1,095万5,000円増加いたしました内容でございます。平成30年の固定資産評価がえに向けて、区画認定と計測等を行い、地番図や家屋図修正を行うための固定資産税データ更新業務委託を実施いたします。このため1,181万5,000円が増加いたしました。

以上でございます。

○議長（新井利朗君） 企画財政課長。

○企画財政課長（齊藤英夫君） それでは、マイナンバー関連予算の補助金ということでございますが、企画財政課は2本ございまして、47ページのところの一番上の委託料、番号制度の施行に伴うシステム改修業務委託270万円ございます。これは、補助金として厚生労働省分ですが、172万6,000円ということで、前のページ、44ページの第2項企画費企画総務費のところ172万6,000円ということで計上させていただいております。

それと、もう一つが、今の47ページの真ん中辺あたりですね。19節の負担金、補助及び交付金ということで、下から2つ目の中間サーバープラットフォーム整備負担金ということで、441万7,000円を計上させていただいておりますが、今回予算では歳入の見込みはしておりませんが、交付決定になりましたら、今のところ全額国の補助金が出る予定でございます。

企画財政課としては以上でございます。

○議長（新井利朗君） 総務課長。

○総務課長（野原寿彦君） 田村議員のご質問にお答えします。

マイナンバー関連につきましては、予算書の39ページの委託料、マイナンバー制度研修会業務委託料、マイナンバー支援業務委託料を計上してございます。

それともう一点、秩父郡市同和対策推進協議会負担金3万円、この件の質問でございますが、これは秩父郡市で同和対策協議会というのがございまして、秩父市長が会長でございます。監事については、あとの町村が持ち回りで、研修会の予定や今後の人権啓発等について協議をしているものでございます。

以上でございます。

○議長（新井利朗君） 教育次長。

○教育次長（若林 実君） それでは、教育委員会関係のご質問につきましてお答えさせていただきます。

学校給食費の関係でご質問をいただきました。前年より175万円減額になっているがというようなお話でございますが、予算編成につきましては、1つの項目だけを意識して編成しているものではなくて、必要なものを見積もって、その結果出てくる金額でございまして、その結果で全体で学校給食費がマイナスになったというところでございます。

教育委員会といたしましては、現在給食費の約3割について公費で負担をしておりますので、保護者の負担は軽減されていると考えておりますので、現状を維持していきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（新井利朗君） 2番、田村勉君。

○2番（田村 勉君） 2つお願いします。

1つは、さっきのいわゆるマイナンバーとの関係での質問ですけれども、かなり国からの補助があるといいですけれども、町の独自持ち出しというのもあると思うのですけれども、それがちょっとよくわからなかったのもう一回説明をお願いしたいということです。

もう一つは、いろいろとその学校給食の問題で、単独だけではないのだと思いますけれども、問題はやはりそういう方向でもって目指して頑張るその姿勢が大事だと思うのです。そういう中でもって、一定程度のスパンでもって考えて、そういう方向にやっぱり持って行って、バランスのとれた町政を運営していただきたいということです。

以上です。

○議長（新井利朗君） 企画財政課長。

○企画財政課長（齊藤英夫君） それでは、マイナンバー関係の町独自の持ち出しということですが、企画財政課関係でございますと、先ほど申しましたように、47ページのところでございますが、システム改修費につきましては全体の経費が270万円で、そのうち補助が127万6,000円でございますので、142万円が町の持ち出し。その下の負担金のところであります中間サーバープラットフォーム整備補助金につきましては、全額補助の見込みでございますので、町の持ち出しはゼロという計画でございます。

企画財政課関係は以上でございます。

○2番（田村 勉君） 企画財政として142万円ということ。課として。

○企画財政課長（齊藤英夫君） 企画財政課関係のマイナンバーに関するものについては、その金額でございます。

○2番（田村 勉君） では、ほかの課にはあるわけですね。

○議長（新井利朗君） 質問を通告してからやってください。

○2番（田村 勉君） はい。

○議長（新井利朗君） 町民課長。

○町民課長（中畝健一君） それでは、町民課のマイナンバー関連のご質問にお答えいたします。

町民課のマイナンバー関連は、予算書の50、51ページをごらんいただきたいと思います。51ページ一番上の説明欄に、通知カード・個人番号カード関連事務委託料69万6,000円がありますけれども、これが先ほどご説明させていただきました作成にかかる費用で、これ10分の10出るというふうな説明をさせていただきましたけれども、23ページの総務費国庫補助金の個人番号制度事務国庫補助金の中に個人番号カード交付事務費国庫補助金69万6,000円とありますので、これについては10分の10入ってくるということです。ただ、その下に、再発行の委託料等、個人番号カードと通知カードの再発行については単費になりますので、国庫補助については特に見込んでおりません。

以上です。

○議長（新井利朗君） 総務課長。

○総務課長（野原寿彦君） 田村議員の再質問にお答えします。

予算書の39ページをお開きください。先ほども申しあげましたマイナンバー制度研修会業務委託料、マイナンバー支援業務委託料で、あわせて262万5,000円でございます。よろしく申し上げます。補助はございません。よろしく申し上げます。

○議長（新井利朗君） 教育次長。

○教育次長（若林 実君） それでは、給食費関係のご質問にお答えさせていただきます。

教育委員会といたしましては、先ほども申しあげましたように現状を維持していきたいという考えでございます。これ以上の対応につきましては、政策的な判断によるところが大きいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（新井利朗君） ほかに質疑はございますか。

8番、大島瑠美子さん。

○8番（大島瑠美子君） 細かいことを少し聞きます。

「うんと聞いたほうがいいよ」と言う人あり

○8番（大島瑠美子君） いえ、そうではなくて、わけはなくて、3分でいけるぐらいの。

41ページ、新で、庁舎清掃業務委託料は障害者がやるってお話ししましたよね、120万円。これは、もう大体決まっていて、清心会とかさやか学園、そういうところでやる、それとも違う業者が、団体のその障害者が来てやるのでしょうか。それわかったら教えてください。

それから、47ページの、さっきも言いました矢那瀬地区拠点づくり構想策定業務委託料って書いてありますけれども、こちらのほうには7ページ、地方創生事業で301万1,000円、長瀬町まち・ひと・しごと創生総合戦略に基づく事業を実施するとあります。この策定業務委託料というのは、業者にちょこっとやってしまってお金がなくなってしまうのか、それともこちらが、矢那瀬なら矢那瀬のほうに、もしするとすれば、そっちは事業をやるのか、そこのところをお聞きしたいと思います。

それから、67ページの保健衛生費の報酬の5万4,000円。新しく空き家対策推進協議会委員報酬が5万4,000円とってありますけれども、これは、空き家バンクで秩父自立圏のほうでやっているほかに、またこれをするのでしょうか。それで、5万4,000円って金額は、委員さんが何人で、何回ぐらい予定しているのでしょうか。多分1回ぐらいしか払えない金額かと思しますので、それをお聞きしたいと思います。

それから、79ページの13の委託料、有害鳥獣捕獲事業委託料が40万円とってありますけれども、その括弧のところは440万とってありますけれども、これは何か違う行があったのを、それを削ったのでしょうか。それとも、440万も去年はとってあったのでしょうか。それをお聞きしたいと思います。

それから、83ページの、新しく蓬莱島公園管理委託料117万円をとってありますけれども、これは誰かが管理をするのでしょうか。それとも、いろんな管理ということなのですかけれども、お手洗いでできた場合には、そのお手洗いのやっている人たちにこれを支払う金なのでしょうか。それを、だから井戸の、上郷の地区の方にやらせてお金を払うのでしょうか、それともシルバーに頼むのでしょうか、それとも違う人にやるのでしょうか。それをお聞きしたいと思います。

それから、93ページです。93ページの11の事業費の被服費8万7,000円と、備品購入費の被服費49万4,000円ですけれども、この備品購入費の被服費は消防団ですので、全員とか何着もいっぱい買うから、これは備品になりますというので、これは上げてあると思うのですよ。消防団員さんに配布したり何かするということで。ですけれども、11の被服費8万7,000円というのは、これは個人ではないですけれども、要するに町長とか、副町長とか、若い女の子とかというのにやるので、一応団員ではないからということで被服費をとってあるのでしょうか、それをお聞きしたいと思います。

簡単な質問だからすぐ答えられると思いますので、早急に上手に教えてください。お願いします。

○議長（新井利朗君） 企画財政課長。

○企画財政課長（齊藤英夫君） それでは、大島議員のご質問にお答えいたします。

まず、41ページのところの庁舎清掃委託ですね。これは、先ほど申しましたように、障害者優先調達法ということがありまして、障害者施設に委託をするものでございますが、今のところ、先ほど申されたように、清心会の方からのそういう要望がありまして、まだ決定ではないのですが、そちらと契約する予定で進めさせていただければと考えております。

それと、47ページの矢那瀬拠点づくりの311万1,000円でございますが、これは総合戦略の事業としまして、地区との話し合いとか、そういう形で計画を策定するための業者委託でございます。そこで、例えばアンケート調査をやったり、どういう計画をするかという、そういう計画策定の業務の委託料になってお

ります。ですので、何か事業をやるための、事業というか、何かをつくるための予算ではなく、計画を策定するための予算でございます。

○議長（新井利朗君） 町民課長。

○町民課長（中畝健一君） それでは、空き家の協議会にかかります委員の内訳についてご説明をさせていただきたいと思います。

空き家につきましては、空き家等対策の推進に関する特別措置法というのが施行されまして、その中で、協議会を組織するというようになっております。協議会の中で協議する事項としましては、空き家が特定空き家に該当するかの判断、空き家の調査、特定空き家と認められたものに対する立入調査の方針ですとか、特定空き家に対する措置の方針などを協議する場として設けられるものです。

特定空き家というものはどういうものかといいますと、倒壊等著しくて、防犯とか危険があるので、それをどうしましょうかということ協定するというふうなことが主になろうかと思っております。その協定する委員の方を選定するのですけれども、選定には10名前後の委員さんを予定しておりますけれども、ここで計上をさせていただいたのは、司法書士さんですが、宅建の許可をお持ちの方を予定させていただいております。中には、委員として、候補とすると県土事務所とか、そういう県の職員の方もいらっしゃるの、そういう方を除いた方として計上をさせてもらっております。

以上でございます。

○議長（新井利朗君） 産業観光課長。

○産業観光課長（横山和弘君） それでは、大島議員のご質問にお答えいたします。

1点目の予算書の79ページ、3目の農業振興費の第13節委託料。今年度は予算額が40万円、昨年度の説明欄には括弧書きで440万円ということで、金額が少なくなっているが、理由ということでございますけれども、昨年度は、ここに農道整備工事がございまして、その農道整備の測量設計業務委託料が400万円ありましたので、その測量設計業務委託料が400万円減になってしまったために、40万円の有害鳥獣捕獲事業の委託料のみということになっております。

それから、予算書の83ページ、第2目の観光費の中の第13節、やはり委託料ということで、その中の新の一番上ですけれども、蓬莱島公園管理委託料ということで117万円。こちらのほうは、蓬莱島公園を新しく整備しましたので、もともと蓬莱島が、シノが以前白鳥荘がやっていた以降、なかなか手がつけられなかったところでしたので、シノが大分はびこっておりました。その整備いたしましたけれども、またことし以降、シノとか草とか生えてきますので、そちらのほうの除草の委託料ということで計上させていただいております。一応まだ決定してはおりませんが、予算書上で積算した金額は、シルバー人材センターの人件費等を考慮して計上してある金額でございます。

以上です。

○議長（新井利朗君） 総務課長。

○総務課長（野原寿彦君） 大島議員のご質問にお答えします。

93ページの需用費の被服費でございますが、これは説明でも申し上げましたけれども、影森グラウンドで秩父消防の操法大会がございまして、選手のアポロキャップ、短靴、長靴代でございます。よろしくお願いたします。

○8番（大島瑠美子君） そうではなくて、被服費のことで、需用費と備品購入費、どう違うのという話。

○総務課長（野原寿彦君） 備品購入費のほうは制服とか被服費なのですけれども、需用費の中にも、それ

以外に金額的に満たないものがあるということで、需用費の被服費としてアポロキャップとか、その他について計上させていただきました。

以上でございます。

○8番（大島瑠美子君） では、もう一度。1つだけ。

○議長（新井利朗君） 8番、大島瑠美子君。

○8番（大島瑠美子君） すごくくどいようなんですけれども、47ページの矢那瀬地区拠点づくり構造策定業務委託料311万1,000円というのは、すごくあんなちっちゃく、ちっちゃくさいとは言いませんですが、矢那瀬地区のそれを業務委託で311万円かけて、いろんなことどうしよう、こうしようというのはすごくもったいない気もするのですけれども、そこに理由があったら教えてほしいと思います。

○議長（新井利朗君） 副町長。

○副町長（平 健司君） 大分矢那瀬の話がいろんな方から出ているのですけれども、私たまたま矢那瀬の人との接触がないので、答弁のほうは控えていたのですけれども、どういうことをやるかというのをなかなか職員のほうをはっきり言わないので、私のほうからお答えをさせていただきます。

矢那瀬の小さな拠点づくりの事業内容というのですか、311万円の。それにつきましては、3つの大きな柱がありまして、1つ目としまして現状、課題の把握、2つ目としまして拠点づくりに向けた検討体制の構築、3番目といたしまして、これは仮称ですけれども、長瀬町矢那瀬地区小さな拠点づくり構想の策定ということで、この大きな3つの柱に基づきましてやるわけなのですが、例えば1番の現状、課題の把握につきましては、統計資料による現状把握及び整理や地域の全世帯を対象としたアンケート調査を実施し、地域の生活サービスの現状や地域活動の実施状況を点検、拠点づくりに向けた課題、いわゆる検討テーマを整理させていただきたいと思っております。

2つ目の拠点づくりに向けた検討体制への構築につきましては、矢那瀬地区住民を中心に、今後の矢那瀬地区のあり方について話し合いの場を設け、地域の将来ビジョンを盛り込んだ地域の自主性、自立性を図るための検討委員会を設置し、今後の地域のあり方等について学び、考えていく話し合いを実施すると。地域づくりのための役割分担を明確にしていきながら、地域課題の解決に向けた取り組みを持続的に行うための地域の組織を形成しますということです。

3つ目の、仮称ですけれども、長瀬町矢那瀬地区小さな拠点づくり構想の策定につきましては、現状、課題の取りまとめをもとに、地域活動を推進していく上で、拠点に必要な機能を初め、拠点の場所や整備方法などについても検討し、拠点づくりの考え方や自主運営、組織の確立の方向性をまとめた、いわゆる先ほど申し上げました長瀬町矢那瀬地区小さな拠点づくり構想を策定するというので、全てソフト事業をさせていただくということでございます。これが小さな拠点づくり事業の3つの柱を来年度やらさせていただきたいという内容でございますので、ご理解をいただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（新井利朗君） 8番、大島瑠美子君。

○8番（大島瑠美子君） 内容はよくわかりました。ですけれども、120世帯ぐらいしかないところですので、業者が全部やらなくても、町の職員がそのところでアンケートとるというのも百何件ぐらいではとれるかとも思いますので、これを別にどうのこうのというように、策定業務委託料が311万1,000円というのがとってありますけれども、これを全部使わないで、できるだけ町の職員なりなんなりがやってもらって、そこを200万円なり150万円なりで済みましたら、それをだから繰越金なり何なりで有効に使ってほし

いなと思います。

以上です。

○議長（新井利朗君） ほかに質疑はございますか。

10番、染野光谷君。

○10番（染野光谷君） 教育関係、新井家、あとはシルバー、予算ではないけれども。あと、せっかくだから蓬莱島の、副町長さんもお口を開いたから、それを最後にちょっとお聞きしたいのです。よろしいですか、副町長さん。

〔「何を聞くの」と言う人あり〕

○10番（染野光谷君） それは、蓬莱のね。蓬莱島のね。実は、運営委員会でも蓬莱島を見てみようではないかというので、一応運営委員会ではそういう話も出たのです。俺も余りきのう蓬莱の話が出たとき言わなかったけれども、きょう、寝て起きたら、目が覚めました。それで、蓬莱島のそのことを、一応運営委員会でも話に出たことなので、もしきょう時間が早く終われば、本当見られれば見たいぐらいなのです。どこまで時間が延長してやるかわかりませんが。そんなところで、最後でいいからね。

初め新井家の問題と、あとシルバーは予算のあれには減っていないけれども、シルバーのことでちょっとお伺いします。シルバーね。シルバーもちよいと。

○議長（新井利朗君） 10番議員、質問をもう少し具体的に。

○10番（染野光谷君） 具体的に。だって、わからないのかな。

○議長（新井利朗君） 何が聞きたいのか、質問……。

○10番（染野光谷君） それでは、よろしいですか。それでは、新井家から行きます。

新井家も恐らく30年か40年前だね。新井家の文化財として、あそこの長瀬へ持って行って、移転して、いろいろと文化財なの町だか、国ですか。それを伺って、大変銭食いなのだね、こういうふういろいろ。文化財だからかかるのだから、しょうがないとか言うかもしれないけれども、まことに銭食いだね、話を聞くと。本当に銭食いで、銭食い虫というのは、こういう大変な時期には、そういう文化財であろうと切ってしまうてもらいたいぐらいです。

〔「何で」と言う人あり〕

○10番（染野光谷君） 何も要らないと思う、俺は。

〔「そんなことないよ」と言う人あり〕

○10番（染野光谷君） だから、横から言わないでくれ。

○議長（新井利朗君） 8番議員、私語を慎んでください。

○10番（染野光谷君） それで、どういう考えでいるのかなという考え。

あと、シルバー。シルバーも大変だ、確かに。だけれども、大変だよと言ったって、定年になった人が登録して、シルバーセンターの会員になるのだよね、話を聞くと。それで、井上君も行っているかもしれないけれども、いろいろな人がいると思うのですよ、あの中には。それで、昔こういう話を聞いた。俺は定年になったのだからいいや、5,000円だからいいやと言って、行っていけばいいというような考えの人もあるわけだ。さっき関口君が言ったけれども、高齢年金をもらっている方って。そうではなく、職場を変えていくなれば、新しい気持ちでやる気になって、もし例えばお仕事をご指名があったらばやる気になる。これが一番、シルバーだってそう思います。ただ、終わればいいやと。それで、3人行くから、5人行くからといって、確かに年寄りが行って、腰が痛くて、足が曲がって、俺も身体障害者だけれども、や

るときはやるというような気持ちでとっかかってもらいたいなと思うのです、そのシルバーの関係は。

それで、確かに仕事は多い、いろいろ話聞いて。草刈り、いろいろ、さっきも蓬莱島のシノのこういうので、大変だと思うけれども、ある程度行けば汗が出るのだから、汗が出ないでポケットへ入れて、夕方まで行って終わればいいや、それとも車なんか乗り回して、何年か前だか知らないけれども、車で行ったり来たりしているけど、何しているのだんべという運転手もいたらしい、シルバーにも。よく聞いてください。だから、やるにはやるというようなこともしないと、シルバーだっってご指名しないと思うのだ。シルバーの所長だか局長だか見て、周りの人は、やる人はやるらしい。確かに話を聞いて。器用な人は器用だ。不器用な人は不器用。わかっているよ、そんなことは。だから、そういうことも考えてやってもらいたいな、シルバーは。そういうこと。

あと、文化財。あとは、蓬莱島のね。せっかく口を開いたのだから、それで一応ちょっと伺ってみたいのです。だから、そんなところです。よろしくお願いします。

○議長（新井利朗君） 教育次長。

○教育次長（若林 実君） それでは、旧新井家住宅の関係につきましてお答えさせていただきます。

この新井家住宅につきましては、昭和46年6月22日に指定されまして、昭和50年の3月に現在の場所に移築されております。旧新井家住宅につきましては、ご存じのように、国指定の重要文化財でございますので、文化財保護法に基づいて維持管理をしているところでございますが、板ぶき屋根につきましては、3年ごとに薬剤散布と石の置きかえ、10年ごとにふきかえを実施いたしまして、麦わら部分の屋根を5年ごとにふきかえをしております。室内につきましては、板の間の床板がたるんでいたり、土壁が落ちたりしておりますので、随時修繕をしておりますが、大分老朽化が進んでいる状況で、今後も大きな経費がかかる見込みがあることから、国、県と協議をしながら、今後の維持管理について検討をしていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（新井利朗君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（福田光宏君） 染野議員の質問にお答えをいたします。

シルバー人材センターは、定年退職者等の高齢者の希望に応じた臨時的かつ短期的な就業の機会を確保し、働く場を提供して、高齢者の生活の充実、社会参加の推進を図るということで、町のほうから補助金を交付しております。

先ほど、議員の質問の中に、一生懸命やる人もいれば、そうではない人もいます。全員一生懸命やっていただければ、それなりの効果が出ると思いますが、中ではそうではないような意見もありますし、いろんな人がいると思いますので、引き続きシルバーの加入されている人の指導を徹底してやっていただけるように、お話をしていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（新井利朗君） 副町長。

○副町長（平 健司君） 蓬莱島の視察の関係と受け取ったのですけれども、よろしいでしょうか。

○10番（染野光谷君） はい。

○副町長（平 健司君） 議会運営委員会で蓬莱島公園の視察をしたいという話がまとまったので、蓬莱島公園の視察をしたいというようなお話だと思っておりますけれども、今月はまだ小中学校の卒業式だとか、行事もたくさんありますので、あそこにつきましては桜もきれいですし、ツツジもきれいに咲きますし、もし

多少おくれてもよければ、その時期に議員の皆様と一緒に蓬莱島の視察をしたいと。いずれにいたしましても、視察したいというか、視察しますということですから、ぜひ案内をさせていただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（新井利朗君） 10番、染野光谷君。

○10番（染野光谷君） わかりました。新井家、ああいう文化財にしても何にしても、古いもの直すのは大変。また、直すところもまだあるようで、これから大変だなと思いますが、ひとつそういう古いものは大事にすることが必要ではないかなと思いますが。私個人としては、もう本当、新井家の問題はいろいろな面でも頭にあって、眠れないこともあります。でも、ひとつ長く文化財として大事にしてください。

次、シルバーね。シルバーは、これは私が初めて昭和58年議員になったときに、瀧上というのが町長になって、それで公平委員で活躍していた……

〔何事か言う人あり〕

○10番（染野光谷君） それで、簡単に話します。これは、初めてシルバーセンターをつくるというので、武井文太郎って宮沢の国鉄行っていた男が、そこで所長になって始めたことなの。それで、ある程度全国的にも珍しかったのではないのかな。それで、そこへ見に来る視察、そういう話を聞いています。それで、もう三十何年かになってやっておりますけれども、いろいろ聞いておりますけれども、確かに定年退職者は多い。どこか、うんと遊びで道楽をしている人なら、本当はシルバーなんか行く必要ないのだ。さこく言う。真面目な人が一生懸命やるべという気になって、そのシルバーセンターへ登録するのだと思うのです。だから、それはよく考えてもらうように、一生懸命長く利益のあるように、しっかりやってください。

以上です。

○議長（新井利朗君） ほかに質疑はございませんか。

4番、岩田務君。

○4番（岩田 務君） 4番、岩田でございます。何点か皆さんからの質問とか説明でわかりましたので、6点だけ質問をさせていただきたいと思えます。

わかりやすいの、当初予算概要の5ページ。こちらで、人件費の部分で3,044万5,000円減額となっている主な理由を教えていただければと思えます。

2点目ですが、同じく13ページ。真ん中辺で児童安全対策事業、こちらのほうが矢那瀬地区の送迎のものだと思いますけれども、平成27年は47万9,000円だったものが、今回136万8,000円となった理由があると思うので、こちらをお聞かせください。

そして、3点目が、これは決算書になります。17ページと18ページにまたがっているのかな。こちらが児童保育費の負担金というのが……21ページかな。児童保育費の負担金というのが、予算では約400万円こちら減額となっていると思えますけれども、こちらについての理由をお聞かせいただければと思えます。

そして、25ページ。これは児童福祉費県補助金の関係で、放課後児童健全育成事業費県補助金というものが27年度の約半分となっておりますけれども、こちらの理由を教えていただければと思えます。

1個また抜けていたのですけれども、19ページ。こちらは、先ほど染野議員のほうからの質問にもございましたけれども、私のほうからもちょっと質問させていただきたいのですけれども、旧新井家住宅、19ページの真ん中辺です。旧新井家住宅資料館観覧料と、関連するところで111ページの部分もあるのですけ

れども、こちらは文化財であり、教育委員会の管理ということで、費用対効果というのは余り関係ないかもしれませんがけれども、ここ2年間では、たしか5年ごとの修繕費用で、改修事業に約1,000万、また維持管理費などに約700万円の予算が出ており、収入である観覧料は2年で250万円程度でございます。今回は23ページで、新たに住宅修理事業として374万円国庫補助金をいただけるようではありますが、管理費と観覧料だけ差し引いても、毎年200万円以上が赤字となっております。

今後も定期的な屋根の修繕費用がかかりますし、さらに年数が経過するほど、修理や保存のための費用がかかる可能性は否めません。また、今のままでは、観覧者が増加することも見込めないと思いますが、維持管理や運営を民間に委託することは考えないのでしょうか。

最後の6点目ですけれども、105ページの備品購入費で図書購入費、こちらが一小、二小とも27年度予算は大体20万円でしたけれども、28年度は120万円前後と五、六倍に購入費がふえており、中学校でも、学校管理費の図書購入費、これが27年138万円から217万円。また、教育振興費の図書購入費が、新たに200万円計上されております。こちらについては、きのうの補正で64万9,000円の図書購入費が減額となっておりますが、例えば数年に一度まとめ買いをするとか、今回何か同じような本を購入するなどがあるのか、こちらについて理由をお聞かせください。

○議長（新井利朗君） 暫時休憩いたします。

休憩 午後2時32分

再開 午後2時50分

○議長（新井利朗君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

4番、岩田務君への回答から始めます。

総務課長。

○総務課長（野原寿彦君） 岩田議員のご質問にお答えします。

28年度につきましては、人事異動ですとか職員の新陳代謝、また27年度には職員の途中退職等がございまして、このように当初予算において減額になったと思われまして、よろしく申し上げます。

○議長（新井利朗君） 教育次長。

○教育次長（若林 実君） それでは、教育委員会の関係につきましてご答弁申し上げます。

まず初めに、児童安全対策事業、前年度47万9,000円が今年度136万8,000円はというご質問でございますが、これは通学路の特殊性、危険があるということでございますから、矢那瀬地区の児童生徒を学校から自宅近くまで車で送り迎えをするというような事業でございますが、これまでは10月から3月までで、下校時のみを対象にしておりました。平成28年度からは年間を通して登校と下校、両方送迎をするということで予算のほうが上がっております。

次に、旧新井家住宅の民間委託は考えていないのかというご質問でございますが、旧新井家住宅、そして郷土資料館、両方とも老朽化により今後の維持管理が難しくなってきているところでございますが、教育委員会といたしましては、まずは両施設ともきれいになるような整備をしていきたいと考えているところでございます。民間委託につきましては、両施設とも老朽化が進んでおりますので、相当これは手を入れて改修をしませんと、引き受け手がいるかどうかというような状況でございますが、当然今後の整備を

検討していく中であっては、民間委託につきましても考えているというところでございます。

次に、小中学校費で、図書購入費が大きいのはというご質問でございますが、4年ごとに教科書の改訂がございまして、これに合わせて教師用の指導書を購入する必要がございますが、小学校は平成27年度に変わりました、中学校は平成28年度に新しい教科書に変わるわけでございます。そのため児童生徒用の教科書は無料でございますけれども、教師用に指導用のデジタル教科書と、中学校で教師用の指導書を購入するということから、図書購入費が大きくなっているところでございます。

以上でございます。

○議長（新井利朗君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（福田光宏君） 岩田議員の質問にお答えをいたします。

予算書の17ページの児童保育費負担金が前年度より減っているという理由ですが、対象の児童が減っているということでございます。

続きまして、25ページの民生費県補助金の節の2ですか、児童福祉費県補助金の中の放課後児童健全育成事業費県補助金が減っているということですが、子供事業の部分について大幅な制度改正がありまして、名称等も変わりました、その部分が減ったという形であられてきているものでございます。

以上でございます。

○議長（新井利朗君） ほかに質疑はございませんか。

5番、村田徹也君。

○5番（村田徹也君） それでは、何点か、ほかの議員さんと重複する点がありますが、内容的にちょっと違うので、答弁のほうをお願いします。

まず、全体的なこと町長にお伺いします。まず、財政面では行政報告書の中で、財政の硬直化が進んでおり、中略、限られた財源の中でさまざまな行政課題に取り組み、事業の再優先順位を決め、予算を効果的、重点的に集中させ、はつらつ長瀬の推進を図るとしてあります。そういうことの中で、特に見受けられたのは、将来負担率を下げるために歳出の公債費比率を上げたということは、多分将来比率を、今130ぐらいだと思いますが、下げようという努力が出ているのかなと思いますので、そういう点で、全体的なこと町長をお願いします。なお、その将来比率を下げるにしては、もう少しその公債費比率を、歳出を上げて、もっと下げられたらよかったなど。私の感想です。

では、ほかにもう1点、似たようなところで、ここに性質別歳出決算額の構成比というのを、これ全国とか、県とか、市町村とかいうことで出ているグラフがあるのですが、これで見ると市町村は平均的に、要するに人件費というのは16.8%と出ているのです。要するに財政支出に占める割合が16.8%というふうな比率のグラフがここにあります。私が長瀬町のを計算したら、ちょっと計算の仕方がいろいろでわからなかったのですが、計算してみたら22.3%という人件費になっている。これは特別職とか、委員さんの報酬とか、そういうのも含んでいるかなという気がしますが、ちょっと22.3%だとすると高くなっている。やはりこれはもう少し下げようという方向がちょっと今回の予算では出ていなかったかなと、そんなような感じがしますので、わかりましたら、そこもお答え願います。

あと、重複する点だけ先に述べたいと思います。まず、シルバー人材センターについてはいろいろ出たのですが、課長の答弁が公平に仕事が回るように要望したいというふうにお答えされたのですが、これ公平に仕事が回るのは当たり前だと思うのですが、規約というのがあるわけ。日本シルバー人材センター規約と。それに埼玉県のがあって、長瀬町の規約があるということで考えると、例えば1週間に

何時間とか、月何回とか、そういう規定があるわけです。それにのっとってやっていけば、一部の人だけにといいことはないわけなのです。前、監査が入って、こういう方法はうまくないと。シルバー人材センターでは指導を受けたというふうなこともあるわけですが、ちょっと私もそれを確認したわけではありません。特定の人がいっぱい出ていてとかいうのを確認したわけではありませんが、もしそういうのがあるとすれば、それは規約にのっとってシルバー人材センターの雇用という言葉でいいかどうかわからないけれども、やらなければいけないのだろうと。そこのところについて、シルバー人材センターについて、これからでもいいですから、ちゃんと行われているかどうか、補助金を一千何百万だか出しているわけですから、そこをお願いしたいと思います。

あと、重複しているところで、矢那瀬地区の311万円についてなのですが、このとき、課長が答弁したのは、矢那瀬の地区では高齢化が高くなっていると、それから急落地域があると。急落地域があるというのはわかります。高齢化率ということできくと、私が前調べたのは、自分の住んでいる上中宿が一番高齢化率が高かったような気がするのです。その高齢化率が非常に高くなっているから、ここでやらなければいけないということであれば、それも納得できますが、地区ごとの高齢化率が出してあるのかどうか、出してあってそういう矢那瀬地区は高齢化率が高くなっているからということであれば納得できるのですが、そういう根拠がなくて、高齢化率が高くなっているからという答弁ではおかしいのではないかと思います。あとは重複したところはありませんので。

まず、教育委員会関係をお願いします。新井家住宅、たびたび出ていたのですけれども、これ細かい数字言ってもしょうがないかとは思いますが、新井家住宅の入館料というので、平成25年170万円、平成26年150万円、平成27年140万円、そして28年の見込み高が110万円と減少の一途をたどっているということですよ。28年度の歳出が、大幅改修とかがありますが、1,151万9,000円と。特にその中で、管理業務委託料が217万1,000円、28年度に110万円の入館料を見込んで、管理業務委託料が217万1,000円、100万円程度多いのです。この運営方法、文化財ですから、維持、保存するということは大切だと思います。しかし、要するに開館日とか、そういう運営面で考えていかなければいけないのではないかなと思います。どういうふうにするかと。例えば土日に開館するとか、冬の時期は開館しないとか、また、町職員も要るわけです。ただ、町職員となりますと、休憩時間とか休憩時間というものもあると思いますので、1人で賄えない点はあると思いますが、時々行ってみるのですが、きょうの入館者は6人でしたと。あそこで町職員が1人いると。なおかつ、多分管理業務委託ということでもう一人の方がいると。2名の方がいらっしやると、6名の入館者に対してというふうなこともあるので、そういう平日開館というのも見直していくという運営方法が必要なのではないかなと。それから、麦わら屋根は10年ごとにふきかえなければいけないとか、そういうかかるお金は仕方ないことだと思いますが、そういう運営方法を考えていかなければというふうな気がしますので、教育委員会にその点をお伺いします。

なお、教育委員会にもう1点、体育予算ということなのですが、ちょっと年度が違って申しわけないのですが、皆野町は3,578万円、小鹿野町が652万円とかいう予算をつけているのに、長瀬町はスポーツ団体とか体育協会ということで157万円という、多分。これ113ページです。157万円という予算をとっています。その中で、スポーツ少年団については、当町は全体で25万5,000円ということで、割り算すると、大体1団体当たり最低限2万5,000円という補助金になっています。皆野町では4万5,000円、横瀬町では4万9,000円、小鹿野町では8万円、これ、それにプラスマイナスはあるのです。1人当たり幾らとか、そういうのも含めてあります。ですから、長瀬町でも実際には2万5,000円よりもプラスには

なりますが、この秩父郡、市のはちょっとここにはないのですが、非常に補助金が少ないというふうな、前もこのようなこと言ったことありますが、これを青少年の健全育成ということで町が考えるならば、この補助金を上げてもいいのではないかというふうな気がしますので、その点について。

特に、あとは体育協会ということで考えますと、現状の体協の活動状況と、全部知っているわけではないのですが、なかなか体協単独の事業というのはありません。やっていないです、はっきり言って。ですので、この体協の補助金というのも毎年同じ額で来ているのだけれども、私を言えば、自分がスポ少やっているからというのでは、ちょっとてんびんにかけると体協に補助金を出しているのと、スポ少で余りにも違いがあるのではないかなと。もう少し体協の活性化をしていただいて、体協独自の行事を組んでいただくとか、そういうものがないのであれば、体協の予算を削ってでもスポ少に回せるのではないかと、そういうことはありますので、教育委員会をお願いします。

では、あと、随時やっていきますが、では済みません。課ごとにちょっとなくなっているところがあるので失礼します。長瀬町地区公園整備測量設計業務委託料というのが700万円ということで、本年度、28年度出ています。昨年度は、27年度は多分今工事しているところだと思うのですが、これは43ページ、去年のは出ていませんが、500万円です。今年度700万円ということは、さらにあの道は博物館までですので、長瀬駅まで来たときに、設計業務委託料というのですか。これだけでもあと2,000万円ぐらいかかってくるというふうなことになると思うのですが、その見通しがどうなっているのか、そこまでわかっていたらお願いしたいと思います。

続いて、いろんなページにかかわるのですが、1つを挙げると、57ページ、これは各課に該当しますので、民生委員推薦会委員報酬というのがあります。57ページにあります。これ2万8,000円です。それから、例えば保育園入園審査委員報酬、何万円とか、いろんな委員さんの報酬があります。これ全部合わせるとかなりの額になると思うのですが、実は私もスポーツ振興審議委員ってやっています。これにも報酬が出ています。これも見直しをして、委員の報酬を下げると。または、委員さんを無料でというのは非常に難しいところがあるのかな。私は無料でいいと思うのですが、こういう委員さん、これからもいろんな総合振興計画審議会委員の報酬が39万1,000円という金額が出ている。委員報酬を下げられないのか、さもなければ、委員によっては無償にできないのかと、私は無償を望みますが、これが減額すべきではないかというふうなことで考えておりますので、どの課でも、または課を通じて、町長さんでも結構です。答弁のほうをお願いします。

あと、67ページの環境美化業務委託料、これ毎年言っているのですが、185万円なのです。28年度、185万円。環境美化業務委託料、何をやっているのですかと言えば、多分これもシルバーさんに出しているのかなという気がするのですが、このごみを挟むようなもので時々清掃されているという方もいらっしゃいます。多分あれはボランティアではないと思うのです。これが環境美化になるのかなと。昨年度質問したならば、これは長瀬町中が対象であるというふうなことなのですが、長瀬町中をこの予算でやったら、とてもできないだろうと。多分長瀬地区に限っているのではないのかなと思うのですが、車も通りますし、本当にそういうことで受けていただいているのなら、ピブスでもつけていただいて、こういうことでやっているのだよとわかったほうがいいのではないかなと思います。または、地区を限って、なかなか難しいですか、今度は蓬萊島もできますから、今度は、来年度というか、上半期は長瀬地区で、下半期は蓬萊島の公園のほうとか、そんなふうなことが考えられるのではないかなと思いますので、お願いします。

次、76ページの農林水産業費、これは平成24年からちょっと言います。3,141万6,000円、24年度。25年

がいろんな事業によって4,098万5,000円、26年が6,137万9,000円、27年が3,562万7,000円で、28年度は1,944万5,000円、かなり少なくなっているのですが、事業が精査されてこうなったかと思うのですが、農林水産業費の額が少なくなったと。そのうち農業費なのですが、24年が2,667万9,000円、25年が3,100万4,000円、26年が265万5,400円、27年度が334万8,000円ですか、28年が172万9,000円ですか、農業費が非常に少なくなっているというところがあります。地方創生総合戦略では、農業者及び観光農園を対象に支援を行い、町内の農業振興を図るとともに、長瀬町独自の特産品創出を目的として、特産品開発を行う方を対象に経費の一部を補助しますとうたい、長瀬町総合振興計画においても後継者不足と遊休農地の増加などという諸問題を解決するために、中略、農業経営体の強化が急務と示しています。そういうふうを示しているのについては予算が少なくなっていると。これは、少し農業施策としてうたっていることと違うのではないかなという気がしますので、その点についてお願いします。

あと、緑の村の管理費なのですが、多分827万2,000円ですか、農業振興費が403万9,000円で、緑の村管理費のほうが非常に多いのですよね……失礼しました。言い間違えました。緑の村管理費が827万2,000円だけれども、農業振興費よりも403万9,000円多いということで、ちょっと緑の村管理費にお金がかかり過ぎていますが、これはやむを得ないのか。この緑の村に関しましては、先ほど平成30年になったらと課長が答弁しました。このところで、緑の村に関しては以前町長が、これは鉄道が新たな計画を持って何かやるのではないかというふうな計画もあるそうですと言われたのですが、先ほどの課長の答弁とやや食い違いがありますので、鉄道が何やると決まっていなくてもいいかもしれませんが、基本的な方針で、緑の村をどうするかと。すぐ2年後ですよ。だから、それについては、もう計画または鉄道との話し合いの煮詰めがあつてしかるべきではないかなと思います。

続いて、保健センターについて一つ質問が出たわけなのですが、古くなったから建てかえもというふうなお話もありましたよね。そんなような話も課長が答弁されましたけれども、これ古くなったから建てかえは当然なのだと思うのですが、全体的なことを考えると、地域包括支援事業との拡充のためにやるという考えに沿って、もしかしたら中央公民館と合体させるとか、または健康福祉課と合体するとか、そんなふうな方向でいかないと、古くなったから新しいのをつくるという先ほどの答弁だったのですが、それは違うと私は思いますが、課長、もう一回答弁してください。当然古いから建てかえしなければというのはあると思うのですが、地域包括支援センターの拡充ということで、あれでは不足だからという考えなのかどうか。

あと、これも重複して申しわけない、いきいき館についてなのですが、障害者の方の利用人数が5,800人というふうな、1年間トータルでのお話でした。これは1日平均にすると、例えば250日で計算すると、1日23人なのです。というのは、これはパンを買いに来たとか、そういう人の人数も含めているのかなという気がします、その点についてお伺いします。いきいき館については、当初20人定員であるというふうなことでした。しかし、やはり職種に合った人とか、合わない人とか、いろいろいるから今現在8人体制ぐらいでやっていると。日によっては6人ぐらいの障害ある方が働いていると、その中には、長瀬町の今現在籍がある人は1人です。長瀬町出身であるという人が2人ということです。多分8人のうち3名が長瀬出身とか、長瀬在住かということなのですが、やはりこれも当初は20人をという話だったので、あそこには、せっかくのいい施設ですので、もっと例えば少なくとも10人を超え、15人ぐらいの雇用を創出すると。そうしていかないと、あのつくった建物が生きていけないのではないかというふうな感じがします。

あと、建設課のほうですか、昨年度道路改良事業というようなことで……今年度ですね、議会で質問し

たことありますが、その年度の予算規模に応じて事業を行って全体計画というのはできていないと。今度は、ここの道路、ここの道路というのはできていないというふうな答弁を課長がされました。今現在でも改良しなければいけないところはいっぱいあると思うのです。そこで全部やっていったら、当然予算が足りないというのはわかります。でも、きのうの除雪の話ではないですけれども、1本の道が途中で急に狭くなっていたり、具体的に出して申しわけないのですが、原区の駅の裏あたりの道も、片方から舗装が行っていて、向こうからも舗装が来ていて、突然真ん中だけ舗装が切れているという、こんな地点もあるのです。だから、これは地主さんがちょっと提供できないとか、同意を得られなかったとか、そういう問題があるかもしれませんが、ある程度そういうの見越してというのですか、なかなか道路というのは大変だと思うのです。民民とか公民のところ、特に宝登山区にしても、郵便局の向こうから下へおりの道がありますよね、鉄道のほうに。雨が降ったときなんかすごいというのはわかりますよね。大分道路がぐしゃぐしゃで、かなり住宅もふえたのですが、あそこら辺も水たまりがすごくて、何か地主さんで余り折り合わないというような話もちょうとは聞いているのですけれども、やはり住民の方々が、出入りが大変だというふうな道については優先順位をつけて予算化していただかないと、やはりうまくないのかなという気がします。みんなと言ってもなかなか大変なのですけれども、一応。

では、47ページなので、税務課になると思います。資産評価システム研究センター正会員費3万円というのがあります。47ページ、資産評価システム研究センター正会員費というのがあるのですが、3万円、ちょっと内容が、意味がわかりません。申しわけありません。この内容についてご説明をお願いしたいと思います。

次、49ページ、パソコンを購入するというふうなことで、22万7,000円という金額なのですが、私のような者が考えるとパソコン2台だと考えるのですが、これ1台なのか、2台なのか。3台は買えないのではないかなと思うのですが、一般的に量販店に行くと2台は買えるお金なのですが、実際にパソコンが何台になっているのか。

まだ落ちはあるのですが、以上の点について各課で答弁をお願いします。

○議長（新井利朗君） 町長。

○町長（大澤タキ江君） それでは、村田議員のご質問にお答えをさせていただきます。

私に対する質問は、町長施政方針の中の文言かと思われれます。昨日施政方針の中で申し上げましたとおり、何とか将来負担比率を下げたいという思いの中で、昨年、一昨年からですけれども、少しずつではありますが起債を少なくして、公債費を多く返すような努力をさせていただいております。その中で、本来ですと、何もしなければ借金もふえないわけですが、それですとやはり町民に対しましても夢のない、よく関口議員が、夢、希望という話をされますけれども、夢、希望のない町になってしまいますので、わずかずつではあっても、やはり希望の持てる、夢の持てるまちづくりを進めたいという思いの中で、努力をしながら、そのような形をとらせていただいております。

それから、人件費についてですが、昨日もどなたかのご質問の中にもありましたけれども、今現在多いのではないかというお話をいただきました。

〔「私です」と言う人あり〕

○町長（大澤タキ江君） 私でしたか。昨日も申し上げましたけれども、この三、四年のうちにベテランの職員が皆さん退職になってしまうということ、議員も多分ご承知だと思いますけれども、その中でやはり新しい職員を育てていかなければならないという、今そのような状況になっております。昨日も申し上げ

ましたけれども、8年ぐらい空洞化と申しますか、採らなかった時期があるものですから、これから若い職員を育てていくという責務があるわけですから、その中でこういう方たちが育ってきますと、当然職員は減っていくものと思われまます。そのような状況の中で、今現在はこのような形で職員も皆さんの意向は沿えませんが、ちょっと若干多いかなというような形の中で進めさせていただいております。

以上です。

○議長（新井利朗君） 教育長。

○教育長（宮原利定君） 村田議員のご質問にお答えしたいと思います。旧新井家住宅の件に関しては私のほうから、スポーツ少年団等の補助金については次長のほうから答えさせますので、よろしく願いいたします。

旧新井家住宅の運営方法について、今後運営の仕方について、こちらとしても考えていきたいなというふうに思っておりますので、ご理解いただきたいと思ひます。

以上です。

○議長（新井利朗君） 教育次長。

○教育次長（若林 実君） それでは、スポーツ少年団の補助金の関係につきまして、私のほうから答弁させていただきます。

スポーツ少年団の補助金の増額の関係につきましては、これまで何度もお話をいただいているところでございますが、単純に補助金を増額するということは難しく、当初予算には、例年のとおり25万5,000円を計上しております。今後は、体育協会や各少年団の活動状況をよく見させていただきまして、関係者と協議しながら、支援につきまして検討していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（新井利朗君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（福田光宏君） 村田議員の質問にお答えをいたします。

3点ほどあったかと思いますが、まず最初にシルバー人材センターの規約に沿ってやっているかというようなご質問ですが、シルバー人材センターは、高齢者の生きがい、健康、社会参加の促進のため、就労の機会や社会参加の場を与えて、高齢者の生きがいのある充実した生活が送れるように高齢者福祉の向上のため行っている事業であります。数年前から公益社団法人という名前に変わって、当然規約だとか、その辺の手続はちゃんととって、社団法人として現在運営をしている状態でございます。会員の中には、シルバーに行くだけでも生きがいを感じる人だとか、さまざまな会員がいらっしゃると思ひますので、仕事の分配等につきましては、事務局のほうによくお話をしていきたいと思ひしております。

続きまして、保健センターのお話ですが、保健センターが30年は過ぎている施設かと思ひます。先ほど村田議員がおっしゃいましたように、地域包括支援事業との合体だとか、30年前のセンターの仕組みと現在の状況というのはいかなり変わってきておひまして、担当内でいろいろ話をする中では、複合的な施設ができればいいのではないかなというような話が出ておひるところでございます。ただ、このような大きい施設をつくる場合には、組織としての決定が出てくるかと思ひます。

続きまして、いきいき館の利用者でございますが、先ほどお答えをいたしました、1月末現在で5,181名という人員でございます。あと2カ月分が乗っかってくると多少人数はふえるかと思ひますが、あと1日23人平均ということになっておひますが、いきいきセンターでは、障害者福祉サービスの事業所として設置した部分と、あと地域の福祉施設、いわゆる複合的な施設の2面性を持つ施設でありまして、障害者の

中で就労している方がまだ最初に予定していた人数よりか若干少ない状況でございます。この辺につきましても、社会福祉法人の清心会のほうと契約をさせていただいておりますので、そのような対象の方がいらっしゃれば、まだそういう余裕がありますので、ぜひ来ていただければと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（新井利朗君） 企画財政課長。

○企画財政課長（齊藤英夫君） それでは、矢那瀬地区を選定したときに高齢化率が一番高いというふうなことだったのですが、私の答弁の中で、高齢化率と人口減少率が高い地域ということで、一番高いというのは多分言っていなかったような気がするのですが、そのデータにつきましてはでございます。平成22年と平成27年を比べました人口と、あとそれと年齢3区分の比率がありまして、今現在ちょっと手元にはないのですが、もし必要であれば後ほど提示したいと思っておりますが、よろしくお願ひします。その資料に基づいて、高齢化率が高いということで話をさせていただきました。

○議長（新井利朗君） 総務課長。

○総務課長（野原寿彦君） 村田議員のご質問にお答えします。

1点目の長瀬町地区公園の設計料の関係でございますが、本年度、先ほどからお話ししてはいますが、皆さんの意見を聞いて詳細設計に入りまして、物件、どういうものを幾らぐらいかけて、どのような形にするかという詳細設計に入りますので、その経費のお金でございます。

それと、もう一点の委員報酬でございますが、二、三年前ですか、委員報酬を下げておりますが、もう一度意向等いろいろ検討させていただきまして、今後の検討課題として行ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（新井利朗君） 建設課長。

○建設課長（坂上光昭君） では、村田議員の道路改良の事業についてということでお答えいたします。

確かに議員の言われるとおり、道路改良を進めるに当たっては、地権者の方の協力を得ないとなかなか進まないということがあります。今現在なのですが、要望とか苦情等があった箇所についての図面をまず作成をしてみようということで、今年度これからやろうと思っております。それをもとに、またいろいろ検討していきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（新井利朗君） 町民課長。

○町民課長（中畝健一君） それでは、村田議員のご質問の、長瀬町環境美化事業委託料のどこを掃除するかというような内容になろうかと思っております。この事業の委託先は、シルバー人材センターを予定しております。作業の内容は、散乱ごみの収集ですとかパトロールを主に行う予定となっております。場所については、岩畳周辺、上長瀬川原、大東川原などを予定しております。また、道路については、国県道、町道、林道などの散乱ごみが激しい場所を実施する予定でおります。このほかに、春と秋に行いますごみゼロで、行政区から排出されましたごみの回収、運搬ですとか、焼却炉の撤去を行っておりますので、そういうときの人件費、また動物の死骸なのですけれども、イノシシとか猫が道路でひかかれているような場合に秩父に運搬する予定になっておりますので、そういうときの人件費として、計上をさせていただいております。

また、安全管理についてのご意見もございました。現場責任者と打ち合わせしまして、安全管理の徹底

を図っていきたいというふうを考えております。

以上でございます。

○議長（新井利朗君） 産業観光課長。

○産業観光課長（横山和弘君） それでは、村田議員のご質問にお答えさせていただきます。

当初予算書の76ページ、第6款の第1項、農業費、本年度予算が1,729万円に対し、前年度の3,348万8,000円、比較して1,619万8,000円の減少、これらの原因ということで、前々年度からも減少していると。これらの原因はということかということでのまずご質問があったかと思えます。

大きくは、昨年度は農道整備工事、袋地内で実施いたしました。その工事費と測量設計業務委託、これが本年度は実施、町全体でありませので、それらの工事請負費と測量設計委託料が減少しているのが、昨年度と比べると大きな原因となっております。また、農業者や経営農地面積等がやはり減少しておりますので、それらに支出している農業者への補助金や各施設整備への補助金等を実態に合わせて計上させていただいておりますので、それらが減少しているのが原因と思われま。

それから、2点目の緑の村管理費、78ページ、下の第4目でございます。827万2,000円。その上にあります3目農業振興費423万3,000円と比べても倍近い金額が差があると。本来農業振興にかかる費用が多くなてはいけないのではないかとご指摘でございますけれども、緑の村の管理費の大きくなっているのが、毎年ご指摘いただいておりますけれども、79ページの第14節使用料及び賃借料450万、土地借り上げ料400万となっております。これらが緑の村ということで、プールとお祭り広場、それから旧新井家住宅、資料館等も含めた広大な面積の土地の借り上げ料でございます。実際これをちょっと秩父鉄道分のプールの分、借り上げのところを案分して計算しましたら、プールの借り上げ料分がこのうちの約80万円を占めているというような状況となっております。この借り上げ料が大きく占めているので、農業振興費より大きく上回っていると。ただ、前年度農業振興費も1,300万円、以降、以前、減少しておりますので、それらについても、原因はやはり実態に合わせた農業者の経営者不足、少なくなっているのが原因と思われま。

それと、緑の村に関連して、鉄道が何かやるのではないかと前町長からのお話があったということなのですが、私が知る限りでは、鉄道で宝登山山麓に温泉施設を経営したいということで希望があったと伺っております。しかし、その後ボーリング調査を実施した結果、温泉が出なかったということで、その温泉事業はそのまま中止、休止という形になっております。その後、鉄道に確認いたしましたところ、今後については、鉄道が実施主体ではなく、鉄道及びほかの一般民間事業者と連携して、あの地区を何か経営をやっていければということで現在模索中で、具体的に何をやるというのはまだ決まっていなくて、経営共同体というか、ほかの業者のほうにこういう土地があるのだけれども、一緒に事業を展開していかないかという話を何社かにしているという状況は伺っております。

以上でございます。

○議長（新井利朗君） 税務課長。

○税務課長（林 宜子君） 村田議員のご質問にお答えいたします。

資産評価システム研究センター正会員費3万円についてのご質問でございますが、家屋等の評価をいたしますときに、標準価格等の情報や評価の方法等を勉強し、参考といたします評価システムの研究会に当町が加入しております。その会費でございます。

また、パソコンの22万7,000円でございますが、これは公図資料情報システム用のデスクトップパソコン

ン1台と17型液晶ディスプレイ1台の合計でございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（新井利朗君） 5番、村田徹也君。

○5番（村田徹也君） それでは、町長の答弁のほうのまず将来負担率を下げていきたいということは、先ほども言いましたがわかりますが、やはりもっともっと努力すべきだったのではないかなと思います。まだ恐らく無駄は、どれが無駄とは言い切れませんが、出てくるのではないかなと。例えば、今わからないで言うのも失礼ですが、税務課長のお答えになった会員、正会員になると、これ加入しなければそういうデータ、要するに土地家屋のデータというのがいただけないのか。それだったらやむを得ない、つき合いで入っているのなら、この3万円分も浮かすことができるのではないかなとか、そういう見直しというのはできるような気がします。

人件費についてなのですが、多いとは思いますがというふうなお言葉なのですけれども、これからやめていかれるというふうな方々もいらっしゃる。はっきり言って、私なんかよくわからないのです。正式に職員さんが何人か。今84かなと私は考えているのですけれども、そのほかに当然臨時的な職員も、これも入っているのかなと。これから人口が減っていくということにおいて、人口が減ったらやっぱり町職員数も、これ何人が妥当とかは言えませんけれども、昨日も言いましたように1,000人当たりでいくと、埼玉県でもある資料によると3番目に高いということですので、ある程度計画的にやっていかなければいけないのではないかなと。だから、10年後を目指して、職員の年齢構成というのはわかりますよね。ピラミッド型になっているかどうかとか、そうして何年に何人一応退職されるとかいうのを想定して、その職員数というのは出ると思うのです。だから、それを本当に割り振って、今の職員の方がやる気を持っていないとか、やる気を持っているとか、皆さんやる気を持ってやっていると思うのですが、人数を徐々に減らして、その方々の能力を十分発揮していただくと、そういう方向のほうがよいと思いますので、この何人來年度実際に採用されて、來年度何人になるのかと。もしわかっていたら、ここのところを教えてください、納得できるかということをやっと自分なりに考えていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

新井家住宅につきましては、民間を含めてという先ほどの私ではない答弁もありました。それから、運営方法を考えていくというふうなことです。期待して、28年度はこれでやるということですか。それともそうではなくて、28年度こういう予算を立てたけれども、余りにも例えば27年度までのデータを見て、普通日もほとんど人が来ないというときは開かない方針でやっていくとか、そんなふうなのは28年度から入れていくつもりなのかどうかをもう一度お伺いしたいと思っております。

あと、スポーツ少年団のほうについては、体育協会の活動ぶりを考えて、またその中で割り振りをというふうなお話だったので、28年度、それを見て生かしていただければと思います。

あと、シルバー人材センターにつきましては、同じようなちょっと答弁が続いているわけですが、そこに来る人がやる気があるとか、やる気がないとか、私はそういうことではなくて、規約があるのだから、その規約に基づいて1週間に何時間とか、月に何日とか決まりがあるわけですよね。その決まりに沿ってやっていただくと。これがやられて、実際に補助金を出していますので、そこまでしっかりやっていただきたい。それを逸脱しているかどうかというのは推測でしか、いちいちシルバーに加盟されている方の幾日行っているとか、そういうのを掌握できるはずありませんので、そういう話も聞いていると。とても多い人もいるし、少ない人もいるしと。そういう細かい点についてはいろいろ耳に入ってくるので

で、もう一度お願いします。

あと、保健センターにつきましては30年過ぎているとか、複合型施設を考えたらいいねというふうな、いいねという何かお話だったような気がします。これ町長になるのですか。つくりますとか、それは言えないと思うのです。ただ、そういうのを、町長の考えも含めて、そういうのを前提にある程度改修とか、そういうのをやっていくのか、そうではなくて、ただ、先ほどこういうふうになっていったらいいねという状況なのか、そこのところをお聞きしたいと思います。やはり箱物というのはお金がかかりますよね。お金がかかります。非常にかかると思います。ただ、それを有効活用する。まして合併してと。だから、例えば社協も一緒になってとか、地域包括も一緒になってとか、皆さん、高齢者の人は、保健センターを兼ねてとか、そんな投票のとき人がいっぱい来るようなのではなくて、使えればいいのではないかと思いますので、そこをお願いします。

矢那瀬地区については、そういう比率があるということなので、きょう帰りにでも、私だけではなくて皆さんに示していただければ、なるほどなというのがわかりますので、このパソコンの中で、地区ごとの人数というのはわかりますよね。例えば風布が1番少ないと。2番目に少ないのが下袋だと、次に3番目に少ないのが上中宿だということで、風布を除けば下袋は84世帯と。上中宿が85世帯というふうなこととか、人数何人住んでいるとか、こういうありますので、そういうのもやはりある程度みんなの目に渡していければ、なるほどな、矢那瀬はこれだけ少ないのかとか、そういうのがわかると思いますので、お願いします。

あとは、各委員会の委員の報酬は2年前に下げたというお話を伺いました。これ無料化はできないのか。大島議員に聞いているのではないのです。私は無料でもいいと思うのです。無料で、はっきり言って自分なんか、それでいいのではないかなという気がしますので、とにかく無駄な金というのかな、ちょっと言葉は悪いかもしれませんが、本当に交通費ぐらいの日当ぐらい、日当では報酬ですか、にしていけるのかどうかもお伺いしたいと思います。

あと、建設課でもう1回、道路とか要望を図面をつくって今年度からという建設的なご意見だったのですが、これは、役場担当課で思っているだけだとだめですよ。もし本当にやるのであれば、新年度の区長会なりにそういうことを出さなければ進まないですよ。さもなければ、建設課のほうで長瀬町中を回って、現場を見て、それでそういうのをつくっていく。仮に28年度に、では建設課で現地調査をしてみようと。細かいところまでできないと思いますが、ここはちょっととか、そういうのを洗い出すとか、2年目、29年度にはもう区長さんにあらかじめお示しして、それでこういうところ、こういうところって要望出していただいて、これは前提として全部やるということではなくて、それで担当課のほうで優先順位を決めていただいてやっていくとか、そういう方向なのか、先ほどの図面つくってという言葉です。

あと、町民課のほうで、環境美化につきましてはの答弁いただいたのですが、多分ほとんど岩畳と、あとは上長瀬からの南桜通りですよ。あそここのところ随分拾われていかれると。多分あの経費はここに当たるのかなというふうな、これ全額ではないということはわかりました。散乱ごみであるとか、地区でゴミゼロの日とか、そういうお金もかかっているというふうなことはわかりましたけれども、鳥獣の、よく国道なんか死体があったりとか、そういうのも含めてというふうなことなのですが、やはりこういうのはシルバーさんに仮に委託したとすれば、非常に危険伴うのです。だから、やはりギプスをシルバーのほうでも用意していただいて、危険がないようにというふうな形でぜひやっていただきたいと思います。

もう一点、産業観光課のほうに、先ほどの緑の村の付随してなのですけども、宝登山地域の周辺の管

理がありますよね。管理の委託料が260万円入っているのです。これ宝登山地域の周辺の管理、79ページです。宝登山地域周辺管理委託業務委託料260万円となっているのです。これは、宝登山地域というのは民有地ですか、それとも町有地ですか。民有地であれば、宝登山地域に毎年限ってというのは、これ観光目的のお金ですか。農業費ですよね、これ。農業費ですね。だから、観光のお金ではないと思うのですけども。

あとは、パソコンの、税務課のほうなのですけども、これデスクトップと、あとは液晶画面ですか。ということは要するに1セットということですよ。普通のパソコンのセットで22万円ということですよ。何か高いような気がするのですけれども、これは例えば名前言って悪いけれども、エディオンだ、ヤマダ電機さんで買うとか、そういうわけにいかないの、こういう金額になっているということですか。それとも、このパソコンが専門性を持ったパソコンなのでこういう値段になっているのかと、そういうことを再質問をお願いします。

○議長（新井利朗君） 町長。

○町長（大澤タキ江君） 村田議員の再質問にお答えさせていただきます。

まだまだ無駄があるのではないかというお話でございます。28年度の予算編成をするに当たりまして、本当にこれは必要かどうかということをしっかり精査をして出すようにということを課長のほうには通達をいたしました。その中でこの予算が出てきたわけでございます。

それから、また複合施設的なものというお話をいただきました。これにつきましては、昨日から出てきておりますけれども、中央公民館も大分老朽化してきておる、それからまた保健センターもしかりであるという中で、こちら両方とも土地を借りているわけでございます。ですので、このことも念頭に入れながら、これからしっかりと複合施設ができないかなということも考えつつ、基金を昨日名称変更させていただきましたけれども、そのようなことでこれからしっかりと基金をつくっていこうということで、28年度から進めさせていただく予定になっております。

それから、職員でございますが、長瀬町の条例でいきますと90名が定数になっております。10年前、平成17年の職員数は95名でした。今現在、前議会でもお話したかと思えますけれども、85名いるわけですが、1人広域のほうに水道のほうで行っております。また、もう一人はおもてなし観光公社のほうへ行っているということで、実質83名でやっているわけですけども、また28年度も同じように水道から1名戻ってまいります。今度は広域のほうの介護保険のほうにまた1名出向することになっておりますので、また27年度と同じ状況になると思えます。

それから、予定といたしましては、今年度退職される方は今のところ4名と伺っておりまして、その中で職員を、内定ですけども、実際のところ土壇場になって辞退をされる方も、職員がこのところ非常に多いのです。その中で、一応は5名ということで今内定はしております。しかしながら、昨年も一昨年も土壇場に來まして1人辞退が出たというような状況でございます。

以上でございます。

○議長（新井利朗君） 教育長。

○教育長（宮原利定君） 旧新井家住宅の運営についてですが、28年度中は今のままで運営していきたいと思えます。運営しながら運営方法の検討に入りたいというのが現状でのお答えです。

よろしく申し上げます。

○議長（新井利朗君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（福田光宏君） 村田議員の質問にお答えをいたします。

シルバー人材センターにつきましては、規約等、さまざまなルール、当然あると思います。当然それにとってやっているものと思われまます。局長にも再度そのような話をさせていただきます。

以上でございます。

○議長（新井利朗君） 総務課長。

○総務課長（野原寿彦君） 村田議員の再質問にお答えします。

委員の報酬がただにならないかというあれだったのですけれども、委員について、また責任の度合いとか、職務で仕事を休んだり、各種多様にわたっておりますので、それとまた無料でやってくれる方って偏る可能性的にもありますので、ちゃんと仕事に、やっぱり責務に応じてはそのお金は支払うべきだと考えております。その金額の多寡につきましては、当然皆さんとご協議すべきだと思いますが、当然その仕事に対する委員なので、各条例なりそういうことに、委員報酬ではないですけれども、設置しておりますので、その辺のこともよく勘案して考えてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（新井利朗君） 建設課長。

○建設課長（坂上光昭君） 村田議員の質問にお答えします。

先ほど言いました今まで出ている要望、苦情等のあった箇所の図面の作成についてでございますが、一応28年度にその図面等の作成をしていく予定でございます。以後それをもとに29年度以降の事業についての箇所の検討する資料にしていきたいと思います。また、区長さん等にそのものをお示したらどうかということですが、そちらについても一緒に検討していきたいと思います。

以上でございます。

○議長（新井利朗君） 産業観光課長。

○産業観光課長（横山和弘君） それでは、村田議員のご質問にお答えいたします。

当初予算書の79ページの緑の村管理費、第13節の委託料の宝登山地域周辺管理委託業務委託料につきましては、民有地か町有地かのご質問でございますけれども、町有地及び町が借り上げを行っている場所でございます。民有地は入っておりません。その場所の除草等の委託料でございます。具体的には花の里やお祭り広場、プール用地等でございます。

以上です。

○議長（新井利朗君） 税務課長。

○税務課長（林 宜子君） 村田議員の再質問にお答えいたします。

パソコンの購入につきまして、安いものを購入したらどうかというお話でございます。公図資料情報システム用のパソコン購入でございますので、よりよい物をより安く購入したいと思っております。よろしく願いいたします。

○議長（新井利朗君） 5番、村田徹也君。

○5番（村田徹也君） では、幾点かお願いします。

定員管理については、来年度は退職者と新採用者を含めるとプラス1名になるというふうな予定であるということですよ。町長のほうにもう一点、先ほど申したのですけれども、例えば10年後の見通し、20年後の見通しと、当然人口ビジョンも出ていますので、ある程度の試算があつていいのではないかと思います。長瀬町は、職員定員は90名と先ほど言いましたか、90名が条例で90名ということですよ。だから、

条例は幾らでも変えられるのです。やはり90名いないから少ないのだという形ではなくて、人口は減っていくのだということも考慮して、これからまだ1年、2年、3年、毎年1年は来るわけですから、ある程度同じようにやっていったのでは、当然定員減というのはいかならないかなと思います。人件費のほうに占める割合が、先ほども言いましたが、多分私の計算では22.3%と、ほかの計算方法はあるかもしれませんが、この数値については、正式な計算方法というのはちょっとわかりませんので、いただいた資料の中で割ってみたりとかしたわけなのですが、もう少し下げるような方向に行っていたらいいのではないのかなと。少しでも、無駄ではないです。無駄という言葉は、人件費ですから、適切ではないかもしれませんが。縮小というのですか。緊縮と言ったらいいか、そういうのを目指していただきたい。それができないのかどうかということ。

あとは、委員報酬につきましては検討していただくと。確かに選挙管理委員さんとか、いろいろ役員によって随分違うと思うのです。いろいろ違うと思います。それは確かなのですけれども、同じ人が幾つもの職業のように委員をやって、これは言い過ぎかもしれませんが、兼ねている方もいらっしゃるから、それが金銭的なものではなくて、どうかというのも含めて、それだけ委員さんをやっているのなら、無料でもやっていただけるのでは。無償というのですか、そんな方向をぜひ考えていただけたらと思います。

あと、産業観光課さんの町有地と借り上げと、全てこれはほとんど緑の村と花の里だということですよ。これについては、だから将来的な展望ということも出てくるわけです。先ほど秩父鉄道さんで温泉をボーリングしてみたら出なかったと。ほかの企業というのですか、民の方にも声をかけている状態だと。これだめだったということで、長瀬町でまた引き受けるという可能性もあるわけです。可能性はあるのだと思うのです。そうすると、また土地借り上げ料が450万とか、また新たにそこにお金がかかってくると。それをまた維持するということでお金がかかるということが出てきてしまうということなので、これはあと2年間は仕方ないお金だと思います。もっと260万ではなくてもできるのかなと。ちょっとこれは想像だけですけれども、毎年260万だから、ことしも260万ということで恐らくやっているのだと思うのですが、これは例えば200万でもできるのか。

あと1点、桜の管理について、これはちょっとずれてきますけれども、これも100万円って言っているけれども、実際桜の管理というか、例えば今回も雪で枝が折れてしまったとか、そういうので毎年100万円使っているのか。それともそうではなくて、この100万円が桜だけではなくて、ほかに使われているのかと。そういう話も聞きますけれども、ちょっと再質問にしては最初の内容と違いますけれども、もしお答えできるのならお願いします。

以上です。

○議長（新井利朗君） 町長。

○町長（大澤タキ江君） 村田議員の再々質問、職員の定数についてでございますが、当然今の若い職員が育ってくれば、人数は減らしてもやっていけるような、可能な状況になろうかと思えます。ただ、しかしここで具体的に5年後に幾ら減らしますよ、10年後に幾人に減らしますよということを具体的に申し上げますと、そちらの数字が先に走ってしまいますので、ここで私は申し上げられないというのが実情でございます。

○5番（村田徹也君） 人数は全然言っていたかなくても、そういうことが念頭にあるということがわかれば。

○議長（新井利朗君） 産業観光課長。

○産業観光課長（横山和弘君） 村田議員のご質問にお答えいたします。

先ほどの委託料260万委託しているということでございますが、これがシルバー人材センターに委託している事業でございます。そのシルバーの1時間当たりの単価ということで積算しております。ただ、やはり実際に、当初予算では決議書で260万打ちますけれども、実際の労務にかかったときの金額ですので、年度末に実際にあった金額で、この内輪の中で契約して支払っておりますので、実際の金額は上下しております。

それから、桜の管理の委託料100万ということでございますけれども、実際はこれは観光協会のほうに委託している事業でございますが、今回の雪折れとかの管理委託料もこの100万円の範囲内で行っていただいております。実際きょうの予算の中でもご説明いたしましたけれども、枝折れとか消毒とか、そういうような事業も行っていただいております。それで、突発的な今回の雪害とかの枝折れについては、その予算の範囲内で実際は行っていただいておりますので、雪折れ等の雪害でプラスということには現在のところなっていない状況でございます。

よろしく願いいたします。

○議長（新井利朗君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（新井利朗君） これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案は、討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

〔「異議あり」と言う人あり〕

○議長（新井利朗君） 異議がありますので、これより討論を行います。

まず、本案に対する反対討論を許します。

7番、関口雅敬君。

○7番（関口雅敬君） この予算審議、公共施設は老朽化が進み、今後は管理に多額の予算が予想される。対策や計画は遅く、行政区の要望等で町民ニーズに緊急順位はあるけれども、なかなか応えておらず、推計では財政が厳しい、長期化すると言いながら、事業の緊急性や優先度を考慮し、町民サービスが後回しである。特に矢那瀬地区拠点づくり等は、曖昧なうちに予算をつけたり、町民が納得、これではしないと思います。将来に負担を残すこの予算、私は反対をいたします。

○議長（新井利朗君） 次に、賛成討論を許します。

4番、岩田務君。

○4番（岩田 務君） 私は賛成の立場で討論させていただきたいと思っております。

その理由としましては、毎度のことではございますけれども、平成28年度の予算を私なりにじっくりと見させていただき、わからないところは質問させていただきました。また、今後心配される財政事情につきましては、町の借金とも言える普通債では28年度の現在高見込み額は10億6,009万9,000円で、26年度11億5,751万2,000円と、ここ2年で普通債残高全体の約10分の1に当たる1億円が減っております。地方債全体でも平成24年に現在高32億6,589万円でしたが、28年度の現在高見込み額では30億9,088万4,000円と1億7,500万円が減っております。そして、公債費も23年ごろには2億7,000万円程度でしたが、徐々にふやし、28年度は3億3,203万6,000円となっております。さらに、基金繰入金も27年度より5,000万円ほど減

っております。

これらから考えても、借入れする額を毎年減らして返済するお金をふやしており、貯金の取り崩しも減っているわけですので、このまま同じような形で進めていければ、財政も今以上に健全化の道へと進んでいくことと考えます。しかしながら、町内のいろいろな施設がつくられて数十年が過ぎ、老朽化も目立ってきております。今後やむなく起債をするときも来ると思いますので、そのようなときのためにも今から起債を減らし、公債費をふやし、さらに基金の積み立てなどをしていくことが必要かと考えます。

そして、先ほど来いろいろ話が出ておりますが、矢那瀬の事業につきまして、こちらにつきましては事業費が曖昧とか、中身が決まっていない、確かにそういったことは言われているかもしれませんが、例えば長瀬町の地区公園に関しましても、公園をつくることは決まっていますけれども、どのような中身にするか、こういったことは、これから住民の意見を聞いて決めていくとのことですので、中身については検討させて、また構想をしながら予算をとっていただいて、今後、その都度全協、また住民の意見を聞いていただいて進めていっていただければと考えます。

私も独自に平成7年ぐらいからの町の財政を研究しておりますけれども、起債や公債費、予算全体のバランスを考えても、特に問題がある予算ではないと思われまます。また、基本構想や総合戦略、後期基本計画や町長の施政方針に沿った予算編成であることも確認しましたので、反対する理由はないと考えます。

以上です。

○議長（新井利朗君） 次に、反対討論を許します。

5番、村田徹也君。

○5番（村田徹也君） これは一括上程ですので、なかなか賛成、反対というのが非常に難しい点がありますが、何点かの理由で反対討論させていただきます。

まず、南桜通りの設計700万円というのがありますが、今現在南桜通りの上長瀬駅から川への突き当たりの工事を進めているところですが、工事がかなり進んでいるところですが、これ全員に聞いたわけではないのですが、通りに面した方が、こうこうこういう道路ができて、こうなるという説明がなかったというふうなことを聞いているのです。そんなはずはないだろうと言ったのですが、ある人は、この道がこうなることは話がなかったと。実際問題として、例えば、では名前を出しますが、勉強屋さんの入口のところ、道路から見ると非常に距離が短いところで段が上がってしまったと。さらにその先へ行くと、側溝より下に建物は来てしまっていたという。あのままできると、大水が出ると水が流れ込んでしまうのかなというふうなこともあって、これ勉強屋さんが言ったからということではないです。私は歩いてみて、ではこれ車椅子でどうやって入るのだろうか。傾斜をつけるとすれば、1メートルないですよ。そこでお店……そこにお店があったのだからしょうがない、ほかにつくりようがなかったのかと。設計どおりに業者さんはやっているというふうなお話で、そういう細かい説明はなかったと。

今度は、今年度700万円の設計料で、今度のところは余り民家というのはありませんよね。博物館までのところは。だから、それほどそういう問題はないのかもしれませんが、バスの問題もありますよね。バスが入ってくると、6メートルの道路になるということですよ。あそこへ歩道ができるということですよ。バスが入ってきたら、バスはどこに置くのですかとか、そういう問題もあります。それで、その道を、歩道つくってしまってバスがあそこへ待機しているという状況ができるのかなと。そういう工事ではうまくないだろうと。

それから長瀬公園は、以前から自論で、緑の村が30年度になってから、まだ町の土地でないから、借りてとかいろいろありますが、公園をあそこに、土地を買ったということですが、土地を買って、あそこへ公園つくるより、緑の村とか花の里とかから、あそこを一带の公園にしたほうが非常に観光客も使いやすい場所であると。それに対して、あそこで設計を行って公園をつくと。本当に利用価値があって、町民の憩える場所で、防災によかったということになれば、私の今の考えが間違っていた。町がつくってよかったというふうな、これは、よかった悪かったは利用者とかが決めるわけですけども、どうも私の今の考えでは、そういう可能性がないのではないかと。失礼ですが、緑の村も兼ねて、今後も考えて。

なお、蓬莱島につきましては、117万円あそこにお金がかかると。管理委託料でトイレができます。トイレは地元でやるのですか、観光トイレ全体の予算を見てもみますと、今年度も昨年度より値上がりしているのです。ちょっとページが今からでは非常に厳しい、時間もかかりますので、観光トイレの清掃料というのが上がっているのです。これから、今岩田につくっています。それから、長瀬アルプスにもできます。井戸にもできます。この維持管理費というのは当然かかります。だけれども、こういうものは受益者負担と。では、井戸の蓬莱島受益者って、誰が受益なの。観光客になってしまうと、あそこについてはそういうのもあるかもしれません。では、道光寺さんは、というか、あそこのところは道光寺さんでやるとなると、1つのものについてはお寺さんがやるとか、ではこっちは委託するとか、同じ町のトイレでちょっとそこのところ示されていないですけども。話によると、そういうアンバランスができてしまうのです。だったら、もし道光寺さんのところで、道光寺さんがやるとか言えば、もう長瀬なんかまして受益者負担ではないですか。そういうふうにして予算を減らすと。ことしふえているのです。ちょっとページが今、時間かけてもいいのなら、調べますけど。

〔「いいよ」と言う人あり〕

○5番（村田徹也君） いいですか。そういう点で、ちょっと予算的に賛同しかねるということです。

以上です。

○議長（新井利朗君） 次に、賛成討論を許します。

10番、染野光谷君。

○10番（染野光谷君） もう採決してもらいたいなと思ったのだけれども、私はこの莫大な予算を、言いたいだけ言って、予算賛成、反対というときに、反対というわけにはいかなかった。町も一生懸命これ悪いところは直して、執行部のほうでも直して、一生懸命やりましょうというところに、言いたいだけ言って反対というわけにもいかない。俺はきのう言ったけれども、一部分をとったけれども、きょういろいろ会が始まって話を聞いているうちに、なるほどなと思いました。それで賛成ということで、賛成です。

○議長（新井利朗君） 次に、反対討論を許します。

2番、田村勉君。

○2番（田村 勉君） 私は、長瀬町の今の町政について、国の社会保障の切り捨てが大変厳しい中で、やっぱり職員の皆さんも含めて非常に努力されているなというふうに思っています。特に今回高校生までの医療費の無料化、これはまだ余り多くの自治体で実施をしていないけれども、これは先駆けてやったということは、大変私は評価したいと思います。

全体として賛成をしたいところなのですが、子ども医療費の無料化の問題、それから国保税の問題、これに対しての答弁が全然前向きではないのです。検討するとかという言葉が一つも出てこないわけです。そういう点で見る。全体を見ると、やっぱり蓬莱島とか、そういうところに目が、観光立町ですからいい

のですけれども、行ってしまっていて、今いる長瀬町民の皆さんの生活の実態というか、そういう問題に対するやっぱりシフトが弱いというか、ちょっとバランスの問題として、今度の問題については賛成はできないということでもってお願いします。

○議長（新井利朗君） 次に、賛成討論を許します。

6番、野口健二君。

○6番（野口健二君） 賛成の討論。

いろいろ人によって違いますけれども、私は賛成したいと思います。町の人たちも一生懸命やっていたいて、これから何年か後にいい町になるようにしていくこれが一步だと思いますので、賛成したいと思います。よろしくをお願いします。

○議長（新井利朗君） 次に、反対討論を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（新井利朗君） ほかに討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（新井利朗君） これをもって討論を終結いたします。

これより議案第17号 平成28年度長瀬町一般会計予算を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（新井利朗君） 起立多数。

よって、議案第17号は原案のとおり可決されました。



◎議案第18号の説明、質疑、討論、採決

○議長（新井利朗君） 日程第4、議案第18号 平成28年度長瀬町国民健康保険特別会計予算を議題といたします。

提案理由の説明を町長に求めます。

町長。

○町長（大澤タキ江君） 議案第18号 平成28年度長瀬町国民健康保険特別会計予算「歳入歳出予算」「一時借入金」「歳出予算の流用」を調製し、地方自治法第211条第1項の規定により、議会に提出するものでございます。

総額は、歳入歳出予算それぞれ10億2,810万4,000円となり、前年度予算と比較し4,469万3,000円、4.5%の増となっております。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（新井利朗君） 議案の内容等について町民課長の説明を求めます。

町民課長。

○町民課長（中畝健一君） それでは、議案第18号 平成28年度長瀬町国民健康保険特別会計当初予算についてご説明申し上げます。

それでは、予算書の131ページをごらんください。第1条にありますとおり、歳入歳出予算の総額を歳

入歳出それぞれ10億2,810万4,000円とするものでございます。

内容につきましては、予算説明書に基づいて説明させていただきます。136、137ページをごらんください。

歳入につきましては、第1款第1項国民健康保険税、第1目一般被保険者国民健康保険税は、本年度予算1億4,123万8,000円を計上させていただきました。

第1節医療給付費分につきましては、所得割額、資産割額、均等割額、平等割額により算出した額の合計金額でございます。

第2節後期高齢者支援金分につきましては、後期高齢者医療制度の財源として社会保険診療報酬支払基金に納付する後期高齢者支援金に充てるもので、所得割額と均等割額により算出した合計額でございます。

第3節介護納付金につきましても介護納付金に充てるもので、所得割額、均等割額により算出した合計額でございます。

次に、第2目退職被保険者等国民健康保険税は、本年度予算883万2,000円で、医療給付費分、後期高齢者支援金分、介護納付金分を一般被保険者と同様に計上してございます。

次に、1枚めくっていただき、138、139ページをごらんください。第5款国庫支出金、第1項国庫負担金、第1目療養給付費負担金は、本年度予算1億4,838万5,000円で、歳出の一般被保険者療養給付費等負担金分や介護納付金負担金分、後期高齢者医療費支援金負担金分の法定割合分として国から交付される額を計上しております。

第2目高額医療費共同事業負担金は、本年度予算221万8,000円で、第3目特定健康診査等負担金は、本年度予算87万3,000円でございますが、高額医療費共同事業の費用や各保険者に義務づけられている特定健康審査・健康指導費用の国の負担分をそれぞれ計上してございます。

次に、第2項国庫補助金、第1目財政調整交付金は、本年度予算5,809万9,000円で、このうち、普通調整交付金は、市町村間の医療費の水準や所得水準によって生じる財政力の不均衡を調整するために国から交付されるものでございます。

第6款第1項第1目の療養給付費交付金は、本年度予算3,451万2,000円で、退職被保険者の療養給付費に充てる財源として社会保険診療報酬支払基金から交付される額を計上してございます。

次に、1枚めくっていただき、140、141ページをごらんください。第7款第1項第1目の前期高齢者交付金は、本年度予算2億7,270万8,000円で、65歳から74歳の前期高齢者の医療費の財源として、加入者数に応じて社会保険診療報酬支払基金から交付されるもので、交付額を計上してございます。

次に、第8款県支出金、第1項県負担金、第1目高額医療費共同事業負担金、第2目特定健康診査等負担金でございますが、国庫負担金と同様に県からも負担金として交付されるもので、高額医療費221万8,000円、特定健康診査87万3,000円を計上してございます。

第2項県補助金、第1目都道府県財政調整交付金は、本年度予算3,465万6,000円で、市町村国保の財政力の不均衡を調整するために療養給付費負担金の一定割合が交付される普通調整交付金と、人間ドック等の健康診査に要する経費等に対して交付されます交付金をそれぞれ積算をしているものでございます。

次に、第9款第1項共同事業交付金、第1目高額医療費共同事業交付金は、本年度予算1,881万6,000円で、高額な医療費の発生による国保財政の急激な影響の緩和を図るため、第2目保険財政共同安定化事業交付金の本年度予算は1億9,127万4,000円で、市町村国保間の保険料の平準化、財政の安定化を図るため、それぞれ国保連合会から交付されるもので、交付額を計上しております。

次に、第11款繰入金、第1項第1目一般会計繰入金は、本年度予算8,815万5,000円で、第1節保険基盤安定繰入金（保険税軽減分）と、第2節保険基盤安定繰入金（保険者支援分）については法定負担分を、第3節事務費繰入金については、国保担当職員の給与費を含みます事務費分を、1枚めくっていただき142、143ページをごらんください。第4節出産育児一時金等繰入金、第5節財政安定化支援事業繰入金は、それぞれ法定負担分の繰り入れを行うものでございます。

なお、第6節その他一般会計繰入金は、医療費の支払いに対して財源の不足が見込まれることから、安定した国保運営を図るため、繰り入れさせていただくものです。

続きまして、歳出でございますが、146、147ページをごらんください。第1款総務費、第1項総務管理費、第1目一般管理費は、本年度予算2,768万8,000円で、主な事業は、国民健康保険事業を運営するための職員の人件費、国保連合会に対します共同電算処理の手数料やレセプト点検業務委託料等となっております。

第2項の徴税費は、国民健康保険税の収納に要する諸費用でございます。

次に、1枚めくっていただき、148、149ページをごらんください。第2款保険給付費は本年度予算6億2,280万円で、予算全体の60%を占めております。第1項療養諸費は、一般被保険者や退職被保険者の医療費や療養費として一定割合を保健医療機関等に支払うもので、第2項高額医療費は一般被保険者や退職被保険者が同一の月内に病院、薬局等で受けた診療に係る一部負担金等が限度額を超えた場合に支給する費用となっております。

1枚めくっていただきまして、151ページをごらんください。第3項葬祭諸費は、被保険者が亡くなった場合、その葬祭を行った方に葬祭費を支給するもので、第5項出産育児一時金は、被保険者の出産に対しまして、その世帯主に出産育児一時金を支給するものでございます。

次に、第3款後期高齢者支援金等の本年度予算1億2,700万2,000円は、後期高齢者医療制度に係る費用の支援金として社会保険診療報酬支払基金に拠出するものでございます。

次に、1枚めくっていただき、152、153ページをごらんください。第6款介護納付金は本年度予算4,717万6,000円で、介護給付費納付金として社会保険診療報酬支払基金に納付する費用でございます。

次に、第7款共同事業拠出金は、本年度予算1億8,607万7,000円で、保険運営基盤の安定化を図るため国保連合会で実施している高額医療費共同事業と保険財政共同安定化事業の財源に充てるために拠出するものでございます。

次に、第8款保健事業費は、本年度予算1,083万2,000円で、具体的には次のページ、154、155ページをごらんください。第13節委託料にありますとおり、保険者に義務づけられている40歳から74歳までの被保険者の方を対象とした特定健診、特定保健指導等に係る費用となっております。

以上で議案第20号の説明とさせていただきます。

○議長（新井利朗君） これより本案に対する質疑に入ります。

2番、田村勉君。

○2番（田村 勉君） 結局、厚労省のほうでも、低所得者に対する保険料の軽減策をとると。厚労省の面でも、5,000円は下げられるはずだと言っているのだけれども、これは全くそちらのほうには回さないと。一般会計のほうの繰り入れに入れてしまうというふうな理解でいいのでしょうか。

○議長（新井利朗君） 町民課長。

○町民課長（中畝健一君） それでは、田村議員のご質問にお答えいたします。

低所得者の軽減措置、それと財政の拡充分について、どういうふうになっているかというようなご質問ですけれども、これについても町の一般会計から国保会計に繰り出す分の特定財源として、28年度予算も必要な額については計上しております。

具体的には、繰り出す額につきましては、61ページに社会保険費の28年度繰出金の中に保険基盤安定繰出金の保険者支援金分として繰り出す予定で、この2分の1が国から来ておりますので、それにつきましては、21ページの国庫支出金の第1目の民生費国庫負担金の中に国民健康保険安定基盤国庫負担金として、先ほどお話しした1,061万7,000円の2分の1が国からの助成ということで、530万8,000円を計上させていただきます。

○議長（新井利朗君） 2番、田村勉君。

○2番（田村 勉君） それはわかったのですが、要するに保険料が値下げになるのかと、要するに低所得者の保険料が安くなるのかと、このところを聞きたいわけなのです。負担が。

○議長（新井利朗君） 町民課長。

○町民課長（中畝健一君） それでは、田村議員のご質問にお答えいたします。

保険料が減額にならないかというようなご質問だと思います。国民健康保険の場合は、所得に応じまして、均等割、平等割が7割減額される場合、5割減額される場合、2割減額される場合が定められておりますので、それに沿いましてそれぞれ減額を行う予定であります。

以上でございます。

○議長（新井利朗君） 2番、田村勉君。

○2番（田村 勉君） そういうふうに減額されているのだけれども、今現状の額からさらに引き下げようと、低所得者のために。平成30年度に都道府県に移管するに当たってということなので、やっぱり今町民課長が言われたように、割合で下がっているのはわかるのですが、それ以上に今の現状について下がるということはないのかということなのです。

○議長（新井利朗君） 町民課長。

○町民課長（中畝健一君） 28年度の国民健康保険特別会計の予算におきましては、所定の減額以外の減額は考えておりません。保険料の予定している額に不足が生じまして、医療費が支払えないような状況が想定されますので、28年度は考えておりません。

以上です。

○2番（田村 勉君） わかりました。

○議長（新井利朗君） ほかに質疑はございませんか。

5番、村田徹也君。

○5番（村田徹也君） それでは、簡単にお願ひしたいと思いますが、27年度の特健診の受診率というのがもう確定していると思うのです。ですから、これが何%で、国のほうでは60%とか言っていますよね、受診率を。ただ、これが40歳から74歳ということになっているので、勤務をされている方は、そこで人間ドックを受けたりしてしまうので、それがどうしても町のほうに報告がないというふうなことでパーセントが下がっているということもあるのですが、この481万円という額、特定健診診査委託料というのは何%を見込んで出したお金なのか、それからこれで保健指導の金額を含んでいるのかどうか、その2点についてお願ひします。

〔何事か言う人あり〕

○議長（新井利朗君） 5番、村田徹也君。

○5番（村田徹也君） 今すぐ出ないとしたら、今年度のパーセントはいいのですが、このパーセントが出ないと、来年度予算というか、28年度予算を組めないわけなのです。何%で組むかと、特定健診を。だから、それが出ていなくて、これが金額が出ているというのはちょっとわかりにくいので、何%という、何%ぐらいを受診するというところで組んでいるかだけでも結構です。もし今年度が出なかったら、後で。

○議長（新井利朗君） 町民課長。

○町民課長（中畝健一君） それでは、27年度の特定健診の受診率でございますけれども、28年2月25日現在で長瀬町では29.8%となっております。

以上です。

○議長（新井利朗君） 5番、村田徹也君。

○5番（村田徹也君） これは、保健指導を含んだ金額なのかという点と、あとは来年度この481万円というのは、30%ぐらいを目安に組んだのか、それとも国で言っているように60%ぐらいを目安に組んだ金額なのかということを知りたいわけです。

○議長（新井利朗君） 町民課長。

○町民課長（中畝健一君） それでは、村田議員のご質問にお答えいたします。

特定健診の受診者の予定は550人を見込んでおります。これについては、今までの受診者の実績に基づいて積算、計上させていただいております。

あと、保健指導が入っているかということですが、これについては保健指導は入っておりません。保健指導については、済みません、保健指導はちょっと一度確認をさせていただきます。

○議長（新井利朗君） ほかに質疑はございませんか。

〔「はい」と言う人あり〕

○議長（新井利朗君） 3回されましたので。

〔「さっきのは途中で質問が切れたので」と言う人あり〕

○議長（新井利朗君） これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案は討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（新井利朗君） ご異議なしと認めます。

よって、討論を省略し、これより議案第18号 平成28年度長瀬町国民健康保険特別会計予算を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（新井利朗君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第18号は原案のとおり可決されました。



◎議案第19号の説明、質疑、討論、採決

○議長（新井利朗君） 日程第5、議案第19号 平成28年度長瀬町介護保険特別会計予算を議題といたします

す。

提案理由の説明を町長に求めます。

町長。

- 町長（大澤タキ江君） 議案第19号 平成28年度長瀬町介護保険特別会計予算「歳入歳出予算」「歳出予算の流用」を調製し、地方自治法第211条第1項の規定により議会に提出するものでございます。

総額は、歳入歳出予算それぞれ7億4,558万9,000円となり、前年度予算と比較し316万9,000円、0.4%の減となっております。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

- 議長（新井利朗君） 議案の内容等について健康福祉課長の説明を求めます。

健康福祉課長。

- 健康福祉課長（福田光宏君） それでは、議案第19号 平成28年度長瀬町介護保険特別会計予算についてご説明申し上げます。

恐れ入りますが、予算書の165ページをごらんください。第1条にありますとおり、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7億4,558万9,000円とするものでございます。平成27年度当初予算と比較しますとマイナス316万9,000円、マイナス0.4%の減となっております。

次に、説明書の170、171ページをごらんください。主なものにつきましてご説明させていただきます。

初めに歳入でございますが、第1款保険料、第1目第1号被保険者保険料1億5,169万5,000円ですが、現年賦課分と滞納繰り越し分を見込ませていただきました。

次に、第3款国庫支出金1億6,812万3,000円でございますが、この款に係る歳入は、介護給付費、介護予防給付費や新しい介護予防・日常生活支援総合事業や包括的支援事業や任意事業に係る地域支援事業の財源として、法定割合分に応じて交付される国庫負担金や補助金、交付金でございます。

次に、第4款支払基金交付金2億74万1,000円でございますが、保険給付費や介護予防・生活支援サービス事業に係る地域支援事業の財源として、社会保険診療報酬支払基金から法定割合分に応じて交付される交付金でございます。

次に、第5款県支出金1億777万円でございますが、介護給付費、介護予防給付費や新しい介護予防・日常生活支援総合事業や包括的支援事業や任意事業に係る地域支援事業の財源として、法定割合分に応じて県から交付される交付金でございます。

次に、172、173ページをごらんください。第7款繰入金、第1項一般会計繰入金1億576万6,000円でございますが、保険給付費や地域支援事業を実施するための財源としての町の法定割合分や、認定調査ほかの事務費などを事務費等繰入金として一般会計から繰り入れるものでございます。また、第2項基金繰入金978万5,000円でございますが、保険給付費に要する保険料の不足分を介護保険給付費支払基金より繰り入れるものでございます。

続きまして、歳出でございますが、176、177ページをごらんください。第1款総務費1,298万1,000円でございますが、第1項総務管理費は介護保険事業に係る被保険者証の発行や介護保険システムの保守点検委託料などの一般事業に係る費用でございます。

第2項徴収費は、保険料賦課徴収のための費用でございます。

第3項介護認定審査会費は、介護保険サービスを受けるための認定調査に係る費用や認定審査会の運営に充てるための負担金でございます。

次に178、179ページをごらんください。第2款保険給付費6億9,553万1,000円でございますが、第1項介護サービス等諸費は、要介護者の方が介護サービスを受けた場合に係る費用でございます。第1目居宅介護サービス給付費は、居宅の要介護者が自宅を中心に利用するサービスを受けるための費用となっております。

第2目地域密着型介護サービス給付費は、住みなれた地域を離れず生活を続けられるように地域の特性に応じたサービスで、夜間の訪問サービス、認知症の方向けのサービス、通い、訪問、泊まりなどを組み合わせたサービスでございます。を受けるための費用となっております。

第3目施設介護サービス給付費は、特別養護老人ホームや老人保健施設等への施設で介護サービスを受けるための費用となっております。

第4目居宅介護福祉用具購入費、第5目居宅介護住宅改修費は、福祉用具の購入や住宅を改修した費用の一部を支給する費用となっております。

第6目居宅介護サービス計画給付費は、在宅の要介護者が指定居宅介護支援を受けたときに要した費用を支給するものでございます。

次に、第2項介護予防サービス等諸費は、状態の改善と悪化の予防を目的としたサービスで、要支援者の方が要介護予防サービスを受けた場合に係る給付費でございます。

第1目介護予防サービス給付費は、在宅の要支援者が指定介護予防サービスを受けるための費用でございます。

第2目地域密着型介護予防サービス給付費は、認知症対応型介護サービスを利用した場合の費用でございます。

第3目介護予防福祉用具購入費、第4目介護予防住宅改修費は、福祉用具の購入や住宅を改修した費用の一部を支給する費用となっております。

第5目介護予防サービス計画給付費は、在宅の要支援者が指定介護予防支援を受けたときに要した費用を支給するものでございます。

次に180、181ページをごらんください。第4項高額介護サービス等費、第5項高額医療合算介護サービス等費、第6項特定入所者介護サービス等費については、利用者の負担軽減を図るため、各サービスで自己負担額が一定の上限を超えた場合に、法令に倣い、その額と基準額との差額を支給するものでございます。

第4款地域支援事業費3,390万1,000円でございますが、保険給付費として提供された介護予防事業から地域の実情に応じた取り組みができる介護予防・日常生活支援総合事業に移行した事業費でございます。第1項1目介護予防生活支援サービス事業費は、保険給付費として、提供された全国一律の介護予防訪問介護及び介護予防通所介護から地域の実情に応じた取り組みができる介護予防・日常生活支援総合事業に移行し、第1号訪問事業及び第1号通所事業として実施するものでございます。



◎会議時間の延長

○議長（新井利朗君）　ここで、会議時間を延長いたします。

○健康福祉課長（福田光宏君） 第2目介護予防ケアマネジメント事業費は、総合事業対象者に対して第1号訪問事業、第1号通所事業等の適切なサービスが包括的に提供されるよう、必要な援助を行う第1号介護予防支援事業の費用でございます。

次に、182、183ページをごらんください。第2項一般介護予防事業費371万9,000円でございますが、今までの一次予防事業、二次予防事業を区分せずに、地域の実情に応じた介護予防事業を推進するため、高齢者を年齢や心身の状況等によって分け隔てることなく、通いの場を充実させ、人と人とのつながりを通じて参加者や通いの場が継続的に拡大していくような地域づくりを推進するとともに、将来的に要介護状態等になることを予防するための費用でございます。

第3項包括的支援事業・任意事業費1,205万5,000円でございますが、第1目の包括的・継続的ケアマネジメント支援事業は、高齢者が住みなれた地域で安心して生活していくことができるように要支援者のケアマネジメントやサービス支援、各種相談業務を行う地域包括支援センターの運営費用や地域ケア会議推進事業となっております。

第2目任意事業は、紙おむつ支給、成年後見制度利用支援事業、介護給付費適正化支援事業、認知症サポーター養成事業、住宅改修等支援事業等となっております。

第3目在宅医療・介護連携推進事業は、医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が住みなれた地域で自分らしい暮らしを最後まで続けることができるよう、在宅医療と介護サービスを一体的に提供するため、医療機関と介護サービス事業者との連携を推進する事業でございます。

第4目生活支援体制整備事業は、生活支援コーディネーターの配置や協議体の設置等により、担い手やサービスの開発等を行い、高齢者の社会参加及び生活支援の充実を推進する事業でございます。

第5目認知症総合支援事業は、認知症の方の意思が尊重され、できる限り住みなれた地域で自分らしく暮らし続けることができるような体制づくりや認知症カフェ等の事業を実施するものでございます。

以上で議案第19号の説明を終わらせていただきます。よろしく願いをいたします。

○議長（新井利朗君） これより本案に対する質疑に入ります。

5番、村田徹也君。

○5番（村田徹也君） 先ほど1回質問飛ばされたので、その分をやります。

認知症総合支援事業費というのが今あったわけなのですが、認知症というのが今問題化していますけれども、これ多分予算的には30万6,000円の報償費になるのかな、報償金になるのかなという感じがするのですけれども、これはどういう内容なのですか。町としてこれをやるというのではなくて、事業所等にお金を払うと、そういうお金ですか。ちょっとわかりにくいといいますが、今認知症というのが非常に問題になっているので、そこの使い道についてお伺いします。

○議長（新井利朗君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（福田光宏君） 村田議員の質問にお答えをいたします。

認知症総合支援事業は、認知症の方の意思が尊重され、できる限り住みなれた地域で自分らしく続けることができるような体制づくりや認知症カフェ等の事業を実施するもので、認知症の関係の家族の方だとか関係者を集めて認知症のカフェを開いております。さまざまな施設で、今いろんなところで開催をしております。ちなみに長瀬町は、認知症カフェの実施率は人口比を含めまして埼玉県で第2位となっております。

ます。

以上でございます。

○5番（村田徹也君） ここで悪いのですけれども、ながとろ苑でやったりしているやつですか。オーケーです。

○議長（新井利朗君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（新井利朗君） これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案は討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（新井利朗君） ご異議なしと認めます。

よって、討論を省略し、これより議案第19号 平成28年度長瀬町介護保険特別会計予算を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（新井利朗君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第19号は原案のとおり可決されました。



◎議案第20号の説明、質疑、討論、採決

○議長（新井利朗君） 日程第6、議案第20号 平成28年度長瀬町後期高齢者医療特別会計予算を議題といたします。

提案理由の説明を町長に求めます。

町長。

○町長（大澤タキ江君） 議案第20号 平成28年度長瀬町後期高齢者医療特別会計予算「歳入歳出予算」を調製し、地方自治法第211条第1項の規定により議会に提出するものでございます。

総額は、歳入歳出予算それぞれ9,529万1,000円となり、前年度予算と比較し665万9,000円、7.5%の増となっております。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（新井利朗君） 議案の内容等について町民課長の説明を求めます。

町民課長。

○町民課長（中畝健一君） それでは、議案第20号 平成28年度長瀬町後期高齢者医療特別会計予算についてご説明申し上げます。

この制度の運営は、埼玉県内の全市町村で構成する埼玉県後期高齢者医療広域連合が運営の主体となっておりまして、町ではその財源となる保険料の徴収や保険証の引き渡し、制度の啓発等を行うものでございます。

それでは、予算書の196ページをごらんください。第1条にありますとおり、歳入歳出予算の総額を9,529万1,000円とするものでございます。

次に、予算説明書により主なものについて説明をさせていただきます。

初めに歳入でございますが、201、202ページをごらんください。第1款第1項第1目後期高齢者医療保険料でございますが、本年度予算7,001万2,000円を計上させていただきました。この保険料は、埼玉県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例に基づき、所得に対する所得割額と被保険者の均等割額の合算額となります。

保険料につきましては、法律により広域連合がおおむね2年を通じ財政の均衡を保つことができるように保険料率を改定していますが、28年度が改定の年に当たります。改定における基本的な考え方は、埼玉県の後期高齢者医療は被保険者数の増加や1人当たりの医療費の上昇に加え、高齢者負担率の引き上げなどの影響により保険料の上昇が避けられない中、年金の引き下げや据え置き、消費税の引き上げなど、高齢者の生活が苦しくなることが予想されます。そのため、被保険者の生活を十分に配慮し、急激な負担増とならないよう、現行の保険料と同等になるよう保険料が設定されております。保険料は、保険料の増加抑制策として、保険料余剰金90億円を活用することや軽減対策の判定の所得基準額を変更し、均等割軽減等の拡充を図るなどの配慮がなされております。

これによりまして、平成28年度、平成29年度の保険料でございますが、均等割が4万2,070円で、平成26年、27年度と比較しまして370円の減、所得割が8.34%で、平成26年、平成27年度と比較しまして0.05%の増、軽減後の1人当たりの保険料額は7万4,021円で、平成26年度、平成27年度と比較しまして128円の減となる予定です。

次に、第3款繰入金、第1項第1目一般会計繰入金は、本年度予算2,426万5,000円を計上させていただきました。この目は、保険料徴収等に係る経費に充てる事務費繰入金、低所得者の保険料の軽減分の補填財源として繰り入れる保険基盤安定繰入金を予定しております。

続きまして、歳出でございますが、205、206ページをごらんください。第1款総務費の本年度予算額は110万8,000円でございます。後期高齢者医療事業の円滑な運営をするため、保険料の徴収、被保険者証の交付、被保険者からの給付に係る申請受け付けなどの事務費用に要する費用に充てるものでございます。

次に、第2款後期高齢者医療広域連合納付金は、本年度予算額は9,237万8,000円でございます。これは被保険者からいただきました保険料と一般会計から繰り入れた保険基盤安定繰入金を合わせまして広域連合に納付するものでございます。

次に、第3款諸支出金の保険料の還付金でございますが、所得の変更や被保険者の死亡などにより生じまして保険料の還付に充てるものでございます。

以上で議案第20号の説明とさせていただきます。

○議長（新井利朗君） これより本案に対する質疑に入ります。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（新井利朗君） これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案は討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（新井利朗君） ご異議なしと認めます。

よって、討論を省略し、これより議案第20号 平成28年度長瀬町後期高齢者医療特別会計予算を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（新井利朗君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第20号は原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。日程の途中ですが、このまま引き続いて審議させてよろしいでしょうか。

〔「休憩」と言う人あり〕

○議長（新井利朗君） それでは休憩させていただきます。

休憩 午後5時12分

再開 午後5時20分

○議長（新井利朗君） 休憩前に引き続き会議を開きます。



◎議案第21号の説明、質疑、討論、採決

○議長（新井利朗君） 日程第7、議案第21号 埼玉縣市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び同組合の規約変更についてを議題といたします。

提案理由の説明を町長に求めます。

町長。

○町長（大澤タキ江君） 議案第21号 埼玉縣市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び同組合の規約変更についての提案理由を申し上げます。

平成28年4月1日から、埼玉縣市町村総合事務組合に草加八潮消防組合を加入させること及び同日から皆野・長瀬上下水道組合が名称を変更することに伴い、埼玉縣市町村総合事務組合規約を変更することについて協議したいので、地方自治法第290条の規定によりこの案を提出するものでございます。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（新井利朗君） 議案の内容等について、総務課長の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（野原寿彦君） それでは、議案第21号 埼玉縣市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び同組合の規約変更につきましてご説明申し上げます。

提案理由につきましては、先ほど町長が申し上げましたとおりでございます。草加八潮消防組合を加入及び皆野・長瀬上下水道組合の名称変更に伴い、所要の改正を行う必要が生じたので、変更するものでございます。

なお、説明につきましては、お手元にご配付してございます参考資料、議案第21号新旧対照表より説明させていただきますので、新旧対照表の1ページをごらんください。

別表第1、第3条関係表中、皆野・長瀬上下水道組合を皆野・長瀬下水道組合に、埼玉県東部消防組合の次に草加八潮消防組合を追加するものでございます。

次に、別表第2、第4条関係表中でございますが、別表第1と同様の改正を行うものでございます。

最後に、附則でございますが、議案書をごらんください。この規約は、平成28年4月1日から施行するものでございます。

以上で議案第21号の説明とさせていただきます。

○議長（新井利朗君） これより本案に対する質疑に入ります。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（新井利朗君） これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案は討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（新井利朗君） ご異議なしと認めます。

よって、討論を省略し、これより議案第21号 埼玉縣市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び同組合の規約変更についてを採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（新井利朗君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第21号は原案のとおり可決されました。



◎議案第22号の説明、質疑、採決

○議長（新井利朗君） 日程第8、議案第22号 長瀨町公平委員会委員の選任についてを議題といたします。

提案理由の説明を町長に求めます。

町長。

○町長（大澤タキ江君） 議案第22号 長瀨町公平委員会委員の選任についての提案理由を申し上げます。

長瀨町公平委員会委員外池秀彦氏の任期は、平成28年3月31日で任期満了となりますが、引き続き外池氏を委員として選任することについて同意を得たいので、地方公務員法第9条の2第2項の規定により、この案を提出するものでございます。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（新井利朗君） お諮りいたします。本案は人事案件でございますので、質疑、討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

〔「異議あり」と言う人あり〕

○議長（新井利朗君） 2番、田村勉君。ちょっと待ってください。

○2番（田村 勉君） よろしいでしょうか。私ちょっとよくわからないので。

○議長（新井利朗君） 2番、田村勉君。

○2番（田村 勉君） 質問なのですけれども、この方がどんな方だかさっぱりわからないのです。せめて、我々も選挙のときは、あちこち訴えて自分の主張をやるわけなのですけれども、この外池さんですか、せめて写真とか、あるいは挨拶だとか、そういうものが欲しいと思うのですけれども、判断がなかなかできない

のですけれども、いかがでしょうか。

〔「採決しちゃうんだよ、こういうときは」と言う人あり〕

○議長（新井利朗君） 質問がございましたが、これにつきましては、後ほど回答を受けてください。
それでは、採決いたします。

お諮りいたします。本案は討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（新井利朗君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第22号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

〔「ちょっと待って。今のやり方、おかしくないか。異議ありって言っているんだから、採決をすればいいんだよ、賛成の諸君の起立とか」と言う人あり〕

○議長（新井利朗君） だから、その後、省略して採決していいかと聞いたところで、異議なかったので、そのまま。

〔「異議ありって言ったんだよ」と言う人あり〕

○議長（新井利朗君） 異議というか、質問でありましたので、そこのところについて、すぐに略歴等につきましては後ほどお答えさせていただくということで質問者にお答えさせました。それなので、結構です。



◎議案第23号の説明、採決

○議長（新井利朗君） 次に、日程第9、議案第23号 長瀬町教育委員会教育長の任命についてを議題といたします。

提案理由の説明を町長に求めます。

町長。

○町長（大澤タキ江君） 議案第23号 長瀬町教育委員会教育長の任命についての提案理由を申し上げます。

長瀬町教育委員会教育長の宮原利定氏から、平成28年3月31日をもって教育委員会教育長の辞職の申し出がありましたので、後任として野口清氏を任命することについて議会の同意を得たいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、この案を提出するものです。

野口清氏は五区にお住まいで、昭和49年から富士見市、鶴ヶ島市の小学校教諭、教頭として勤務され、平成5年から坂戸市、鶴ヶ島市、秩父市の小学校校長となられ、平成16年定年退職されました。退職後は、秩父市、長瀬町の教育相談員、教育支援員などを経て、現在も長瀬町スクールソーシャルワーカーとしてご活躍をいただいております、非常に教育関係に経験豊富な方でございます。

よろしくご審議の上、ご同意賜りますようお願い申し上げます。

○議長（新井利朗君） お諮りいたします。本案は人事案件でございますので、質疑、討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（新井利朗君） ご異議なしと認めます。

よって、質疑、討論を省略し、これより議案第23号 長瀬町教育委員会教育長の任命についてを採決い

たします。

本案を原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（新井利朗君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第23号は原案のとおり同意することに決定いたしました。



◎議案第24号の説明、採決

○議長（新井利朗君） 日程第10、議案第24号 長瀬町教育委員会委員の任命についてを議題といたします。
提案理由の説明を町長に求めます。

町長。

○町長（大澤タキ江君） 議案第24号 長瀬町教育委員会委員の任命についての提案理由を申し上げます。

長瀬町教育委員会委員の矢内哲郎氏の任期は、本年3月31日をもって満了を迎えます。ついては、後任として野口健一氏を任命することについて議会の同意を得たいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、この案を提出するものです。

野口健一氏は滝の上区にお住まいで、昭和52年に農林水産省に入省されましたが、昭和59年から埼玉県立皆野高校学校教諭、平成元年から東松山、秩父、毛呂山の特別支援学校の教諭として勤務され、平成25年に定年退職され、現在に至っております。非常に教育関係に経験豊富な方でございます。

よろしくご審議のほど、ご同意賜りますようお願い申し上げます。

○議長（新井利朗君） お諮りいたします。本案は人事案件でございますので、質疑、討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（新井利朗君） ご異議なしと認めます。

よって、質疑、討論を省略し、これより議案第24号 長瀬町教育委員会委員の任命についてを採決いたします。

本案を原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（新井利朗君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第24号は原案のとおり同意することに決定いたしました。



◎総務教育常任委員会所管事務調査の中間報告の件

○議長（新井利朗君） 日程第11、総務教育常任委員会所管事務調査の中間報告の件を議題といたします。

総務教育常任委員長より中間報告をしたいとの申し出があります。

お諮りいたします。本件は申し出のとおり報告を受けることにしたいと思っております。ご異議ございませんか。

〔異議なし〕という人あり〕

○議長（新井利朗君） ご異議なしと認めます。

よって、委員長から申し出のとおり、中間報告を受けることに決定いたしました。

総務教育常任委員長の報告を許します。

○総務教育常任委員長（村田徹也君） 総務教育常任委員会では、2つの柱で所管事務調査を行うということとで取り組みましたが、本年度、障害教育の現状について、次年度については地域包括支援センターを中心に調査を行うという計画であります。

本年度は、特に障害教育に視点を当て、保育園、小学校、中学校、県立秩父特別支援学校、いきいき館を訪問するなど、継続調査しました。

そこで、障害の認定、発達障害等の見極めには専門職の配置が必要であること。特別支援学校では地域障害教育のセンター的役割を果たすので、連携を密にする必要がある。障害教育の最終目的は社会的自立である。これらのために、社会教育の充実や財政的支援が必要であることなどを知ることができ、今後さらにノーマライゼーションの普及が必要であることなどを確認しました。

以上です。

○議長（新井利朗君） これより中間報告に対する質疑に入ります。

質疑はございませんか。

〔なし〕という人あり〕

○議長（新井利朗君） 以上で総務教育常任委員長の所管事務調査の中間報告を終了いたします。



◎総務教育常任委員会の閉会中の継続審査の件

○議長（新井利朗君） 日程第12、総務教育常任委員会の閉会中の継続審査の件を議題といたします。

会議規則第74条の規定により、お手元にご配付いたしました申出書のとおり、閉会中の継続審査の申し出がありました。

お諮りいたします。委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ございませんか。

〔異議なし〕という人あり〕

○議長（新井利朗君） ご異議なしと認めます。

よって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。



◎総務教育常任委員会、経済観光常任委員会及び議会運営委員会の閉会中の継続調査の件

○議長（新井利朗君） 日程第13、総務教育常任委員会、経済観光常任委員会及び議会運営委員会の閉会中の継続調査の件を議題といたします。

会議規則第74条の規定により、お手元にご配付いたしました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りいたします。各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（新井利朗君） ご異議なしと認めます。

よって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。



◎閉会について

○議長（新井利朗君） お諮りいたします。

本定例会の会議に付された事件は全て終了いたしました。会期日程はまだ残っておりますが、会議規則第7条の規定により、本日で閉会したいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（新井利朗君） ご異議なしと認めます。

よって、本定例会は本日で閉会することに決定いたしました。



◎町長挨拶

○議長（新井利朗君） 閉会に当たり、町長より挨拶のため発言を求められておりますので、ここで挨拶を許します。

町長。

○町長（大澤タキ江君） 定例会の終了に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

今議会では、新規条例案などの24件の重要案件につきまして慎重なご審議をいただき、いずれも原案どおりご承認、ご議決を得ることができました。まことにありがとうございました。これらの審議の過程でいただきましたご意見、ご提案につきましては、十分これを検討し、対応してまいりたいと存じます。

平成28年度は、計画最終年度を迎える第4次総合振興計画の総仕上げをしていくとともに、町民が主役のまちづくりをさらに進めるため、町民の皆様が安心して暮らすことのできる施策を、長瀬町まち・ひと・しごと創生総合戦略に基づく施策を、職員一丸となって進めてまいり所存でございます。当面する事業、課題等に対して、議員の皆様のご指導、ご協力をいただき、引き続き町政の円滑な運営へのご協力をよろしくお願いいたします。

最後に、皆様のますますのご活躍とご健勝をお祈りいたしまして、閉会の挨拶といたします。ありがとうございました。



◎閉会の宣告

○議長（新井利朗君） 閉会に当たり、一言ご挨拶申し上げます。

今期定例会は、平成28年度当初予算を初め、条例の制定、改正等、町政当面の諸議案を審議いたしましたが、議員各位のご精励により、付議された全ての議事が終了し、閉会できますことに感謝申し上げます。

また、町長を初め執行部各位におかれましても、常に真摯な態度をもって審議に協力されましたご労苦に対し、深く敬意を表します。

なお、各議案の執行に当たりましては適正な運用をもちまして、町政進展のため一層の努力をいただきますようお願い申し上げます。

以上をもちまして平成28年第1回長瀬町議会定例会を閉会いたします。

大変ご苦勞さまでございました。

閉会 午後5時39分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成28年6月1日

議 長 新 井 利 朗

署 名 議 員 岩 田 務

署 名 議 員 村 田 徹 也

署 名 議 員 野 口 健 二